



山形県公報

平成26年5月30日(金)

号 外 (18)

目 次

公 告

○包括外部監査結果に関する報告の公表…………… (監査委員) …… 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人尾形吉則から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月30日

山形県監査委員	坂	本	貴	美	雄
山形県監査委員	児	玉			太
山形県監査委員	会	田	稔		夫
山形県監査委員	加	藤			香

平成26年 5月30日印刷
平成26年 5月30日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056

平成26年5月30日（金）

山形県公報 号外（18）

平成 25 年度

包括外部監査の結果報告書

（テーマ）歳入に関する事務の執行について

平成 26 年 3 月

山形県包括外部監査人

尾形吉則

第1章	総論.....	2
第1	包括外部監査の概要.....	2
1	監査の種類.....	2
2	選定した特定の事件（テーマ）.....	2
3	特定の事件を選定した理由について.....	2
4	包括外部監査の実施期間.....	3
5	包括外部監査の対象期間.....	3
6	包括外部監査の方法.....	3
7	包括外部監査人および補助者の氏名・資格.....	4
8	利害関係.....	4
第2	県の財政の概況.....	5
第3	包括外部監査の監査結果.....	12
1	監査の結果について.....	12
2	監査結果及び意見の要約リスト.....	13
第2章	各論.....	22
第1	使用料及び手数料収入.....	22
第2	未収金の徴収事務.....	74
第3	県税収入の管理事務.....	157
第4	多様な財源の確保.....	178

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

歳入に関する事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

山形県を取り巻く環境は、少子高齢化を伴う人口減少、社会保障関連経費の増加、歳入の減少等、全国的な状況と同様に非常に厳しい状況にある。このような環境の中、山形県では、平成25年3月に今後4年間の県の行財政改革の方向性を示す「山形県行財政改革推進プラン」を策定しており、この中で「持続可能な財政基盤の確立」が掲げられている。

監査人の考えとしては、財政健全化に向けては、行政経費の節減、事務の効率化の徹底、総人件費の抑制などによる歳出の見直しが重要であることは当然のことである。同時に、年々歳入規模が減少している現状を鑑みると「歳入の確保」が重要な課題となる。このためには、県税徴収率改善の取組みは十分か、未収金発生 of 未然防止・早期回収は推進されているか、収入に係るコスト意識の醸成がなされているか、新たな財源確保に努めているか、等の様々な視点からの取組みが求められる。

「山形県行財政改革推進プラン」では、歳入の確保方法として、

- ① 県税収入の確保
- ② 未収金対策の推進
- ③ 受益者負担の適正化
- ④ 多様な財源の確保

が挙げられており、取り巻く環境が厳しく財政基盤の確立にとって重要な時期であればこそ、県における改革の方向性と機軸を合わせつつ、包括外部監査人としても歳入事務全般について総括的に検討し意見を述べることは意義の大きいことと考え、今回の包括

外部監査テーマに選定した。

4 包括外部監査の実施期間

平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として平成 24 年度の執行分
(必要に応じて他の年度も対象とする。)

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 収納事務が法令、規則等に準拠しているか
歳入に関する収納事務手続きが定められた方法に基づき行われているかに着眼する。
- ② 他自治体、民間事例に照らし使用料・手数料の設定水準は妥当か
使用料収入や手数料収入で山形県の裁量で金額の決定が可能な項目について、その設定水準が妥当かについて着眼する。
- ③ コスト意識を持って徴収事務が行われているか
徴収事務を行うに当たり、収入規模にふさわしくない事務費がかかっていないかコスト意識の観点に着眼する。
- ④ 多様な財源確保に努めているか
県として新たな財源となる項目がないか、また既存収入の収入増加が見込まれる項目がないか、基金・特別会計資金は有効に活用されているかについて着眼する。

(2) 監査手続

- ① 資料の閲覧、分析等
- ② 各部局へのヒアリング
- ③ 歳入事務執行の現場調査 (原始証憑の査閲と証憑突合)
- ④ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤ その他必要とした手続き

7 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 尾 形 吉 則

(2) 補助者

公認会計士 柴 田 真 人
公認会計士 近 芳 弘
公認会計士 野 崎 由 紀 子
公認会計士 天 野 孝 俊
公認会計士 松 田 卓 也
公認会計士 鎌 田 礼 哉

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 県の財政の概況

平成 24 年 12 月の政権交代後の経済政策（いわゆるアベノミクス）により円安・株高が進み、日本経済は全体として景気回復に向けた動きが見受けられ、個人消費も消費マインドの改善により一部回復の兆しが現われている。企業の設備投資や個人の所得は持ち直しつつあるが、平成 26 年 4 月の消費税増税、燃料費高騰等の不安定要素が大きく、先行きの景気回復については依然として不透明な状況で推移している。

こうした状況のなか、地方財政は程度の差はあるものの、総じて厳しい状況にあり、山形県においても例外ではない。

過年度の歳入決算額の推移からは、平成 24 年度にはやや持ち直したものの自主財源である「県税」の減少傾向がうかがえる。また、歳出決算額からは民生費（介護保険制度の推進や子育て家庭への支援）や商工費（商工業や観光の振興）の伸びがうかがえる。

「山形県財政の中期展望（平成 26 年 2 月 総務部）」によれば、平成 26 年度一般会計当初予算では、県税収入が増収となる一方で、社会保障関係経費や公債費等が増加することにより、159 億円の財源不足が生じたとある。県有財産の売却や有効活用、基金や特別会計資金の活用、県債の活用等によりさらなる歳入確保を図り、人件費の縮減や行政経費の節減・効率化に取り組んだ結果、全体として 98 億円の財源確保により財源不足を圧縮し、不足する 61 億円については、調整基金を取り崩して対応している。平成 26 年度末の調整基金予算残高は 240 億円であり、県の貯金は低水準にあるといえる。

平成26年度一般会計当初予算では、県税収入が増収となる一方で、社会保障関係経費や公債費等が増加することにより、159 億円の財源不足額が生じました。

これに対し、県有財産の売却や有効活用、基金や特別会計資金の活用、県債の活用等により、さらなる歳入確保を図るとともに、人件費の縮減や行政経費の節減・効率化に取り組み、より一層の歳出削減に努めました。その結果、全体として98 億円の財源確保対策を講ずることで、財源不足額を圧縮し、なお不足する61 億円については、調整基金を取崩し収支の均衡を図りました。

今後を展望すると、一定の経済成長が見込まれたとしても、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどによって、ここ数年は引き続き多額の財源不足額が生じるものと見込まれます。

この「山形県財政の中期展望」は、財政収支の中期的な見通しを示すとともに、財源不足額の解消のための対策検討の指針とするものです。

「山形県財政の中期展望（平成 26 年 2 月 総務部）」より抜粋

こうした状況において、歳入・歳出の両面から財源不足解消に向けた取組みが必要であることは明確である。歳出面においては、事務事業の見直し、行政経費の節減、事務

の効率化・適正化、組織のスリム化等が具体的な検討課題となろう。

一方、歳入面においては、景気の回復基調により県税収入の伸びは期待できるが、平成 26 年 4 月からの消費税の増税を控え、その効果の持続性は不明確である。

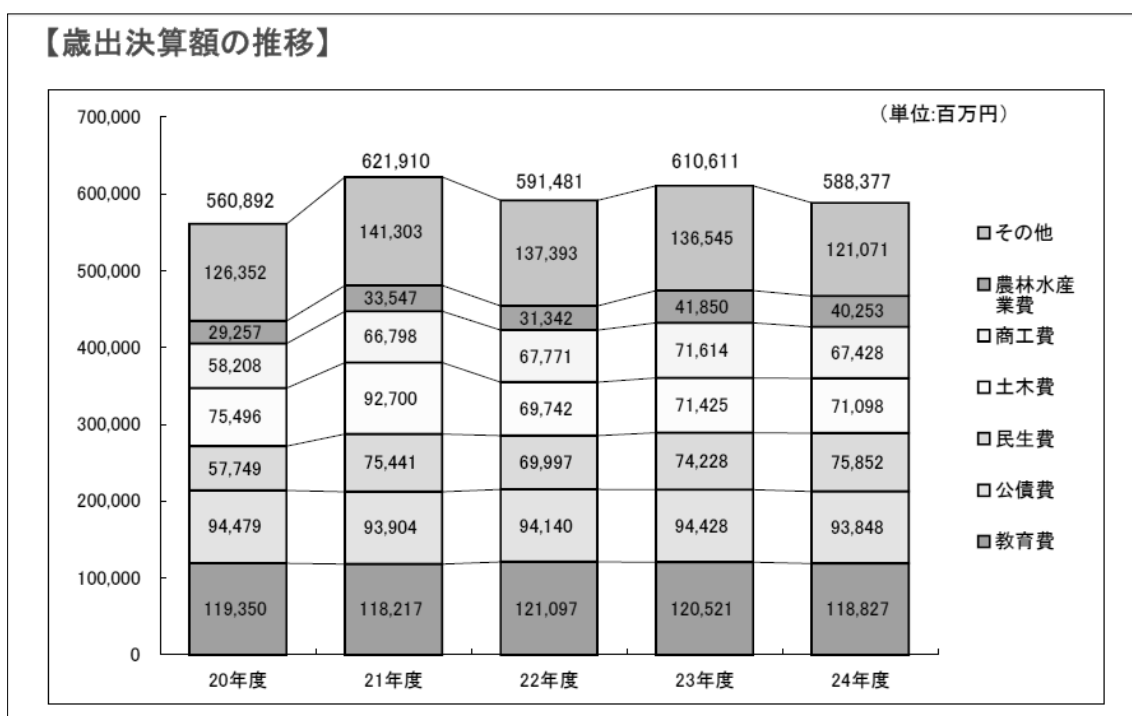
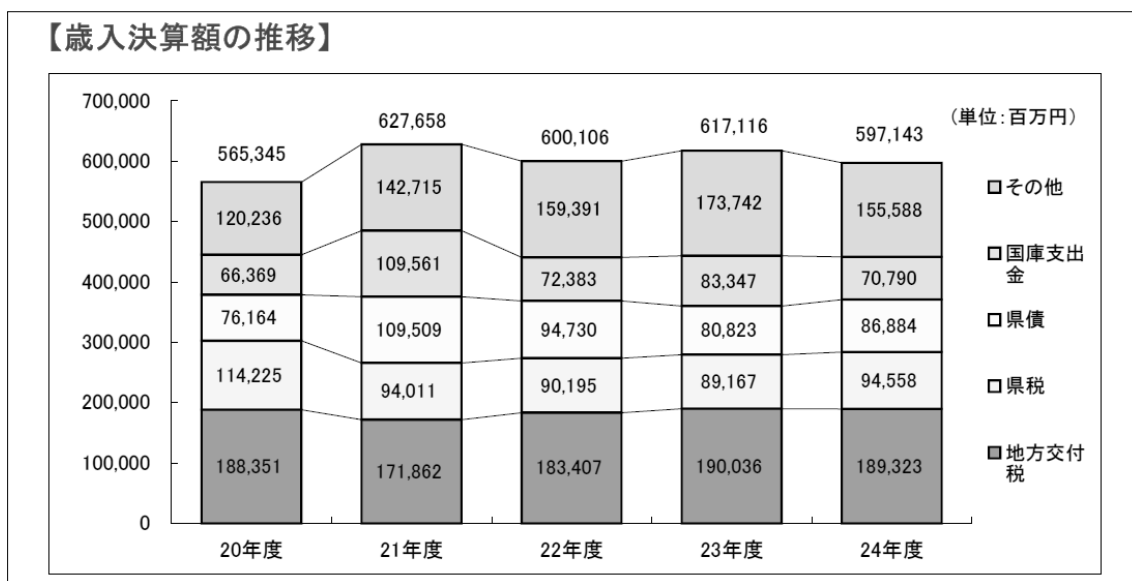
こうした厳しい状況のなか、「山形県行財政改革推進プラン（平成 25 年 3 月）」に示されるように、収納率アップによる県税収入の確保、未収金発生の防止と早期回収、使用料・手数料収入の適正化、多様な財源確保といった政策が近々の課題である。

今年度の包括外部監査は、山形県におけるこれらの歳入確保の取組みの現状を把握し、分析することによって、その改善策や意見を提言することとした。

以下に、現状把握の資料として、①山形県の歳入歳出決算の推移、②平成 24 年度の歳入歳出決算の概要、③平成 25 年度の一般会計歳入歳出予算を記載する。

① 過年度の歳入歳出決算の推移

平成 20 年度から平成 24 年度までの歳入歳出決算の推移は以下のとおりである。

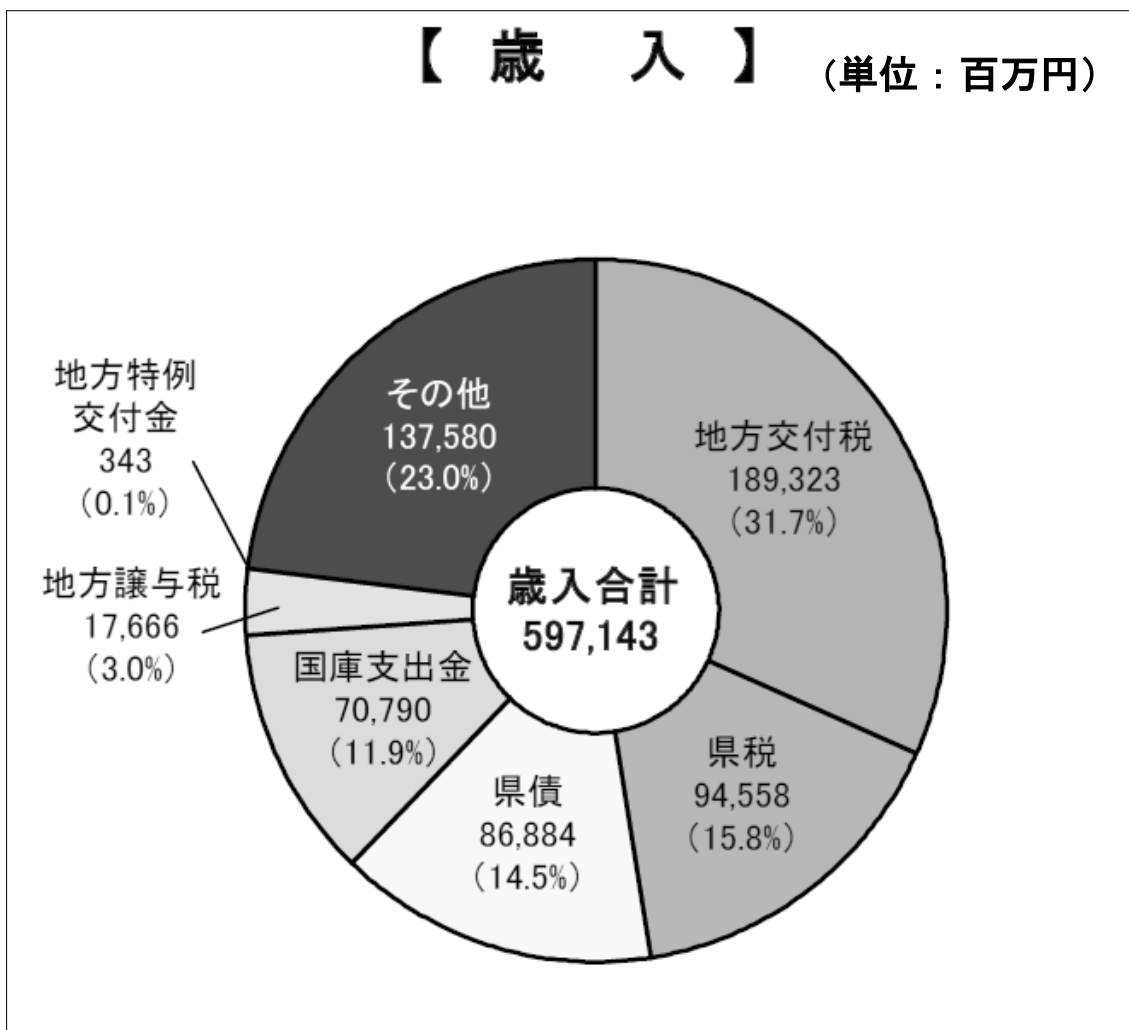


(山形県ホームページ「一般会計山形県歳入歳出決算について」より)

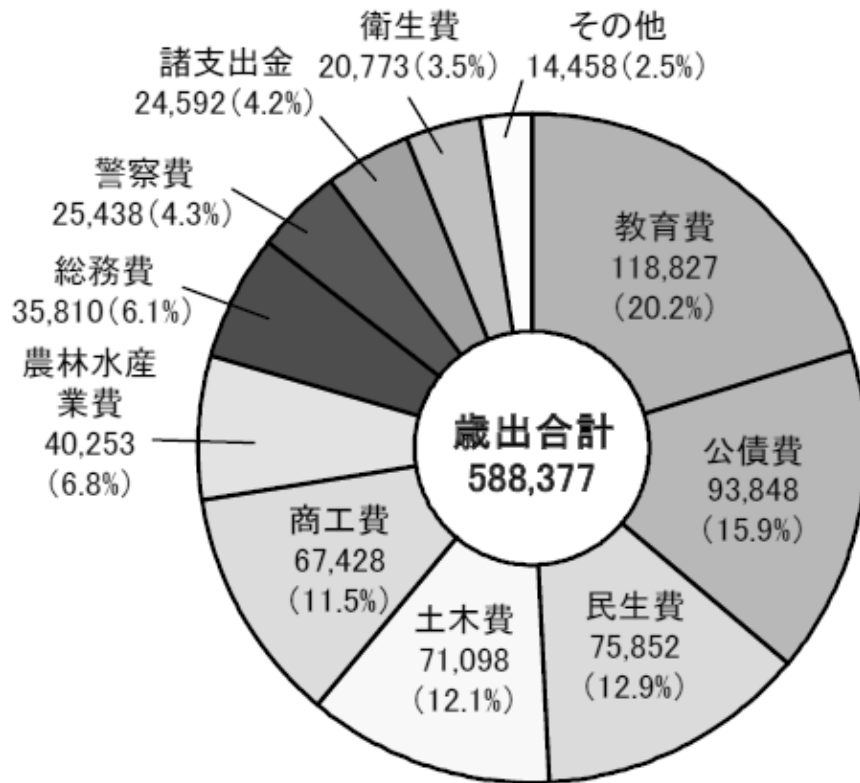
② 平成 24 年度の歳入歳出決算の概要

歳 入	歳 出	実質収支（歳入－歳出－繰越財源）
597,143百万円	588,377百万円	3,353百万円の黒字

・ 歳入・歳出とも、前年度より減少（歳入：3.2%減、歳出：3.6%減）



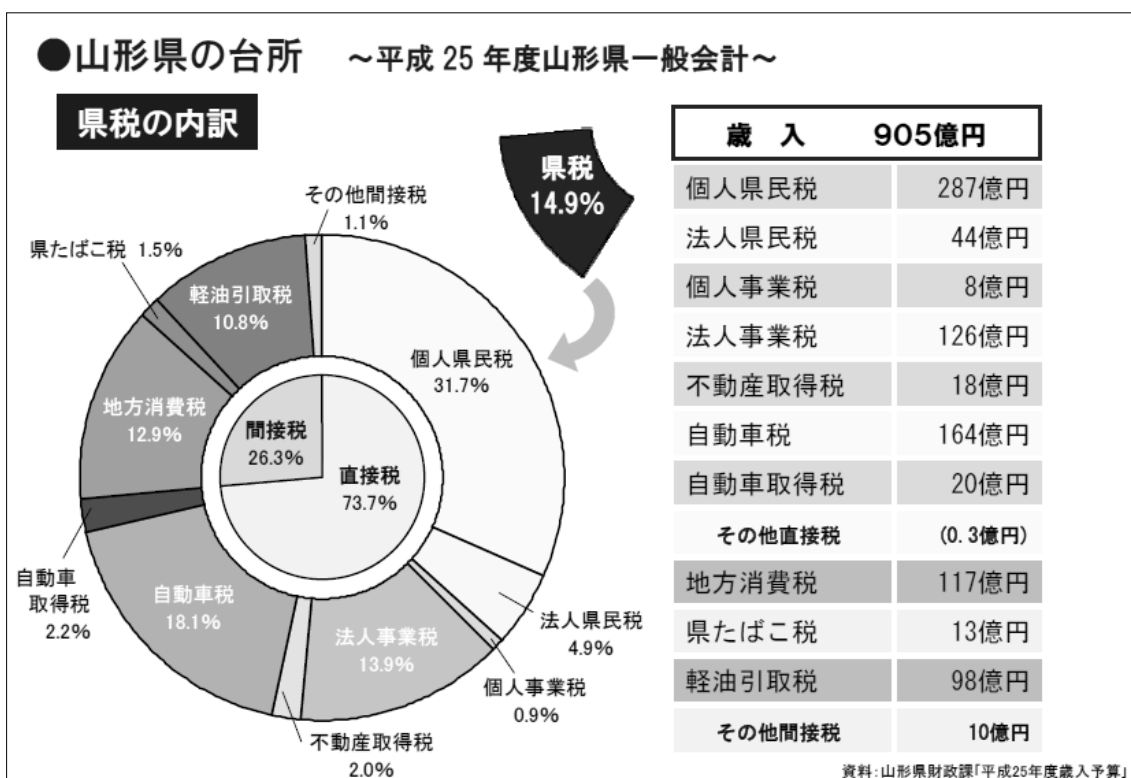
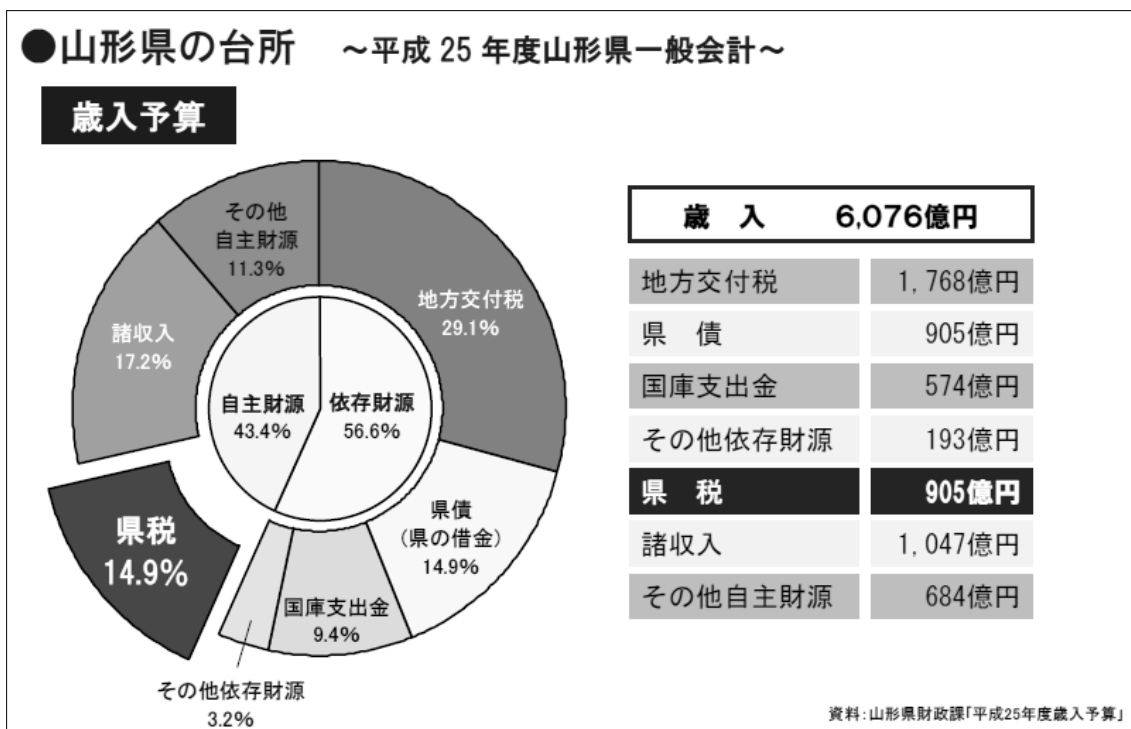
【 歳 出 】 (単位:百万円)



《 主な歳入 》	決算額	(対前年度比)	《 主な歳出 》	決算額	(対前年度比)
地方交付税	189,323 百万円	(△0.4%)	教育費	118,827 百万円	(△1.4%)
県税	94,558 百万円	(6.0%)	公債費	93,848 百万円	(△0.6%)
県債	86,884 百万円	(7.5%)	民生費	75,852 百万円	(2.2%)
国庫支出金	70,790 百万円	(△15.1%)	土木費	71,098 百万円	(△0.5%)
地方譲与税	17,666 百万円	(2.1%)	商工費	67,428 百万円	(△5.8%)
			農林水産業費	40,253 百万円	(△3.8%)
			総務費	35,810 百万円	(△5.5%)

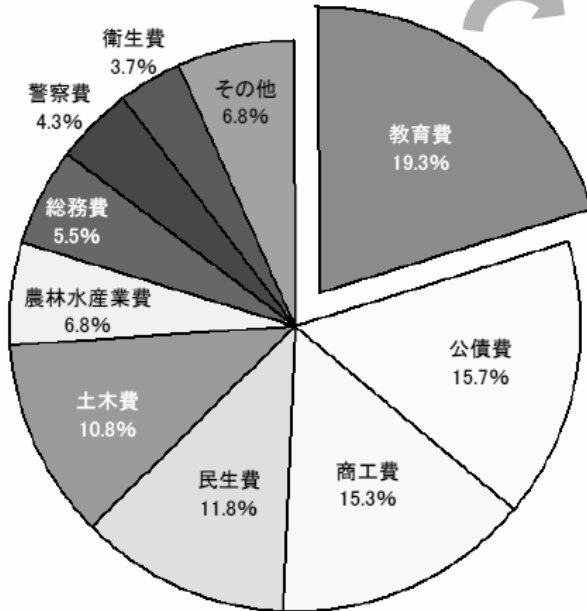
(山形県ホームページ「平成24年度一般会計歳入歳出決算の概要について」より)

③ 平成 25 年度の一般会計歳入歳出予算



●山形県の台所 ～平成 25 年度山形県一般会計～

歳出予算



小・中・高校生1人当たりの
国と県の年間教育費負担額

(山形県と国の負担額の合計 平成22会計年度)



小学生
1,263,076円



中学生
1,231,817円



高校生
1,214,763円

資料: 文部科学省「地方教育費調査」

(山形県ホームページ 平成 25 年度「わたしたちの暮らしと県税」より)

第3 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反または不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果および意見については、特段の断りがない場合は、平成26年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

NO	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
使用料及び手数料収入			
1	<p>(土地建物使用料)</p> <p>庁舎の一部を使用する民間団体について</p> <p>原則として、収益事業を行う民間団体には使用許可を出すことはできないが、例外的に使用を許可し、当該庁舎使用に係る使用料について過去の経緯から 100%減免を行っている例がある。県と当該民間団体との間で、詳細な使用期間の取り決めがないのが現状であり、民間団体の庁舎使用について、減免期間を含めた今後のあり方を明確にするよう検討されたい。</p>	意見	P28
2	<p>(土地建物使用料)</p> <p>使用許可及び減免に係る事務について</p> <p>実務上、使用許可及び減免に係る事務について、担当者が判断に迷う使用許可申請または減免申請がある。「Q&A」の作成、研修体制の充実、本庁所管課における過去事例の引き継ぎ等より、実務の効率化を図りながら、使用許可業務が円滑に行われる対応を検討されたい。</p>	意見	P28
3	<p>(パーキングメーター作動等手数料)</p> <p>パーキング・メーターの設置継続の要否について</p> <p>パーキング・メーターの運用について、費用が収入を上回る状態にある。しかし、駐車違反を防止するとの観点からは、財務情報だけをもって、パーキング・メーターの要否を検討すべきではない。道路の占用は交通安全の観点から制限されるべきである法律の趣旨、駐車している車によって通行が阻害されていることなども総合的に考慮しなければならない。財務情報及び非財務情報を活用し、パーキング・メーターの設置継続の要否を引き続き検討されたい。</p>	意見	P33
4	<p>(道路占用料)</p> <p>道路占用許可の更新手続きについて</p>	意見	P37

	<p>「山形県道路占用規則」によれば、占用予定者は占用期間開始 1 か月前に申請し、県の許可を受けるべきところ、占用開始後の許可となった案件がある。事後許可による占用が発生しないよう、早期に更新手続きが完了するように対応すべきである。</p>		
5	<p>(道路占用料) 道路占用者からの申請漏れについて</p> <p>公衆街路灯の設置に関する占用許可申請を行わないまま、過去から道路を占用していた案件が確認された。県として、日常の道路パトロールの強化により、不法占用の防止に留意されたい。さらには「道路管理実務必携」にあるとおり、道路占用許可担当者による定期的及び臨時的なパトロールを実施されたい。</p>	意見	P38
6	<p>(道路占用料) 道路占用者からの申請漏れについて</p> <p>公衆街路灯の設置に関して占用許可の申請漏れが確認された。住民に対して、道路を占用する際には申請を行い、県の許可が必要であることを周知徹底する取組みを検討されたい。</p>	意見	P38
7	<p>(道路占用料) 占用許可及び減免に係る事務について</p> <p>条例や要領に「その他」や「など」のように具体的な記載のない、判断に迷うような許可もしくは減免基準の適用があり、本庁（道路整備課）では、事務の取扱いに注意喚起をすることが必要な場合には、通知を発出するなどして各総合支庁への周知を図っている。ただし、各総合支庁に対して十分な情報提供体制が構築されているとは言えないため、本庁への確認工数や過去資料の再確認の工数を減らすための事務効率を向上するような改善方法を検討されたい。</p>	意見	P39
8	<p>(河川水面使用料及び占用料) 河川区域内の土地の民間団体による占用について</p> <p>占用許可にあたり、河川区域外への移転を促す特記条件を設</p>	意見	P44

	<p>けている許可に関しては、占有者の移転に向けた対応状況を定期的に確認するとともに、今後の占有許可のあり方を検討されたい。</p>		
9	<p>(空港使用料) 米沢ヘリポートの運用のあり方について 米沢ヘリポートの利用状況が低下している中で、収入を大きく超えるコストがかかっている。公共施設であることから、収支状況のみをもって運用のあり方を判断するべきではないが、米沢ヘリポートの近年の利用実績を踏まえ、今後の運用に際しては、更なるコスト削減や、当初の需要見込み回数達成に向けた利用拡大の取組みを行い、それでもなお改善が見込めない場合には、現状に捉われない多様な視点での検討を図られたい。</p>	意見	P58
10	<p>(駐車場収入) 近隣駐車場との比較について 県営駐車場の場合、営業時間（午後 10 時 30 分）を超えてから出庫することができないため、近隣駐車場と比較すると、利便性は決して高いとは言えない。通常の利用が減少傾向にある中で、利用促進のためには営業時間の延長により、普通利用及び定期利用ともに利用の増加が見込まれるため、駐車場の営業時間の延長を検討されたい。</p>	意見	P68
未収金の徴収事務			
1	<p>(県営住宅使用料) 連帯保証人への弁済請求書の送付について 「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」によれば、納付の督促等をして納付がなく滞納額が家賃の 3 か月分に相当するに至ったときは、滞納者及び連帯保証人に対して請求を行うこととなっているが、連帯保証人への弁済請求書の送付が滞納 8 か月分となるまでなされていない案件があった。要領に従い適正に処理する必要がある。</p>	指摘事項	P80
2	<p>(県営住宅使用料) 事務フローについて</p>	指摘事項	P81

	<p>滞納者及び連帯保証人に対して請求を行う事務手続きについて、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」と「県営住宅家賃滞納整理事務の手引き」の内容に不整合があり、事務フロー図に不備がある。事務処理のよりどころとなる手引きの未更新は現場での処理を混乱させるものであり早期に是正が必要である。</p>		
3	<p>(県営住宅使用料) 催告書送付リストについて</p> <p>催告書発送のためのリストは指定管理者が作成しているが、未納者一覧表から自動作成されないため、作成に大幅な事務時間を費やしている。手作業により作成しているため事務コストがかかっている。未納者一覧表から必要な情報を取り出し、リストの自動作成が可能か検討し、事務コストの削減を検討されたい。</p>	意見	P81
4	<p>(県営住宅使用料) 不納欠損処理について</p> <p>不納欠損処理について、庄内総合支庁ではチェックリストやフロー図を作成し事務の効率化を図っている。このような有効な取組みが他の総合支庁でも共有されるよう検討されたい。</p>	意見	P81
5	<p>(母子寡婦福祉資金特別会計) 審査会の設置について</p> <p>「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」では、貸付の決定について、審査会による審議を規定している。しかし、最上総合支庁では内規により審査会の開催を省略している。本来、貸付資格や保証人の条件、償還計画について合議による話し合いを行うべき審査会が、省略されていることは、なんら合理性がなく、早期に内規を改定し、審査会による合議を行う必要がある。</p>	指摘事項	P91
6	<p>(母子寡婦福祉資金特別会計) 償還指導記録カードについて</p> <p>「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュアル</p>	意見	P92

	<p>ル」において、督励に関する記録簿となる償還指導記録カードの作成を義務付けている。</p> <p>置賜総合支庁では、償還指導記録カードを作成したうえで、母子寡婦記事台帳の機能を利用し同様の内容をシステムに入力している。事務的に同様の作業が行われており、作業の効率を悪化させている。記載内容が網羅させていれば、償還指導記録カードの様式でなくとも可であることを明確にし、二重の事務作業を解消するよう検討されたい。</p>		
7	<p>(母子寡婦福祉資金特別会計)</p> <p>一括催告について</p> <p>各総合支庁では、年1回12月にすべての滞納者・保証人に対して一括催告を実施することとしているが、一部の総合支庁では入金の継続等を理由に一部の滞納者・保証人に対して催告状の発送を実施していない。</p> <p>一括催告はすべての滞納者・保証人に対して年1回は文書で内容を通知する制度であり、例外を作るべきではないと考える。また、整理簿に基づき、総合支庁管轄・市管轄に仕分ける作業も省略でき、業務の効率化にもつながる。例外なくすべての滞納者・保証人に一括催告を行うことを検討されたい。</p>	意見	P92
8	<p>(平成21年度の措置状況 過年度医業未収金)</p> <p>文書催告の区別について</p> <p>文書催告の件数について、本人と保証人を区別した集計を行っておらず、保証人に対する具体的な実施件数を把握することができない。保証人に対する手続についての管理資料として有効に機能するよう、文書催告の件数については本人と保証人を区別して集計を行うことを検討されたい。</p>	意見	P141
9	<p>(平成21年度の措置状況 生活保護返還金)</p> <p>文書による指導について</p> <p>平成22年生活保護基準改定説明会の資料を閲覧したところ、「未収金のある廃止ケースについて担当者間の引き継ぎに留意すること(文書保存年限5年経過後も廃棄しない等、対応すること)」を出席者に口頭で指導した旨の記録があった。</p>	意見	P153

	<p>地方公共団体の人事政策により所管の担当者は数年で交代となる場合が多く、その場限りの口頭による指導ではその有効性は確保されないと考える。当該指導に関して、文書での通知や規程へ盛り込むなどの対応が必要である。</p>		
<p>県税収入の管理事務</p>			
1	<p>(滞納整理の強化) 滞納繰越分の徴収率について</p> <p>個人県民税の滞納繰越額は累積的に増加しており、全体の徴収率の押し下げ要因となっているため、県税収入確保の観点から、滞納繰越分の徴収率向上が必要である。現年課税分の徴収率を維持するとともに、差押・公売等法的手続を徹底し、滞納繰越分の徴収率向上を図られたい。</p>	意見	P171
2	<p>(納税環境の整備) 返戻整理簿の更新について</p> <p>自動車税の納税通知書の返戻整理簿について、村山総合支庁において一定期間更新されていない。返戻整理簿が適時に更新されないことは、納税通知書の転送や納付書の再発送の遅れにつながり、税収確保の阻害要因となり得る。返戻整理簿を適時適切に更新し、転送や納期限変更の事務手続きの確実な実施を担保されたい。</p>	意見	P176
<p>多様な財源の確保</p>			
1	<p>(自動販売機設置場所貸付収入) 自動販売機設置場所貸付に係る入札説明書の記載について</p> <p>入札説明書の記載について、年間販売本数を把握しているにも関わらず「不明」として募集をした案件があった。販売本数は、業者が入札の意思決定をする上での有用な情報であり、今後は情報の記載漏れのないよう対応されたい。</p>	意見	P183
2	<p>(自動販売機設置場所貸付収入) 入札制度への移行状況について</p> <p>病院事業局については、福祉団体等が設置した自動販売機や募金付き自動販売機以外に、民間団体に対しての使用許可による自動販売機設置事例が確認された。病院事業局の経営</p>	意見	P184

	<p>上、これらの自動販売機の設置を入札方式に切り替えることは有益と考えられるため、病院事業局においても「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」を参考に、自動販売機設置にかかる入札方式の導入を検討されたい。</p>		
3	<p>(命名権収入) 県が開示している情報について 命名権の対象となる施設について開示例をさらに充実させるべきと考える。具体的には、対象施設の概要のうち、施設利用者数については、一覧表と併せて開示することを検討されたい。また、現状例示されている施設以外の例示の拡充や、公園や運動場などのように施設をグループ分けするなどして開示を検討されたい。</p>	意見	P191
4	<p>(アンテナショップに係る収入) 賃料等の今後の見直しについて アンテナショップの運営事業者からの賃料について、定期的に見直す必要がある。そのためには、運営事業者の収支状況を把握する必要があるが現状決算書等の入手を行っていない。新規に運営事業者を募集する際はもちろん、既存の運営事業者との契約更新の際にも、契約額の定期的な見直しのために、収支状況を把握できる決算書等の提出を求めていくことを検討されたい。</p>	意見	P198
5	<p>(余剰電力売電収入) 一般競争入札実施対象の拡大について 平成25年度に予定している管理用発電を行っているダムの売電について蔵王ダムを対象外としている。蔵王ダムの余剰電力は、大部分を山形県庁舎で消費しており、平日夜間と土日祝日の発電分が主に売却対象となるため、買取事業者が限定される可能性はあるが、他のダムと同様、一般競争入札の実施を検討されたい。</p>	意見	P205
6	<p>(広告掲出事業に関する収入) 広告媒体の拡大について 「県庁舎内広告」掲出については、不調となる入札案件が</p>	意見	P208

	<p>あるという現状から、広告媒体を拡大できる余地は少ないと考える。ただし、県庁舎以外の県有施設への広告掲出スペース拡充は検討する余地があると考え。県では、「県有財産の総合的な管理・活用の推進」に取り組むこととしており、県有財産の有効活用の観点から、各県有施設の特徴を活かし企業広告の拡大についても検討されたい。</p>		
7	<p>(広告掲出事業に関する収入) ホームページバナー広告について 「山形県ホームページバナー広告」に関しては、スペース上、バナー枠を増やすことは可能であるが、既存の枠に空きが生じている現状では、検討する余地は少ないと考える。しかしながら、アクセス数自体は月平均約 243,000 件と広告媒体としては十分価値があるため、収入確保に向け募集方法等を検討されたい。</p>	意見	P209
8	<p>(やまがた緑環境税) 市町村との連携について みどり環境交付金事業の普及のためには県と市町村との連携が不可欠である。県は各市町村の広報の取組を定期的に把握するなどし、普及広報がより徹底されるよう対応されたい。また、やまがた緑環境税がどのように使われているか県民の目に見える形での周知活動・普及活動の取組を一層増やしていくことを検討されたい。</p>	意見	P223
9	<p>(産業廃棄物税) 基金残高について 産業廃棄物税基金は、残高が増加傾向にあり、収入が支出を上回る状況にある。県は税金として収受した基金を有効に活用する責任があり、増加傾向にある産業廃棄物税基金について、基金残高を適正に管理していくための具体的な方策を明確にされたい。</p>	意見	P230
10	<p>(産業廃棄物税) 課税事務調査について 山形県産業廃棄物税事務処理要領の 13 節では、「申告額の</p>	指摘事項	P234

	<p>妥当性を検証するため定期的に（原則として1年度に1回） 実地調査を行うものとする。」と定めている。しかし、「原則 として1年度に1回の取り扱いについて」の解釈が総合支庁 間で異なっていた。1年度に1回1業者のみの検査では、業 者数が増えるほどすべての業者を検査するのに年数を要し、 課税事務調査の合理性が損なわれる恐れがある。よって、早 期の文言の見直し又は運用の統一を図る必要がある。</p>		
11	<p>（産業廃棄物税） 調査報告書の様式について</p> <p>課税事務調査実施時の調査報告書については、様式が定めら れていないことから、各総合支庁において独自のチェックリ ストを作成したり、異なる様式で調査報告書が作成されてい る。総合支庁間での情報の共有を図り、より効果的かつ効率 的な課税事務調査に努めていただきたい。</p>	意見	P234
12	<p>（産業廃棄物税） 許可証の返還について</p> <p>許可証の更新の際には、旧許可証を返還しなければならない が、許可証を紛失したため、旧許可証の返還がなされないまま新 許可証を交付した事例があった。要領上はあくまでも更新の際 には原本を返還しなければならないのであるから、上記のよ うな簡便な運用は認められないと判断する。今回の事例は内 規としての要領に反しているため、今後は要領に従った処理が なされるよう運用を徹底する必要がある。</p>	指摘事項	P235

第2章 各論

第1 使用料及び手数料収入

使用料及び手数料収入総括

山形県の歳入のうち、「使用料及び手数料収入」は重要な財源のひとつである。「使用料及び手数料収入」には、行政財産の目的外使用等の対価として、その利益を受ける者から徴収するものや、特定の者に提供する役務に対して、その費用を償うために徴収するものなどが含まれる。

山形県においても、「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」で受益者負担の適正化のため、毎年度、使用料及び手数料の適正な見直しを行うこととしている。

（山形県の取組み）

③ 受益者負担の適正化

行政サービスに対する受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料について、毎年度検証のうえ、適正な見直しを行う。

（「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」より抜粋）

上記のとおり、使用料及び手数料については、受益者負担の観点から、適正な料金水準の設定を行うことを目指している。

下記では、平成24年度山形県歳入歳出決算（一般会計、特別会計）の事項別明細書に記載されている「使用料及び手数料」のうち、金額の多寡、他県の監査事例で同様の課題が内在していると考えられる項目で、特に監査を実施すべきと考える項目について、監査対象とした。

（監査対象）

- ① 土地建物使用料
- ② パーキングメーター作動等手数料
- ③ 道路占用料
- ④ 河川水面使用料及び占用料
- ⑤ 空港使用料
- ⑥ 駐車場収入（公営企業会計のうち、駐車場事業に係る収入）

1. 土地建物使用料

(収入概要)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）において、地方自治体が保有する行政財産に対して、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可し、使用料を徴収することが出来るとされている。また、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。

「地方自治法」より抜粋

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

上記を受け、山形県は「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例」において具体的な使用料について規定している。

「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例」より抜粋

(行政財産の使用)

第10条 行政財産を使用させるときは、他の条例に特別の定めがあるものを除き、別表(※)に定める使用料（他の法令により他人の土地等を使用することができる者に対し、当該土地等を使用させる場合において、当該法令に使用の対価が定められているときは、当該対価に相当する使用料）を徴収する。ただし、公用又は公共用に供するとき、及び知事が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

※ 別表略

さらに、山形県では「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」において、使用許可できる場合等について下記のとおり、定めている。

「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」より抜粋

第1 意義

行政財産は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の規定により、行政目的を達成するものであることから売払い、交換等が禁止されているが、そ

の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされている。これは、行政財産であっても、本来の用途又は目的を妨げない限度において使用させることによって、行政財産自体の効用を助長する場合もあるからである。しかし、行政財産の目的外使用許可は、財産の例外的運用である。したがって、使用させる行政財産については、必要最小限にとどめ、原則として現状のまま使用させることとし、容易に原状回復ができる状態にしておく必要がある。

第2 使用許可の範囲

1 使用許可基準

～ 略 ～

行政財産の使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときに限り、行政財産の使用を許可することができる。(財産規則第32条)

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、特に必要と認められるとき。
- (2) 県の事務又は事業を推進することに効果があると認められるとき。
- (3) 公の学術調査、研究、公の施策等の普及宣伝その他公共の目的のための講演会、研究会等の用に短期間使用するとき。
- (4) 水道事業、電気事業その他の公益事業のため使用することが、やむを得ないと認められるとき。
- (5) 職員その他県の施設を利用する者のための食堂、売店その他の福利厚生施設を設置するとき。ただし、自動販売機を設置するときは、原則として地方自治法施行令第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の貸付けで対応することとする。
- (6) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用するとき。
- (7) その他特に総務部長が認めるとき。

「その他特に総務部長が認めるとき」とは、次の場合とする。ただし、県の事務事業に支障のない場合に限る。

- ① カーブミラーや防犯灯の設置のように公共の見地からの要請が強い場合において、僅少な面積について使用を認める場合。
- ② 県に寄付する建物又は工作物を築造又は設置するため、寄付しようとする者が使用するとき。
- ③ 次のいずれかに該当し、使用期間が一時的であり、かつ、使用目的が営利を目的としないとき。

ア 交通事情の見地から、公共的団体（町内会及び実行委員会等を含む。以下この項において同じ。）に庁舎等の一部を駐車場として使用させることがやむを得ないとき。

イ 庁舎等の一部を公共的団体の主催する催し物の会場として使用するとき。

- ④ 次のいずれかに該当し、当該施設の使用を認めないことが県の立場上又は社会的、

経済的見地から妥当でない場合。

ア 県の試験研究施設等を使用しなければ、試験、研究、試作等が困難な場合において、当該施設を使用するとき。

イ 隣接地の所有者が県有地を使用しなければ、下水を下水道まで通過させることがない場合等において、下水管等を設置するとき。

⑤ その他上記①から④までに掲げる場合に準ずる場合であって、庁舎等の一部を使用させることが真にやむを得ないとき。

この場合はきわめて例外的な取扱いであるから、制限的に運用するものであり、許可申請があった場合は、総務部管財課長（以下「管財課長」という。）を経て総務部長に協議すること。

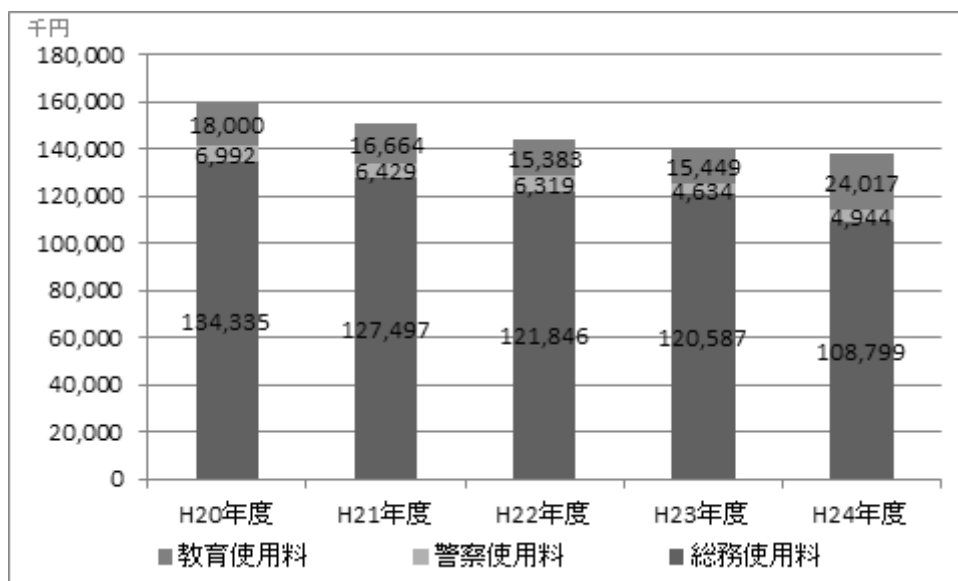
（減免について）

山形県では、同要領において、減免の範囲及び減免割合を以下のとおり、規定している。公共性、公益性のある事業を行っている場合の他、その他として、特例的に減免を実施する場合がある。また、土地建物の使用に係る金額は減免であるが、原則として光熱水費は減免の対象外である。

減免区分 使用区分	免除することができるもの	50%減額することができるもの	摘要
(1) 国、他の地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に供するとき	直接かつ無償で公共の用に供するとき	公用に供するとき	
(2) 県の事務又は事業を推進することに効果があると認められる場合において、その事務又は事業の用に供するとき。			
① 県職員の組織する共済組合、互助会、職員団体その他これらに類する団体が、その事務又は事業の用に供するとき	左欄の場合		
② 社会的貢献活動を行うことを主たる目的とする特定非営利活動団体に施設を使用させるとき	収益事業を行わないとき	収益事業を行うとき	
③ その他	収益事業を行わないとき	収益事業を行うとき	
(3) 公の学術調査、研究、公の施策等の普及宣伝その他公共の目的のための講演会、研究会等の用に短期間使用するとき	収益事業を行わないとき	収益事業を行うとき	
(4) 水道事業、電気事業その他の公益事業を行う団体が、当該事業の用に供するとき	公益事業が地方公営企業法の適用を受けているとき		
(5) 職員その他県の施設を利用する者のための食堂、売店その他の福利厚生施設を設置するとき	営利を目的としない団体（共済組合等を含む。）が経営し、県が価格、料金等について規制又は承認しているとき	営利を目的とする法人又は個人が経営し、県が価格、料金等について規制又は承認しているとき	
(6) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用するとき	左欄の場合		
(7) その他	上記(1)～(6)までのほか、特に必要があると認めるときは、免除又は減額することができる。 (この取扱いについては、管財課長を経て総務部長に文書により協議するものとする。)		

(「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」より抜粋)

(収入推移)



土地建物使用料について、歳入歳出決算書付属書類の中で行政財産の所管部署によって、総務使用料、教育使用料及び警察使用料に区分されて計上されている。

総務使用料は知事部局である総務部（主に管財課）で所管している行政財産から、教育使用料は教育庁で所管している行政財産から、警察使用料は警察本部で所管している行政財産からの目的外使用により受け取る使用料収入である。

当該収入については減少傾向が続いており、平成 20 年度には 1 億 59 百万円の収入があったが、平成 24 年度までに 1 億 37 百万円まで減少している。

(実施した手続き)

監査人は、本庁、村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁、庄内総合支庁において、ヒアリング及び現地調査を行い、サンプルを抽出した取引に関して、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に基づいて、行政財産の目的外使用に関する使用許可申請事務手続き、及び減免事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、使用許可財産の範囲及び減免基準の判断が本庁及び各総合支庁で相違がないかについても合わせて確認している。

(監査の結果)

(1) 使用許可及び減免事務の取扱いについて

監査の結果として、確認を実施した案件について、行政財産の目的外使用許可及び減免の手続きは要領に基づいて行われていた。また、使用許可財産の範囲及び減免基準の判断については、使用許可または減免に疑念がある場合は、事前に管財課に確認を行うことによって、全庁的に判断が統一化されていると考える。

(2) 庁舎の一部を使用する民間団体について

複数の庁舎に関して、それぞれ民間団体が庁舎の一部を使用し、その収益事業等を行っている。前述の「使用許可範囲」にも記載されているとおり、原則として、収益事業を行う民間団体には使用許可を出すことはできない。しかし、県の事務又は事業への推進に必要な機能を担っており、福利厚生等の目的のために効果がある場合は、例外的に使用を許可している。その中で、県は庁舎建設時に建設協力金を受け取っていることから、当該庁舎使用に係る使用料について100%減免を行っている例があるが、県と当該民間団体との間で、詳細な使用期間の取り決めがなく、また、減免をいつまで行うか等の取り決めもなされていないのが現状である。

過去の経緯から使用許可及び減免を実施している民間団体の庁舎使用について、減免期間を含めた今後のあり方を明確にするよう検討されたい。【意見】

(3) 使用許可及び減免に係る事務について

行政財産の使用許可及び減免に係る事務は本庁及び各総合支庁のそれぞれで進められているが、条例や要領に「その他」や「など」のように具体的な記載のない、判断に迷うような財産もしくは減免基準の適用に関して、申請者から質問を受ける場合がある。

このような場合、各総合支庁の担当者は、過去の申請関連資料を確認し、それでも判断しかねる場合には本庁の所管課である管財課に対して、電話やメール等で相談を行っている。これを受け、管財課では過去の申請書等から使用許可及び減免が可能か、根拠も添えて回答を行っており、相談の内容は記録を残し、管理を行っている。こうした取組みにより、使用許可及び減免の事務が全庁的に統一され、人事異動等で担当者が変わった場合においても、使用許可及び減免の判断に相違が出ないように事務が行われていることが確認された。

一方で、人事異動等で担当者が変わった場合、もしくは稀にしか申請がないような場合には、その都度、管財課に相談しているため、事務の非効率が発生している。つまり、各総合支庁の担当者が管財課担当者に相談をする工数、及び管財課担当者が相談を受け回答を検討する工数が、ケースによっては同じ案件に対して、何度も発生している可能性がある。また、各総合支庁においても、その都度、過去の申請関連資料を見直すケースもあるため、総合支庁内での事務非効率も発生している。

こうした状況を踏まえ、本庁への確認工数や過去資料の再確認の工数を減らすための事務効率を向上するような改善を行うべきである。特に、人事異動等で変わったばかりの職員の場合、事務非効率の程度は大きくなるため、新任担当者に対するフォローが必要である。

具体的な改善例としては、過去に各総合支庁から本庁に寄せられる相談事項の傾向を踏まえて、使用もしくは減免を許可した考えなどまとめた「Q&A」を作成することで情報を共有化するなどが考えられる。また、研修体制の充実なども考えられる。現在で

も、年間数回の各総合支庁の担当者向け、新任者向けの研修実施をしているが、より実務的な事例研修などを定期的を開催することなども考えられる。さらに、管財課内での人事異動に対応するため、過去事例を1つのファイルにまとめ、次の担当者に引き継ぐなどノウハウ移転も必要である。このような取組みにより、実務の効率化を図りながら、使用許可業務が円滑に行われる対応を検討されたい。【意見】

2. パーキングメーター作動等手数料

(収入概要)

道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）第 49 条第 1 項において、時間制限駐車区間にパーキング・メーターを設置し、管理するものとされ、また山形県手数料条例（平成 12 年 3 月 21 日山形県条例第 8 号）第 2 条第 1 項第 455 号において「作動手数料として 1 回につき 200 円」と定められている。

「道路交通法」より抜粋

(時間制限駐車区間)

第 49 条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間（以下「時間制限駐車区間」という。）について、当該時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するため、パーキング・メーター（内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。）又はパーキング・チケット（内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。）を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの（以下「パーキング・チケット発給設備」という。）を設置し、及び管理するものとする。

「山形県手数料条例」より抜粋

(手数料の徴収)

第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(455) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 49 条第 1 項に規定するパーキング・メーターの作動	パーキング・メーター作動手数料	1 回につき 200 円
--	-----------------	--------------

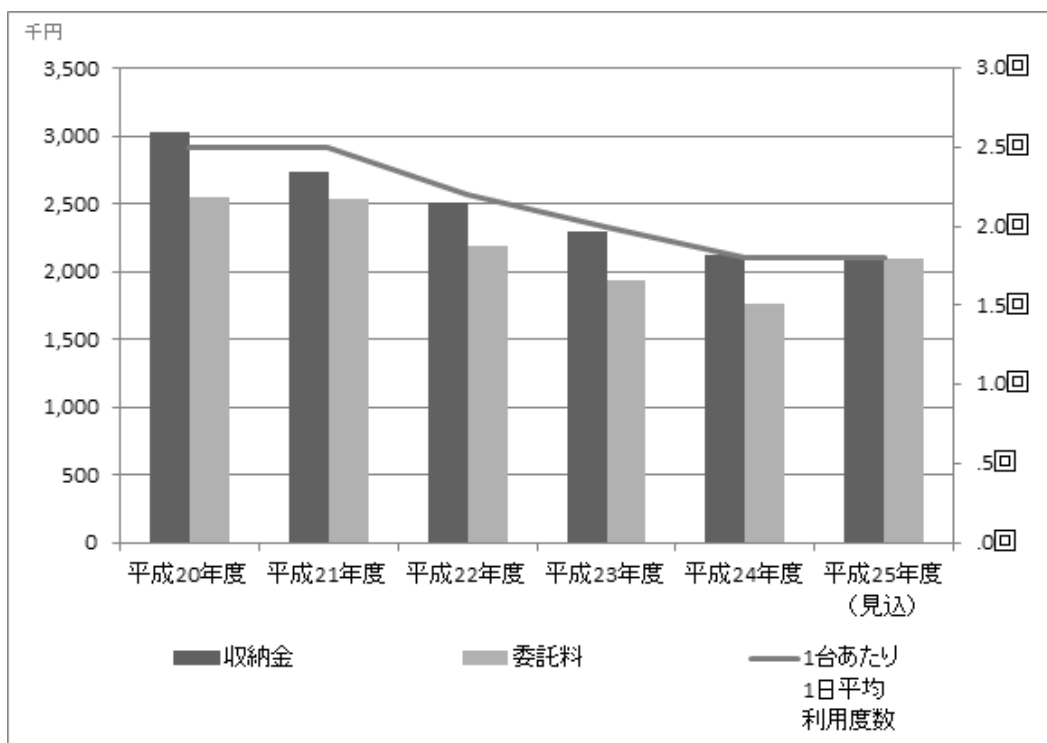
県においては、同法に基づいて、駐車スペースの確保の目的からずらん街にパーキング・メーターを 16 台設置している。しかし、下記推移表のとおり、利用状況は年々減少傾向にあり、平成 25 年度の見込みでは、収納金と委託料がほぼ同額となる可能性がある。なお、収納金は消費税が含まれているため、消費税を除いた実質収納金額では、委託料が収納金を上回る見込みである。

(施設概要)



設置場所	山形市香澄町二丁目地内 一般県道下原山形停車場線「通称すずらん街」
料金	200円(100円硬貨2枚)
利用時間	60分
運用時間帯	午前9時から午後8時まで
留意点	・60分を超える場合は再度駐車 ・運用時間帯以外に駐車すると駐車違反
パーキング・メーター 1台当たりの金額	約60万円(H21年度の更新コストの平均)

(収支推移)



(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (見込)
収納金	3,025,300	2,737,500	2,514,400	2,293,200	2,122,400	2,102,400
委託料	2,551,500	2,541,000	2,188,200	1,940,400	1,764,000	2,100,000
1台あたり 1日平均 利用度数	2.5回	2.5回	2.2回	2.0回	1.8回	1.8回
利用度数 (年間)	15,136.0	13,689.5	12,572.0	11,466.0	10,627.0	10,512.0

※1台あたり1日平均利用度数＝利用度数(年間)÷365日÷16台

(所管課内での検討状況)

警察本部交通部交通規制課において、課内で(1)300円への料金改定、(2)撤去、(3)200円の据置というケースに分け、検討を実施している。なお、当該検討は減価償却費などを含めた民間同様の発生主義会計に基づいたコスト分析を実施し、かつ、駐車違反への懸念などの法令目的も考慮した精緻な検討である。県の行政改革の検討を行うにあたって、参考にしていただきたい有用な事例と考える。

(1)のケースでは、利用率の低下の状況にある中で、料金の引き上げは増収にすぐにつながるものではなく、むしろ減収の可能性すらあるという考えである。

(2)のケースでは、現在パーキング・メーターが設置されている箇所は道路に切り込みが入っているが、パーキング・メーターを撤去すると、当該スペースに無断で駐車され、駐車違反を助長しかねないとしている。道路の整備には道路管理者と協議する必要があり、すぐの対応は難しく、ポストコーンの設置などで一時的に当該スペースを閉鎖することも考えられるが、ポストコーンの転倒の可能性もあるとの考えである。

(3)のケースでは、パーキング・メーターの管理に係る委託内容の見直しによって、委託料の減額が可能ではないかとしている。

(実施した手続き)

監査人は、所管課である警察本部交通部交通規制課の担当者へのヒアリングを実施し、必要に応じて、関連資料を閲覧した。また、パーキング・メーターの現地調査を行い、パーキング・メーターの利用状況、資産の状況等の把握を行った。

(監査の結果)

所管課内での検討は、財務情報に基づいた検討とその意思決定という点で有用な分析である。利用1回あたりのコスト分析にあたり、県が「直営」でパーキング・メーターを管理する場合に必要なコストを、下表のとおり、本庁所管職員の人件費、減価償却費

及び諸経費として算定している。

(単位：円)		(単位：回、円)	
	金額		
人件費	2,910,026	年間想定利用度数	9,766
減価償却費	767,307	1回当たり総経費	410
諸経費	330,535		
合計	4,007,868		

※なお、人件費は手数料事務従事職員の年間人件費のうち、従事割合を乗じた金額である。

コスト分析にあたっては、上表の「直営」の場合に加えて、現在の「管理委託」している場合のコスト分析も行うべきである。その際、管理委託料の他、県で負担している減価償却費及び諸経費も含めたコストのすべてで検討する必要がある。下表では、交通規制課から入手したデータをもとに現在の「管理委託」している場合の利用1回あたりのコスト分析を実施した。

(単位：円)		(単位：回、円)	
	金額		
委託料	1,764,000	年間想定利用度数	9,766
減価償却費	767,307	1回当たり総経費	264
諸経費のうち 電気量	44,292		
合計	2,575,599		

上表のとおり、「直営」の場合の1回あたりの総経費は410円、「管理委託」している場合は264円であり、「管理委託」のほうがコストは低い。しかし、1回あたりの利用料収入は200円であり、いずれの算出結果においても、費用が収入を上回る状態である。

警察本部交通部交通規制課での検討のとおり、駐車違反を防止するとの観点からは、財務情報だけをもって、パーキング・メーターの要否を検討するべきではない。道路の占有は交通安全の観点から制限されるべきである法律の趣旨、駐車している車によって通行が阻害されていることなども総合的に考慮しなければならない。財務情報及び非財務情報を活用し、パーキング・メーターの設置継続の要否を引き続き検討していただきたい。【意見】

3. 道路占用料

(収入概要)

道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 32 条において、道路に下記のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。

「道路法」より抜粋

(道路の占用の許可)

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(1)電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

(2)水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

(3)鉄道、軌道その他これらに類する施設

(4)歩廊、雪よけその他これらに類する施設

(5)地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

(6)露店、商品置場その他これらに類する施設

(7)前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

また、同法 39 条において、道路管理者である県は、県道の占用につき占用料を徴収することができるものとされており、これによる占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされている。

「道路法」より抜粋

(占用料の徴収)

第 39 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第 35 条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

山形県では、これを受け、「山形県道路占用料徴収条例」、「山形県道路占用規則」及び「山形県道路占用料徴収条例取扱要綱」において、具体的な占用料の額及び徴収方法を規定している。

なお、平成 24 年度の県の歳入のうち、2,772 百万円が使用料であるが、このうち 64.2% が土木使用料であり、道路占用料はこれに含まれる。また、土木使用料のうち 20.6% が河川水面使用料及び占用料であり、県営住宅使用料の 30.0% に次ぎ、歳入の大きな割合を占めている。なお、土木使用料の内訳は下記のとおりであり、次項以降にて、河川占用料及び空港使用料（山形空港使用料、庄内空港使用料、米沢ヘリポート使用料）について記載している。

項目	(単位:円)	
	調定額	構成比
道路占用料	188,996,940	6.8%
海岸占用料及び土石等採取料	2,556,580	0.1%
河川水面使用料及び占用料	572,113,148	20.6%
港湾使用料及び占用料	33,858,195	1.2%
山形空港使用料	30,448,966	1.1%
県営住宅使用料	830,849,000	30.0%
都市公園使用料及び占用料	1,335,943	0.0%
砂防設備占用料	101,070	0.0%
庄内空港使用料	116,450,605	4.2%
公共用財産使用料及び産出物採取料	2,372,550	0.1%
米沢ヘリポート 使用料	34,205	0.0%
合計	1,779,117,202	64.2%

(料金体系)

前述のとおり、道路占用料については「山形県道路占用料徴収条例」で定められており、具体的には下表のとおりである。

(単位:円)

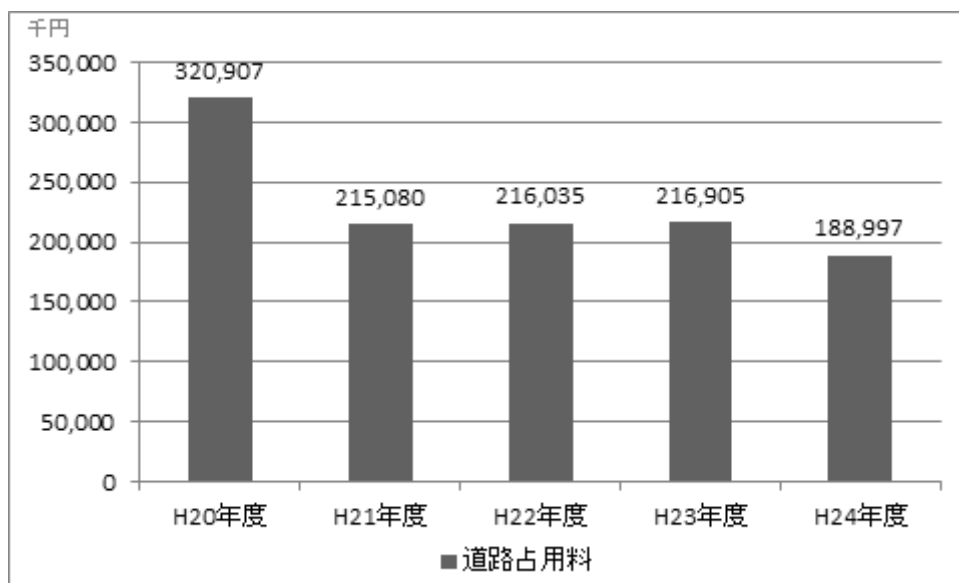
占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			市	町村
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	560	460
	第2種電柱		860	700
	第3種電柱		1,200	950
	第1種電話柱		500	410
	第2種電話柱		800	650
	第3種電話柱		1,100	900
	その他の柱類		50	41
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類	3		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	400
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300	250
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	820
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	340
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	990
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	820
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30		25
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45		37
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60		49
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90		74
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120		98
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210		170
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300		250
外径が1メートル以上のもの		600		490
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		1,000
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	1,000	490	
	地下に設ける通路	610	300	
その他のもの	1,000	820		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	20	10
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	200	99

(「山形県道路占用料徴収条例」より抜粋)

(減免について)

土地建物使用料と同様に、公共性、公益性のある事業を行っている場合の他、その他として、特例的に減免を実施する場合があります。

(収入推移)



当該収入については平成 21 年度に占用料の改定を行い、占用物件の大部分を占める電柱や埋設管等の占用料単価が引き下げられたことから大幅に減少している。その後は平成 23 年度まで 2 億 16 百万円で推移していたが、平成 24 年度に平成 21 年度と同様に占用料の改定に伴い、2 億円を下回った。

(実施した手続き)

監査人は、本庁、村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁、庄内総合支庁において、ヒアリング及び現地調査を行い、サンプルを抽出した取引に関して、「山形県道路占用規則」及び「山形県道路占用料徴収条例取扱要綱」に基づいて、道路占用に関する許可申請事務手続き及び減免事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、占用許可及び減免基準の判断が本庁及び各総合支庁で相違がないかについても合わせて確認している。

(監査の結果)

(1) 道路占用許可及び減免事務の取扱いについて

監査の結果として、確認を実施した道路占用許可事例の中で、占用許可及び減免の手続きに課題が複数確認されたため、(2)以降で現状及び課題を記載する。また、占用許可の範囲及び減免基準の判断については、占用許可または減免に疑念がある場合は、事前に道路整備課に確認を行うことによって、全庁的に判断が統一化されていると考える。

(2) 道路占用許可の更新手続きにおける事後承認について

道路法第 32 条第 1 項において、「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件

又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない」とされている。つまり、道路占用にあたり、「事前に」道路管理者である山形県知事の許可を得る必要があることを意味している。

しかし、上山市内の道路占用許可について、許可日前に道路を占用している案件が確認された。当該案件は、上山七ヶ宿線他 4 線にガスパイプラインを設置するため、民間団体から申請があったものである。過年度からの更新案件であったが、下表のとおり、道路占用許可申請日が前回の道路占用期間の満了日直前だったこともあり、道路占用許可日が満了日を超えてしまっている。

項目	日付
申請日	平成 24 年 3 月 26 日
許可日	平成 24 年 4 月 12 日
道路占用期間 (前回占用許可期間)	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 (平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

県として、上記のような申請の遅れがないように「山形県道路占用規則」により、占用の更新に係る申請等の期限は、占用期間の満了日の 1 か月前までと規定しているため、更新申請が必要な団体に対して、申請等の期限の 1～2 か月前に郵送で通知を出すなどの対応は実施している。また、占用期間の満了日 1 か月前までに申請書が提出されない占有者に対しては、電話等による督促も実施している。これらの手続きは、占用許可に関する審査及び決裁等の事務手続きに必要な期間を確保するためである。

更新案件については、当初許可時において審査を受けており、1 回の占用許可期間より耐用年数の方が長く、当初から継続占用が予定されていることが多い。そのため、許可の更新が遅れた物件が占用期間の満了日後すぐに不法占用とは考えられないが、当該案件以外にも、村山総合支庁に係る平成 24 年度の道路占用許可一覧を確認しただけで、同様の事後許可案件が 11 件確認され、占用期間開始日と許可日が、最長で 3 か月以上乖離している案件 (1 件) もある。県として、このような事後許可による占用が発生しないよう、早期に更新手続きが完了するように対応すべきである。【意見】

(3) 道路占有者からの申請漏れについて

新庄市内のある町内会において、公衆街路灯の設置に関する占用許可申請を行わないまま、過去から道路を占有していた。街路灯は 11 本設置されていたが、平成 24 年度に取替が計画され、道路占用の申請が必要なことを知ったことに伴い、新規の道路占用申請となった。

道路占用許可などの実務を規定している「道路管理実務必携」によれば、無許可の物件等については不法占有として、口頭での注意及び指導の他、文書による勧告又は警告、

移転・除去等の命令、代執行を行うことができるとされている。当該案件に関しては、このような措置を行う以前に、県として不法占用を認識すらしていなかったと言える。同資料によれば、不法占用に対する監視として、以下のように規定している。

「道路管理実務必携」より抜粋

(不法占用に対する監視)

不法占用の状態はできる限り早く発見し、速やかにこれを除去しなければならない。そのためには、まず日常の道路パトロールにおいて、道路施設の状況のみならず、道路占用(不法占用を含む。)の状況についても十分な注意を払うことが第一である。

また、これと並行して道路占用許可担当者は、道路監理員等の協力を得て、定期的及び必要に応じて臨時的な占用状態のパトロールを行い、違法状態の発見及びその除去に努めなければならない。

各総合支庁においては、占用許可担当者が直接ではないが、日常の道路パトロールを実施しているとのことである。しかし、今回のような申請漏れによる不法占用を発見するには十分な対応が出来ていないと言える。県として、日常の道路パトロールの強化により、不法占用の防止に留意されたい。さらには「道路管理実務必携」にあるとおり、道路占用許可担当者による定期的及び臨時的なパトロールを実施されたい。【意見】

なお、パトロール実施にあたっては、事務負担も考慮して、実施方法を工夫する必要がある。例えば、申請書から現物を確認する方法、現物から申請書を確認する方法の両方を実施することで、網羅的に確認することができる。また、申請のあった案件すべてを確認することは事務的に煩雑であるため、無作為にサンプルを抽出する、もしくは特定の地域に絞るなどのサンプル選定の工夫も必要である。

また、住民に対して、道路占用にあたり申請を行い、県の許可が必要であることを周知徹底する取組みを検討されたい。【意見】

(4) 占用許可及び減免に係る事務について

土地建物使用許可と同様に、道路占用の占用許可及び減免に係る事務は本庁及び各総合支庁のそれぞれで進められているが、条例や要領に「その他」や「など」のように具体的な記載のない、判断に迷うような許可もしくは減免基準の適用に関して、申請者から質問を受ける場合があり、各総合支庁の担当者は本庁の所管課である道路整備課に対して相談を行っている。

また、道路整備課と各総合支庁の連携についても土地建物使用許可ほぼ同様であるが、事務の取扱いに注意喚起をすることが必要な場合には、通知を発出するなどして各総合支庁への周知を図っている。ただし、各総合支庁に対して十分な情報提供体制が構築されているとは言えないため、土地建物使用料でも記載したとおり、本庁への確認工数や

過去資料の再確認の工数を減らすための事務効率を向上するような改善方法を検討されたい。【意見】

4. 河川水面使用料及び占用料

(収入概要)

河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）において、河川の流水及び土地を占用しようとする場合においては、河川管理者の許可を受けなければならないとされている。

「河川法」より抜粋

(流水の占用の許可)

第 23 条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土地の占用の許可)

第 24 条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(流水占用料等の徴収等)

第 32 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条から第二十五条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、速やかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

同法第 32 条において、県知事は、河川の占用等につき流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができるものとされており、これによる流水占用料等の額及び徴収方法は、地方公共団体の条例で定めることとされている。山形県では、これを受け、「山形県河川流水占用料等徴収条例（平成 12 年 3 月 21 日山形県条例第 38 号）」及び「流水占用料等の取扱要領」において、具体的な占用料の額及び徴収方法を規定している。

また、河川敷地の占用許可については「河川敷地占用許可準則（建設事務次官通達 最終改正平成 23 年 3 月 8 日国河政第 135 号）」等において、審査基準が定められている。

(料金体系)

河川占用料については「山形県河川流水占用料等徴収条例」で定められており、具体的には下表のとおりである。

1 流水占用料

区分	単位	料金
工鉱業用	毎秒1リットル1年	3,326円
養魚用		1,663円
その他		1,663円

2 土地占用料

区分	単位	料金
電柱類	1本1年	630円
鉄塔	1基1年	1,070円
管類の敷設敷地	1メートル1年	120円
耕作地	1アール1年	600円
採草地		140円
橋	1平方メートル1年	70円
建屋敷地		410円
自動車練習場		80円
漁業用工作物の敷地		120円
その他工作物の伴う敷地占用		120円
その他工作物の伴わない敷地占用		40円
水面占用		40円

3 発電のための占用料

区分	単位	料金
次の項に掲げる発電所以外の発電所	1年	次の式により算定される額 $2,074円80銭 \times \text{常時理論水力} + 1,037円40銭 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$
(1) 昭和40年10月1日以降に発電(設備の点検 (2) 設備の増設(増設以後の理論水力によりこの項に掲げる料金で算出した額が、増設前の理論水力により前項に掲げる料金で算出した額に満たない場合におけるものを除く。)をした発電所で、昭和40年10月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電(設備の点検のためにするものを除く。)を開始したもの	1年	次の式により算定される額 $2,074円80銭 \times \text{常時理論水力} + 457円80銭 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$

(「山形県河川流水占用料等徴収条例」より抜粋)

(減免について)

条例において、減免の範囲及び減免割合を以下のとおり、規定している。公共性、公益性のある事業を行っている場合の他、その他として、特例的に減免を実施する場合がある。

「山形県河川流水占用料等徴収条例」より抜粋

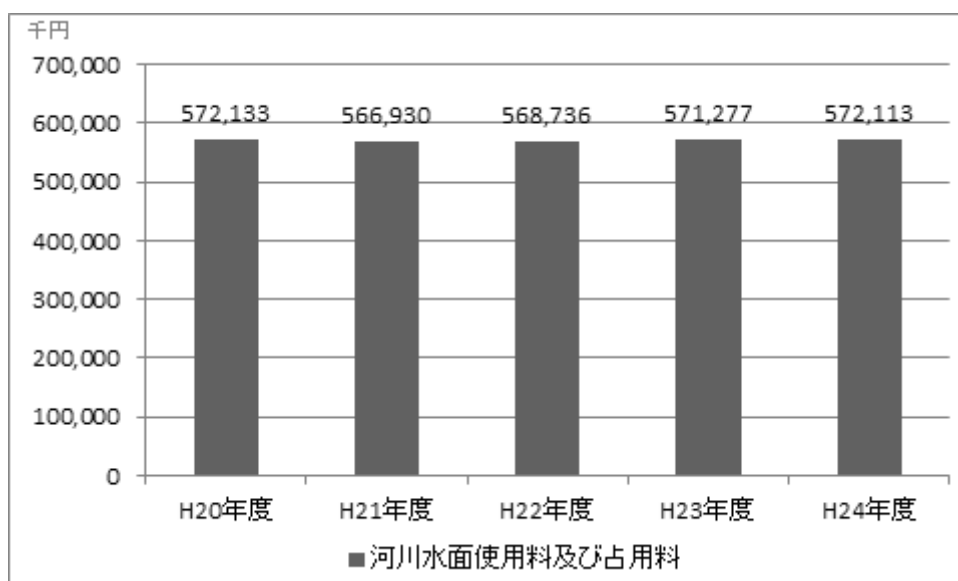
(流水占用料等の減免)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料及び前条第3項の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が道路、水道その他公共の事業の用に供するため、流水若しくは土地を占用し、又は河川産出物を採取しようとする場合
- (2) かんがいの用に供するため流水を占用しようとする場合
- (3) 飲用に供するため流水を占用しようとする場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、前条に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると知事が認める場合

2 知事は、前項に規定する場合のほか、天災その他の不可抗力により流水若しくは土地の占用又は河川産出物の採取が阻害された場合その他公益上特に必要があると認めた場合は、流水占用料等の全部又は一部を免除することができる。

(収入推移)



当該収入は、河川法第 23 条の流水占用及び第 24 条の土地の占用によるものである。流水占用は水力発電などのため電力会社などに許可しているケースが多く、土地の占用は配電経路などのために占用許可を与えている。平成 20 年度より 5 億 70 百万円前後を推移しており、平成 24 年度は 5 億 72 百万円を計上している。

(実施した手続き)

監査人は、本庁、村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁、庄内総合支庁において、ヒアリング及び現地調査を行い、サンプルを抽出した事務手続きに関して、「山形県河川流水占用料等徴収条例」及び「流水占用料等の取扱要領」に基づいて収入及び減免事務手続きが実施されているか、また「河川法」及び「河川敷地占用許可準則」に基づいて占有許可手続きが実施されているかの検証を行った。さらに、占有許可の範囲及び減免基準の判断が本庁及び各総合支庁で相違がないかについても併せて確認している。

(監査の結果)

(1) 収入及び減免の手続きについて

監査の結果として、占有許可の範囲及び減免基準の判断について、各総合支庁で占有許可または減免に疑念がある場合は、事前に河川課に確認を行うことによって、全庁的に判断が統一化されていると考える。

(2) 河川区域内の土地の民間団体による占有について

国は、河川法において、立法目的及び河川管理の原則等を下記のとおり定めている。

(目的)

第 1 条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

第 2 条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

上記のとおり、河川は「公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的」として、河川の適正利用及び河川環境の整備と保全がされるよう総合的に管理すべきものである。また、同法第 6 条に規定されている河川区域についても、法が上記目的を達成するために制定されている以上、その目的に沿った利用をする必要があると考え

られる。

上記に関して、河川占用許可申請の事務手続きにおいて、民間団体が営利事業を目的として、山形市及び南陽市の最上川水系の河川区域の土地の占有を行っている案件が複数確認された。それぞれの案件に関して、占有許可までの経緯は異なるものの、同じ民間団体に対して継続して数十年間にわたり占有を許可している。

本来、河川は直接に一般公衆の自由使用に供される公共用物であるが、河川法により、特定の個人又は法人に対して占有を許可することができるため、県では過去の経緯や治水上の影響を考慮し、総合的に判断した結果、民間団体への占有を許可しているとのことである。

占有許可にあたっては河川区域外への移転を促す特記条件を設けていることから、民間団体の代替地への移転について対応状況を定期的に確認するとともに、今後の占有許可のあり方を検討されたい。【意見】

(3) 河川区域内の土地の占有許可期間について

山形県河川法施行細則では占有許可期間について「10年以内」と定めており、各総合支庁では河川の状況、占有状況を勘案し個別案件ごとに占有許可期間を決定している。

山形県河川課では、個別の占有許可申請ごとに総合支庁の相談に応じており、一般化できるものについては通知等により総合支庁に示している。なお、村山総合支庁では占有目的ごとに許可期間について内規を設けており、事務処理の効率化の観点から有用な取組みと考えられる。

5. 空港使用料

(収入概要)

空港法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 80 号）において、特定地方管理空港及び地方管理空港等について、以下により規定されている。

「空港法」より抜粋

(国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理)

第 4 条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

- 一 成田国際空港
- 二 東京国際空港
- 三 中部国際空港
- 四 関西国際空港
- 五 大阪国際空港
- 六 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの

(国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港の設置及び管理)

第 5 条 前条第一項各号に掲げる空港以外の空港であつて、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たすものとして政令で定める空港（以下「地方管理空港」という。）は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、及び管理する。

注 1) 山形空港は、空港法第 4 条第 1 項第 6 号及び同法附則第 3 条第 1 項及び第 2 項で規定する「特定地方管理空港」であり、国土交通大臣が設置し、地方公共団体が管理する。

注 2) 庄内空港は、空港法第 5 条で規定する「地方管理空港」であり、地方公共団体が設置及び管理する。

上記を受け、山形県では「山形県空港管理条例（昭和 39 年 3 月 28 日山形県条例第 11 号）」を定め、東根市にある「山形空港」と、酒田市にある「庄内空港」の管理を行っている。

「山形県空港管理条例」より抜粋

(趣旨)

第 1 条 この条例は、山形空港及び庄内空港（以下「空港」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、両空港の他、県では「米沢ヘリポート条例（平成 3 年 12 月 20 日山形県条例第 76 号）」により公共用ヘリポートとして「米沢ヘリポート」を設置している。公共用へ

リポートとは、常設で、不特定多数のヘリコプターの離発着及び運用の為に設けられたヘリポートのことをいい、ヘリコプターを所有する者は運用時間内であれば、申請のうえ利用が可能なヘリポートである。

「米沢ヘリポート条例」より抜粋
(設置)

第1条 県民の航空交通の用に供するため、米沢ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）を米沢市に設置する。

(ヘリポートの施設の使用等)

第3条 ヘリコプターの離着陸又は停留のためヘリポートの施設（滑走路、誘導路及びエプロンに限る。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

空港又はヘリポートを利用した場合、空港管理者は着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を使用者から徴収することができる。

「空港法」より抜粋
(着陸料等)

第13条 空港管理者は、着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

「山形県空港管理条例」より抜粋
(着陸料等の徴収)

第16条 県は、使用者から別表第1に定める着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が6時間未満の場合は、徴収しない。

2 前項の着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終わったときに、これを徴収する。

「米沢ヘリポート条例」より抜粋
(着陸料等の徴収)

第14条 県は、使用者から別表に定める着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、ヘリコプターのヘリポートにおける停留時間が6時間未満の場合は、徴収しない。

2 前項による着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終えたときに、これを徴収する。

(着陸料等の減免)

第15条 知事は、災害その他特別の理由があると認める場合は、規則で定めるところにより、着陸料等を減免することができる。

【山形空港及び庄内空港の料金体系】

区分	金額
着陸料	<p>ターボジェット発動機を装備する航空機(以下「ターボジェット機」という。)にあつては第1号に定めるところにより算出して得た金額、ターボジェット機以外の航空機にあつては第2号に定めるところにより算出して得た金額</p> <p>(1) 着陸1回ごとに、国内航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額に1.05を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額(国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.05を乗じて得た金額)</p> <p>イ 航空機の重量(最大離陸重量をいう。以下同じ。)に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額</p> <p>(イ) 重量が25トン以下の部分 1トン(1トン未満の端数があるときは、当該端数は1トンとする。以下同じ。)ごとに1,100円</p> <p>(ロ) 重量が25トンを超え100トン以下の部分 1トンごとに1,500円</p> <p>(ハ) 重量が100トンを超える部分 1トンごとに1,700円</p> <p>ロ 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点及び進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関が公表しているこれに準ずる騒音値)を相加平均して得た値(1EPNデシベル未満の端数があるときは、当該端数は1EPNデシベルとする。)から83を減じた値を3,400円に乘じて得た金額</p> <p>(2) 着陸1回ごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつてはイ又はロの金額に1.05を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ又はロの金額(国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.05を乗じて得た金額)</p> <p>イ 重量が6トン以下の航空機 1,000円</p> <p>ロ 重量が6トンを超える航空機 700円に重量が6トンを超える部分について1トンごとに590円を加算した金額</p>
停留料	<p>停留した時から24時間までごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつては次に定めるところにより算出して得た金額に1.05を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつては次に定めるところにより算出して得た金額(国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.05を乗じて得た金額)</p> <p>(1) 重量が23トン以下の航空機</p> <p>イ 重量が3トン以下の部分 810円</p> <p>ロ 重量が3トンを超え6トン以下の部分 810円</p> <p>ハ 重量が6トンを超え23トン以下の部分 1トンごとに30円</p> <p>(2) 重量が23トンを超える航空機</p> <p>イ 重量が25トン以下の部分 1トンごとに90円</p> <p>ロ 重量が25トンを超え100トン以下の部分 1トンごとに80円</p> <p>ハ 重量が100トンを超える部分 1トンごとに70円</p>

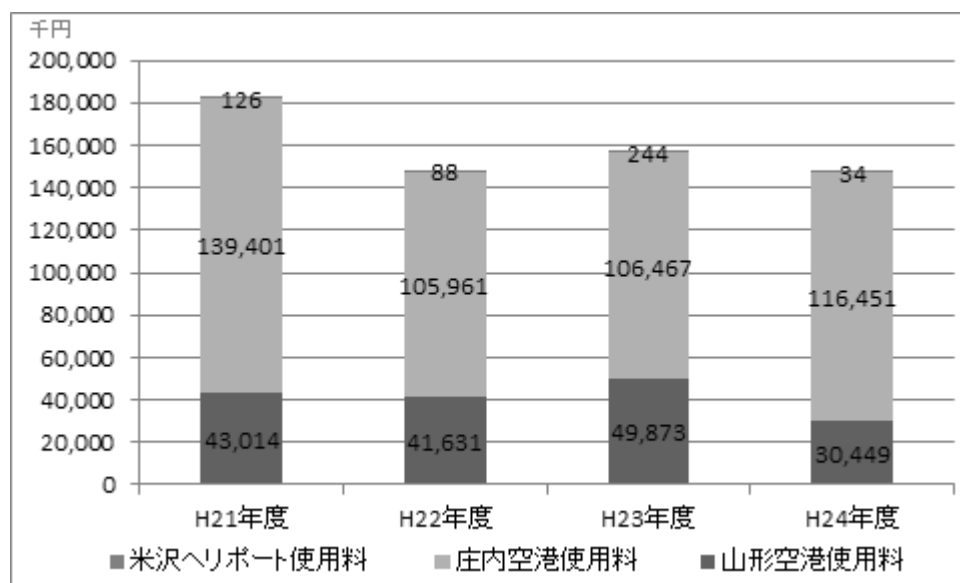
(「山形県空港管理条例」より抜粋)

【米沢ヘリポートの料金体系】

区分	金額
着陸料	着陸1回ごとに、ヘリコプターの重量(最大離陸重量をいう。以下同じ。)に応じてそれぞれ次に定める金額に1.05を乗じて得た金額 (1) 重量が6トン以下のヘリコプター 1,000円 (2) 重量が6トンを超えるヘリコプター 1,620円に重量が6トンを超える部分について1トンごとに30円を加算した額
停留料	停留したときから24時間までごとに、ヘリコプターの重量に応じて、それぞれ次に定める金額に1.05を乗じて得た金額 ただし、停留時間が6時間未満の場合は、徴収しない。 (1) 重量が3トン以下のヘリコプター 810円 (2) 重量が3トンを超え6トン以下のヘリコプター 1,610円 (3) 重量が6トンを超えるヘリコプター 1,620円に重量が6トンを超える部分について1トンごとに30円を加算した額

(「米沢ヘリポート条例」より抜粋)

平成21年度から平成24年度におけるそれぞれの空港及びヘリポートの収入は下図のとおりである。平成23年の東日本大震災で仙台空港が閉鎖されたことなどによる影響で山形空港が平成23年度一時的に増収となっているが、全体としては減収傾向にある。原因としては、山形空港は運航数の減、庄内空港は運航機材の一部小型化のため、着陸料の一部減収によるものである。



なお、本監査においては、山形空港、庄内空港に関しては、利用状況の分析を行い、使用料の歳入調定額が特に少額な米沢ヘリポートについては、その利用状況等から見たヘリポート運用の在り方について検討を行っている。

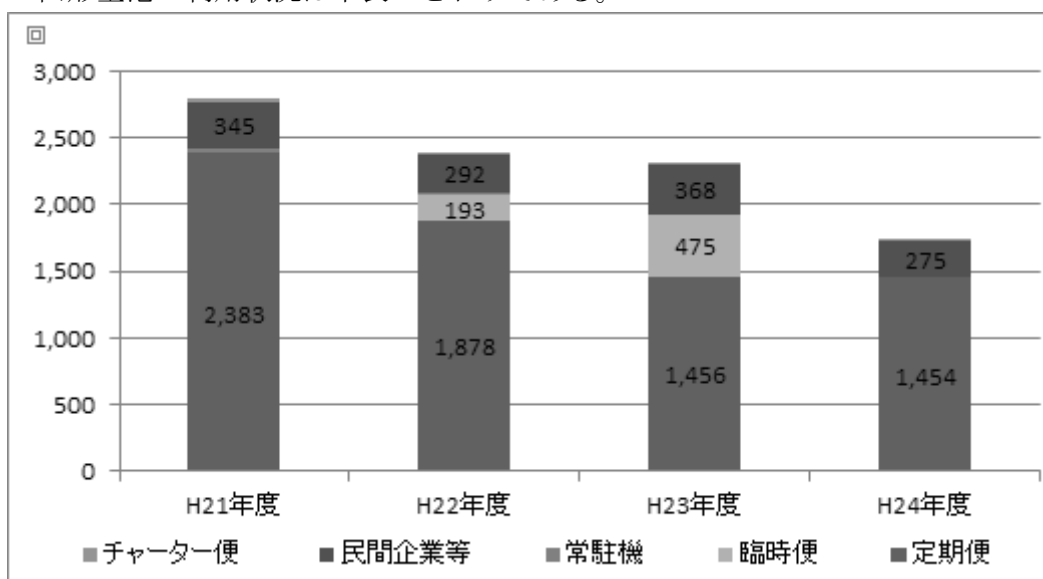
(山形空港施設概要)



空港の名称	山形空港
空港設置者	国土交通大臣
空港管理者	山形県
空港の位置	山形県東根市 (標点 北緯 38° 24′ 43″ 、東経 140° 22′ 16″ 、標高 105.15m)
空港の種類	陸上空港 特定地方管理空港
空港総面積	914,943 m ²
滑走路	2,000m×45m
エプロン	220m×110m (4 バース)
小型機エプロン	128.5m×20m (6 バース)
運用時間	8:00～19:30

(利用状況の分析)

山形空港の利用状況は下表のとおりである。



(単位: 回)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
定期便	2,383	1,878	1,456	1,454
臨時便		193	475	
常駐機	40	13		
民間企業等	345	292	368	275
チャーター便	25	12	13	8
合計	2,793	2,388	2,312	1,737

山形空港の利用形態別の着陸回数では、平成21年度は約2,800回の利用があったが、札幌便及び名古屋便の廃止による定期便の減少などにより、平成24年度には約1,700回まで減少している。なお、平成23年度の臨時便の増加は、東日本大震災による仙台空港の閉鎖に伴うものである。

こうした中で、山形県としては利用代金の補助や便数増の要請等利用拡大への取組みを行ってきた。こうした取組みの成果として、東京便の増便と、名古屋便の復活が決定した。東京便に関しては、地方路線維持のため国土交通省が実施した政策コンテストの結果、これまで1日1往復のところ、平成26年3月30日から1日2往復に増便され、利用客の利便性が向上されることとなった。また、名古屋便に関しては、フジドリームエアラインズが平成26年3月30日より就航する。小型ジェット機で1日1往復運航することになるが、平成22年10月以来、約3年半ぶりの復活となり、東海地方への利便性が飛躍的に向上することとなる。

便数の増加は山形県にとって大きなビジネスチャンスとなる可能性が高い。利便性の向上を利用拡大につなげ、現状便数の維持、更なる増便への取組みを図られたい。

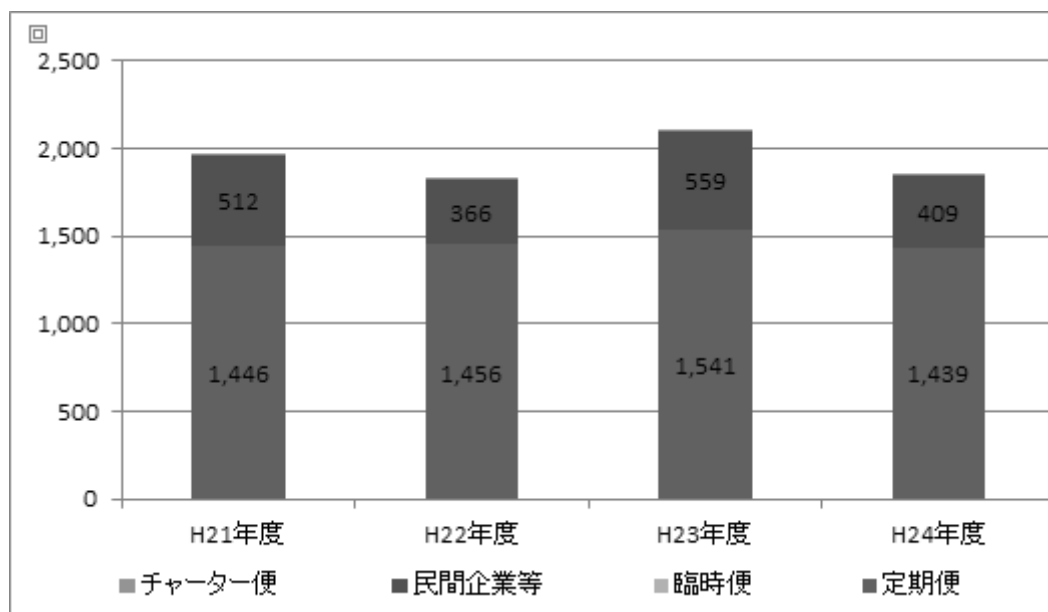
(庄内空港施設概要)



空港の名称	庄内空港
空港設置者	山形県
空港管理者	山形県
空港の位置	山形県酒田市 (標点 北緯 38° 48' 44"、東経 139° 47' 14"、標高 22.0m)
空港の種類	陸上空港 地方管理空港
空港総面積	1,074,806 m ²
滑走路	2,000m×45m
エプロン	150m×225m (4バース)
運用時間	7:00~22:00

(利用状況の分析)

庄内空港の利用状況は下表のとおりである。



(単位: 回)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
定期便	1,446	1,456	1,541	1,439
臨時便	0	0	0	0
民間企業等	512	366	559	409
チャーター便	2	12	10	2
合計	1,960	1,834	2,110	1,850

庄内空港の利用形態別の着陸回数では、東京便4便の運航により安定して約1,900回前後の利用がある。東日本大震災では、山形空港に比べ震災の影響は少なかった。なお、平成24年度の庄内空港着陸回数は1,850回、使用料収入は116,451千円と県の空港使用料の大部分を占めており、引き続き空港の利用拡大に努められたい。

(米沢ヘリポート施設概要)



事項	概要
名称	米沢ヘリポート
施設位置	米沢市八幡原二丁目444-9
面積	20,656㎡(米沢市の行政財産及び普通財産)
滑走路	25m×20m
強度	最大離陸重量 9トン
エプロン	中型機2バース
建設費	275,000千円(事業期間:H2~H3年度)
供用開始日	平成4年4月1日
運用時間	9:00~17:00(日没まで) 365日供用

米沢ヘリポートは、県民の航空交通の用に供するため、県内4つの各圏域に飛行場を設置するという構想のもと、空白地域であった置賜地域に公共用ヘリポートを設置することとし、置賜地方の中核都市でありヘリコプター活用に最適な場所と想定した八幡原中核工業団地内に平成4年度に設置された。なお、設置当時は、最上地域には農道コミューター空港の構想があったとのことである。

主な使用目的としては、下記の4つを想定している。

(1)救急救命活動

- ・高度な治療を要する患者の輸送の高度化を図り、迅速な救命活動を可能にする。
- ・吾妻・飯豊等の山岳観光が盛んな当地域における救難等のためのベース基地として活用。

(2)大規模災害対応

- ・大規模災害発生時の応急対策活動のための置賜地域の活動拠点として活用。

(3)物資輸送

- ・電子機器関連企業の集積が高い八幡原工業団地において、材料・製品等の物資輸送や企業のVIP輸送に活用。

(4)農薬散布等

- ・水田等への農薬散布にかかるヘリコプターの離着陸場としての活用。

また、ヘリポート管理は、平成4年度から平成17年度まで米沢市が管理委託を受けていたが、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、民間団体に対して管理委託を行い、ヘリポート管理事務所に職員1名が常駐して対応している。

なお、上記のとおり、米沢ヘリポートは公共用ヘリポートとして運用されており、常設で、不特定多数のヘリコプターの離発着のために設けられたヘリポートであるため、運用時間内であれば誰でも利用することができる。一方で、利用者の安全を確保するため、法令等によりヘリコプターの進入、着陸、離陸、移動における安全の為に空間を確保しなければならず、該当する空域には、植栽物、建造物等の障害物の構築を制限している。また、運航に対する安全のための施設や設備等が備えられている。

ヘリポートの運用形態としては、公共用ヘリポートの他、非公共用ヘリポートがあり、下表で、両者の相違点をまとめている。

区分	公共用ヘリポート	非公共用ヘリポート
常設・臨時	○常設	○常設
設置目的	○不特定多数機の利用に供する。	○設置者が許可する特定機のみ利用に供する。 →特定目的(消防、警察)のために設置(特定機関の専用施設)
使用者 (拒否権)	○不特定多数 →誰でも使用可能 ○なし	○特定の者 →設置者が認めた者のみ使用可能 ○あり
制限空域下の規制	○航空法の規定により、ヘリコプターの進入、離着陸等における安全空域が確保される。 →安全空域内には、建造物や植栽物等の障害物を構築することが制限される。	○法的に、ヘリコプターの安全空域を確保するための強制力がない。 →安全空域内に障害物が構築された場合は、ヘリポートが運用できなくなる場合がある。

また、公共用ヘリポートとして設置・管理しているヘリポートは全国に21か所存在する(下表参照)。広大な面積を保有し、移動しなければならない北海道では最多の7か所設置されている以外は、各地方に点在しているといった状況である。東北地方では、米沢ヘリポートが唯一の公共用ヘリポートであることが分かる。

No	名称	所在地	設置管理者
1	足寄	北海道足寄郡足寄町中矢198	足寄町
2	占冠	北海道勇払郡占冠村字中トマム	占冠村
3	ニセコ	北海道虻田郡ニセコ町字曾我870-6	ニセコ町
4	増毛	北海道増毛郡増毛町別荘744-1	増毛町
5	乙部	北海道爾志郡乙部町字姫川60	乙部町
6	豊富	北海道天塩郡豊富町字上サロベツ264-2	豊富町
7	砂川	北海道砂川市西豊沼231-6	砂川市
8	米沢	山形県米沢市八幡原2-444-9	山形県
9	つくば	茨城県つくば市上境992	茨城県
10	栃木	栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台128-1	栃木県
11	群馬	群馬県前橋市下阿内町377-2	群馬県
12	高崎	群馬県高崎市八千代町1-7-1	高崎市
13	東京都東京	東京都江東区新木場4丁目	東京都
14	静岡	静岡県静岡市葵区諏訪8-10	静岡市
15	若狭	福井県小浜市高塚66-20	福井県
16	津市伊勢湾	三重県津市雲出鋼管町2-2	津市
17	舞洲	大阪府大阪市此花区北港緑地2-1-1	大阪市
18	奈良県	奈良県奈良市矢田原町2446	奈良県
19	神戸	兵庫県神戸市中央区港島中町8-1	神戸市
20	広島	広島県広島市西区観音新町4-10-2	広島県
21	佐伯	大分県佐伯市東浜2-7	佐伯市

(国土交通省ホームページより)

公共用ヘリポートは減少傾向にある一方で、非公共用ヘリポートは全国に91か所設置されており、ドクターヘリなどでも活用されている。

(利用実績推移)

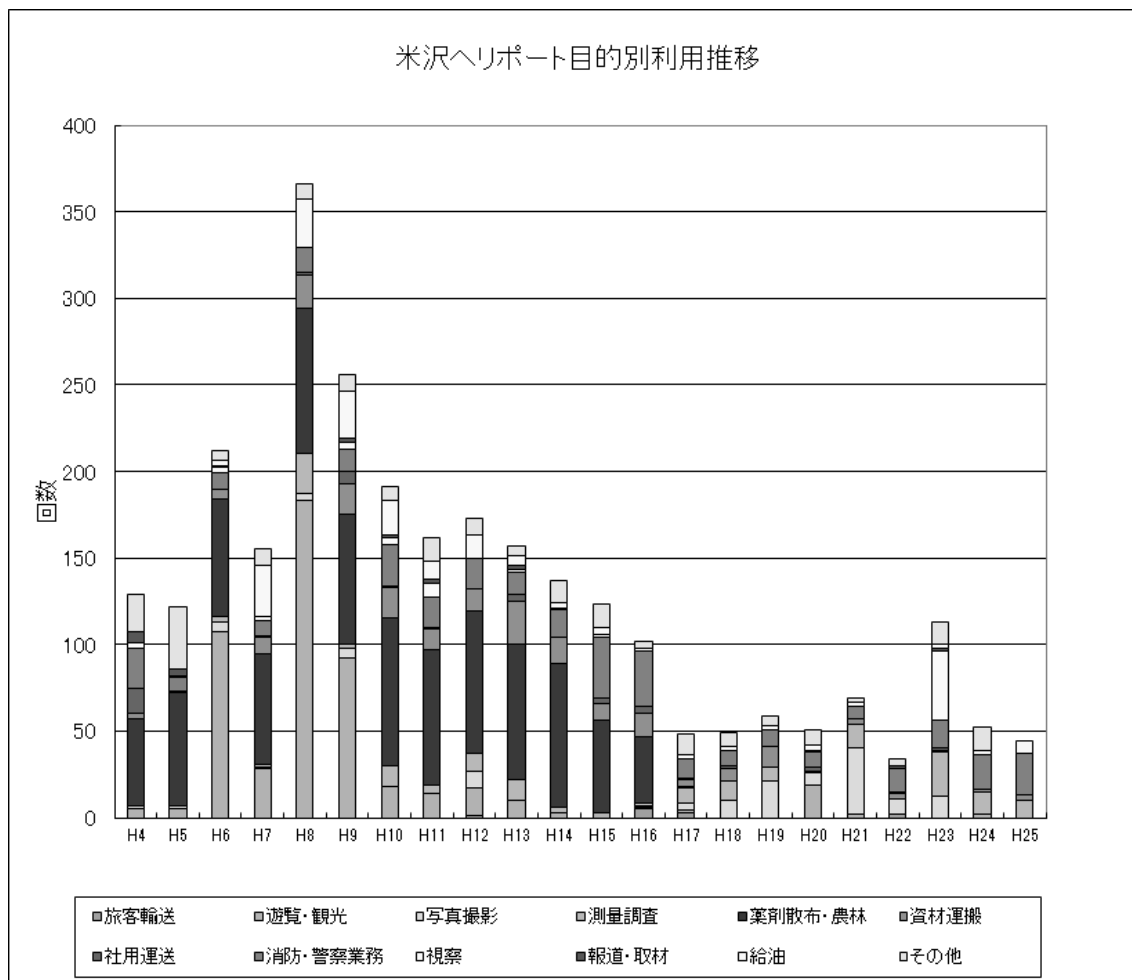
年度		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
着陸回数	民間機	87	88	200	141	344	234	162	132	147	138	117	82	66	31	37	49	41	60	19	91	18	19
	県警	23	8	9	9	14	13	12	8	11	9	8	20	21	10	2	6	10	7	6	8	16	12
	国・自治体	19	26	3	5	8	9	17	22	15	10	12	21	15	7	10	4	0	2	9	14	18	13
	合計	129	122	212	155	366	256	191	162	173	157	137	123	102	48	49	59	51	69	34	113	52	44
目的別着陸回数	旅客輸送	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	3	0	0	0	0	2	0	0	0
	遊覧・観光	5	5	107	28	183	92	18	14	16	10	3	3	1	1	0	0	19	2	0	0	2	0
	写真撮影	2	2	6	1	4	6	0	0	10	0	0	0	1	4	10	21	7	38	9	12	0	0
	測量調査	0	0	3	2	23	2	12	5	10	12	3	0	1	9	11	8	0	14	0	26	13	10
	薬剤散布・農林	50	65	68	64	84	75	85	78	82	78	83	53	39	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	資材運搬	3	0	6	9	19	18	18	12	13	25	15	10	13	4	7	12	1	3	3	1	1	3
	社用運送	15	1	0	1	2	7	1	1	0	4	0	3	4	1	2	0	2	0	1	1	0	0
	消防・警察業務	23	8	9	9	14	13	24	17	18	13	16	35	32	11	9	10	9	7	13	16	20	24
	視察	3	1	3	2	0	4	4	8	0	1	0	2	0	0	0	0	1	3	0	40	0	0
	報道・取材	6	4	1	0	0	2	1	3	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
	給油	0	0	3	30	28	27	20	10	13	5	3	4	2	2	2	2	3	0	0	2	3	7
その他	22	36	6	9	9	10	8	14	10	6	13	13	4	12	8	6	9	2	4	13	13	0	
合計	129	122	212	155	366	256	191	162	173	157	137	123	102	48	49	59	51	69	34	113	52	44	
収入(千円)					424	332	451	335	390	343	337	213	168	62	85	117	61	126	88	244	34	37	

最多利用
年度

最少利用
年度

※ 平成25年度分は、12月末時点の状況

(目的別利用推移)



当初計画においては、企業の物資輸送や旅客輸送をはじめ、農薬散布から山岳救助まで、着陸回数にして年間 1,000 回を超える需要を予測していた。しかし、景気の低迷による企業の利用減少、農薬散布におけるラジコンヘリへの移行等により、平成 8 年度の 366 回をピークに年々減少傾向にあり、年間需要予測の半分も超えていない現状である。近年は消防防災及び警察業務による利用が主となり、平成 23 年度を除き、100 回を下回る利用実績となっている。なお、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日)発生後の平成 23 年度は震災関連(山間部の調査等)で 113 回の利用があった。

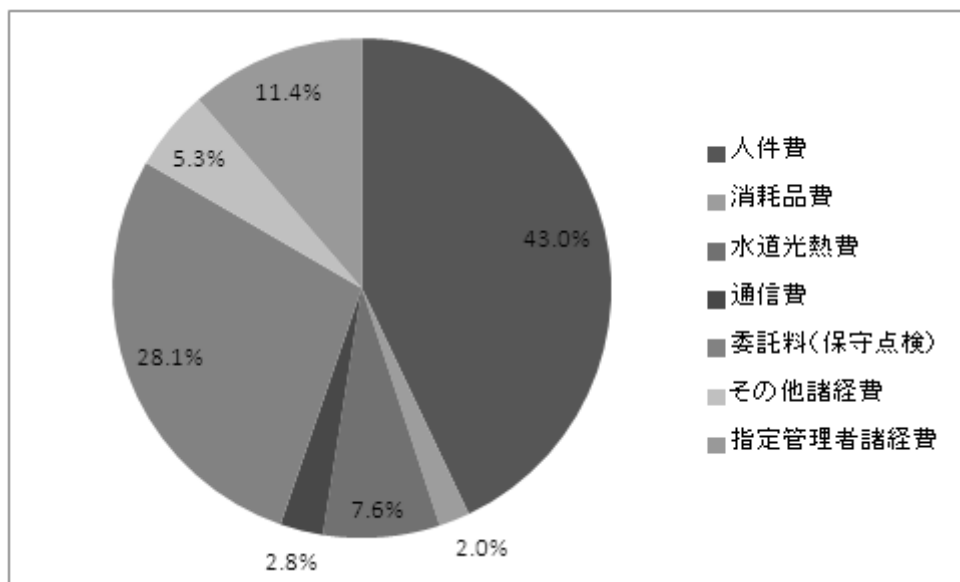
(実施した手続き)

監査人は、所管部署である空港港湾課の担当者へのヒアリングを実施し、必要に応じて、関連資料を閲覧した。また、米沢ヘリポートへ現地調査を行い、ヘリポートの利用状況、資産の状況等の把握を行った。

(監査の結果)

米沢ヘリポートの運用のあり方について

米沢ヘリポート指定管理料の内訳は下表のとおりである。



平成 24 年度の指定管理者から提出された米沢ヘリポート収支決算書によれば、県から指定管理者に交付される指定管理料 6,263 千円の内訳は上図のとおりである。ヘリポート管理事務所の常駐している職員に係る人件費が 2,690 千円（構成比 43%）、及びヘリポートの保守点検に係る委託料 1,758 千円（構成比 28%）の 2 つの費用で大部分を占めている。なお、この他に県の負担として、指定管理者の負担とならない臨時的に発生する大規模な修繕費用がある。

平成 24 年度を参考に、上記ヘリポート運営に係る総経費である指定管理料を、単純に年間利用実績で割った場合、着陸 1 回あたりのコストは 120 千円と算定される。

項目	金額
指定管理料(円)	6,263,000
年間利用実績(回)	52
1回あたりのコスト(円)	120,442

仮に重量 6 トンのヘリコプターが着陸し、3 日停留した場合、着陸料 1,000 円 + 停留料 1,610 円 × 3 日 = 5,830 円とすれば、収入を大きく超えるコストがかかっていると言える。ただし、ヘリポート管理に係る費用は人件費や保守点検に係る委託料であるため、利用度合に関係なく一定の費用が発生する固定費と言える。そのため、利用回数を増やすほど、着陸 1 回あたりのコストは低下することとなる。なお、上記仮定計算で求めた 1 回あたりの着陸料等が 5,830 円の場合、損益分岐点（収入と費用が同じ金額となる利

用回数)は1,074回(=6,263,000円/5,830円)であり、当初の需要見込み1,000回が達成できれば、ほぼ収支が均衡すると言える。

公共施設であることから、収支状況のみをもって運用のあり方を判断すべきではないが、米沢ヘリポートの近年の利用実績を踏まえ、今後の運用に際しては、更なるコスト削減や、当初の需要見込み回数達成に向けた利用拡大の取組みを行い、それでもなお改善が見込めない場合には、現状に捉われない多様な視点での検討を図られたい。【意見】

6. 駐車場収入

(収入概要)

県では、「山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月21日山形県条例第61号）」を定め、県立図書館をはじめとした遊学館などの山形市中心市街地の公共施設利用者の利便性を図るとともに、県民会館や文翔館等の文化施設、近隣商店街の駐車場不足の解消を目的として、駐車場事業を行っている。実際の運営にあたっては、旧山形警察署跡地に駐車場ビルを建設し、平成2年10月から営業を開始した。

「山形県公営企業の設置等に関する条例」より抜粋

(設置)

第1条 県の産業経済の振興と民生の安定に寄与し、公共の福祉の増進を図るため、次の各号に掲げる公営企業（以下「公営企業」という。）を設置する。

- (1) 電気事業
- (2) 工業用水道事業
- (3) 公営企業資産運用事業
- (4) 水道用水供給事業
- (5) 駐車場事業

(経営の基本)

第2条

6 駐車場事業の用に供する施設の名称、位置及び収容台数は、次のとおりとする。

名称	位置	収容台数
山形県営駐車場	山形市	300台

また、「山形県公営企業の設置等に関する条例」を受け、山形県営駐車場の管理に関して、「山形県営駐車場管理条例（平成2年3月26日山形県条例第15号）」を定め、料金の徴収等に関して規定している。運営にあたっては、中心市街地の空洞化が進む中で、利用率の向上のために、定期駐車制度の導入を図っている。

「山形県営駐車場管理条例」より抜粋

(趣旨)

第1条 この条例は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号。以下「公営企業設置条例」という。）第2条第6項に規定する山形県営駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(料金の徴収等)

第5条 県は、公営企業設置条例第2条の2の規定により法人その他の団体であって管

利用者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が駐車場の管理を行う場合を除き、利用者から別表に定める料金を徴収する。

別表

区 分		料 金
一般の利用者		250 円に 1 時間を超える時間 30 分までごとに 100 円(利用の時間が午後 10 時を超える場合にあつては、午後 9 時 30 分から翌日の午前 8 時までの利用 1 回につき 500 円)を加算した額
図書館等を利用する者	図書館等又は県が主催する講座及び研修（生涯学習に関するものに限る。）の参加者	講座及び研修に要した時間（当該時間が 4 時間を超える場合は、4 時間とする。）を超える時間 30 分までごとに 100 円（利用の時間が午後 10 時を超える場合にあつては、午後 9 時 30 分から翌日の午前 8 時までの利用 1 回につき 500 円）
	上記以外の者	図書館等の利用に要した時間（当該時間が 2 時間を超える場合は、2 時間とする。）を超える時間 30 分までごとに 100 円（利用の時間が午後 10 時を超える場合にあつては、午後 9 時 30 分から翌日の午前 8 時までの利用 1 回につき 500 円）

（料金の免除）

第6条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。

さらに、管理運営については、平成18年3月までは県が直接行っていたが、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応を図るため、指定管理者制度を導入している。なお、指定管理者制度導入当初の平成18年4月から平成21年3月までは財団法人が、平成21年4月からは民間会社が指定管理者となっている。

「山形県公営企業の設置等に関する条例」より抜粋
（指定管理者）

第2条の2 前条第4項に規定する県民ゴルフ場及び同条第6項に規定する山形県営駐車場の管理は、法人その他の団体であつて企業管理者が指定するものに行わせることができる。

「山形県営駐車場管理条例」より抜粋
（指定管理者が行う業務の範囲）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) 駐車場の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し管理者が必要と認める業務

なお、県営駐車場の管理運営は指定管理者が行っているため、駐車場利用者が支払う駐車料金は指定管理者の収入として計上され、管理運営に係る支出も指定管理者の負担となっている。そのため、県が歳入として計上しているのは、指定管理者と締結した協

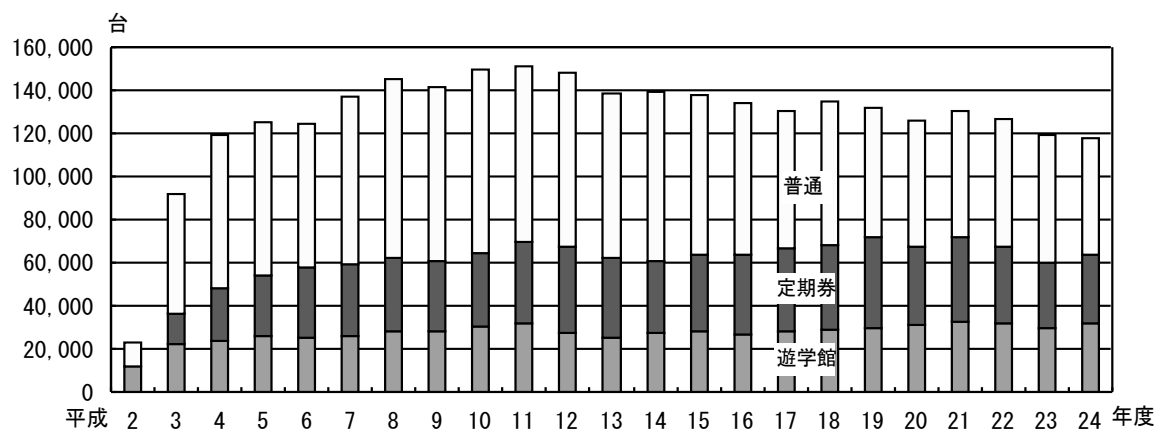
定書で定められた納付金となる。また、納付金の水準は、過去3事業年度の県営駐車場の運営によって受け取る料金収入から、駐車場運営によって発生する費用を控除した実績額の平均に基づいて設定されている。

(施設概要)



所在地	山形市旅籠町三丁目地内
敷地面積	2,765.55 m ² (県から使用貸借)
構造形式	自走式立体駐車場 鉄骨造り地上5階建 (5階6層)
収容台数	300台
建設費	7億72百万円 (内、一般会計負担3億8百万円)
営業時間	午前7時から午後10時30分まで

(利用実績)

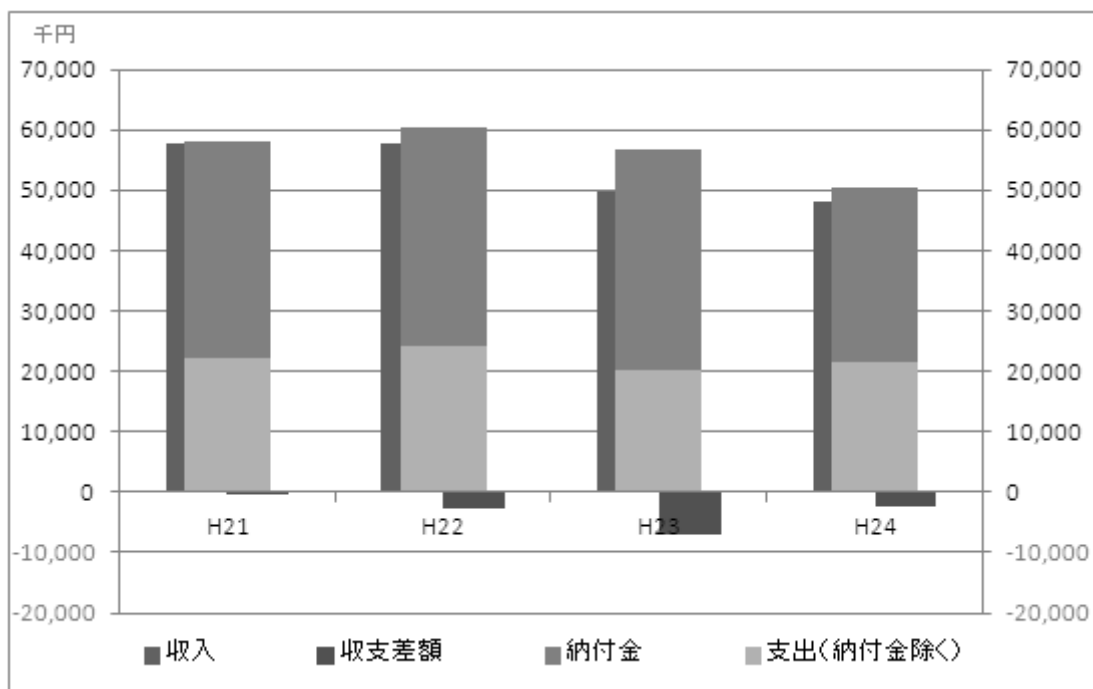


	駐車台数（台）				駐車料金（千円）				
	普通	定期券	遊学館	合計	現金	遊学館	回数券	定期券	合計
H2	11,489	-	11,833	23,322	5,387	1,727	1,143	-	8,257
H3	55,054	14,401	22,145	91,600	23,124	3,516	2,740	6,618	35,998
H4	71,128	24,213	24,016	119,357	28,374	3,937	2,299	11,641	46,251
H5	70,697	28,313	25,973	124,983	29,322	3,693	2,674	14,650	50,339
H6	66,719	32,146	25,555	124,420	31,122	3,387	2,375	17,389	54,273
H7	77,589	33,021	26,271	136,881	37,058	3,607	2,404	18,249	61,317
H8	82,466	34,272	28,274	145,012	38,829	3,705	2,750	18,878	64,161
H9	80,886	32,449	28,293	141,628	37,275	3,714	2,522	18,441	61,953
H10	85,145	34,637	30,032	149,814	39,717	3,966	3,318	20,347	67,347
H11	81,533	37,858	32,018	151,409	37,033	4,422	2,950	22,632	67,037
H12	80,898	39,659	27,653	148,210	37,758	3,832	2,749	22,667	67,006
H13	76,478	36,787	25,234	138,499	33,789	3,136	4,247	21,850	63,021
H14	79,018	32,801	27,690	139,509	34,658	3,382	4,364	18,632	61,036
H15	73,788	35,668	28,311	137,767	31,954	3,042	4,199	20,176	59,371
H16	70,438	36,880	26,985	134,303	31,628	2,818	4,193	21,054	59,694
H17	63,152	38,678	28,229	130,059	26,847	3,006	4,291	22,469	56,613
H18	66,586	39,164	28,771	134,521	29,133	2,776	4,853	22,812	59,574
H19	60,528	41,612	29,890	132,030	26,014	2,801	4,918	24,060	57,793
H20	59,070	36,135	31,066	126,271	23,874	2,536	6,018	21,326	53,754
H21	58,451	38,795	32,818	130,064	22,817	2,403	7,205	22,714	55,139
H22	59,195	35,420	32,116	126,731	22,453	2,385	8,728	21,352	54,918
H23	59,174	29,977	29,789	118,940	21,676	2,063	8,253	17,691	49,682
H24	53,808	32,004	31,857	117,669	21,114	2,211	5,964	18,754	48,043

利用形態別では、普通利用（遊学館含む）が 23,325 千円（48.6%）、回数券利用が 5,964 千円（12.4%）、定期利用が 18,754 千円（39.0%）となっている。現状として、単発的な利用ではない回数券利用や定期利用が過半数を占めており、安定的な収入は得られているものの、普通利用の減少に伴い、収入合計では減少傾向にある。1 日の平均利用台

数は約 322 台（＝H24 駐車台数合計／365 日）、平均回転数は 1.07 回/日（＝1 日の平均利用台数／収容台数）である。

（山形県営駐車場事業者の収支推移）



（単位：千円）

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収入	57,896	57,664	49,682	48,042
支出(納付金除く)	22,118	24,131	20,206	21,538
納付金	36,000	36,200	36,400	29,000
収支差額	-222	-2,667	-6,923	-2,496

山形市中心市街地の公共施設利用者の利便性を図る目的から設置された県営駐車場は、上表のとおり、駐車場設置以降、周辺地域へのコインパーキングの進出や郊外店の増加に伴い、平成 11 年度の約 15 万台、67 百万円をピークに減少を続け、平成 22 年度は約 12 万台、57 百万円にまで減少していた。さらに、東日本大震災を契機とした車離れなどの影響による普通利用及び定期利用の落ち込みに伴い、駐車場利用料収入が減少している。指定管理者として、近隣団体等への PR により定期利用が回復してきているが、利用料収入の減少は県の収益となる納付金にも影響を与えるため、利用料収入減少が懸念材料の一つである。

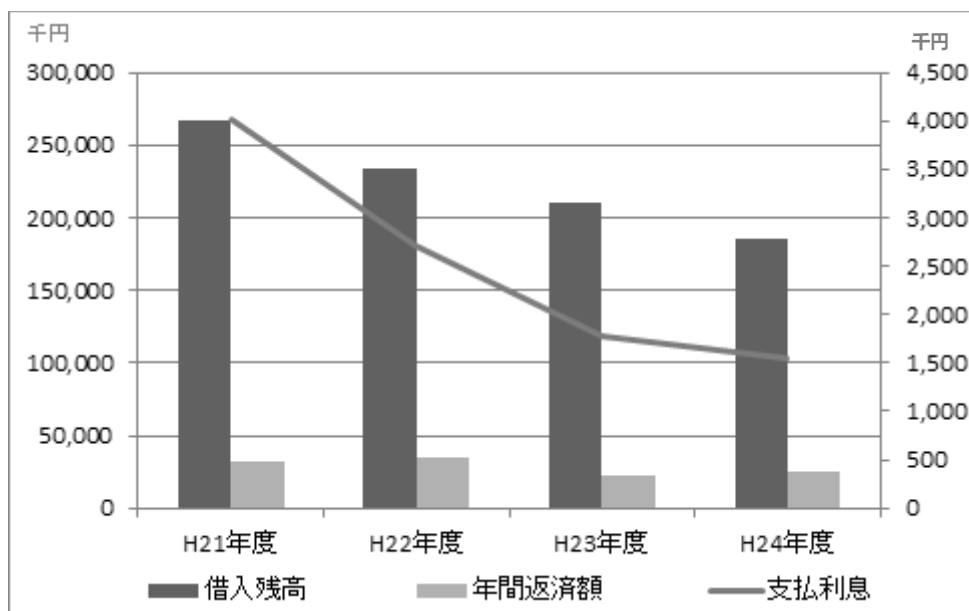
納付金は、上述のとおり、過去 3 事業年度の県営駐車場の運営によって受け取る料金収入から、駐車場運営によって発生する費用を控除した実績額の平均に基づいて設定している。つまり、平成 24 年度から平成 26 年度までの包括協定で定められる納付金は、

実績値が把握できている平成19年度から平成21年度までの各年度の収入から支出を控除した差額の平均値をもって決定している。そのため、料金収入が減少している現状において、指定管理者が実際の運営によって獲得する料金収入から、管理運営に必要な支出を控除した余剰分の中から、さらに県に対して納付金を支払うため、余剰分を超えて支出している状況が続いている。

県営駐車場の管理運営による負担が増加している現状では、民間企業が指定管理者制度に参入するインセンティブが低下してしまう。

駐車場利用料収入が減少を続ける現状において、納付金水準と指定管理者へのインセンティブのバランスが今後の継続的な県営駐車場運営の課題である。

(駐車場事業会計の企業債及び借入金推移)

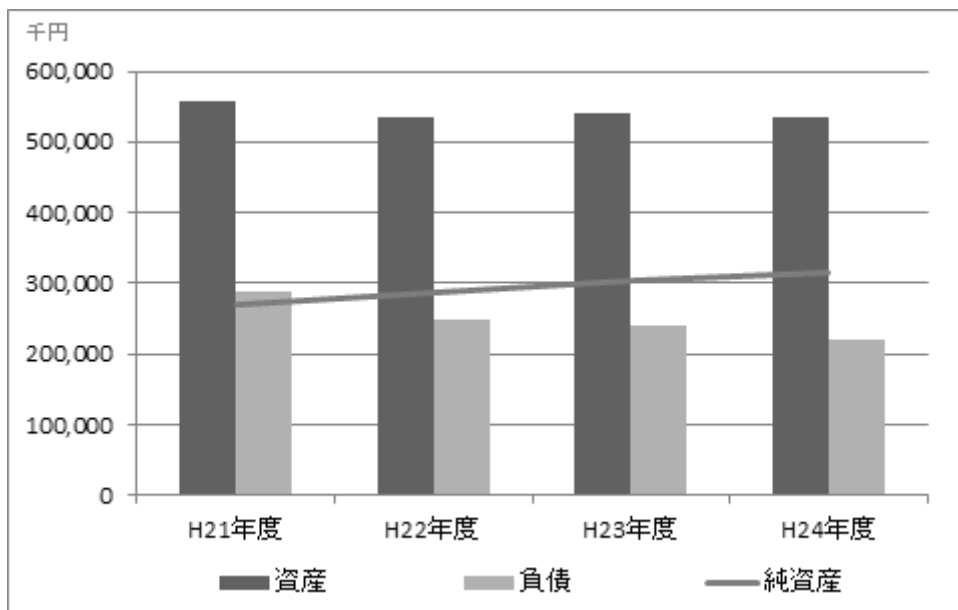


(単位:千円)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
借入残高	267,335	233,100	210,600	185,700
年間返済額	32,558	34,235	22,500	24,900
支払利息	4,005	2,703	1,765	1,543
収益対借入残高	14.2年	13.3年	12.7年	15.8年

平成24年度より納付金が減少しているが、企業債及び借入金の返済は順調に行われていることから、現状問題はないと考える。

(駐車場事業会計の資産・負債の推移)



(単位:円)

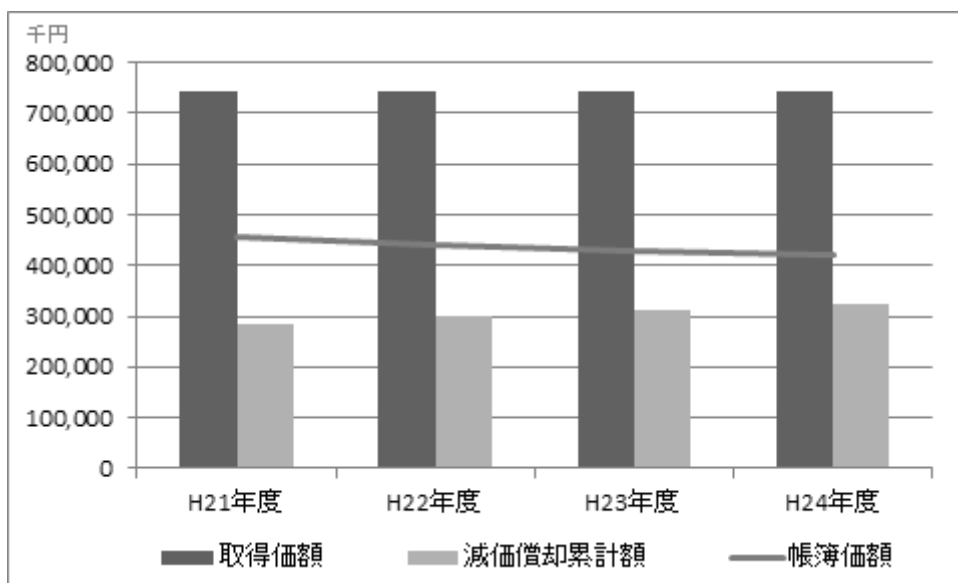
年度	H21	H22	H23	H24
資産	557,493,560	534,057,038	541,633,755	534,596,399
負債	289,053,529	248,154,672	239,260,942	220,503,493
純資産	268,440,031	285,902,366	302,372,813	314,092,906
将来世代の負担割合 (負債÷資産)	51.8%	46.5%	44.2%	41.2%

資産については、残高の大部分を建物（4億3百万円）が占めており、資産の使用による減耗分を費用化する減価償却により逡減するが、機械等の購入により、資産残高は5億円ほどで推移している。一方で、負債については、残高の大部分を他会計借入金（1億43百万円）が占めており、返済スケジュールに基づいて減少している。また、駐車場会計自体は黒字経営のため、利益の累積である利益剰余金が増加していることで、純資産は逡増している。

ただし、上記残高は、現在改正対応が進められている地方公営企業会計制度の改正に伴い、大きく貸借対照表の見え方に変化が生じる。一般的に、過去に遡って追加で減価償却が求められることにより資産は減少し、これまで政策的に資本とされていた企業債等の振替により負債は増加するという変化である。

現在の会計制度の下では、将来世代の負担となる負債を総資産額で割った将来世代の負担割合は、世代間負担が均衡する50%を下回り、将来世代の負担が軽減されているように見える。しかし、上記会計制度の改正に伴い、事業規模自体が縮小することにより、将来世代の負担が増加する可能性がある。そのため、平成26年度で明らかになる会計制度の改正に伴う影響を注視することが必要である。

(駐車場事業会計の有形固定資産の残高推移)



(単位:千円)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取得価額	741,392	741,392	741,915	742,319
減価償却累計額	285,884	299,161	312,206	323,039
帳簿価額	455,508	442,231	429,709	419,280
資産老朽化比率	38.6%	40.4%	42.1%	43.5%

上記でも説明したが、資産の大部分を占める建物などの有形固定資産は、取得価額7億、帳簿価額4億円ほどで推移している。ただし、会計制度の改正に伴い、過去に遡って追加で減価償却を行うため、帳簿価額が大幅に減少する可能性がある。

また、資産の更新タイミングなどの指標の一つである、減価償却累計額を取得価額で割った資産老朽化比率は会計制度改正前の平成24年度では、43.5%となっている。これは、数値上は資産が4割ほど老朽化していることを意味している。ただし、この指標も同様に、会計制度改正後においては大幅に悪化する可能性があるため、会計制度改正後の残高を注視する必要がある。

なお、企業局では、平成24年度に策定した中期経営計画において、施設の長寿命化を掲げている。会計制度改正後の残高や資産老朽化比率等の指標なども活用しながら、施設の管理を行っていただきたい。

(企業局の取組み)

第4 具体的な取組内容

1 全事業共通

(2)効率的事業経営による経営基盤の強化

② 施設の長寿命化

コスト削減のため、アセットマネジメント※の実践により、中長期的な視点を持った効率的な維持管理を行うとともに施設の長寿命化を図る。

※アセットマネジメント

社会資本を資産ととらえ、その劣化等を将来にわたり推測することにより、最も費用対効果の高い維持・管理や対策を行うための方法のこと

6 駐車場事業

(1) 効率的な事業経営による経営基盤の強化

① 指定管理者による効率的な経営の推進

指定管理者による効率的な経営により納付金額を確保し、経営基盤を強化する。

(「山形県企業局中期経営計画 (H24 年 3 月)」より抜粋)

(実施した手続き)

監査人は、県営駐車場会計の所管部署である企業局の担当者へのヒアリングを実施し、必要に応じて、関連資料を閲覧した。また、県営駐車場へ現地調査を行い、駐車場の利用状況、資産の状況等の把握を行った。

(監査の結果)

(1) 駐車料金体系の妥当性検討—近隣駐車場との比較

県営駐車場の料金に関して、指定管理者制度の導入後は、「山形県営駐車場管理条例」第 10 条第 2 項に基づき、県の承認を受けた上で、指定管理者が定めることとされている。指定管理者の経営努力に基づいて、経営の意思決定を弾力的に行えるようにするため、料金体系の決定権を指定管理者にゆだねたものと推測される。ただし、実際の料金改定は、指定管理者制度が導入される前の平成 6 年 4 月以降行われておらず、経営努力の如何にかかわらず、近隣駐車場の料金水準に合わせて決定せざるを得ないのが実態である。

「山形県営駐車場管理条例」より抜粋

(利用料金)

第10条 公営企業設置条例第2条の2の規定により指定管理者が駐車場の管理を行う場合にあっては、利用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第5条第1項の料金の額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 管理者は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

近隣駐車場との比較では、下表のとおり、ほぼ同水準であるため、料金面での利用低下は考えにくい。例えば、最も近隣にある「A 駐車場」の一般料金は県営駐車場と同額である。

一方で、営業時間で見れば、県営駐車場が午前7時から午後10時30分までに対して、深夜までの営業もしくは24時間営業を行っているところもある。県営駐車場の場合、営業時間（午後10時30分）を超えてから出庫することができないため、近隣駐車場と比較すると、利便性は決して高いとは言えない。通常の利用が減少傾向にある中で、利用促進のためには営業時間の延長により、普通利用及び定期利用ともに利用の増加が見込まれるため、駐車場の営業時間の延長を検討されたい。【意見】

下表については、ホームページ等で確認し監査人が作成した。

(近隣駐車場料金との比較)

駐車場名	月極駐車料金			一般料金		一般料金		
	全日	昼間	夜間	最初の30分	以降30分毎	最初の1時間	以降1時間毎	
山形県営駐車場	16,000	11,000		—	100	250	—	
A駐車場	12,000(屋上)			—	100	250	—	
B駐車場	—			200	160			
C駐車場	(1F)	普通車	12,000	100	100			
		軽	11,000					
	(2F)	普通車	11,000					
		軽	10,000	最大600円				
D駐車場	全日		15,000	150	150			
	平日		12,600					
E駐車場	全日		15,750	18:00~ 6,825	160	160	—	—
	平日		12,600	17:00~ 8,400	(9:00~19:00)		—	—
				16:00~ 9,450	110	110	—	—
					(19:00~9:00)		—	—
F駐車場	—			150	150	—	—	
G駐車場	—			—	150	370	—	
H駐車場	17,800	11,880	10,380	—	100	250	—	

駐車場名	営業時間
山形県営駐車場	午前7時～午後10時30分まで
A駐車場	24時間営業
B駐車場	午前6時～翌0時まで
C駐車場	午前9時～午後8時まで
D駐車場	24時間営業
E駐車場	24時間営業
F駐車場	24時間営業
G駐車場	24時間営業
H駐車場	午前7時30分～午後10時まで

(2) 駐車料金体系の妥当性検討ーコスト分析からの検討

駐車場事業会計に係る決算書等より、指定管理者で発生する県営駐車場の管理運営に係る費用（人件費及び諸経費等）に、企業局の駐車場事業会計に係る費用（人件費及び修繕費等）を加えた総経費と収入の過去4カ年の平均を下表のとおり、算定した。

なお、修繕費について、企業局では将来の修繕費支出に備えるため、実際に支出のない金額についても費用計上しているが、民間の企業会計に合わせて、実際の支出額のみで算定している。

【費用】		【収入】	
項目	金額	項目	金額
施設に係るコスト	21,654	駐車場運営による収入	53,419
人件費	13,545	利用料収入	53,321
消耗品費	763	受取利息	98
光熱水費	2,245	収入 合計	53,419
修繕費	265		
委託料	2,210		
一般管理費	2,154		
その他	473		
事業に係るコスト	21,531		
修繕費	6,204		
減価償却費	12,692		
支払利息	2,504		
その他	131		
コスト 合計	43,185		

(単位:千円)

【キャッシュ・フロー分析】

項目	金額
簡易キャッシュ・フロー	22,926
収入ーコスト	10,234
減価償却費	12,692
借入金等返済額	28,549
返済額	28,549
資金過不足額	-5,623

上表のとおり、過去4カ年の総経費の平均は43百万円に対して、収入が53百万円と黒字経営となっている。また、収入から費用を差し引いた利益に、現金の支出のない費用である減価償却費を戻した簡易キャッシュ・フローでは約23百万円と算定され、これが企業債や借入金の返済、もしくは更新投資などに使用する財源となる。実際に、企業債や借入金の返済額の平均が28百万円だったため、この期間での資金は、最終的に5百万円ほどの資金不足が発生していたことがわかる。なお、上表では、県営駐車場を県が「直営」で実施した場合に要するすべての費用と収入から分析を行っている。そのため、指定管理者制度を導入している県の駐車場事業会計で資金不足が発生しているわけではないことに留意していただきたい。

年間利用台数(台)	123,351
1台あたりコスト(円)	350

他会計借入金残高(円)	185,700,000
予想償還年数(年)	8.1

また、過去4カ年の総経費を同期間における年間利用台数で割った1台あたりコストを算定したところ、350円と計算された。県営駐車場の利用料金から考えれば、1.5時間利用されれば、費用と同じだけの収入があるため、1.5時間が損益分岐点とも言える。当該計算結果を踏まえ、利用時間別の利用台数実績の情報を入手したところ、下表のような結果が得られた。

利用時間	乗数	件数	指数	利用時間	乗数	件数	指数
0:00 ~ 0:30	0.25	7,077	1,769	8:00 ~ 9:00	8.50	4,110	34,935
0:30 ~ 1:00	0.75	13,565	10,174	9:00 ~ 10:00	9.50	9,590	91,105
1:00 ~ 1:30	1.25	16,219	20,274	10:00 ~ 12:00	11.00	6,146	67,606
1:30 ~ 2:00	1.75	15,143	26,500	12:00 ~ 14:00	13.00	2,418	31,434
2:00 ~ 3:00	2.50	18,106	45,265	14:00 ~ 16:00	15.00	246	3,690
3:00 ~ 4:00	3.50	11,356	39,746	16:00 ~ 18:00	17.00	169	2,873
4:00 ~ 5:00	4.50	5,323	23,954	18:00 ~ 20:00	19.00	120	2,280
5:00 ~ 6:00	5.50	2,210	12,155	20:00 ~ 22:00	21.00	103	2,163
6:00 ~ 7:00	6.50	2,038	13,247	22:00 ~ 24:00	23.00	55	1,265
7:00 ~ 8:00	7.50	2,852	21,390	24:00 ~	24.00	823	19,752
合計						117,669	471,577

1回あたり 平均利用時間数 4.0時間

上記のとおり、利用1回あたりの平均利用時間数は4.0時間と算定された。上記で損益分岐点が1.5時間と計算されたことから、県営駐車場に関しては、費用以上に収益が獲得できていると言える。

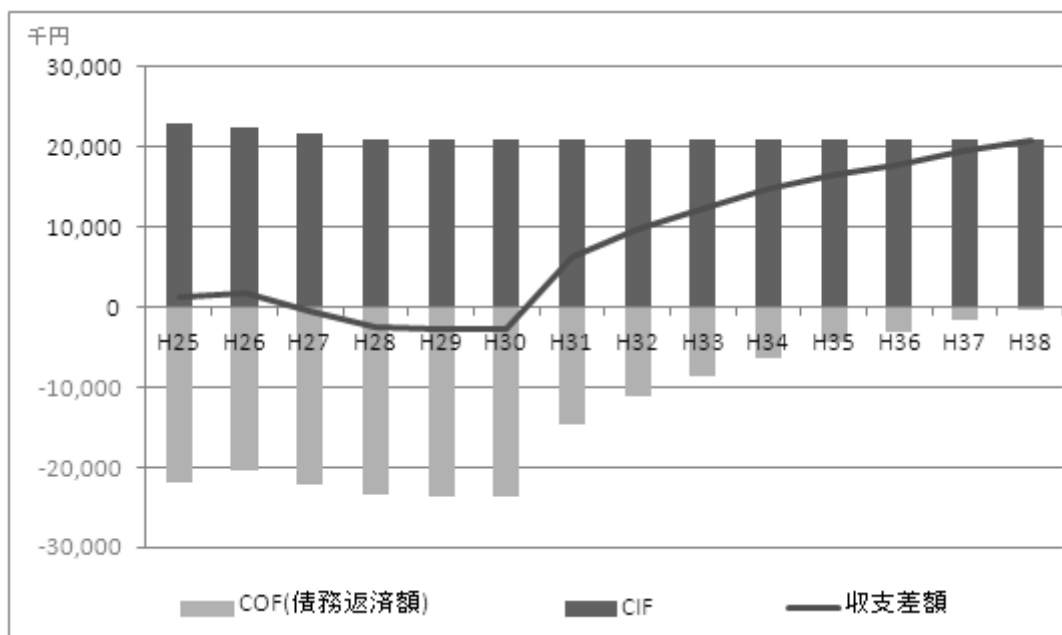
ただし、年間利用台数には定期利用台数も含まれているため、通常の利用料金と比較するには限界がある。上記分析は、現在利用可能な財務情報を基に検討した結果であるため、より精緻な分析を行うには、利用種類別の利用時間を把握するような体制構築が必要である。

最後に、上表で算定した簡易キャッシュ・フローで、企業債及び他会計借入金の合計額を割った予想償還年数は8.1年と算定された。当該年数であれば財務負担も限定的であるため、債務返済面では無理のない経営が行われているものとする。

(3) 納付金水準の妥当性検討

(1)の結果において、簡易キャッシュ・フローを算定したが、駐車場事業を今後継続するにあたり、将来の資金繰りのシミュレーションを下表のとおり検討した。なお、分析にあたり、将来獲得できる資金(=キャッシュ・イン・フロー、CIF)は直近の料金収入が3%の減少率であることに鑑み、将来3年度(平成25~28年度にかけて)3%通減し、その後は経営努力により収入が維持される、という予測で検討した。また、将来支払わなければならない資金(=キャッシュ・アウト・フロー、COF)を企業債及び借入金の返済額のみ限定している。大規模な修繕等があれば、追加のCOFが発生することにご留意いただきたい。

【将来のキャッシュ・フロー分析】



(単位:千円)

年度	CIF	COF (債務返済額)	収支差額	CF累積額
H25	23,000	-21,800	1,200	1,200
H26	22,310	-20,500	1,810	3,010
H27	21,641	-22,200	-559	2,451
H28	20,991	-23,470	-2,479	-28
H29	20,991	-23,710	-2,719	-2,746
H30	20,991	-23,710	-2,719	-5,465
H31	20,991	-14,710	6,281	817
H32	20,991	-11,210	9,781	10,598
H33	20,991	-8,710	12,281	22,880
H34	20,991	-6,310	14,681	37,561
H35	20,991	-4,410	16,581	54,143
H36	20,991	-3,210	17,781	71,924
H37	20,991	-1,510	19,481	91,405
H38	20,991	-240	20,751	112,157

※CF: キャッシュ・フロー
 CIF: キャッシュ・イン・フロー
 COF: キャッシュ・アウト・フロー

上表のとおり、平成26年度まではCIFがCOFを上回るが、平成27年度から平成30年度までは収支差額がマイナスとなる。これに伴い、CFの累積額も平成28年度から平成30年度まで資金不足が生じる。その後は、債務返済額が逡減するため、最終的にCF累積額は1億12百万円ほどの資金余剰が生じる。これに平成24年度の現預金残高である1億15百万円を加えた2億30百万円ほどが更新投資の財源となる。

上記分析は、あくまで監査人が知りえた情報と仮定に基づいたものであり、経済環境等により駐車場利用が予測より低下した場合、または臨時的に大規模修繕等の発生などの環境の変化により、分析結果に多大な影響を与えることに留意いただきたい。

ただし、企業局が今後駐車場事業を管理していくにあたり、上記のような将来計画に基づいて、修繕及び更新計画などを行っていかねば、資産の経年劣化により事故が発生することも考えられる。平成 24 年の笹子トンネル事故を機会にインフラの更新問題が様々なところで議論されているが、極めて多くのインフラ資産を抱える自治体においては、一つ一つのインフラ資産を現状把握することは事務的に難しい。そのため、まず財務情報からの資産老朽化の程度を検討し、さらに将来の更新費用のシミュレーション結果に基づいた意思決定が必要であろう。

第2 未収金の徴収事務

未収金の徴収事務総括

県財政の厳しい状況を考えれば、未収金対策が重要であることは明白である。未収金とは、回収が未済となった債権であり、県が当然金銭として回収すべきものが、何らかの事情で未回収となっているものである。

収入未済の平成24年度末残高は、一般会計で3,044,665千円、特別会計で1,240,025千円と多額であり、これらの未収金額が回収できたならば、県財政にとって有益な収入となる。山形県においても、「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」では未収金対策を重要課題として掲げ、取組みを推進している。

（山形県の取組み）

② 未収金対策の推進

山形県未収金対策本部が中心となって、未収金対策の総括的な進行管理を行い、未収金発生 of 未然防止と発生直後の早期回収に努めるとともに、回収の可能性に応じた具体的な取組みを推進する。

また、担当職員の職務遂行能力の向上に取り組むとともに、状況に応じ、債権回収会社や弁護士等の活用を図る。

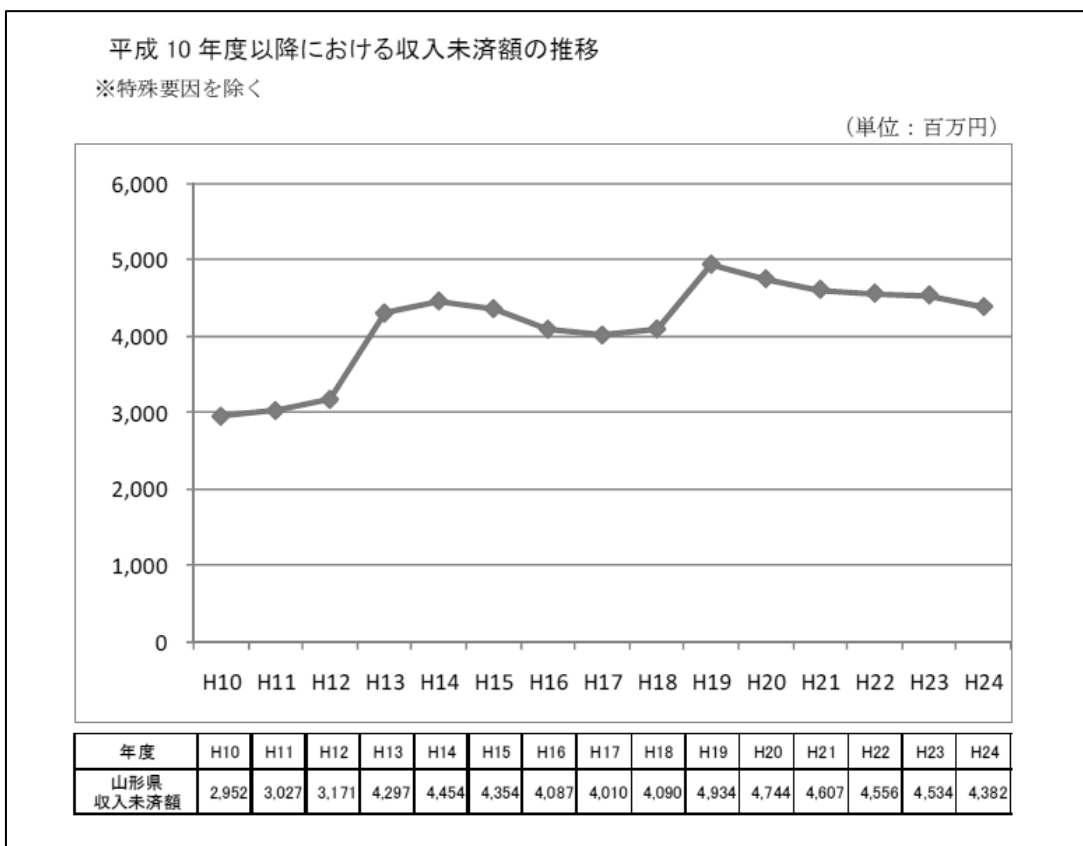
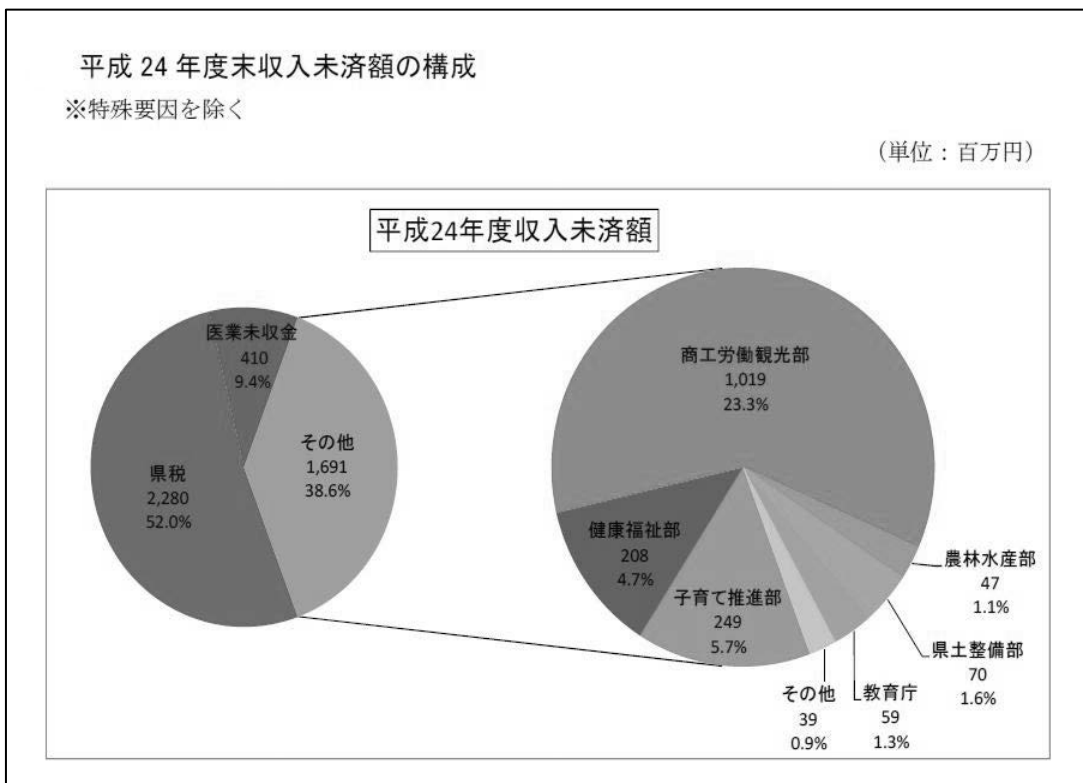
「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」より抜粋

上記のとおり、山形県では未収金対策として、「未収金発生 of 未然防止」と「発生直後の早期回収」を2つの柱として掲げ、未収金残高の減少を目指している。

（収入未済の規模）

一般会計・特別会計を合計した収入未済の残高は、平成22年度末4,556,416千円、平成23年度末4,533,664千円、平成24年度末4,836,816千円となっている。平成24年度末残高には、海外取引のある県内法人が租税条約に基づく申立てを行った影響で、徴収猶予454,692千円が含まれており増加の特殊要因となっている。当該特殊要因を除けば、収入未済の残高は減少傾向にある。

平成 24 年度末収入未済額の構成及び収入未済額の推移は以下のとおりである。



(監査対象の選定)

上記の未収金内訳から、金額的・質的重要性を勘案し、以下の収入項目に関する収入未済について検討することとする。また、平成 21 年度に「未収金の管理」をテーマとした包括外部監査が実施されており、この報告に対する措置状況の検討を行う。

1. 県営住宅使用料（建築住宅課）
2. 弁償金（健康長寿推進課）
3. 母子寡婦福祉資金特別会計（子ども家庭課）
4. 小規模企業者等設備導入資金特別会計（中小企業振興課、商業・まちづくり振興課）
5. 平成 21 年度の措置状況とそれに対する評価

なお、県税については、別途「第 3 県税収入の管理事務」で検討結果を記載している。

1. 県営住宅使用料（建築住宅課）

（制度概要）

県営住宅制度は、「公営住宅法（昭和26年法律第193号、最終改正平成25年5月10日法律第12号）」により、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした制度である。

この法律により、地方公共団体は公営住宅の供給・整備が義務付けられており、「山形県県営住宅条例（昭和37年3月30日、最終改正平成25年7月9日）」において、県営住宅及び共同施設の設置及び管理並びにこれらの施設の敷地の管理に関して必要な事項を定めている。

山形県では、「山形県県営住宅及び山形県すまい情報センター」の管理業務を指定管理者と包括協定を締結し委託している。指定管理者は、募集事務、入居事務、退去事務、徴収事務、収入申告事務、施設の維持管理等の広範囲の業務を「山形県県営住宅等の管理に関する包括協定書」に基づき実施している。

「公営住宅法」より抜粋

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公営住宅の供給）

第三条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

（整備基準）

第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない。

2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

3 事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするように努めなければならない。

「山形県県営住宅条例」より抜粋

(目的)

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づく県営住宅及び共同施設の設置及び管理並びにこれらの施設の敷地の管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条の2 県は、低額所得者の住宅不足を緩和するため、法の規定に基づき、必要な地に県営住宅及び共同施設を設置する。

2 県営住宅の名称及び位置並びに県営住宅に併設する共同施設は、規則で定める。

(入居者の公募の方法)

第3条 知事は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、次の各号に掲げる事項を県公報に記載するほか、新聞、ラジオ、掲示等の方法により公表しなければならない。

- (1) 所在地、戸数及び規格
- (2) 家賃及び敷金
- (3) 入所資格及び選考方法
- (4) 申込みの方法及び期日
- (5) その他必要な事項

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）並びに被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第30条の規定により法第23条各号（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、第1号を除く。）に掲げる条件を具備するものでなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) その者の収入が次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める金額を超えないこと。

イ 入居者又は同居者が障がい者である場合等入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円

ロ 県営住宅が法第24条第2項に規定する公営住宅に該当する場合 214,000円（同項に規定する当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

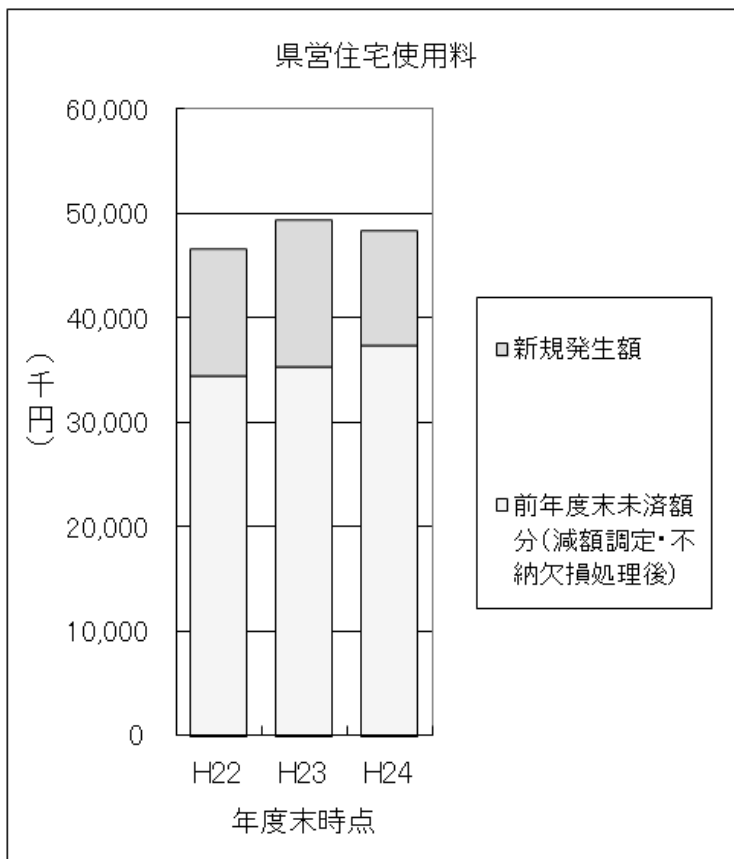
（収入未済の現状）

公営住宅法第一条の目的にあるように、当該制度は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することである。また、山形県県営住宅条例第5条の入居資格に「現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。」とあり、低所得の住宅困窮者に対する制度であることは明確である。

このため、生活資金の不足から県営住宅家賃の滞納の発生の可能性が高く、平成24年度の収入未済新規発生額（滞納発生額）は10,980千円であり、平成24年度末収入未済額（滞納累計額）は48,428千円と多額である。これらは、本来山形県の収入となり県民生活の糧となるべきものであり、回収に努めなければならないものである。

平成24年度末の収入未済額の残高は平成23年度末に比べ942千円減少したものの、依然として高い水準にある。

県営住宅使用料の収入未済額の過去3年間の推移は下表のとおりである。



山形県では、「山形県県営住宅管理事務取扱要領」により、県営住宅の入居決定等の管理に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めている。

また、「山形県県営住宅等の管理に関する包括協定書」が山形県と指定管理者との間で交わされ、県営住宅管理業務責任分担表により両社の業務区分が明確となっている。指定管理者の業務は、募集事務、入居事務、退去事務、徴収事務等、多岐にわたり、山形県と協力し県営住宅等の適正かつ円滑な管理を行うとされている。指定管理者が行う徴収事務には滞納整理が含まれ、①催告状の起案及び送付、②電話による催告、③臨戸訪問による指導、④連帯保証人への通知及び請求、といった未納者に対する納入指導も指定管理者の業務である。

滞納整理事務の詳細な内容を示したのが、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」であり、総合支庁担当者及び指定管理者は当該要領に基づき、滞納整理事務にあたっている。

(実施した手続き)

監査人は、村山総合支庁、置賜総合支庁、庄内総合支庁において現地調査を行い滞納発生に関する事務手続きの検証を行った。また、総合支庁担当者への質問を実施し、徴収事務の実施状況を把握した。取引は、「長期滞納者一覧表」「平成 24 年度発生分滞納者リスト」「未納者一覧表(年度)平成 25 年度」から抽出した。

具体的には、抽出した取引について、以下の資料に基づき検証を行った。

- ① 催告状
- ② 催告書
- ③ 連帯保証人への請求
- ④ 誓約書
- ⑤ 督促に関する記録簿

(監査の結果)

(1) 連帯保証人への弁済請求書の送付について

村山総合支庁抽出の滞納者に関して、連帯保証人への弁済請求書の送付が遅れた事案が確認された。「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」によれば、納付の督促等をしても納付がなく滞納額が家賃の 3 か月分に相当するに至ったときは、滞納者及び連帯保証人に対して請求を行うこととなっているが、当該案件では連帯保証人に弁済請求書が送付されたのは、家賃滞納が 8 か月に至った時である。これは、分納中あるいは入金予定を理由としている。

分納がなされていたとしても、連帯保証人へ弁済請求書の送付が必要である。結果として、連帯保証人が文書で滞納を確認する時期が大幅に遅れた。早期の未収解消または防止には、連帯保証人との連携が不可欠であり、事務処理を徹底する必要がある。【指

【摘事項】

(2) 事務フローについて

「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」第4 催告状発行によれば、滞納額が家賃の3か月分に相当するに至ったときは、滞納者及び連帯保証人に対して請求を行うこととなっている。しかし、「県営住宅家賃滞納整理事務の手引き」の「県営住宅使用料に係る滞納事務整理事務フロー（督促手続き）」では、累計滞納額が3か月分以上となったときに「連帯保証人への指導依頼」、累計滞納額が6か月分以上となったときに「連帯保証人に対する請求」となっており、事務処理要領と整合していない。事務処理のよりどころとなる手引きの未更新は現場での処理を混乱させるものであり早期に是正が必要である。【指摘事項】

(3) 催告書送付リストについて

「未納者一覧表」は電算により処理されアウトプットされる帳票である。これに対し、催告書発送のためのリストは指定管理者が作成しており、未納者一覧表から自動作成されないため、作成に大幅な事務時間を費やしている。また、総合支庁により様式が異なる。

総合支庁名	リスト名称
置賜総合支庁	催告書・弁済請求該当者
村山総合支庁	催告書・弁済請求該当者
庄内総合支庁	催告書送付対象者

置賜、村山は同様式であり、庄内のみ異なる様式で作成している。いずれも記載内容に問題はないが、手作業により作成しているため事務コストがかかっている。未納者一覧表から必要な情報を取り出し、リストの自動作成が可能か検討し、事務コストの削減を検討されたい。【意見】

(4) 不納欠損処理について

県営住宅の家賃は私法上の債権であり、要件を満たせば不納欠損処理が可能である。ただし、不納欠損の要件は厳しく、手続きも煩雑である。地方公共団体の人事政策により所管の担当者は数年で交代となる場合が多く、ノウハウは蓄積しづらい。

このような状況を鑑み、庄内総合支庁では、「県営住宅家賃滞納整理の手引き」を参照し、「県営住宅滞納家賃不納欠損処理チェックリスト」「県営住宅滞納家賃不納欠損処理フロー図」を独自に作成し、事務の効率化を図っている。

このような有意義な取組みが、ひとつの総合支庁のみの事務の効率化ではなく、他の総合支庁でも展開・共有されるように、所管部署で検討をされたい。【意見】

2. 弁償金（健康長寿推進課）

（制度概要）

平成 24 年度末の弁償金収入未済額は 209,887 千円であり、この内訳は下表のとおりである。

部局	予算主管課	科目名	平成 24 年度末収入未済額（千円）
健康福祉部	健康長寿推進課	弁償金	169,489
農林水産部	農村計画課	弁償金	25,721
県土整備部	管理課	弁償金	14,676

健康福祉部健康長寿推進課において、平成 24 年度末残高と同額の 169,489 千円が収入未済として、平成 24 年度に新規発生した影響により急増している。健康福祉部健康長寿推進課は通常、資金の貸付や使用料手数料の徴収を行う部署ではなく、収入未済が発生することはまれである。

当該収入未済は、平成 8 年におきた「彩福祉グループ贈収賄事件」に係る損害賠償請求訴訟に勝訴したことによる賠償金である。当該事件は、彩福祉グループ元理事長が山形県と埼玉県における特別養護老人ホーム等の建設に絡み便宜を受けるため、当時の厚生省事務次官及び厚生省キャリアの埼玉県高齢福祉課長に対し、賄賂を贈った事件である。平成 10 年 6 月に、東京地方裁判所において、元理事長は贈賄罪で懲役 1 年 6 か月の実刑判決を受けた。

また、元理事長は、彩福祉グループの特別養護老人ホーム施設建設工事に、元理事長が実質的に支配する JWM（株）を介在させて、事業費を水増しし、いわゆる「丸投げ」と呼ばれる手法で施設整備補助金を不正に受給した。山形県は、施設整備補助金の不正受給を正すため、平成 10 年 8 月 5 日に元理事長を被告に損害賠償請求を山形地方裁判所に提起し、平成 14 年 3 月 26 日に全面勝訴した。

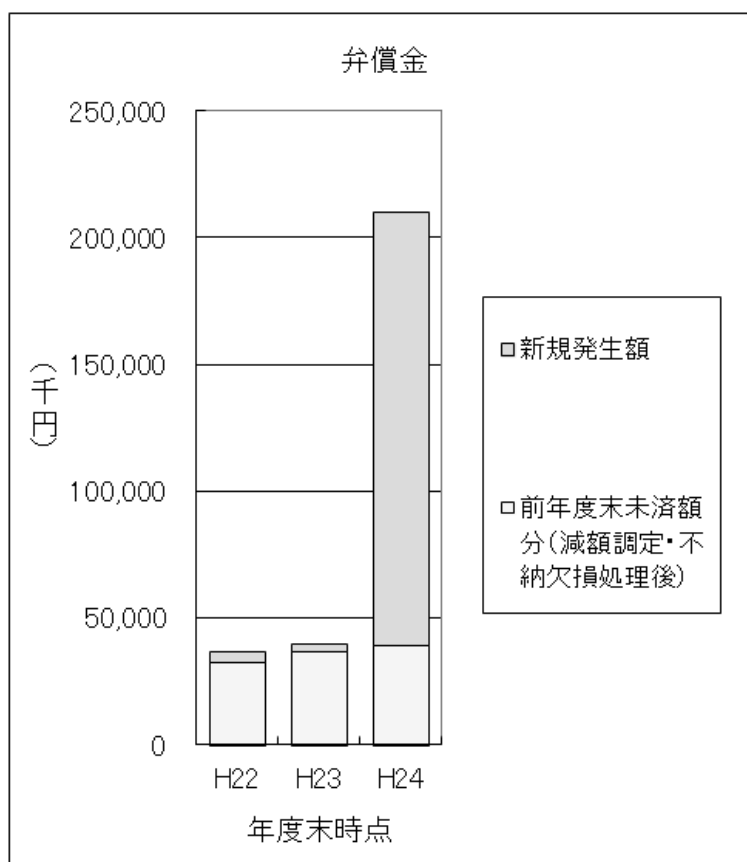
平成 14 年 12 月 14 日に判決が確定し、平成 24 年 12 月 15 日の時効を迎えるに当たり、時効を中断し今後とも債権の回収に取り組むため、歳入調定を行い収入未済計上となったものである。

なお、当該債権の回収実績はゼロである。

(収入未済の現状)

彩福祉グループ贈収賄事件は、平成 14 年 12 月 14 日に判決が確定し山形県として回収事務を行ってきた債権であるが、収入未済として計上されたのは平成 24 年度である。決算上は平成 24 年度の未収金が急増したことになるが要因は平成 8 年に発生しており、平成 24 年度の計上は、平成 24 年 12 月 15 日の時効を迎えるに当たり、時効を中断し今後とも債権の回収に取り組むため、歳入調定を行い収入未済計上となったものである。

弁償金の収入未済額の過去 3 年間の推移は下表のとおりである。



社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）及び「社会福祉法人に対する補助に関する条例」（昭和 36 年 7 月 14 日山形県条例第 24 号）に基づき、社会福祉事業を振興し社会福祉法人が社会福祉施設を整備する目的で、社会福祉法人に対して補助金の交付がなされる。

当該事件は、社会福祉法の「福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資する」という目的を利用し、補助金を不正に受給した極めて悪質な事件である。

「社会福祉法」より抜粋

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(助成及び監督)

第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び地方自治法第二百三十七条第二項の規定の適用を妨げない。

「社会福祉法人に対する補助に関する条例」より抜粋

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定により社会福祉法人に対する補助金の交付の手続を定めるものとする。

(実施した手続き)

監査人は、健康長寿推進課担当者に対する質問、関連する資料の閲覧により、山形県の当該債権の回収に関する取組みの検証を行った。回収に関する取組みに関して、主な経緯を時系列に示すと下表のとおりであった。

平成14年	山形県地方裁判所：山形県の全面勝訴
平成15年	確認文書送達（回答なし）、電話連絡（不在）、訪問（不在）
平成17年	確認文書送達（回答なし）
平成19年	調査会社に依頼し、資産調査 土地5筆（4,438.92㎡）建物3棟を所有
平成20年	確認文書送達（弁護士より回答書） 資力なく支払い不能
平成24年	債権差押命令申立（差押はできなかった）
平成24年	督促状送付（到達日をもって時効10年延長）

(監査の結果)

結果として、元理事長には資力がなく、山形県としては現在のところ回収の見込みはない。引き続き、元理事長の資力把握に努め、回収が見込める資産等が確認された場合には、迅速な対応に努められたい。

なお、当該事件の教訓により、山形県では平成9年度から第三者委員による「山形県社会福祉法人・施設整備協議会」を設置し、社会福祉法人の設立や社会福祉施設の整備に関して意見を伺うなど適切な措置を講じ、再発防止に備えている。

3. 母子寡婦福祉資金特別会計（子ども家庭課）

（制度概要）

母子寡婦福祉制度は、「母子及び寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）」により、母子家庭等及び寡婦に対して、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とした制度である。

基本理念は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されること、また母子家庭等の母等や寡婦が健康で文化的な生活が保障されることにある。国及び地方自治体は、当該基本理念が具現されるように配慮し、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務があるとされている。

山形県では、「山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和39年12月26日山形県規則第84号）」を定め、貸付の申請、保証人の要件、償還等に関する処理を明示している。さらに、「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」により、貸付事務、貸付後の異動等、償還事務、償還困難者及び滞納者に対する指導・償還督促、借主・連帯借主・保証人に異動がある場合、について詳細な事務処理を定めている。

「母子及び寡婦福祉法」より抜粋

（目的）

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭等の母等に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（母子福祉資金の貸付け）

第十三条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はそ

の扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
- 三 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該児童が二十歳に達した後も、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行うことができる。

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学、知識技能の習得等に係る資金であつて政令で定めるものを配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに貸し付けている場合において、その修学、知識技能の習得等の中途において当該配偶者のない女子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童（二十歳以上である者を含む。）がその修学、知識技能の習得等を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

「山形県母子及び寡婦福祉法施行細則」より抜粋

第2章 母子家庭に対する福祉の措置

(貸付けの申請)

第2条 法第13条第1項の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、別に定める場合を除き、法定代理人の同意を必要とする。

- (1) 戸籍謄本及び住民票の写し（世帯全員のもの）
- (2) 法第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）であることを証する書類
- (3) 次に掲げる資金の種別に応じて、それぞれ次に定める書類
 - イ 事業開始資金 事業計画書（別記様式第2号）
 - ロ 事業継続資金 事業成績及び事業継続計画書（別記様式第3号）
 - ハ 修学資金 在学証明書、合格通知書又は入学許可書の写し
 - ニ 技能習得資金 技能習得見込書（別記様式第4号）

- ホ 修業資金 修業見込書（別記様式第5号）
 - へ 就職支度資金 就職決定見込書（別記様式第6号）又は採用の内定を証明する書類の写し
 - ト 医療介護資金 診断及び所要経費概算見込書（別記様式第6号の2）
 - チ 生活資金 生活安定設計書（別記様式第6号の3）
 - リ 住宅資金 住宅建設等計画書（別記様式第7号）
 - ヌ 転宅資金 賃貸借契約書の写し
 - ル 就学支度資金 合格証明書又は入学許可書の写し
 - ヲ 結婚資金 婚姻予定書（別記様式第8号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

第3章 寡婦に対する福祉の措置

（貸付けの申請）

第17条 法第32条第1項において準用する法第13条第1項の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本及び住民票の写し（世帯全員のもの）
- (2) 配偶者のない女子であることを証する書類
- (3) 民法第877条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない申請者にあつては、市町村長の発行する所得証明書
- (4) 次に掲げる資金の種別に応じて、それぞれ次に定める書類
 - イ 事業開始資金 事業計画書
 - ロ 事業継続資金 事業成績及び事業継続計画書
 - ハ 修学資金 在学証明書、合格通知書又は入学許可書の写し
 - ニ 技能習得資金 技能習得見込書
 - ホ 修業資金 修業見込書
 - へ 就職支度資金 就職決定見込書又は採用の内定を証明する書類の写し
 - ト 医療介護資金 診断及び所要経費概算見込書
 - チ 生活資金 生活安定設計書
 - リ 住宅資金 住宅建設等計画書
 - ヌ 転宅資金 賃貸借契約書の写し
 - ル 就学支度資金 合格証明書の写し又は入学許可書の写し
 - ヲ 結婚資金 婚姻予定書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(収入未済の現状)

平成 24 年度末の収入未済の状況は以下のとおりである。

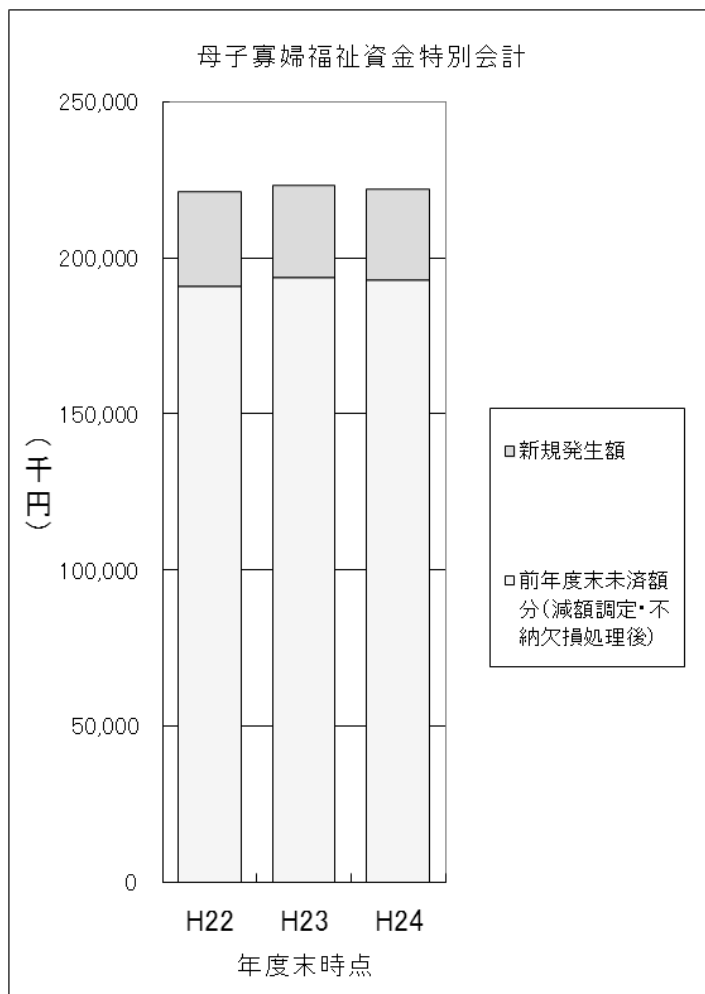
科目名	平成 24 年度末収入未済額 (千円)
母子福祉資金貸付金元利収入	208,175
寡婦福祉資金貸付金元利収入	4,217
過年度歳出返納金 (修学資金)	9,541
合計	221,934

当該貸付制度は母子家庭等の児童・母等、寡婦に対するものであり、当該資金を必要とする者は生活資金が不足していることが多い。制度趣旨から考えても低所得者の生活困窮者の救済を目的としたものであることは明らかである。

このため、生活資金の不足から貸付金返済の滞納の発生の可能性が高く、平成 24 年度の収入未済新規発生額 (滞納発生額) は 29,175 千円であり、平成 24 年度末収入未済額 (滞納累計額) は 221,934 千円と多額である。これらは、本来山形県の収入となり県財政を支えるものであり、回収に努めなければならないものである。

平成 24 年度末の収入未済額の残高は平成 23 年度末に比べ 1,205 千円減少したものの、依然として高い水準にある。

母子寡婦福祉資金特別会計の収入未済額の過去3年間の推移は下表のとおりである。



山形県では、「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」により、貸付事務、償還事務に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めている。

また、「母子福祉資金貸付基準」「寡婦福祉資金貸付基準」において、貸付を認めない基準を明確にしている。資金滞納への対応については、「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督促手順マニュアル」により、督促手順を詳細に定め、督促状・催告状の送付、償還指導記録の作成等を明確にしている。

(実施した手続き)

監査人は、村山総合支庁、置賜総合支庁、最上総合支庁、庄内総合支庁において現地調査を行い、貸付の事務手続き、滞納発生に関する事務手続きの検証を行った。また、総合支庁担当者への質問を実施し、徴収事務の実施状況を把握した。取引は、貸付事務に関しては「母子(寡婦)福祉資金貸付決定者名簿」から、滞納事務に関しては「母子

(寡婦)福祉資金滞納者一覧表」から抽出した。

具体的には、抽出した取引について、以下の資料に基づき検証を行った。

(貸付事務)

- ① 母子(寡婦)福祉資金貸付申請書
- ② 母子福祉資金貸付申請同意書(必要な場合)
- ③ 「配偶者のない女子であることを証する書類」
- ④ 「その他知事が必要と認める書類」
- ⑤ 調査内容に関する書類
- ⑥ 審査会適否に関する書類
- ⑦ 母子(寡婦)福祉資金貸付決定通知書

(滞納事務)

- ① 督促状
- ② 催告状
- ③ 償還指導記録カード

(監査の結果)

(1) 審査会の設置について

「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」では、「第1 貸付事務 4 貸付の決定(1) 部長は、貸付申請者が整備され調査の終了したものについて、原則として毎月1回関係者で構成する審査会に諮り、貸付けの可否を決定するものとする。ただし、災害等により緊急の貸付けの場合又は3月における就学支度資金等の貸付けの場合は、随時審査会に諮り貸付けの適否を決定するものとする。」と定め、合議制の審査会による審議を規定している。

しかし、最上総合支庁では、「最上総合支庁母子及び寡婦福祉資金貸付決定審査会設置に関する内規」において、「(審査の範囲) 3 審査対象は原則として全ての資金とする。ただし、修学資金及び就学支度資金については、審査会の開催を省略することができるものとする。」と定め、すべての修学資金及び就学支度資金について審査会を省略し、起案により貸付の可否を決定している。

起案には審査会を構成すべきメンバーが捺印をしているものの、本来、貸付資格や保証人の条件、償還計画について合議による話し合いを行うべき審査会が、特定の総合支庁のみ省略されていることは、なんら合理性がなく認められないと判断した。早期に内規を改正し、審査会による合議を行う必要がある。【指摘事項】

(2) 償還指導記録カードについて

「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督促手順マニュアル」において、「IV 滞納 4 督促等手順（3）償還協力員は、滞納者の生活状況等の把握等情報収集に努めるとともに、滞納者ごとに償還指導記録カードを作成する。なお、市部については、市福祉事務所長に相談、情報提供を受けるものとする。」と定め、督促に関する記録簿となる償還指導記録カードの作成を義務付けている。

置賜総合支庁では、償還指導記録カードを作成したうえで、母子寡婦記事台帳の機能を利用し同様の内容をシステムに入力している。事務的に同様の作業が行われており、作業の効率を悪化させている。最上総合支庁では、償還指導記録カードの様式は使用せず独自の様式を使用している。記載内容が網羅させていけば、償還指導記録カードの様式でなくとも可であることを明確にし、二重の事務作業を解消するよう検討されたい。

【意見】

(3) 一括催告について

各総合支庁では、年1回一括催告状発行整理簿を作成し、12月にすべての滞納者・保証人に対して一括催告を実施することとしているが、一部の総合支庁では入金継続等を理由に一部の滞納者・保証人に対して催告状の発送を実施していない。

毎月の督促・催告は、入金状況によりそれぞれの判断で発送を行わないことは合理性があるが、一括催告はすべての滞納者・保証人に対して年1回は文書で内容を通知する制度であり、例外を作るべきではないと考える。また、整理簿に基づき、総合支庁管轄・市管轄に仕分ける作業も省略でき、業務の効率化にもつながる。例外なくすべての滞納者・保証人に一括催告を行うことを検討されたい。【意見】

4. 小規模企業者等設備導入資金特別会計（中小企業振興課、商業・まちづくり振興課）

（制度概要）

中小企業高度化資金制度は、中小企業者の事業の連携、事業の共同化、中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。）の貸付けを行う制度である。「山形県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年2月21日山形県規則第10号）」では、独立行政法人中小企業基盤整備機構法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定めている。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という）は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法によれば、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とし、各都道府県と協力して中小企業者を支援する。

中小企業設備近代化資金制度は、中小企業近代資金等助成法の規定に基づき、中小企業の設備近代化に必要な資金を貸し付ける制度である。「山形県中小企業近代資金貸付規則（昭和39年3月31日山形県規則第18号）」では貸付に関する必要な事項を定めている。なお、中小企業設備近代化資金制度は終了しており、新規貸付は発生しない。

「山形県中小企業高度化資金貸付規則」より抜粋

（趣旨）

第1条 この規則は、中小企業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の事業の連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。）の貸付けに関し、法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（貸付け）

第2条 県は、予算の範囲内で次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 次条の表の貸付対象者の欄に掲げる者（第27条において「中小企業者等」という。）に対し、同表の貸付対象事業の欄に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に対し、法第15条第1項第4号に掲げる業務を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

「山形県中小企業近代資金貸付規則」より抜粋

(目的)

第1条 この規則は、中小企業近代資金等助成法（昭和31年法律第115号。以下「法」という。）の規定に基づき、中小企業者の設備近代化に必要な資金（以下「中小企業近代資金」という。）の貸付けを行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付け)

第2条 県は法第12条の規定により毎年作成する事業計画に基づき、中小企業者及び貸与機関に対して予算の範囲内で、中小企業近代化資金を貸し付ける。

(収入未済の現状)

平成24年度末の収入未済の状況は以下のとおりである。

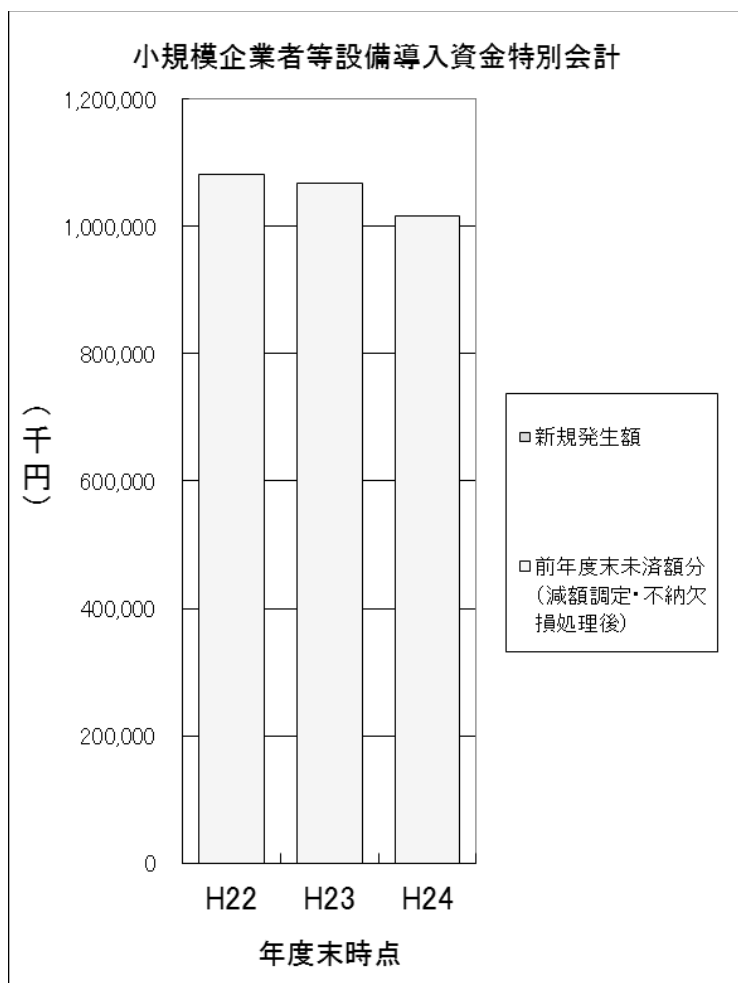
商工労働観光部

区分	科目名	収入未済額（千円）
高度化資金	工場等集団化貸付金元利収入	118,363
近代化資金	設備近代化貸付金元利収入	53,300
高度化資金	商店街近代化貸付金元利収入	139,481
高度化資金	高度化資金貸付金元利収入	705,239
	違約金及び延滞利息	636

当該融資制度は一般的に経済基盤が脆弱な資金力の弱い中小企業者の振興を目的としたものである。このため、運転資金不足から返済遅延の発生の可能性が高く、平成24年度末で34先38件の収入未済が計上されており、いずれも債務者及び保証人の財政状態は悪く早期の全額回収は厳しい状況である。

特に、商店街近代化貸付金は、昭和51年10月に発生した酒田大火により被災した商店の復興支援資金として貸し出されたものであるが、中心街の空洞化により返済不能に至っている債務者もいる。

小規模企業者等設備導入資金特別会計の収入未済額の過去 3 年間の推移は下表のとおりである。



山形県では、「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る債権管理の手引き」を定め、延滞債権に対して納付指導を行うとともに、納付の意思が認められない債務者や債権回収が長期化し、近い将来に回収が困難と見込まれる債権については、担保権の実行や強制執行等の法的措置を検討することとしている。また、最終的に回収不能となった債権については、不納欠損処分を行う。

(実施した手続き)

監査人は、山形県庁において所管する中小企業振興課及び商業・まちづくり振興課に対して、延滞債権の回収事務の検証を行った。取引の抽出は、「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成 24 年度末収入未済リスト」から行った。

具体的には、抽出した事務について、債権管理簿等の資料に基づき検証を行った。

(監査の結果)

抽出した事務について検討した結果、「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る債権管理の手引き」に従い、回収事務がなされていた。

古いものでは昭和 41 年に未済発生 of 債権が含まれており、全体として回収は長期化している。少額入金、債務承認書徴収により時効中断中の債権が多い。資料の閲覧、担当者へのヒアリングにより、平成 25 年度において、不納欠損処分を 2 件予定していることを確認した。山形県としては、貸付資金であるので回収の努力を最大限にすることは当然であるが、債務者及び保証人の状況を把握し、不納欠損処分の基準に該当した場合は、速やかに不納欠損処分を行い、徴収コストの低減を図ることも重要である。

(用語の定義)

不納欠損

地方自治体の歳入は、財務会計上、調定によって債権が確定し、納期限を指定した納入通知書を送付するなどの方法で徴収されるが、何らかの事情によって年度内に収入されなかった場合は収入未済額として翌年度に繰り越され、以後納入されるまでは毎年度、滞納繰越収入未済額として管理される。

不納欠損処分は、この収入未済額から将来にわたって納入されない債権額を除去するための決算上の処理である。

5. 平成21年度の措置状況とそれに対する評価

(1) 総論

「未収金の管理」をテーマとした平成21年度の包括外部監査について、本年度の包括外部監査人の立場から山形県の措置状況を再度検証・評価することにより、行政のより一層の効率化と適法性・適正性の確保に寄与するものとする。また、未収金管理事務に関して、県が過去の指摘事項にどのように対処し、現在の行政事務にどのように活かされているかを検証することは、歳入を監査テーマとしている当年度の監査において、より深度ある監査の遂行が可能となり、住民の利益に貢献するものとする。

評価対象は、まず、対象部局の措置の有無・内容、時期、公表の有無・時期である。対象部局は、特定の行動が「措置を講じた」ことに該当するかどうかの判断（評価）を行っている。その評価結果が妥当かどうかを当包括外部監査人が監査したものである。

(2) 評価方法および監査の視点

- ①書面や電子メールによる照会結果、対象部局からのヒアリング、現地調査、関連証憑の閲覧等に基づいて意見を形成した。
- ②監査の視点は次のとおりである。
 - ・指摘事項または意見に対する措置が適法かつ適切であるか。
 - ・指摘事項または意見に対する措置を講じた結果、現在において指摘を要さない状態となっているか。

(3) 監査手続

具体的な手続は各評価結果で記載しているが、主に下記の手続を実施している。

- ・関係者からのヒアリング
- ・関係書類の閲覧
- ・現地調査

なお、意見に対する措置状況については、主にヒアリングを実施し、必要に応じて証憑の閲覧を行った。

(4) 監査対象

平成21年度の包括外部監査において、指摘事項または意見Aの対象となった部署を対象に、措置内容および現状を把握した。

(5) 報告書の構成

「監査意見要約」の欄には、平成21年度の包括外部監査報告書から抜粋した文言を記載した。また、「措置状況」の欄には、指摘事項については、「山形県広報（第2180号 平成22年9月24日、第2219号 平成23年2月15日、第2253号 平成23年6月21日）」から抜粋した内容を、意見Aについては、聴取した内容を記載した。

①未収金に対する山形県の対応

実施機関名	監査意見要約	措置状況
会計局会計課	<p>(意見A)</p> <p>監査人は、現時点における、山形県出納局の未収金（収入未済額）についての回収意識を高く評価する。監査人は、さらに踏み込んで、未収金（県税以外）で長期滞留しているものについては、各部から切り離して、出納局等の部に移管し、責任を持って、集中的に回収に努めるべきであると判断した。</p>	<p>県は、平成21年度意見を踏まえ検討した結果、特定の部署で回収に努めるよりも、従来通り事情に精通している各部署で対応することが効果的と判断した。</p> <p>平成22年度以降、県は未収金対策本部事務局（会計局会計課）による一元的な進行管理を行っているものの、未収金対策本部事務局は全庁的に対策を推進するためのものである。</p>
会計局会計課	<p>(意見A)</p> <p>未収金（収入未済額）につき、3か月までは各部署に置き、それを超える未収金は出納局（回収専門部署）に移管し回収に当たる等の迅速な対応が実践的である。</p>	

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「平成 25 年度第 1 回山形県未収金対策本部会議資料」）の閲覧を行った。

(改善状況)

平成 24 年度末の特殊要因を除き、平成 21 年度以降未収金は減少している。

平成 24 年度末の特殊要因というのは、国税（法人税）に準拠して課税する法人二税（法人県民税・事業税）について、関連法人との海外取引がある県内法人が国に対し租税条約に基づく申立てを行っており、国家間協議が整うまで徴収猶予（4 億 55 百万円）しているものである。

未収金が減少している状況を鑑みると、一部署で集中的に回収を行うよりも事情に精通している各部署で回収したほうが効果的と判断した県の判断に不合理な点は見当たらない。

未収金残高の推移

・平成 21 年度末→平成 24 年度末で、約2億3千万円増加
 ※特殊要因を除くと、約2億2千5百万円減少

(単位:千円)

	21年度末 収入未済額	22年度末 収入未済額	23年度末 収入未済額	24年度末 収入未済額	単年増減 (H21→ H22)	単年増減 (H22→ H23)	単年増減 (H23→ H24)	3年間の 増減 (H21→H24)
1～3の合計	4,607,087	4,556,416	4,533,664	4,836,816	-50,671	-22,752	303,153	229,730
特殊要因除く	4,607,087	4,556,416	4,533,664	4,382,125	-50,671	-22,752	-151,539	-224,962

注：端数処理の関係で、各項目の計と合計額が一致しない場合がある。

(「平成 25 年度第 1 回山形県未収金対策本部会議資料」より)

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
会計局会計課	(意見A) 未収金の名寄せを行うべきである。回収可能性の判断は、債務者の財政状態いかんにかかわるものであり、回収活動には、名寄せが不可欠である。	県税については地方税法（昭和25年7月31日 法律第226号、以下「地方税法」という。）第22条に基づく守秘義務があり実現不可能であった。 また、県税以外について名寄せを行ったものの、重複した債務者は極めて少なかった。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(名寄せ作業の手順に関する資料)の閲覧を行った。

(改善状況)

県税は毎年未収金の 50%前後を占めるが、地方税法第 22 条の規定により他の未収金との名寄せができなかった。また、県税以外の未収金について名寄せを行ったが、重複する債務者は極めて少なかった。

よって、県は名寄せの効果が小さいと判断している。

(結論)

県税との名寄せができないことはやむを得ず、措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
会計局会計課	(意見A) 出納局（回収専門部署）に弁護士 の任期付公務員の起用が即 戦力として望ましい。	専門家を取り入れ、債権回収について以下の取組みを行った。 1.平成22年度および平成23年度において、民間の実務経験者を嘱託職

		<p>員（未収金対策推進員）として雇用し、各所管課の訪問に延べ129件同行した。</p> <p>2.平成22年度から平成24年度にかけて弁護士と時間契約を締結し、延べ14件の法律相談を行った。</p> <p>3.平成22年度に弁護士を講師とした担当者研修会を開催した。</p> <p>4.平成23年度に司法書士を講師とした担当者研修会を開催した。</p>
--	--	---

（措置状況に対する監査人の検証手続）

担当課へのヒアリング、資料（「平成 25 年度第 1 回山形県未収金対策本部会議資料」）の閲覧を行った。

（改善状況）

弁護士ではないものの、県は平成 22 年度および平成 23 年度に民間の実務経験者を嘱託職員として雇用した。平成 23 年度で雇用契約が終了したのは、督促業務のノウハウが職員に浸透したためである。

前ページの「未収金残高の推移」によれば未収金の回収状況は良好であり、専門知識を持った職員を雇用した効果はでてている。

（結論）

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
会計局会計課	<p>（意見A）</p> <p>山形県の未収金（収入未済額）について、残高および発生、回収状況について県民の認識を得るため、定期的に新聞等に公表し、詳細のデータについては、インターネットにのせて、県民に知らしめるべきである。</p>	<p>県は、平成22年度以降「債権管理取組方針」として山形県未収金対策本部の方針をホームページに掲載している。</p> <p>また、平成24年7月15日には「平成23年度末における収入未済額、並びに平成24年度債権管理取組方針について」、平成25年7月30日には「平成25年度第1回未収金対策本部会議の開催について」という記事をホームページに掲載し、継続的に情報開示を行っている。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、山形県ホームページの閲覧を行った。

(改善状況)

山形県のホームページを閲覧し、意見に対して措置が行われていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

②損害賠償で生じた未収金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
建設企画課	(指摘事項) 収入計上の時期が不適切であった。いかに県の会計といえども、損害賠償金という特殊な債権において、債務承認されていない債権は計上しないのが相当である。	契約時点においては契約約款に損害賠償に関する規定がなかったが、現在では契約約款の改正を行ない、談合等の不正行為があった場合には、契約額の20%（平成15年～18年度は10%）を違約金として業者が支払う旨の損害賠償予約条項を盛り込んでいる。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「建設工事請負契約約款（平成19年3月30日公示第324号）」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「建設工事請負契約約款」に下記の規定が設けられていることを確認した。

第52条の2

乙は、この契約に関して第49条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、請負代金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
建設企画課	(意見A) 山形県側のコミュニケーションが不十分だった。和解の率の5%が正しいと仮にすれば、問題となった率である13.35%を、説明会を開く前に是正するか、理解してもらうべきであった。そのための有力な手段が相手方とのコミュニケーションで、感想程度でも良いから膝を割って打診すべきであった。	請求対象者の近況を把握し、支払が遅延している業者に対して、履行延期（分割納付）承認を行っている（3社実施中、1社完納、2社納付中）。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（未納業者対象メモ）の閲覧を行った。

(改善状況)

未納業者対象メモを閲覧し、担当課が請求対象者に対して面談や電話でコミュニケーションを図っていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

③補助金返還未収入金の不納欠損金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
農政企画課	<p>(指摘事項)</p> <p>補助金支払い後の金銭の流れについて、事実を徹底的に解明していないこと。今後同じような事件が生じないよう、金銭の流れに関する徹底した事実認識を実践していかなければならない。</p>	<p>農林水産部及び総合支庁に「山形県農林水産部補助金等適正化審査会」を設置し、事業実施主体の妥当性や事業計画について書類の審査に加えヒアリングや現地調査を行い、補助金交付決定に係る審査の徹底を図っている。また、「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領」を定め、建設工事、機械等の購入、関係書類等について中間確認、完成確認検査、実績報告に係る現地調査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容に適合しているかについて確認の徹底を図っている。</p>
農政企画課	<p>(指摘事項)</p> <p>補助金を入手することだけを目的とした申請との疑惑がもたれるが、これを徹底的に払拭していないこと。まず、今後同じような事件が生じないよう、審査の段階で、補助金対象事業者の目的が補助金の入手ではないことの確証に努めなければならない。そして、万が一、事件が発生した場合、同疑惑を払拭するまで、徹底的に事実認識を実践していかなければならない。</p>	<p>既に上記の措置を実施しており、今後同様の事態を生じさせないため、事業の計画、事業主体の妥当性、実績等を十分に確認する。</p>

農政企画課	<p>(指摘事項)</p> <p>国（東北農政局）に対しても、関与している責任（特に事業体を特認した責任）を追及すべきである。今後、万が一事件が発生した場合、事実を明確にし、そのうえで、国にも責任がある場合、国に対してその責任分担を主張しなければならない。すなわち、山形県民の損害を最小限にするため、国に対しても毅然とした対応をとることが必要である。</p>	<p>今後同様の事態を生じさせないため、国と十分に連携して、事業の計画、事業主体の妥当性、実績等を確認する。</p>
農政企画課	<p>(意見A)</p> <p>事業体の選定を誤ったからといって、補助金の補助事業に対して委縮した対応をしてはならない。山形県民のため、積極的に活動を行なってもらいたい。そのためには、事業体の選定等においてチェックするツールが必要と考える。今回の事件を観察してそのツールを作成したので利用されたい。</p>	<p>包括外部監査人が提示した「補助金適正費消チェックリスト」を参考として、現地調査要領の一部改正を行い、ソフト事業を含む原則全ての補助事業に現地調査調書の作成を義務づけるなど、補助金の適正化に向けた取組みを強化している。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（平成 21 年 6 月 8 日開催の山形県農林水産部補補助金等適正化審査会の議事録、平成 22 年 4 月 26 日付の現地調査調書、「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領（平成 22 年 4 月 1 日施行）」）の閲覧を行った。

(改善状況)

- ・山形県農林水産部補助金等適正化審査会の議事録を閲覧し、補助金交付決定が 10 名以上の審査員によって決定されていることを確認した。
- ・現地調査調書入手し、適切に現地調査が行われていることを確認した。
- ・平成 21 年度の指摘以降、補助金返還請求となるような事例がないことをヒアリングにより確認した。
- ・「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領」に下記の規定が設けられていることを確認した。

第5条 補助事業等が完了し、規則第14条の規定による補助事業等実績書が提出された場合には、補助事業等の区分に応じて、それぞれ次に定めるところにより現地調査を行うものとする。

区分	現地調査等
建設工事	<p>現地調査等を行い、様式第2号により調査調書を作成するものとする。ただし、前条に定める完成確認検査を実施した場合は、現地調査等を省略することができる。</p> <p>なお、現地調査等を省略した場合であっても、補助事業等に係る経理状況に関する証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書の写し等）を調査（事務検査等）し、様式第2号により調査調書を作成するものとする。</p>
機械等の購入	同上
ソフト事業等	<p>現地調査等を行い、様式第2号により調査調書を作成するものとする。ただし、状況写真等及び補助事業等に係る経理状況に関する証拠書類により、補助事業等の完了を確認できる場合は、現地調査等を省略の上、様式第2号により調査調書を作成することができるものとする。</p>

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
農政企画課	<p>(意見A)</p> <p>補助金事故防止対策について、次の点について改善されたい。</p> <p>① 補助金の目的が達成されているか否かについての判定ないし判断を明確にすること。会計検査院の指摘を受けないことを確認する。確認者も明示し、責任の所在を明確にする。</p>	<p>補助金が事業目的に適合して使われているか否かの判定については、補助事業等に係る実績報告時に、現地調査を行い確認している。所定の調査様式は、確認者の氏名を明記し、必要な決裁をとることで責任の所在を明確にしている。</p>

	<p>② 現地調査が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。</p>	<p>現地調査では、原則全ての補助事業等を対象に所定の現地調査調書を作成し、補助金支払時に会計担当部署が当該調書を確認している。また、定期監査においても監査を受けている。</p>
	<p>③ 審査会を開催した事実を審査会議事録等で記録し、誰が審査の責任を負うのかを明確にすること。</p>	<p>監査内容については、チェックリストを作成し、これに基づき審査を行い、議事録として保管する仕組みをとっている。また審査会の審査結果については、出席者（審査者）の押印による決済を実施し、責任の明確化を図っている。</p>
	<p>④ 審査会が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。</p>	<p>審査会の審査者は、当該担当課のみならず関係のない所属の課長級職員が審査を実施するしくみとしており、補助金支払時には会計担当部署が審査結果を確認している。また、定例監査においても監査を受けている。</p>
	<p>⑤ 現地調査および審査会に、専門家を招へいすること。また、専門家の判断で別途調査が必要となった場合は、専門家の調査を実施すること。</p>	<p>建設工事など、専門的知識を有する者でないと適切に完了確認が行えないと判断される場合、工事検査所管部署などの職員に依頼し現地調査を実施している。</p>

	<p>⑥ 現地調査調書の支出について、個別の支出内容が、事業目的に合致しているか、計画で予定していたものであるかの判断の記載が必要である。</p>	<p>現地調査調書では、具体的な支出の用途がわかる支出一覧表（収入支出明細書）の添付を義務づけており、事業目的に合致した支出であるか、計画で予定していたものであるかの判断が可能な様式としている。</p>
--	---	---

（措置状況に対する監査人の検証手続）

担当課に対するヒアリング、資料（山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領（平成 22 年 4 月 1 日施行）様式第 2 号：補助金等の現地調査調書（以下、「現地調査調書」という）及び別紙：収入、支出明細書（以下「収入、支出明細書」という）、平成 21 年度定期監査に係る監査調書、山形県農林水産部補助金等適正化審査会設置要領（平成 24 年 4 月 1 日施行）別紙様式 1：農林水産部所管補助事業等計画審査チェックリスト（以下、「計画チェックリスト」という））の閲覧を行った。

（改善状況）

- ① 「現地調査調書」に、確認者の氏名を記載する箇所があることを確認した。
- ② 現地調査では、原則全ての補助事業等を対象に「現地調査調書」を作成していることをヒアリングにより確認した。また、平成 21 年度定期監査に係る監査調書を閲覧し、監査委員からの監査を受けていることを確認した。
- ③ 「計画審査チェックリスト」を閲覧し、チェックリストを利用していることおよび審査者の押印があることを確認した。
- ④ 補助金支払時には会計担当部署が審査結果を確認していることをヒアリングにより確認した。また、平成 21 年度定期監査に係る監査調書を閲覧し、監査委員からの監査を受けていることを確認した。
- ⑤ 専門的知識を有する者でないと適切に完了確認が行えないと判断される場合、工事検査所管部署等の職員による現地調査を実施している旨および当該事実については、現地調査調書に記載している旨をヒアリングにより確認した。
- ⑥ 「収入、支出明細書」を閲覧し、事業目的に合致した支出であるか、計画で予定したものであるかの判断が可能な様式となっていることを確認した。

（結論）

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
農政企画課	<p>(意見A)</p> <p>本件のように補助金の返還義務が発生する可能性があるから、その返還債務について物的担保や人的担保を徴求していないのは問題である。この点で、危機管理についての考えが甘い。今後は、交付時において「返還義務が発生する場合があります、その返還義務を担保するために担保を徴求する」旨を告知して、担保徴求手続を実行すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業は融資と異なり、補助金の額の確定時点で事業が適正に実施されたことが確認されれば返還等の事態を生ずることは通常なく、担保徴求に馴染むものではない。 ・交付決定時には、審査会を開催するなどして審査を徹底し、補助事業の実施中は、必要に応じて状況報告を求めて指導を行うなど、補助金返還の事態が生じないよう対策を講じている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

平成 21 年度の指摘以降、補助金返還の事態が生じていないことをヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

④中小企業高度化資金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(指摘事項) 不納欠損に係る規定に不備がある。限定承認があった場合、清算の結果により資産が残れば請求可能である。従って、ただちに法的請求ができなくなったと判断し、不納欠損処理することは妥当ではない。県は、当該規定につき見直しを行うべきである。	「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準」の改正を行った。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準(平成23年4月28日改正)」)の閲覧を行った。

(改善状況)

「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準」に下記の規定が設けられていることを確認した。

第2条 県は、債権について、債務者等(主債務者及び連帯保証人をいう。以下同じ)の全部が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該債権の不納欠損処分を行うものとする。

(中略)

(3) 債務者等が死亡し、その債務によって民法第922条に規定する限定承認による精算手続きが行われ、回収すべき債権の弁済がなされないことが確定したとき。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 回収金額の債権への充当(債権の消しこみ)に関し、弁済者による意思表示(どの債権に充当するか)に係る書面等を入手すべきである。	指摘の該当案件について、過去の債務分は、平成22年1月28日に「債務承認書」を受理し、現在の債務額を明らかにしたうえで時効も中断。今後の充当先については、「償還計画書」を平成22年3月19日に受理した。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

措置状況のとおりであることを、ヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 担保物件の追加による保全手続が行われていない。規定である「手引き」が求める担保物件の再評価及び追加担保の徴求が適切に行われなかった。また、当該規定についても、「著しく地価が下落」や「必要と認めるとき」といった曖昧な表現となっており、手続基準として明確でないため、見直しが必要である。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。3年ごとに不動産担保の再評価を行い、担保や保証人の追加要求を検討することとしている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き（平成23年4月改正）」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

2 通常の債権管理

(中略)

(2) 担保物件等の再評価

3年毎に担保不動産を再評価し、償還状況等を勘案して必要と認めるときは、追加担保の徴求も検討する。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課 商業・まちづく り振興課	(意見A) 連帯保証人への手続が行われていない。10数年から30年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された。規定である「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。規定の見直しを行ない連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。連帯保証人については、調査等の手続を進める。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

3 延滞発生時の対応

(中略)

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

(中略)

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合（延滞発生から1年以上経過したもの）又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても請求する。

連帯保証人に対しては、主債務者と同類の責務があることを認識させることが必要である。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 時効完成の債権に対して手続が行われていない。これにより債権未回収の状況が長期化している。規定である「手引き」の見直しを行ない、時効完成債権に対する手続規定を新設・実行することが妥当と考える。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。 債務者への債務承認書、償還計画書の徴求を行っている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

7 時効の中断

(中略)

(時効完成債権に対する手続き)

- ①主債務者、連帯保証人に対して支払意思を確認し、時効を援用しない場合は、消滅時効の援用権の放棄を明記した債務承認書（参考様式）及び償還計画書の徴求を図る。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
商業・まちづくり振興課	(意見A) 「平成13年度包括外部監査措置状況」の内容に不適切な部分がある。今回監査の資料として抽出した債務者の中に、すでに平成元年に時効が完成済みのケースが1件検出された。これについて、公表資料である措置状況で事実と反した記載を行っていた。県民に対する公表資料は事実に即して明確な記述とすべき	「平成13年度包括外部監査措置状況」の公表内容に不備があり、今後かかることのないよう徹底する。

	である。	
--	------	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

措置状況のとおりであることを、ヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑤中小企業設備近代化資金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(指摘事項) 債務者に係る資料(特に審査資料)の保管が適切に行われていない。現在未収金となっている債権につき、貸付決定時からのすべての関係資料の収集と一元管理を再度調査の上、関係書類の管理手続を徹底すべきである。	今まで別綴りになっていた審査資料を本体資料と一綴りにして債務者ごとに保管することとした。今後も適切に保管していく。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、実地調査を行った。

(改善状況)

中小企業振興課に実地調査を行った結果、審査資料が本体資料と一綴りにして債務者ごとに保管されていた。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(指摘事項) 貸付対象資産に係る事業を債務者が廃止したが、知事に変更申請(文書)を提出せず延納処理している。中小企業が事業を廃止するということは、中小企業の事業規模からは重大な変更であり、企業の倒産リスクが高まっている可能性があるものとするのが妥当である。したがって、知事への書面による報告義務は必ず履行されるべきものである。	貸付対象資産にかかる事業の廃止は債権保全上も重要な事項であり、引き続き定期的な債務者への電話連絡や訪問による状況把握に努め、届出事項がある場合は届出書の提出を指導していく。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

指摘の案件については、事業者(個人事業主)は事業を廃止し既に死亡しているため、事後的な変更申請書の提出は求められない状況にあるが、平成21年度以降、届け出漏れは発生していないことをヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 主債務者への催告後の手続規定が不十分である。「手引き」において、催告後の法的手続や償還計画の内容等に関する規定を見直し、適切に運用すべきである。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。 債務者に債権全額についての償還計画を求めるほか、連帯保証人を介した督促、担保の処分や法的手続きの検討を行っている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>3 延滞発生時の対応</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 主債務者及び連帯保証人への請求</p> <p>①主債務者に対する請求</p> <p>ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。</p> <p>イ 上記約束が履行されない場合は、</p> <p>i 連帯保証人から主債務者へ催告される。</p> <p>ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。</p> <p>ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求する旨の催告書を送付する。</p>

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	<p>(意見A)</p> <p>連帯保証人への手続が行われていない。10数年から30年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された。規定である「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。規定の見直しを行ない連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。</p>	<p>「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。連帯保証人に対する請求、調査等の手続きを従来以上に徹底して行っている。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」)の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>3 延滞発生時の対応</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 主債務者及び連帯保証人への請求</p> <p>(中略)</p> <p>②連帯保証人に対する請求</p> <p>ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合(延滞発生から1年以上経過したもの)又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても請求する。</p> <p>連帯保証人に対しては、主債務者と同類の責務があることを認識させることが必要である。</p> <p>イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。</p>
--

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	<p>(指摘事項)</p> <p>不誠実な債務者に対する手続が適切に行われていない。「不誠実な債務者」の定義規定がないことが、担当者が手続に踏み切れない一因とも考えられる。「手引き」に「不誠実な債務者」他の定義規定を新設した上で、手続規定の内容を再度見直し、当該規定に基づいて速やかに対応すべきである。</p>	<p>「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。</p> <p>当該債務者に対する手続は改正手引きに基づき、今後、適切に行う。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」）の閲覧、現地調査を行った。

(改善状況)

・「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>3 延滞発生時の対応</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 主債務者及び連帯保証人への請求</p> <p>(中略)</p> <p>④不誠実な債務者に対する催告</p> <p>不誠実な債務者に対しては、書面により来庁呼出しを行い納付を指導する。来庁呼出しに応じない場合は、再度、書面により来庁呼出しを行い、応じない場合は法的措置を辞さないことを強く示唆する。</p> <p>不誠実な債務者の例としては以下のことがあげられる。</p> <p>ア 正当な理由がなく県からの交渉申出に応じない債務者</p> <p>イ 債務に関係する情報開示を拒否する債務者</p> <p>ウ 財産の秘匿、無断処分等、県の権利行使を妨害しようとする債務者</p> <p>エ その他、アからウに類する債務者</p>
--

・現地調査を実施し、債務者に対する手続が改正後の手引きに基づき行われていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(指摘事項) 時効等の法解釈を誤ったまま手続されている。滞納の発生している債権の時効起算日を、滞納発生日の翌日とすべきところ、金銭消費貸借契約書の最終償還期日の翌日からとしているケースを検出した。	誤りのある時効管理表を修正した。 今後とも、適正な時効管理に努める。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（時効管理表）の閲覧を行った。

(改善状況)

時効管理表を閲覧し、時効起算日を滞納発生日の翌日としていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 保全手続が適時適切に行われず、時効完成済みの債権がある。「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、時効の中断や増担保の提供の債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。	時効完成済みの債権を含め、債務確認書の提出を求める等、債権保全のための手続きを徹底している。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

ヒアリングにより、措置状況のとおりであることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 時効完成の債権に対して手続が行われていない。当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行い、債権保全を徹底するとともに、時効援用等により回収

	<p>等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。</p>	<p>不可能となった債権については、不能欠損処分を進めている。</p>
--	--	-------------------------------------

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」、「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成 24 年度末収入未済リスト」）の閲覧を行った。

(改善状況)

・「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>7 時効の中断 (1) 消滅時効 (中略) (時効完成債権に対する手続き) ①主債務者、連帯保証人に対して支払意思を確認し、時効を援用しない場合は、消滅時効の援用権の放棄を明記した債務承認書（参考様式）及び償還計画書の徴求を図る。 ②主債務者、連帯保証人が時効を援用する場合は時効援用届を提出させる。</p>
--

・「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成 24 年度末収入未済リスト」を閲覧し、不納付欠損処理が進められていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
<p>中小企業振興課</p>	<p>(意見A) 平成13年度指摘債権に状況の改善のない債権が多数ある。平成13年度の指摘にもあるように、①抵当権設定資産が残っている場合には実行する、②連帯保証人に対する手続を</p>	<p>債権管理員を中心に、連帯保証人との交渉や相続人の調査を強化するとともに、抵当物件の処分可能性の検討等を進め、回収に向けた取組みを実施している。回収不可能となった債権</p>

	<p>進める、③相続調査を行い債務者や連帯保証人の相続人からの回収を検討する等手続を進めるべきである。そして、上記回収努力の末、回収可能性がないと判断されるものは不納欠損処理の手続を進めるべきである。</p>	<p>については、不納欠損処理を進めている。</p>
--	--	----------------------------

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成 24 年度末収入未済リスト」）の閲覧を行った。

(改善状況)

- ・措置状況のとおりであることをヒアリングにより確認した。
- ・「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成 24 年度末収入未済リスト」を閲覧し、不納付欠損処理が進められていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑥違約金及び延滞利息

実施機関名	監査意見要約	措置状況
商業・まちづくり振興課	(意見A) 連帯保証人への手続が行われていない。長期に渡り、連帯保証人に対する請求手続が行われていない。今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	連帯保証をしている商店街振興組合との協議、状況調査を基に回収方針を策定して取組んでいる。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

措置状況のとおりであることをヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
商業・まちづくり振興課	(意見A) 債権管理の手引きに係る連帯保証人の規定を見直すべきである。「連帯保証人は主債務者と同一の債務を負い、原則として債権者の請求に対する抗弁を有していない。」ことを希薄化させるような記載がある。また、「組合」に関して、連帯保証人の具備すべき要件等を規定すべきである。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る債権管理の手引き」の改正を行った。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

3 延滞発生時の対応

(中略)

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

(中略)

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合（延滞発生から1年以上経過したもの）又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても請求する。

連帯保証人に対しては、主債務者と同類の責務があることを認識させることが必要である。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。

※事業協同組合や商店街振興組合等は、有限責任であるうえ、十分な保証能力がない場合があることから、組合自体が新たな連帯保証人となる場合は、組合の資産状況等を調査し、保証能力を確認の上、保証参加を得ること。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
商業・まちづくり振興課	(意見A) 保全手続が適時適切に行われず、時効完成済みの債権がある。今回抽出した債務者は、すべて時効完成済みのケースであった。「手引き」に則った手続をしていない事などが原因と考えられる。「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、時効の中断や増担保の提供の債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る債権管理の手引き」の改正を行うとともに、手引きの規定に従った債権保全手続の徹底を図っている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」、「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成24年度末収入未済リスト」）の閲覧を行った。

(改善状況)

・「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

7 時効の中断 (1) 消滅時効 (中略) (時効完成債権に対する手続き) ①主債務者、連帯保証人に対して支払意思を確認し、時効を援用しない場合は、消滅時効の援用権の放棄を明記した債務承認書（参考様式）及び償還計画書の徴求を図る。 ②主債務者、連帯保証人が時効を援用する場合は時効援用届を提出させる。

・「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成24年度末収入未済リスト」を閲覧し、不納欠損処理が進められていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
商業・まちづくり振興課	(意見A) 違約金の算出が適時に行われていない。「手引き」等規程表現の見直しを行ない、違約金を課すすべての債権につき例外なく違約金の概算金額を通知する手続を行うべきである。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る債権管理の手引き」の改正を行った。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

5 長期延滞債権の処理（延滞1年以上の貸付先に係る債権をいう。）

長期延滞債権については、別記「債権分類表」に基づき分類し、そこに示した各方針に従い処理する。

なお、主債務者及び連帯保証人に対し、毎年度1回以上償還残高及び違約金発生額を通知し、早期完済を指導する。

ただし、弁済中の者から早期完済される見込みがある場合は、この限りではない。

（結論）

措置状況に問題は無い。

⑦ 母子及び寡婦福祉資金貸付金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	<p>(指摘事項)</p> <p>一部の借用書が適切に保管されていない。早急に当該借用書の所在を明らかにすべきである。また、本件以外の貸付金(特に未収金部分があるもの)に係る借用書のうち、所在不明のものがいないか総点検を行うべきである。そして再発防止のため、借用書等重要書類の保管手続についてすべての担当者が再確認するとともに、定期的な重要書類の点検を行うべきである。</p>	<p>各総合支庁に所在不明のものがいないか総点検を行うよう口頭により指示した。</p> <p>また、重要書類の保管手続について再確認し、定期的な重要書類の点検を行うよう通知を行った。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(平成22年10月8日付けの子家第467号の部長通知「母子及び寡婦福祉資金貸付制度の適正な運用について(通知)」、「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領(平成24年10月1日改定)」)の閲覧を行った。

(改善状況)

・母子及び寡婦福祉資金貸付制度の適正な運用について(通知)を閲覧し、借用書について総点検を行っていることを確認した。その結果、8件の所在不明の借用書が発見されたが、いずれも償還が開始されており、借受人が債務を認めていること、および弁護士への照会の結果、借用書が存在しなくとも、他の方法で貸付の証明ができるのであれば、法的効力に影響はない旨を確認しているため、借用書の再作成はしていない旨をヒアリングにより確認した。

・「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」に下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>第1 貸付事務 (中略)</p> <p>8 貸付完了後における書類の具備等 (中略)</p> <p>(4) 借用書、貸付申請書、貸付決定関係書類等重要書類については、定期的 にその所在を確認するものとする。</p>
--

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	(指摘事項) 滞納が発生している者に新たな貸付を行っている。母子福祉資金貸付基準に規定を置いて、負債の償還につき支障をきたしたものに貸付を行わないよう排除しているが、県はこれに基づく手続を行っていない。	滞納が発生している者に新たな貸付を行わないよう、改めて総合支庁へ口頭により指示を行った。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(平成22年4月16日開催の母子福祉事務担当者会議議事録、「母子福祉資金貸付基準」)の閲覧を行った。

(改善状況)

・「母子福祉事務担当者会議」議事録にて、滞納が発生している者に新たな貸付を行わないよう指示していることを確認した。

・「母子福祉資金貸付基準」に、下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>8 申請者及び申請者の母並びに保証人の償還に対する意思及び能力が希薄であると認められる場合 次に例示するような場合は、貸付を行わない。 (中略) (2) 過去に借り受けた本制度の償還を現に滞納している場合</p>

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	(意見A) 連帯借主が死亡した際の事務手続が規定されていない。 少なくとも相続調査により相続人等を明らかにしたうえで、相続されている場合には当該相続人に対する説明および償還請求等行うべきであろう。連帯借主及び連帯保証人の死亡ケースに係る手続についての手続を検討し、当該規定を県取扱	「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」を改訂し、連帯借主や保証人が死亡した際の事務手続および相続調査による相続調査による相続人の特定について規定した。

	要領等においたうえで適切に運用すべきである。	
--	------------------------	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」に下記の規定が設けられ、適切な対応を行っていることをヒアリングにより確認した。

第5 借主、連帯借主、保証人に異動がある場合

(中略)

2 借主、連帯借主、保証人が死亡したとき

(1) 福祉課長は細則第6条第2項（細則第18条において準用する場合を含む。）により、借主又は連帯借主に係る母子（寡婦）福祉資金借受者等死亡届（細則別記様式第14号）の届出があった場合には、新しい返済者の意思を確認のうえシステムに異動事項を入力するものとする。

(2) 福祉課長は細則第6条第2項（細則第18条において準用する場合を含む。）により、保証人に係る母子（寡婦）福祉資金借受者等死亡届の提出があった場合には、借主又は連帯借主に細則第7条第1項（細則第18条において準用する場合を含む。）の母子（寡婦）福祉資金保証人変更承認申請書を提出させるものとする。

(3) (1)及び(2)に規定する届出等が提出されない場合、福祉課長は相続調査により相続人を特定し、(1)及び(2)に規定する届出等を提出させるものとする。相続人の確認は、死亡者に係る戸籍謄本（除籍謄本及び改製原戸籍謄本を含む。）を全て確認することにより行う。なお、限定承認の場合は限定承認申述受理証明書、相続放棄している場合は相続放棄申述受理証明書により確認すること。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	(指摘事項) 連帯借主への手続が行われていない。 県取扱要領に、長期滞納者については連帯借主への債務履行請求を行う旨規定されている。滞納が発生しており借主の資力に問題ありと判断した場合は、躊躇することなく、	今後は、連帯借主にも直接請求することにより返納処理を進めるよう、改めて総合支庁へ通知を行いました。

	当該貸付金の利得を享受した連帯借主に直接請求する事務を行うべきである。	
子ども家庭課	(意見A) 連帯保証人への手続が行われていない。今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	連帯保証人への手続の強化について、担当者会議等で総合支庁に指示した。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(平成22年10月8日付けの子家第467号の部長通知「母子及び寡婦福祉資金貸付制度の適正な運用について(通知)」、平成22年4月16日開催の母子福祉事務担当者会議議事録)の閲覧を行った。

(改善状況)

・母子及び寡婦福祉資金貸付制度の適正な運用について(通知)にて、包括外部監査人からの指摘事項について適正に対応するよう指示されていることを確認した。

・母子福祉事務担当者会議議事録にて、連帯借主にも直接請求することにより返納処理を進めるよう指示していること及び今まで以上に連帯保証人に対しての返済手続を強化していくよう指示していることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	(指摘事項) 貸付金を26ヶ月分一括で送金する手続ミスがあり、その後の返納処理に柔軟性が無い。県からの月次貸出を行う一方で、先払い部分の回収は一向に進まず、結局二重払いの状態となり、平成20年度末現在も当初先払い額の大部分が未収金として残っている結果となっている。	送金事務に対して、複数の担当によるチェック体制を強化するよう口頭により指示を行った。 また、今後は返納処理を柔軟に行う。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(平成22年4月16日開催の母子福祉事務担当者会議議事録、「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」)の閲覧、4総合支庁(村山、最上、置賜、庄内)への現地調査を行った。

(改善状況)

・母子福祉事務担当者会議議事録に送金事務に対して、複数の担当によるチェック体制を強化する旨の指示がなされていることを確認した。

・当該案件の収入未済額は平成24年度末時点で、先払(手続ミス)分の返納金が685,000円、月次貸付分の返納金が30,000円、月次貸付分の償還金が190,000円(調定済額408,500円)であり、不定期にはあるが、返済が行われていることをヒアリングにより確認した。

・総合支庁へ往査し、借用書と送金額の照合(ダブルチェック)を実施していることを確認した。

・「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」に下記の規定が設けられていることを確認した。

第1 貸付事務

(中略)

6 貸付金の交付

(中略)

(6)第2の8に定める母子寡婦福祉資金貸付金返納金が未納の場合、資金の交付は行わない。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	(意見A) 不納欠損処理が適時適切に行われていない。 県取扱要領に不納欠損の規定を置いたのは、主債務者等の時効援用がなされないまま長期に渡り債権管理していくことを避け、実質的に債権の回収可能性が限りなく0に近い場合には不納欠損処理をして非効率事務を回避するためと思料される。 したがって、県は自らが置いた県取扱要領に基づき、適時適切に不納欠	消滅時効期間が経過した債権について、今後の徴収の見込みがない場合は、時効援用の手続きを行い、不納欠損処分を行うとともに、時効援用がなされない見込みの場合は、会計課と協議しながら対応を検討していく。

	損処理すべきである。	
--	------------	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

時効の援用がなされた債権については、不納欠損処理していることをヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑧児童措置費負担金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	<p>(意見A)</p> <p>回収金額の債権への充当につき弁済者による意思表示に係る書面等を入手すべきである。</p> <p>民法は、債務者から入金があった場合、通常債務者に有利となるよう、そして得べかりし利益が同じ場合には先に弁済期が到来する債権に充当することが正しい処理としていいる。そして、もし後に弁済期が到来する債権に充当する場合には、債務者（弁済者）からの意思を明確に示した文書等が必要となる。</p> <p>県の処理において、債務弁済に係る弁済者の意思表示を明確にした文書等が保管されていないまま、後に弁済期が到来する債権に充当している処理が検出された。</p>	<p>回収金額の債権への充当につき、弁済者による意思表示を記した書面を入手すべく「山形県児童措置費等費用徴収要綱」を改正（平成23年3月1日子家第731号）し、長期にわたり滞納している者で、一括納入が困難な場合には、「債務承認及び分割納入誓約書」を提出させることで債務を承認させ、分割納入による計画的な納入を促している。</p>
子ども家庭課	<p>(意見A)</p> <p>債務承認による債権の保全手続がなされていないケースが多い。</p> <p>県は、債権の保全に係る規定を具体的なものに改定し、各担当者が手続に迷う余地を与えず、全庁で適時適切かつ円滑に手続がなされるようにすべきである。</p>	<p>「山形県児童措置費等費用徴収要綱」を改正（平成23年3月1日子家第731号）し、長期にわたり滞納している者で、一括納入が困難な場合には、「債務承認及び分割納入誓約書」を提出させることで債務を承認させ、分割納入による計画的な納入を促している。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県児童措置費等費用徴収要綱（平成23年3月1日改正）」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県児童措置費等費用徴収要綱」に下記の規定が設けられ、適切な対応を行って

いることをヒアリングにより確認した。

第5 徴収金の徴収

5 債権の保全

(中略)

- (2) 納入通知書発行後、督促状を交付するまでの間及び督促状を交付してから滞納処分の執行を依頼するまでの間は、債権の保全に注意し、関係機関との連携のもとに積極的に納入の推進を図ること。特に現年度分の滞納が発生した場合は、総合支庁長は児童相談所長に対し、「児童措置費負担金現年度滞納者調査表について（照会）」（別紙様式第10号の1）により「児童措置費負担金現年度滞納者調査表」（別紙様式第10号の2）の送付を求め、当該調査表により滞納者の実状把握と納入推進に努めること。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑨児童扶養手当返納金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	<p>(指摘事項)</p> <p>返納金未納部分のある受給者がその後再度手当の支給を受けている。この点、返納金未納部分と将来の手当支給額とは相殺される関係にあることを、法は明らかにしている(法第31条)が、県は当該債権債務の相殺に係る実務を行った実績はない。</p>	<p>受給申請者に返納金未納部分がある場合、手当支給時期に併せて返還計画を作成のうえ未納分の支払いを求めることとする手続き規定を新たに設けた。</p> <p>今後は、当該規定に基づき、手当支給時期に返還が行われるよう徹底していく。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「児童扶養手当(県支給分)返納金事務取扱要領」)の閲覧を行った。

(改善状況)

「児童扶養手当(県支給分)返納金事務取扱要領」の第5の3に下記の規定が設けられ、該当事案が生じた場合には、適切な対応を行うことをヒアリングにより確認した。

<p>第5 参考事項</p> <p>(中略)</p> <p>3 内払調整について</p> <p>手当の支給が継続している場合において、手当が正当支払金額より多く支払われた場合には、児童扶養手当法第31条の規定によりその後に支払うべき手当との内払とみなし、内払調整を行う。</p> <p>なお、債務者のうち、資格喪失後再度手当の支給すべき事由に至ったときには、総合支庁は当該債務者の手当支給時期に併せて返還計画を作成し、滞納分の支払いを求めること。</p>

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	<p>(指摘事項)</p> <p>時効の認識を誤り、成立後数年間不納欠損処理が行われていない。債権管理担当者が時効期間について誤った理解のうえで処理し、消滅</p>	<p>手続き規定の見直しを行った。</p> <p>(・債務者が分割された弁済金額についての履行を督促状の納入指定期限から1ヶ月以上怠ったときには、この債権の全部に</p>

	<p>時効が成立しないよう規定等の記載を修正し、正しく運用しなければならない。また、期限未到来部分のある債務者に対しては、債務承認等保全手続を速やかに行うべきである。</p>	<p>ついて延長された履行期限の繰上を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務の履行が延滞した場合、債務承認書の提出を求めることとした。 ・消滅時効の起算時点について、分割納入の場合、繰上償還手続後に発行した納入通知書の納期限の翌日から起算して5年と明記した。）
--	---	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「児童扶養手当(県支給分)返納金事務取扱要領」)の閲覧を行った。

(改善状況)

「児童扶養手当(県支給分)返納金事務取扱要領」に下記の規定が設けられ、適切な対応を行っていることをヒアリングにより確認した。

第3 債務の履行が延滞した場合等の事務処理

1 総合支庁は、債権の保全及び債務の履行確保のため、債務者に係る調査、時効中断事由となるよう債務承認書の提出(様式第10号)を求める等その他必要な措置をとること。

2 納期限後未納となっている債権の取扱いは次のとおりとする。

(中略)

(3) 繰上償還

子ども家庭課は、債務者が分割された弁済金額についての履行を督促状の納入指定期限から1ヶ月以上怠ったときには、この債権の全部について延長された履行期限を繰り上げることができるものとする。

(中略)

第5 参考事項

1 公法上の金銭債権の消滅時効は5年とされている。(地方自治法第236条等参照)なお時効の起算時点は、次のとおりである。

一括納入の場合 納期限の翌日から起算して5年

分割納入の場合 前述第3の2(3)による繰上償還手続後に発行した納入通知書の納期限の翌日から起算して5年

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	(意見A) 時効管理しているエクセルデータ上の検証が行われていない。 担当者の作成した資料の正確性を担保するよう、作成者以外の上長等による検証を定期的に行い、また定期的なデータ保全を行うことを検討すべきである。	時効管理しているエクセルデータについて、定期的なデータの検証を行い、課内決裁を受けチェック体制を強化した。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

措置状況のとおりであることを、ヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑩過年度医業未収金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A)</p> <p>入院患者に対して適時請求を行っていない。</p> <p>県は規程等に基づき適時請求を行うべきである。特に入院患者の診療報酬は高額となることから、退院時請求が何故できないのか、その原因の調査と分析を行い請求業務の速やかな改善が望まれる。</p> <p>この点、中央病院では平成21年9月適時請求できない原因をコンサルティング会社に外部委託して調査している。県は当該調査報告を受け、その内容を精査した上で適切な対策を図り、診療報酬の適時請求を行うことにより未収金の発生を未然に防ぐよう努力しなければならない。</p>	<p>コンサルティング会社の調査報告を受け、平成24年1月の電子カルテシステム導入や、運用の見直し、医事業務委託業者の協力、医局会での依頼・周知を図りながら、退院時請求率は向上してきている。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料(「退院時請求率の推移(平成22年度～平成24年度実績)」およびコンサルティング会社の調査結果)の閲覧を行った。

(改善状況)

コンサルティング会社の調査結果を受けて改善を図っており、退院時請求率は上昇している。平成22年度以降の退院時請求率は下表のとおり。

退院時請求率の推移

	H22	H23	H24
退院者数(A)	24,877	25,239	25,389
うち平日	17,146	17,127	17,637
退院時請求対象外数(B)	4,276	6,867	3,702
うち平日	2,403	3,257	2,379
退院時請求件数(C)	6,744	7,208	9,101
うち平日	5,350	5,807	6,824
退院時請求率(C)/(A-B)	32.7%	39.2%	42.0%
退院時請求率(平日のみ)	36.3%	41.9%	44.7%

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A)</p> <p>カード支払の実効性が確保されていない(鶴岡病院)。</p> <p>当該システムの導入段階において、平成19年3月県立病院課が各病院に宛てた「病院料金のクレジットカード納付について」によると、「病院におけるクレジットカード納付開始の周知については院内掲示」を行うことが基本とされていた。しかし、平成21年11月現在、鶴岡病院ではクレジットカードでの支払いが可能であることは窓口を見る限り明確な状況となっていなかった。</p> <p>さらに、クレジットカードの読取機も会計窓口ではなく事務室内に設置されており、県が意図した未収金対策につき実効性が確保されていない結果となっていた。</p> <p>システム導入から3年を経過し</p>	<p>鶴岡病院において、読取機の窓口設置を行った。クレジットカード使用状況についても向上している(全体平成21年度 5,674件→平成24年度 14,589件、鶴岡病院 平成21年度 23件→平成24年度 115件)。</p>

	ている現段階で、上記のような状況を放置することは、未収金対策に係る手続として妥当とはいえない。	
--	---	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料(「クレジットカード納付利用実績」)の閲覧を行った。

(改善状況)

クレジットカード読取機の窓口設置等により、下表のとおりクレジットカード利用納付実績は向上している。

クレジットカード納付利用実績

H21年度

(単位：件、円)

	中央病院		新庄病院		河北病院		鶴岡病院		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
累計	3,191	129,508,851	1,277	26,552,940	1,183	26,113,439	23	331,230	5,674	182,506,460

H22年度

(単位：件、円)

	中央病院		新庄病院		河北病院		鶴岡病院		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
累計	4,022	144,909,862	1,453	28,045,820	1,196	27,048,568	42	607,030	6,713	200,611,280

H23年度

(単位：件、円)

	中央病院		新庄病院		河北病院		鶴岡病院		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
累計	5,751	184,952,463	1,485	29,096,350	1,143	25,120,036	101	452,660	8,480	239,621,509

H24年度

(単位：件、円)

	中央病院		新庄病院		河北病院		鶴岡病院		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
累計	11,450	240,941,966	1,651	31,614,690	1,373	27,479,859	115	721,830	14,589	300,758,345

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	(意見A) 保証人に対する手続が行われていない。 県はまず規程・マニュアルを再整備し、保証人に対する具体的な徴収手続を速やかに行うこ	山形県病院事業局未収金取扱要領(平成21年8月6日)や山形県立中央病院未収金対策マニュアル(平成23年3月)の改正を行い、より実効性のあるものとした。

	とが必要である。	
--	----------	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリングおよび資料(「山形県病院事業局未収金取扱要領」、「山形県立中央病院未収金対策マニュアル」、保証人への催促文)の閲覧を行った。

(改善状況)

改正の結果、下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>山形県病院事業局未収金取扱要領より抜粋</p> <p>第2章 未収金の発生防止 第12 (入院患者に係る保証人)</p> <p>病院長は、催促しても入院診療に係る個人負担分が納入されないものについては、保証人に対して未納状況の通知をするものとする。</p>

<p>山形県立中央病院未収金対策マニュアルより抜粋</p> <p>3.未収金の回収手続(1)督促・催告および出張徴収⑥</p> <p>会計係は、入院費の未納者のうち督促等に応じない未納者に対しては、連帯保証人に対し、納入の請求を行う。</p>

通知の実施件数については、本人と保証人を区別した集計は行っていないが、文書催告全体の件数について、平成21年度 7,246件、平成22年度 5,525件、平成23年度 5,628件、平成24年度 8,996件という回答を得た。

(結論)

県は規程等の整備を行い、意見に対する措置を行っている。ただし、文書催告の件数について、本人と保証人を区別した集計を行っておらず、保証人に対する具体的な実施件数を把握することができなかった。

保証人に対する手続についての管理資料として有効に機能するよう、文書催告の件数については本人と保証人を区別して集計を行うことを検討されたい。【意見】

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A)</p> <p>相続調査が適時に行われていない。</p> <p>相続調査が行われない間に時効完成しているケースもあり、その対策について早急に対応すべきである。</p>	<p>山形県病院事業局未収金取扱要領や山形県立中央病院未収金対策マニュアルの改正を行い、運用を行った。</p> <p>また、平成25年4月以降、2ヶ月以上延滞や繰り返し等の悪質な債務者については弁護士法人に相続調査も含め回収業務を委託している。</p> <p>平成25年7月現在、委託している件</p>

		<p>数は約140件である。以前は債権回収会社による回収を行っていたが、1年間回収不能の場合、県に返還されるため、弁護士法人との契約に変更した。</p> <p>弁護士法人との契約内容は回収額の33.34%であり、完全出来高制である。</p>
--	--	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料（弁護士法人との委託契約書、および相続調査資料）の閲覧を行った。

(改善状況)

外部委託を積極的に活用し、病院事業局未収金の回収に努めていることを確認した。

また、委託前の債権については各病院で実施しており、これについては相続調査の際の資料を閲覧し確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A)</p> <p>入金時の充当処理が適切に行われていない。</p> <p>県では、債務返済に係る弁済者の意思表示文書等が明確に保管されていないまま、消滅時効の中断を目的として後に弁済期が到来する債権に充当しているケースが散見された。この手続は民法上の処理として妥当ではなく、債務者の時効に係る援用につき対抗できない処理となる。</p>	<p>平成19年度までは窓口入金があればその際の請求に充てていたケースがあったが、現在は古い債権から充当するよう運用している。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、および医事会計システムの入金状況画面を閲覧した。

(改善状況)

ヒアリングおよび医事会計システムの入金状況画面を閲覧し、現在では入金時の充当

処理が適切に行われていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A)</p> <p>業務委託に関する県民への説明が不適切である。</p> <p>ホームページ「県民の生の声」における回答は、その業務委託内容にあたかも集金業務がないかのような誤解を与えかねない記述となっている。</p> <p>県は収納業務委託に係る契約書・仕様書に基づく業務内容が、正しく県民に伝わるよう県ホームページの記述を改めるべきである。</p>	山形県ホームページにおいて集金業務が行われる旨の記載に変更している。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、および山形県ホームページの閲覧を行った。

(改善状況)

山形県ホームページの県民の生の声コーナーの「治療費滞納の回収業務について(2009年5月11日)」から一部抜粋すると、下記のとおりとなっており改善が図られている。

○当初

委託業務の具体的な内容は、未納者に対し、電話や文書による支払がない事実のお知らせや、支払わない理由の確認、居所等の所在調査などです。

○措置後

委託業務の具体的な内容は、未納者に対し、電話や文書による支払がない事実のお知らせや、支払わない理由の確認、居所等の所在調査及び未納者からの入金を取りまとめ県に納入する集金業務などです。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	(指摘事項)	山形県公報 第2180号(平成22年9

	<p>県取扱要領における時効の規定を適時に更新していない。県は最新の判例等を各種規程等に反映するよう法的フォローを行った上で、定期的な規定等の見直しを行うことが肝要であろう。</p>	<p>月24日)には「今後は、法律改正や判例等の動向を踏まえ、適時適切な規定等の見直しを行う。」と掲載されている。</p> <p>直近では山形県病院事業局未収金取扱要領(平成21年8月6日)および山形県立中央病院未収金対策マニュアル(平成23年3月)の改正が行われている。</p> <p>山形県病院事業局未収金取扱要領および山形県立中央病院未収金対策マニュアルの改正を行った後は、法律改正や判例等を注視しているが、平成23年3月以降は特段改正を検討する事項はないため、未収金対策会議等で議題としていない。会議の中で各病院の取組状況を把握し、取扱要領及びマニュアルの改正が必要となる場合には改正を検討するようにしている。</p>
--	---	---

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料(「山形県病院事業局未収金取扱要領」、および「山形県立中央病院未収金対策マニュアル」)の閲覧を行った。

(改善状況)

担当課へのヒアリング、および資料閲覧の結果、マニュアルの改正および、規程等の見直しについて定期的に検討されていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A)</p> <p>時効完成の債権につき手続が行われていない。</p> <p>県はまず、なぜ時効が完成してしまったのかその原因を債権ごとに究明し、今後の債権管理</p>	<p>公的債権とは異なり、私的債権である医業未収金は、時効である3年を経過しても、援用しなければ時効が成立しないものである。そのため、病院としては3年経過後も請求を行い、分納等により時効の中断をし</p>

	<p>に活用する手続を踏むべきであろう。</p> <p>さらに、弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続及びこれらに基づく回収手続を行うことが妥当である。</p>	<p>て、債権の保全を図っている。</p> <p>また、時効期間の経過に関わらず、各病院において、個別的に日々未納の原因分析を行っている。</p>
--	---	---

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリングおよび未納者への督促状況の資料を閲覧した。

(改善状況)

未納者への督促状況の資料を閲覧し、弁済者の一部納入や債務承認の記録が残されていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑪地方税

実施機関名	監査意見要約	措置状況
税政課	<p>(意見A)</p> <p>個人住民税について、従来以上に、各市町村との連携を図る必要がある。例えば、具体策として考えられるのは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者の納付方法につきコンビニエンスストアでの収納を全市町村で可能となるようにし、納税者の利便性を高めること。 ・給与所得者の未収を防ぐために、雇用している事業者に対して、個人住民税の特別徴収制度を選択してもらうことをはたらかせること。 ・各市町村に対して、回収に関する支援体制を強化すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村でのコンビニ収納の導入状況に関して、現在は全35市町村中9市町でコンビニ収納を導入しているものの、個人住民税を納付できるのは6市町のみである。現状では、今後5市町において導入予定で、7市町で導入に向けた検討を行っている。県は市町村への呼びかけを行っているものの、最終的な判断は賦課徴収を行う市町村が行っている。 ・平成24年度に全市町村が参加する山形県個人住民税特別徴収推進会議を設置し、その中で平成26年度までに特別徴収の完全実施をするアクションプランを策定した。現在はこのプランに基づいて特別徴収の徹底の取組を推進している。 ・山形県地方税徴収対策本部において、個別訪問、共同催告などを実施しているほか、市町村職員も参加する全県的な研修会を開催し、徴収技術の向上を図っている。また、各地域協議会においても相談や研修等の支援を実施している。山形県徴収対策本部による研修は平成21年度には1回・参加者83名であったが、平成24年度には5回・参加者延べ320名に増えている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、および資料（「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン」、「平成25年度山形県地方税徴収対策本部会議資料」）の閲覧を行った。

(改善状況)

コンビニ収納の導入について判断を下すのは各市町村であるため、県は導入を促す役

割を担っていることになるが、コンビニでの収納を行う市町村は増加している。

個人住民税の特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン（平成 24 年 8 月）（以下、「アクションプラン」という。）によれば、平成 22 年度の山形県の特別徴収実施率は 71.0%であり、全国 47 都道府県中 26 位である。県は特別徴収の完全実施を達成すれば、増収額は市町村民税 1 億 30 百万円、県民税 80 百万円と試算している。

特別徴収の完全実施には、賦課徴収を行う市町村との連携が必要不可欠である。県は県内全市町村が参加する「山形県個人住民税特別徴収推進会議」を設置し、上記のアクションプランを策定している。今後はアクションプランの実施状況を注視する必要がある。

（結論）

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
税政課	<p>（意見A）</p> <p>自動車税について、悪質・多額と認められる納税者には、自動車の差押を含めた厳しい姿勢でのぞむべきである。また、納税者の納税のしやすさを確保することも回収をすすめることにつながるものと考えられることから、例えば以下の方法を導入あるいは推進することを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替納税を推進すること ・コンビニエンスストアでの納付や休日の窓口納付を可能にすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の普及拡大については、重点実施事項にしており、自動車税と個人事業税の納税通知書の同封物に口座振替のPR文を記載し、普及を図っている。 ・平成22年度にコンビニ収納を導入し、平成25年度は自動車税に係るインターネットによるクレジット収納も導入した。コンビニ収納を導入したことにより、総合支庁による休日の窓口納付は取りやめている。

（措置状況に対する監査人の検証手続）

担当課へのヒアリング、および資料（自動車税に関する納税通知書の同封物、自動車税に関するポスターやチラシ、および「自動車税の納期内納付率向上対策の実施結果」）の閲覧を行った。

（改善状況）

納税通知書の同封物やポスター、チラシを閲覧し、口座振替やコンビニ収納、インターネットによるクレジット収納の普及が図られていることを確認した。

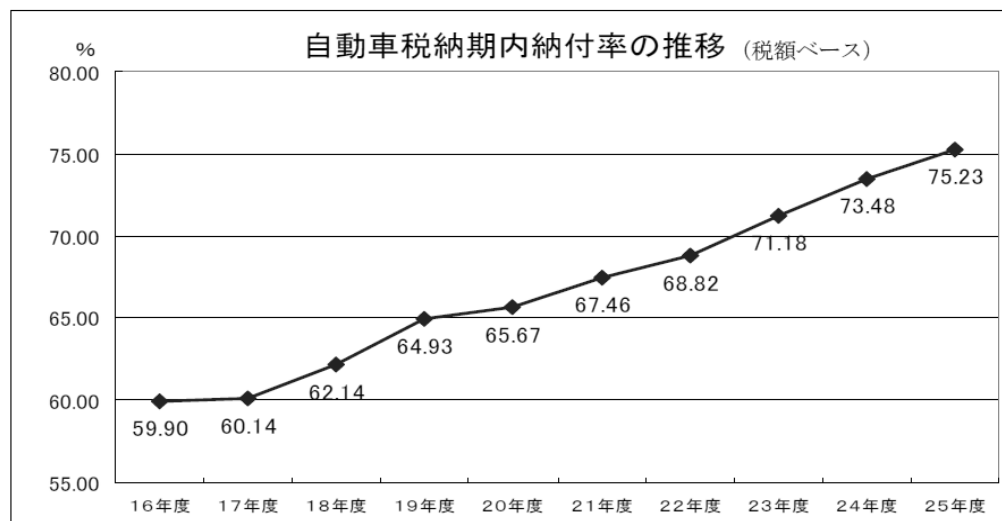
また、下表のとおり納期内納付率は向上しており、コンビニ収納の導入は一定の効果

をもたらしている。

自動車税の納期内納付率向上策の実施結果

納期内納付率の推移は下表のとおりである。

税額ベース



※ 平成 17～21 年度まで「自動車税納期内休日窓口」を開設。平成 22 年度からコンビニ収納を開始。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
税政課	<p>(意見A)</p> <p>発生後、長期間を経過している未収が散見される。既述した未収の中での最も古い未収は平成4年に発生したものであり、迅速な回収がなされたのかどうか、結果として徴収手続きが十分なものだったかは疑義なしとしない。地方税法等に基づき公平かつ適正な課税・徴収を実施することはもちろんであるが、長期化しないように努める必要がある。</p>	<p>以下の施策により、計画的、効果的な滞納整理に努めている。</p> <p>①滞納整理強調月間(3か月程度)における集中滞納整理等の実施</p> <p>②捜索・差押えの積極的な実施とインターネット公売の活用促進</p> <p>③滞納者の事情に応じた分納、徴収猶予などの制度の適用検討</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、および資料（「平成 25 年度税務行政運営方針」および「平成 25 年度山形県地方税徴収対策本部会議資料」）の閲覧を行った。

(改善状況)

上記資料の閲覧を行い、平成 25 年度において上記①～③を重点実施事項に掲げていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑫生活保護返還金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	<p>(意見A)</p> <p>受給資格要件審査について、全県で統一した手続による整った体制が構築され運用されていることが必要である。</p> <p>受給者に対して、受給期間中の収入の変化等が生じた場合には申告義務が生じることを周知徹底させることが必要である。</p> <p>また、行政側でも受給者の収入状況及び財産状況を把握する体制を構築し運用することが必要である。</p>	<p>【受給者への収入申告義務についての周知徹底について】</p> <p>県が各福祉事務所に対して毎年実施している生活保護法施行事務一般監査において、被保護者への義務の周知方法について確認のうえ、被保護者への収入申告義務の周知について指導している。</p> <p>収入申告の申告義務の周知方法については、保護開始時において、各被保護者に対し、「保護のしおり」を活用して、収入申告義務について周知している。</p> <p>また、保護開始後もケースワーカーによる定期訪問の際に、定期的な収入・臨時的な収入については申告の義務があることを周知し、収入状況についての確認を行っている。</p> <p>【行政側の受給者の収入状況及び財産状況を把握する体制の構築・運用について】</p> <p>保護の実施要領上、被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税調査を実施することとなっており、その調査の徹底については「課税調査の徹底及び早期実施について（平成20年10月6日社援保発第1006001号）」においても周知されている。</p> <p>実際の実施状況については、県が毎年実施している生活保護法施行事務一般監査において、その実施状況を確認している。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料（平成 24 年度生活保護法施行事務一般監査における監査調書、「生活保護のしおり」、「課税調査の徹底及び早期実施について（平成 20 年 10 月 6 日社援保発第 1006001 号）」）の閲覧を行った。

(改善状況)

上記資料を閲覧し、申告義務の徹底および収入状況等の把握が行われていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	(意見A) 回収手続を充実することが必要である。特に、不実の申請その他不正手段により保護を受けた場合に適用される生活保護法第78条に基づく費用徴収のうち明らかに資力があると認められる場合には、強制執行を含めた厳格な対応を行うことが必要である。	各実施機関に対し、適正な回収を実施するよう指導している。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリングを行った。

(改善状況)

実際の回収状況について担当課へヒアリングしたところ、平成 22 年以降、明らかに資力があると認められる受給者は発生していないという回答を得た。生活保護の受給者の多くが生活困窮者であるという状況を考慮すれば、不合理な状況ではない。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	(意見A) 当該延滞金は徴収されていないが、第78条を適用した場合等ケースによっては徴収しないことは適当ではないと考え	当該延滞金の取扱いについて、厚生労働省社会・援護局保護課保護係に厚生労働省の見解を確認したところ「生活保護の趣旨に鑑み、慎重に判断していただきたい」と口頭にて

	<p>る。法令等を遵守し返還すべき事実該当した場合には然るべき返還等を行った受給者との間に、不公平な結果を生じさせると考えるからである。生活保護制度の趣旨も十分考慮しながら、山形県税外収入金延滞金等徴収条例の改正を行い、これに伴う規則等を整備し、徴収すべきと認められる場合には徴収すべきである。</p>	<p>回答を得た。 本県としては、生活保護が最低限度の生活をするのに不足する分を補う程度のものであるため、延滞金の徴収により最低限度の生活が保障されなくなれば、法の趣旨に反するものと考えているが、引き続き他県の動向も注視しながら検討している。</p>
--	---	---

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリングを行った。

(改善状況)

県は厚生労働省からの「生活保護の趣旨に鑑み、慎重に判断していただきたい」との見解を尊重し、延滞金の徴収を行うための条例の改正等を行っていない。ただし、平成21年度意見で指摘した不公平感は未だ残っており、今後も他県の動向などを踏まえ検討していくべきである。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	<p>(指摘事項) 監査対象とした債務者について、債権の発生経緯等に関する詳細な記録が提示されなかった。過去において、担当者間の引き継ぎがうまくなされなかったことが原因と推測される。</p>	<p>山形県公報 第2180号(平成22年9月24日)によれば、下記のとおりである。 「平成22年3月開催の基準改定説明会において、各実施機関に対し、未収金のある廃止ケースについては文書保存年限5年経過後も廃棄しない等、担当者間の引継ぎに留意するよう口頭で指導を行った。」</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料(平成22年生活保護基準改定説明会資料、「未収金のある生活保護廃止ケースにかかる文書保存について」(平成25年9月24日))の閲覧を行った。

(改善状況)

平成 22 年生活保護基準改定説明会の資料を閲覧したところ、「未収金のある廃止ケースについて担当者間の引き継ぎに留意すること（文書保存年限 5 年経過後も廃棄しない等、対応すること）」を出席者に口頭で指導した旨の記録があった。担当課にヒアリングしたところ、口頭による指導のみで文書により周知した事実は無いとの回答を得た。
（結論）

地方公共団体の人事政策により所管の担当者は数年で交代となる場合が多く、その場限りの口頭による指導ではその有効性は確保されないと考える。当該指導に関して、文書での通知や規程へ盛り込むなどの対応が必要である。【意見】

なお、健康福祉企画課は、平成 25 年 9 月 24 日に各総合支庁に対して当該指導に関する文書を通知し、再度周知を図っている。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	（意見A） 一定の期間を経過した債権は、回収担当を設け、一括管理・回収を行うことも検討されるべきである。	被保護者の状況については、ケースワーカーが熟知しており、保護が継続している被保護者についての債権については、ケースワーカーが定期訪問等の際に、随時その状況を確認している。 保護廃止となったケースについては、総合支庁の管理担当者・ケースワーカーが協力して債権管理を行っている。

（措置状況に対する監査人の検証手続）

担当課へのヒアリングを行った。

（改善状況）

担当課にヒアリングを行ったところ、平成 21 年度意見を踏まえ回収担当を設けることも検討したが、現場を熟知したケースワーカーが管理業務に携わった方がより効果的であるという判断に至ったとの回答を得た。

（結論）

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	（意見A） 発生より長期間経過している債務者については、回収可能性	回収の可能性については十分検討のうえ、その見込みがないものについては不納欠損としているところ

	<p>があると認められる場合には回収に努める必要があり、年齢、資産状況及び収入状況等を考慮して回収の見込みがない債務者については、すみやかに不納欠損処理を行うことも検討されるべきであると考えます。</p>	<p>である。</p>
--	--	-------------

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料（「生活保護費返還金 滞納整理表」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「生活保護費返還金 滞納整理表」を閲覧し、破産手続を行った債務者について、免責許可決定書を受領した段階で不納欠損処理を行っていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑬廃棄物の不法投棄費用代執行

実施機関名	監査意見要約	措置状況
循環型社会推進課	(意見A) 行政代執行が行われる時点で未収金が発生し、その未収金が回収されなくなる可能性が高いと認識すべきである。すなわち未収金を発生させないために、行政代執行を行わずにすむように問題が認識されたならば速やか、かつ、厳正な対応を行い、事態の改善を図るべきである。県では各不法投棄物防止対策を講じているが、これらの策を有効なものとなるように努める必要がある。	平成22年度から不法投棄の常習箇所を中心に不法投棄監視カメラを設置し、不法投棄の未然防止と早期発見に努め、不法投棄が疑われる画像が記録された場合には、必要に応じて所轄警察署と協議しながら対応することとしている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（山形県ホームページ）の閲覧を行った。

(改善状況)

下表より、平成24年度に新規確認箇所が減少しているのがわかる。

不法投棄箇所数の推移

(注：30㎡以上の箇所)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
新規確認箇所数	67	88	46	58	48	48	36	29	35	35	40	27
原状回復終了箇所数	72	88	122	94	44	45	37	33	42	34	48	29
原状回復未済箇所数	147	147	71	35	39	42	41	37	30	31	23	21

(山形県ホームページより)

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
循環型社会推進課	<p>(意見A)</p> <p>調査対象のうち一部については、平成20年1月から2月に行政代執行が行われている。当該未収金については、手続きに従い回収努力を継続し、未収金の状態を解消することが必要である。また、必要であれば、担当である村山総合支庁北村山税務課に対して滞納処分の依頼を行うことも検討されるべきである。</p>	<p>これまでに引き続き滞納者に対し納入催告を行うとともに、村山総合支庁納税課と連携して納税者に関する必要な情報収集を行い、処分可能な財産が確認された場合には、村山総合支庁納税課に滞納処分依頼を行う。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

措置状況のとおりであることを、ヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

第3 県税収入の管理事務

県税収入の管理事務総括

厳しい国家財政の下、地方交付税等の国依存財源が縮減傾向にある一方で、社会保障関係経費は年々増加傾向にある。このような県財政を取り巻く厳しい環境を考えれば、県税を含めた自主財源を効果的かつ安定的に確保していくことが重要であることは明白である。

平成25年度山形県一般会計の歳入予算(6,076億円)のうち自主財源は2,636億円であるが、このうち県税は905億円と、自主財源の約34.3%と大きな割合を占める。県税を効果的に徴収することが、自主財源の安定化につながり、県財政にとって重要な収入となる。この点、山形県においては、「山形県行財政改革推進プラン(平成25年3月)」において、県税収入の確保を重要課題として掲げ、取組みを推進している。

(山形県の取組み)

① 県税収入の確保

県税収入を確実に確保するため、市町村との連携を強化するとともに、滞納整理を厳正に執行する。一方、クレジット収納の導入等、納税者の利便性向上をさらに推進する。
(「山形県行財政改革推進プラン(平成25年3月)」より抜粋)

上記内容を達成するべく、山形県では具体的に下記の3つの取組みを実施することとしている。

- 市町村との連携強化
- 滞納整理の強化
- 納税環境の整備

(「山形県行財政改革推進プラン(平成25年3月)」より抜粋)

また、上記内容の達成状況を確認する指標として、徴収率、特別徴収実施率によって、達成状況の評価を行っている。地方公共団体における行政評価の取組みとしては、このような指標を用いて達成状況の経過を評価する仕組みは大変有効であると考えられる。

《目標指標》

- 徴収率
 - ◇ 現年課税分 99.3% (平成23年度) → 99.5% (平成28年度)
 - ◇ 滞納繰越分を含めた現滞計 97.0% (平成23年度) → 97.5% (平成28年度)
- 特別徴収の完全実施
 - ◇ 個人住民税特別徴収(※1)完全実施(※2)に取り組む市町村数

9市町村（平成24年度） → 全35市町村（平成26年度）

◇ 県内市町村の特別徴収実施率（人員ベース）

74.7%（平成24年度） → 85.0%（平成26年度）

（特別徴収に係る納税義務者数 / 市町村民税の納税義務者数（給与所得者））

※1 個人住民税における特別徴収：給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、給与所得者（従業員）に毎月支払う給与から個人住民税を引き去りし、従業員に代わって市町村に納める制度。地方税法及び各市町村の条例の規定により、従業員の所得税の源泉徴収を行う事業主は、従業員の人数にかかわらず、特別徴収義務者として、従業員の個人住民税を特別徴収する義務がある。

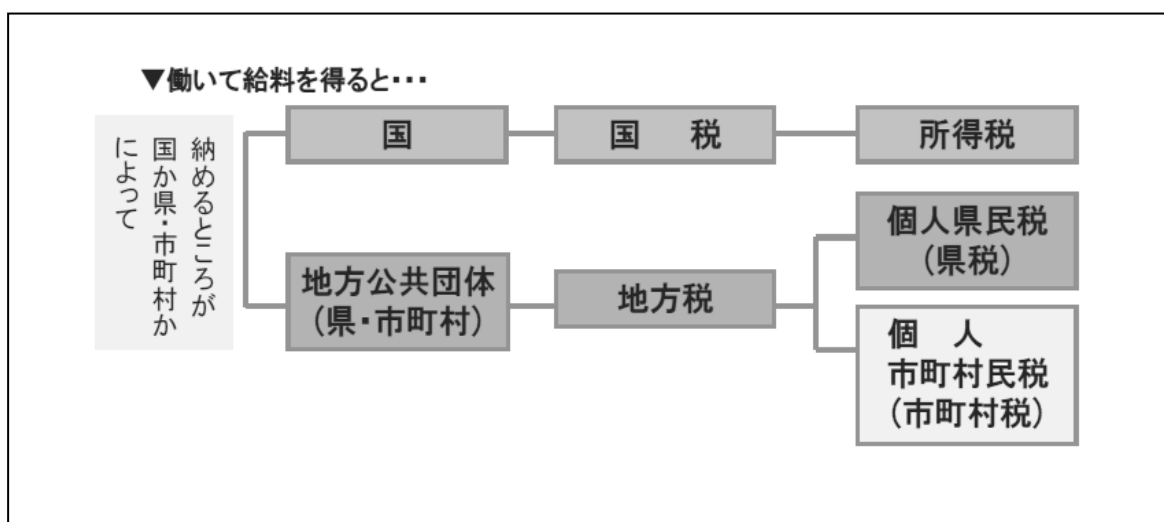
※2 完全実施：全ての特別徴収義務者に対して、特別徴収税額を通知すること。

（「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」より抜粋）

（税金の種類）

税金には、国に納める税金（国税）と地方公共団体に納める税金（地方税）がある。例えば働いて給料を得るケースを想定すると、国税である所得税は各地区の税務署において申告し納付する。また、地方税である住民税は納税者が住んでいる市町村に申告するが、所得年の翌年度に課税され納付することになる。

また税金は、税を納める義務がある人と、実際に納める人との関係から、直接税と間接税に区分される。直接税とは、税を納める義務がある人と実際に納める人が同じ税であり、間接税とは、税を納める義務がある人と実際に納める人が異なる税である。



（「山形県ホームページ」より抜粋）

(県税の種類)

地方税はさらに、(都道府) 県に納める税金(県税)と、市町村に納める税金(市町村税)に分かれる。このうち、県税の主な概要は以下のとおりである。なお、個人県民税は実務上、市町村民税と一緒に、各市町村において賦課徴収される。

	税 目	内 容	
直 接 税	個人県民税	・所得に応じて課税する「所得割」と一律に課税される「均等割」がある。 ・個人の市町村民税と合わせて市町村で賦課徴収し、県へ払い込まれるもの。	
	法人県民税	・法人税額に応じて課税する「法人税割」と一律に課税される「均等割」がある。 ・法人(企業など)が受ける様々な行政サービスに対し、負担を求めるもの。	
	個人事業税	・個人が行う事業に課せられるもので、業種により、所得に応じて課税されるもの。	
	法人事業税	・法人が行う事業に課せられるもので、業種により、所得又は収入に応じて課税される。 ・資本金等が一億円以上の法人は、所得等以外の「付加価値」、「資本金」の要素でも課税される外形標準課税となる。	
	自動車取得税	・自動車(軽自動車を含む)の取得に対して課せられるもの。	
	自動車税	・自動車(軽自動車を除く)を所有している者に課せられるもので、排気量や乗車定員(バスなど)で税率が異なる。	
	不動産取得税	・不動産(土地・家屋)の取得に対して課せられるもの。	
	間 接 税	軽油引取税	・軽油の消費者が負担し、特約業者等を通じて納められるもの。 ・農業等で使用する軽油については課税免除となる。
		地方消費税	・消費税(国税4%)とあわせて、地方消費税(1%)として売上やサービスの提供等に対して課せられるもの。 ・国が国税と合わせて賦課徴収し、県へ払い込まれる。
県たばこ税		・たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業株式会社や卸売販売業者を通じて納められるもの。	

(「山形県ホームページ」より抜粋)

(監査対象)

上記のうち、(1) 県税に占める割合が最も大きく、県が特に注視している個人県民税徴収にあたっての市町村との連携強化の取組み、(2) 個人県民税や、納税の方法として、普通徴収(県が送付した納税通知書により納税者が税金を納める方法)を採用する個人事業税、不動産取得税、自動車税の滞納整理の強化、(3) 県税に占める割合が個人県民税に次いで大きい一方で、納期内納付率が他の税目より相対的に低く、かつ、全国平均よりも低い自動車税を中心とした納税環境の整備、を監査対象としている。なお、軽油引取税の一部と鉾区税は普通徴収の方法をとるが、県税に占める割合を考慮し、(2)の監査対象からは除いている。

●県税の申告と納期一覧

税 目	申 告 期 限	納 期 限	納税の方法
個人県民税 (均等割・所得割)	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日まで提出 ●公的年金等所得のみの受給者も同じ扱いです。	給与支払者が6月から翌年5月まで毎月徴収し、翌月10日まで市町村へ納入	給与支払者による特別徴収
	給与所得者以外は3月15日 ●所得税の確定申告をした人は不要です。	6、8、10、1月 ●市町村により異なります。	普通徴収
法人県民税	確定申告は事業年度が終了した日から2か月以内	申告期限と同じ	申告納付
県民税 利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	特別徴収
県民税 配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	特別徴収
県民税 株式等譲渡所得割	年間分を一括して翌年1月10日	申告期限と同じ	特別徴収
個人事業税	3月15日 ●所得税の申告をした人や個人県民税の申告をした人は不要です。	第1期：8月31日 第2期：11月30日 ※ 特別の場合はその都度	普通徴収
法人事業税 地方法人特別税	法人県民税と同じ	申告期限と同じ	申告納付

●県税の申告と納期一覧(つづき)

税 目	申 告 期 限	納 期 限	納税の方法
地方消費税	個人事業者は3月末日、法人は課税期間の末日から2か月以内(消費税と同じ)徴収については当分の間、国に委託	申告期限と同じ	申告納付
不動産取得税	取得した日から10日以内	納税通知書に定められた日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告期限と同じ	特別徴収
自動車取得税	登録又は届出のとき	申告期限と同じ	証紙徴収
自動車税	取得・変更の都度	5月31日	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	特別徴収 普通徴収 申告納付
鉱区税	鉱業権の取得、消滅や変更の日から7日間	5月31日	普通徴収
		新規登録はその都度	
狩猟税	狩猟者の登録を受けるとき	申告期限と同じ	証紙徴収
産業廃棄物税	1~3月分は4月末、4~6月分は7月末、7~9月分は10月末、10~12月分は1月末	申告期限と同じ	特別徴収 申告納付

- 特別徴収・・・経営者等が、県に代わって納税義務者から税金を受け取り、県に納めます。
- 普通徴収・・・県が送付した納税通知書により、納税者が税金を納めます。
- 申告納付・・・納税者が、自分で納める税額を計算し、申告して納めます。
- 証紙徴収・・・県が発行する証紙を購入し、書類などに添付する事により、税金を納めます。

(「山形県ホームページ」より抜粋)

以下では、山形県行財政改革推進プランを受け、具体的な3つの取組みに関して、それぞれの進捗状況を検討した。

1. 市町村との連携強化

(山形県の取組み)

○ 市町村との連携強化

特に収入未済額の多い個人県民税の収入確保に向け、市町村と連携した取組みを強化する。

- ・ 山形県地方税徴収対策本部や各総合支庁税務課単位の地域協議会による、県・市町村職員向け研修会、市町村への助言、市町村との共同催告・共同徴収等を実施
- ・ 県と市町村が協議して取りまとめた、「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン（平成24年8月）」に基づいて、平成26年度までに、全市町村において給与所得者に係る個人県民税の特別徴収を完全実施
- ・ 納税推進強調月間(12月)において、自主納税の推進及び広報・啓発活動を強化
- ・ 徴収対策を強化するため、県と市町村における徴収職員の併任制度導入を検討

(「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」より抜粋)

地方税の徴収対策は、第一義的には、個々の自治体が自らの責任において取り組むべき課題である。しかし、地方税財政改革をはじめとした地方税を巡る背景が変化する中、税収の確保は県と市町村に共通した最重要課題であり、両者が協力体制を強化し、税収確保に向けた対策を共同で実施していく必要がある。

I 税収確保に向けた県と市町村が連携した徴収対策

(1) 各地域個人住民税徴収対策協議会（平成17～18年度設置）の役割

- ・ 県と市町村による共同催告や共同徴収、直接徴収の検討、実施
- ・ 実務研修会、出前研修の開催
- ・ 滞納者情報の共有化
- ・ 滞納者への対応策の協議 など

(2) 山形県地方税徴収対策本部（平成19年度設置）の役割

- ・ 個別訪問による市町村への助言
- ・ 全県研修会の開催
- ・ 地方税徴収対策の検討
- ・ 各地域協議会に対する支援 など

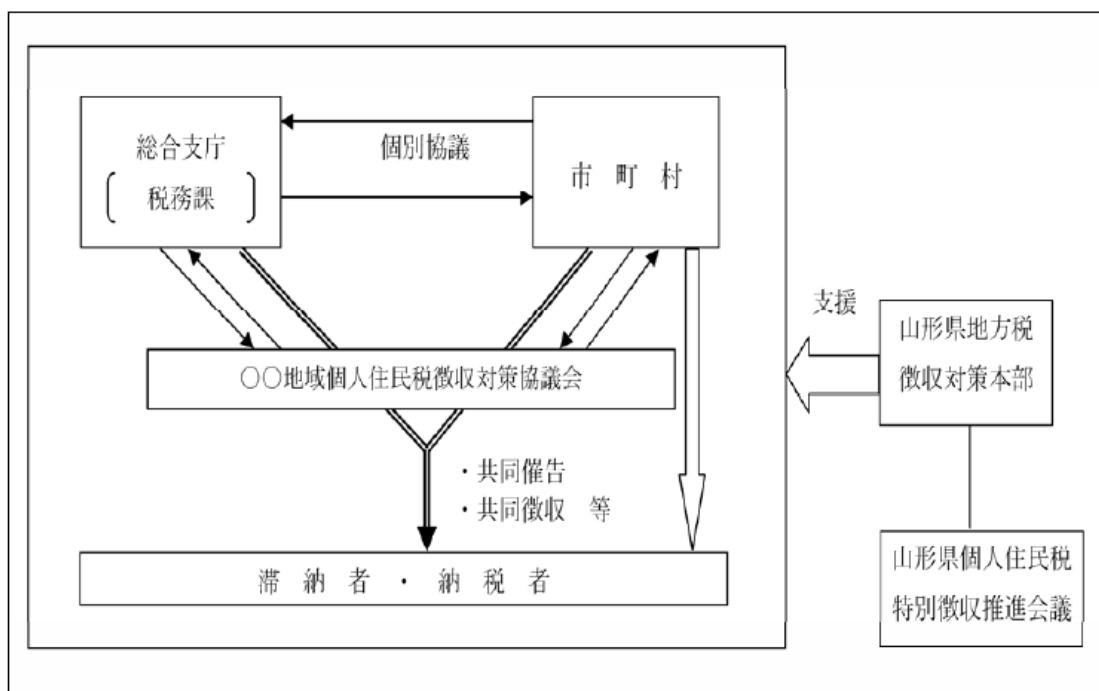
(3) 山形県個人住民税特別徴収推進会議（平成24年度設置）の役割

- ・アクションプランの策定
- ・アクションプランの進捗管理
- ・個人住民税の特別徴収の周知広報
- ・未実施事業所に対する個別訪問の支援
- ・全県的研修会の開催と各協議会等の研修

(「平成25年度山形県地方税徴収対策本部会議」資料より抜粋)

下記は、税収確保に向けた山形県と市町村の組織・連携図である。

【組織・連携図】



山形県では、各総合支庁税務担当課と管内市町村税務主管課によって構成する「地域個人住民税徴収対策協議会」並びに県庁関係課、各総合支庁税務担当課及び各地域協議会等を代表する市町村の税務担当課によって構成する「山形県地方税徴収対策本部」を設置し、それぞれ役割を分担しながら税収確保に向けた対策を進めている。また、平成24年度には、山形県地方税徴収対策本部の下部組織として、全市町村が参加する「山形県個人住民税特別徴収推進会議」を組織し、平成26年度までに個人住民税の特別徴収を完全実施するアクションプランを策定している。

税収確保に向けた県と市町村の連携の経過については、下表のとおりである。

税収確保に向けた県と市町村の連携の経過	
年度	内 容
17年度	「個人住民税徴収率向上支援方針」を策定
	「地域個人住民税徴収対策協議会」を設置（西村山、北村山、置賜）
18年度	「地域個人住民税徴収対策協議会」を設置（村山、最上、西置賜、庄内）
19年度	「山形県地方税徴収対策本部」を設置
23年度	「山形県地方税徴収対策本部」の構成員に、市及び町村を代表する税務担当課として新庄市と小国町が加わる
24年度	「山形県地方税徴収対策本部」の構成員に、各地域協議会等を代表する市町村の税務担当課が加わる （山形市、寒河江市、東根市、新庄市、米沢市、小国町、酒田市）
	山形県地方税徴収対策本部の下部組織として、全市町村が参加する「山形県個人住民税特別徴収推進会議」を設置し、平成26年までに個人住民税の特別徴収を完全実施するアクションプランを策定

（「平成25年度山形県地方税徴収対策本部会議」資料より抜粋）

年度	地域協議会						本部	
	共同催告	共同徴収	直接徴収	実務研修会	出前研修	その他	個別訪問	研修会
17年度	1	1					/	/
18年度	6	4						
19年度	5	6	5	4	5	特別徴収企業訪問 合同財産調査	12	市町村70名 県20名
20年度	6	4	1	5	3		10	市町村60名 県14名
21年度	6	2		4	2	ネット公売相談 個別案件の検討会 特別徴収企業訪問	3	市町村71名 県12名
22年度	5	1		7		特別徴収企業訪問	3	市町村104名 県23名(延4回計)
23年度	5	2		7	1		3	市町村179名 県33名(延4回計)

（「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン」より抜粋）

次頁では、上記取組みの成果等について確認する。

(取組みの成果等)

山形県地方税徴収対策本部が行う市町村への個別訪問については、平成24年度までに延べ35市町村に対して実施しているが、助言を行った市町村では、実施前と比較して差押件数、公売数とも大幅に増加しており、徴収率も向上している。平成24年度には、個別訪問による助言によりインターネット公売を導入した町もあり、一定の成果を上げている。

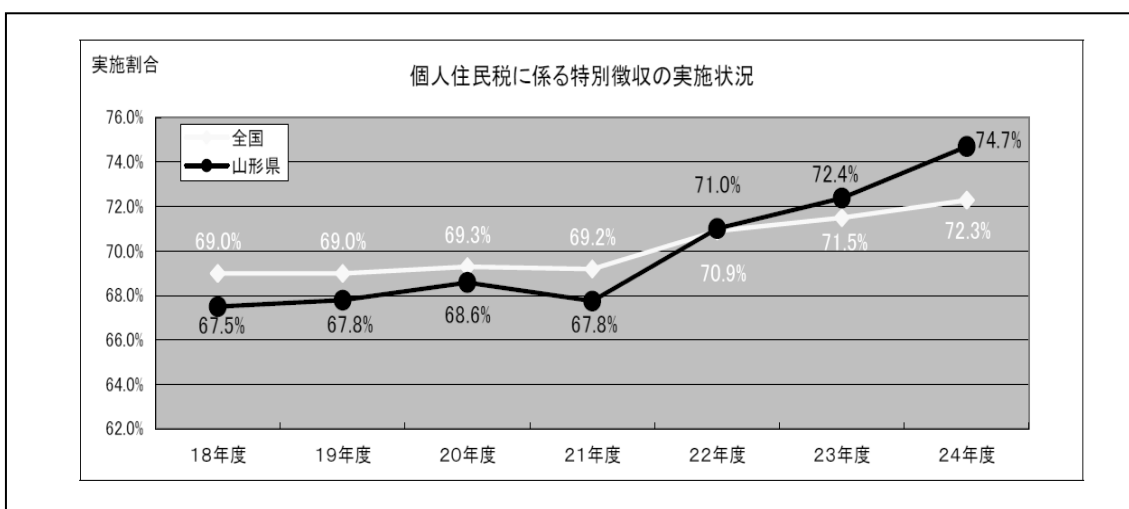
個別訪問による市町村への助言の成果

要望のあった24市町村（延35市町村）を対象とした状況

項目	実施前	直近	比較
差押件数	913件	2,246件	H24見込 2.5倍
公売数	12件	1,323件	H24見込 110.3倍
徴収率	90.6%	91.3%	H23実績 +0.7P

(「平成25年度山形県地方税徴収対策本部会議」資料より抜粋)

また、個人住民税の特別徴収についても、個人住民税特別徴収推進会議によって策定されたアクションプランに基づいて、県と全市町村が取組みの徹底を推進しており、特別徴収の実施率も平成18年度は67.5%だったものが、平成24年度には74.4%となっており、全国平均を上回る伸びが見られる。



以上より、山形県の実施率は一定の効果を上げているといえる。

(個人住民税特別徴収の完全実施)

山形県では、アクションプランにおいて、県内の全市町村において平成26年6月までに個人住民税における特別徴収を完全実施するという成果目標を掲げている。当該成果目標を達成するために、下記のような取組みを行っている。

4.個人住民税における特別徴収

本県では、個人住民税の税収確保の観点から、平成21年度から県と市町村が連携して、個人住民税における特別徴収の推進を図るため、事業所訪問や文書による勧奨、税理士会及び商工会議所など各種団体に対する協力依頼等を実施してきた。

【これまで実施してきた取組み】

- ・関係団体等への広報、周知などの要請
(法人会、税理士会、社会保険労務士会、商工会議所、商工会等)
- ・啓発用ポスター・チラシの配布、機関紙への掲載、メールマガジン・ホームページへの掲載等
- ・県の広報媒体等(県庁だより・テレビ・ホームページなど)を活用した啓発
- ・市町村の広報媒体等を活用した啓発
- ・県と市町村の合同で企業へ個別訪問
- ・企業へ啓発用チラシの送付
- ・各税務署が開催する「年末調整説明会」での広報・啓発活動の実施

(「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン」より抜粋)

アクションプランにおける成果目標としては、次の項目について、具体的な指標を年次別に設定している。

(1) 個人住民税特別徴収完全実施に取り組む市町村数

○県内35市町村は、平成26年度までに特別徴収義務者となる全ての事業者に対して、地方税法第321条の4に規定する特別徴収税額の納入通知を行う。

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市町村数	0	1	9	18	35
割合(%)	0	2.9	25.7	51.4	100

(2) 県内市町村の特別徴収実施率(人員ベース)

○特別徴収実施率(人員ベース)は、市町村民税の納税義務者(給与所得者)に占める、特別徴収に係る納税義務者の割合である。

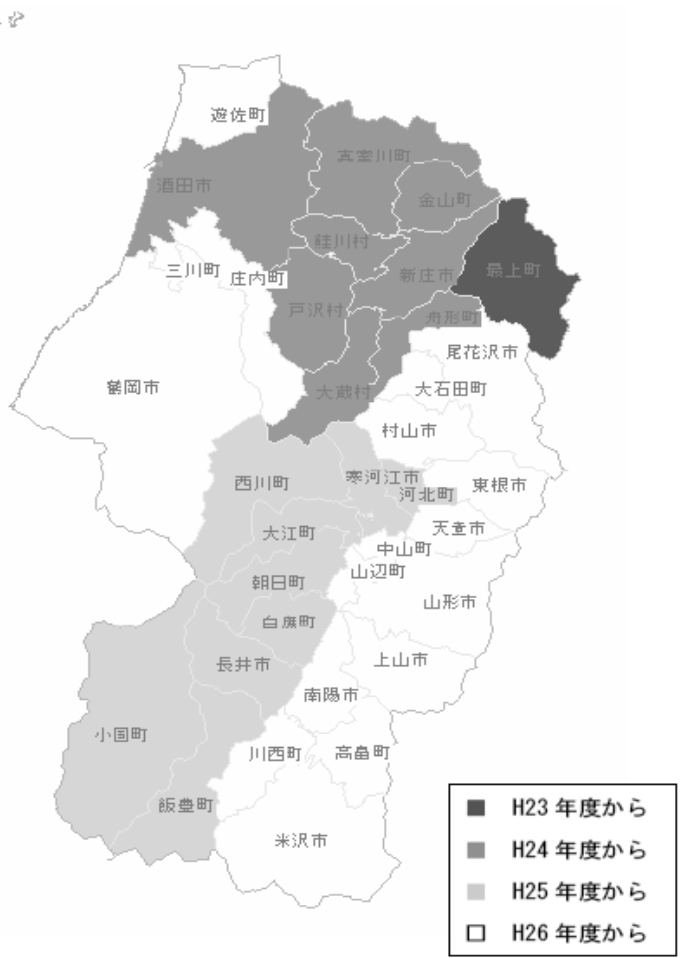
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
割合(%)※	71.01	72.39	74.69	80.00	85.00

※平成24年度までは実績、平成25年度以降は各市町村の成果目標に基づき積算した値。な

お、4月1日現在離職中の人は特別徴収の対象外となるなど、全ての給与所得者が特別徴収の対象とはならないので、実施率は100%にはならない。

【参考】

市町村別の個人住民税特別徴収完全実施（予定）時期



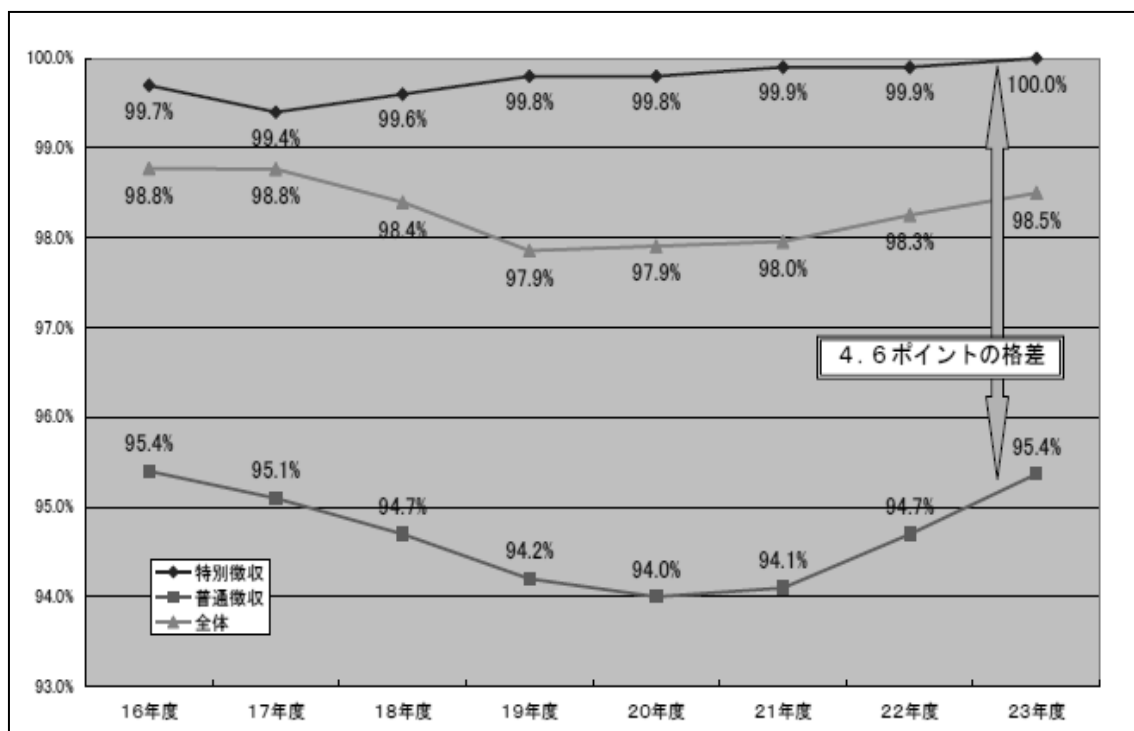
(完全実施達成による効果試算)

平成23年度における特別徴収の実施率は72.4%となっているが、アクションプランに掲げる目標の85%まで向上した場合における増収効果を試算すると、県民税で80百万円の増収になると見込まれている。

(特別徴収と普通徴収の徴収率の推移)

以下のグラフのとおり、特別徴収の徴収率はほぼ100%であるが、普通徴収の徴収率は4~5ポイント低くなっており、県税収入の確保のためには特別徴収の徹底が重要となっている。

徴収率の推移は下表のとおりである。



(実施した手続き)

個人住民税特別徴収の推進に対する山形県の具体的な取組みや、「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン（平成24年8月）」の進捗状況について確認した。また、村山、最上、置賜、庄内の各総合支庁において、県と市町村との連携強化（職員向け研修会、市町村への助言、市町村との共同催告・共同徴収等）の内容について、直近までの活動状況を確認した。

(監査の結果)

これまでの山形県の取組みは一定の効果을あげているということができ、今後も県と市町村が連携しながら事業を継続していくことが有効であると考えます。山形県では、個人住民税特別徴収推進会議によって策定されたアクションプランに基づいて、特別徴収実施率の目標を掲げている。市町村ごとに特別徴収の実施時期が異なるため、特別徴収についての進捗状況は各市町村によって異なるが、これまで各地域個人住民税徴収対策協議会が中心となり連携の強化が図られ、県全体の進捗状況は、25年度現在で79.46%と、目標の80%を概ね達成している。山形県は歳入の確保に向け、平成26年6月までに個人住民税における特別徴収を完全実施するという高い目標を掲げている。前述のように、完全実施を達成した場合には高い増収効果が期待できることから、目標達成に向け、今後も県と市町村が連携し、収入の確保に努めていただきたい。

2. 滞納整理の強化

(山形県の取組み)

山形県では、滞納整理の強化に向け、以下のような取組みを行っている。

○ 滞納整理の強化

・自動車のタイヤロックをはじめとした動産の差押えや、インターネット公売等を積極的に実施

・滞納整理強調月間(3か月程度)において、集中的な滞納整理を実施

(「山形県行財政改革推進プラン(平成25年3月)」より抜粋)

収入未済額にかかる徴収率の向上のためには、このような滞納整理や督促に係る事務手続を確実にかつ効果的に行うことが大前提となる。

また、市町村が徴収事務を行っている個人県民税に関しても、「1. 市町村との連携強化」に記載したように、各市町村への個別訪問による助言や研修会の開催等を通じて滞納整理の強化に向け連携を行っている。

(実施した手続き)

(1) 個人事業税、不動産取得税、自動車税

県が徴収事務を行っているもののうち、普通徴収(県が送付した納税通知書により納税者が税金を納める方法)を採用する個人事業税、不動産取得税、自動車税に関して、村山、最上、置賜、庄内の各総合支庁において、総合電算システムより出力される平成25年5月31日時点の督促済未納リストをもとに、滞納発生案件をそれぞれ数件サンプリングし、督促及び滞納処分手続を質問するとともに、納税通知書(控)、督促状、催告書、てん末に関する記録簿、差押・公売等法的手続に関する資料を閲覧した。

(2) 個人県民税

市町村が徴収事務を行っている個人県民税に関しては、各市町村への個別訪問や共同催告・直接徴収等の実施状況、滞納者への対応策の協議等、各地域個人住民税徴収対策協議会や地方税徴収対策本部、個人住民税特別徴収推進会議での取組み資料を閲覧した。

(監査の結果)

(1) 個人事業税、不動産取得税、自動車税

村山、最上、置賜、庄内の各総合支庁における督促及び滞納処分についてはいずれも、個人事業税に関しては地方税法第72条の66~70、不動産取得税に関して地方税法第73条の34~38、自動車税に関しては地方税法第165条~第169条の規定に基づいて事務

手続きが行われている。つまり、納税者が納期限までに税金を完納しない場合には、県の徴税吏員が納期限後二十日以内に、納税者に督促状を発送する。督促状を発送した段階で滞納整理個票を作成し、滞納整理を開始する。ただし自動車税は件数が多いため、滞納整理個票の作成が遅くなるケースもある。督促状発送後、およそ1ヶ月経過しても納税者より連絡がない場合には、個人事業税、不動産取得税、自動車税とも、各総合支庁より納税者に催告状が発送される。これら督促の経過や顛末は、滞納整理個票の裏面に記載される。なお、納期限を変更する場合、徴税吏員がバーコードで読み込むと（返戻サイン入力という）、総合電算システムに変更情報が反映される。サンプリングによる手続を実施した範囲では、地方税法の規定に基づいて督促及び滞納処分手続が行われている。

なお、県の滞納処分の実施状況は、下記のとおりである。

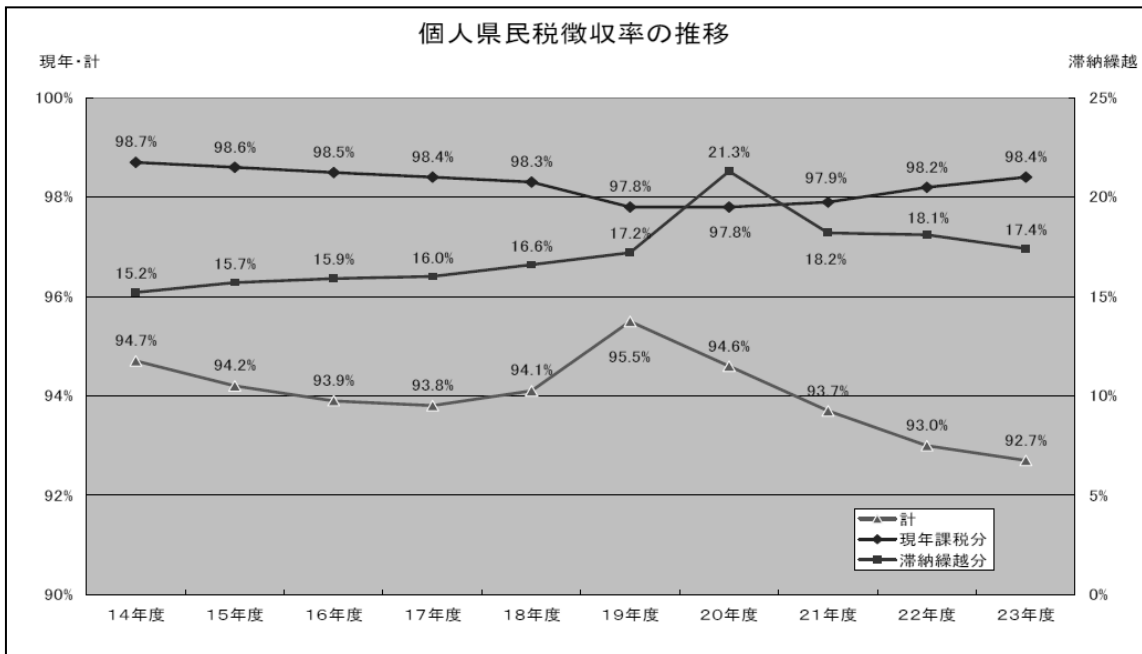
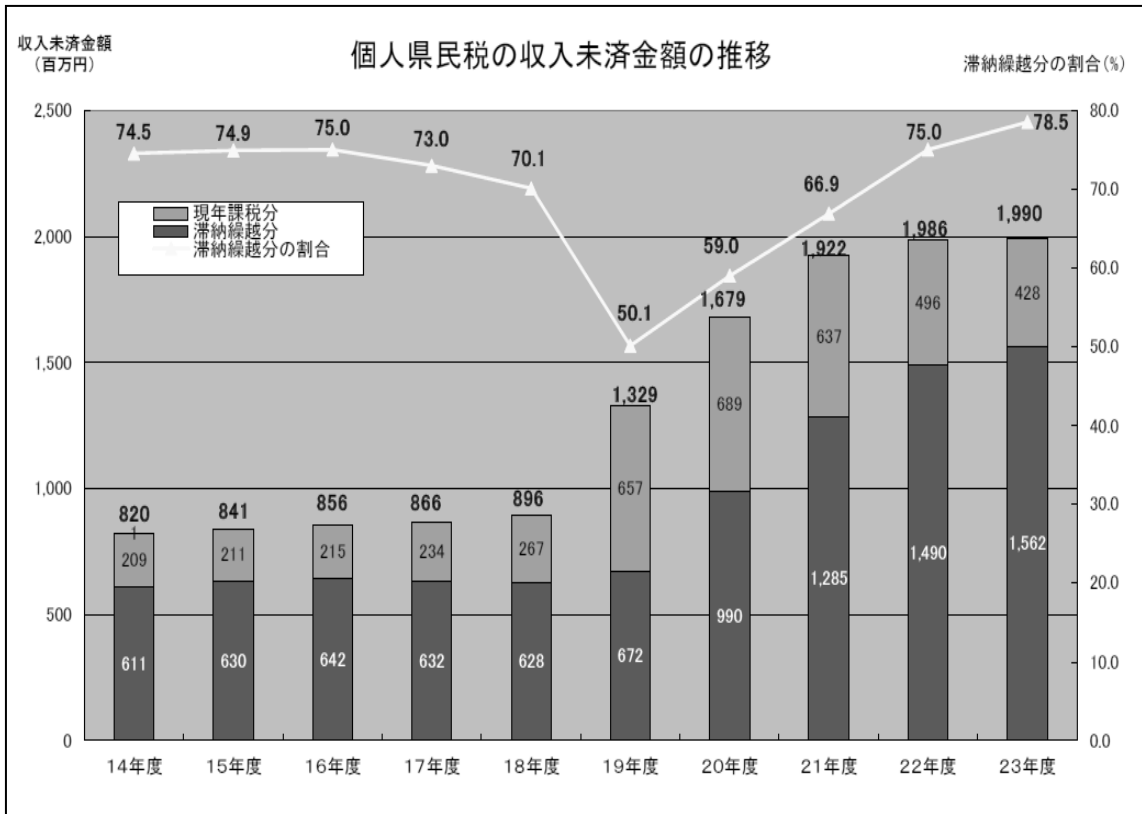
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
差押件数	2,307	1,905	3,078	3,704	3,721
公売公告回数	27	33	35	29	23
換価物件数	1,081	794	1,636	1,423	1,922
換価金額（千円）	58,321	34,194	62,577	56,643	67,116

(2) 個人県民税

平成19年度に、国税の所得税から、地方税の個人住民税（県民税・市町村税）へ税源移譲が行われたことにより、個人県民税の収入未済額が大幅に増加した。

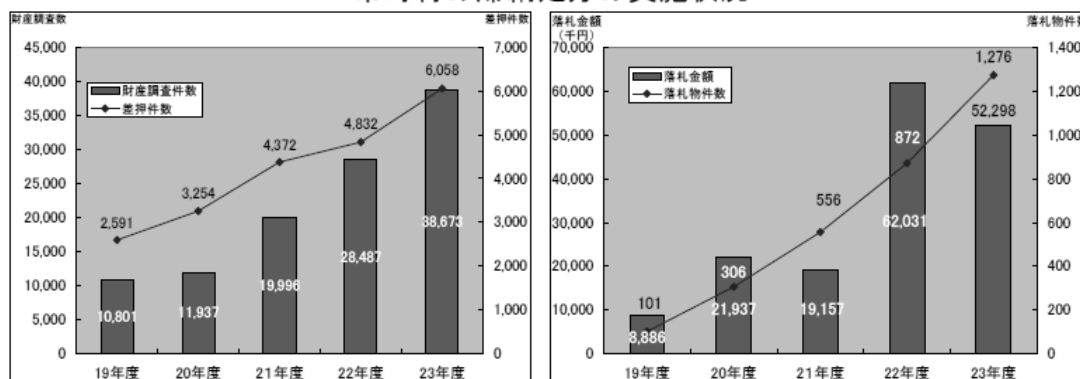
また、その際の制度改正により、個人住民税については、低所得者層に係る税率が増加し高所得者層に係る税率が減少したことで、収入未済が発生しやすく、結果、滞納繰越額も増加しやすい構造となっており、平成18年度628百万円だった滞納繰越額が、平成23年度には1,562百万円まで増加している。

また、現年課税分の徴収率は平成20年度の97.8%から、継続して上昇しているのに対し、滞納繰越分の徴収率は平成20年度の21.3%から、継続して低下しており、全体の徴収率の押し下げ要因となっている。



個人県民税の徴収率向上に向けた滞納整理の強化については、市町村の自助努力とともに、県も各市町村に対し個別訪問による助言の実施や研修会等の開催などで、支援を行っている。市町村の滞納処分の実施状況は、下記のとおりである。

市町村の滞納処分の実施状況



(単位:件、千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
財産調査件数	10,801	11,937	19,996	28,487	38,673
差押件数	2,591	3,254	4,372	4,832	6,058
公売実施物件数	160	481	874	1,008	2,239
落札物件数	101	306	556	872	1,276
落札金額	8,886	21,918	19,157	62,031	52,298

財産調査件数は、平成19年度の10,801件から平成23年度には38,673件まで増加しており、それにともない、差押件数が平成19年度の2,591件から平成23年度には6,058件にまで増加したのをはじめ、公売実施物件数なども増加している。

なお、差押件数に関しては、差押手続及び換価価値が最も合理的に行える預貯金が最も多く、次いで自動車、不動産となっている。また、県の市町村に対する個別訪問によりインターネット公売を導入した市町村もあり、滞納整理の強化は一定の成果を上げている。

前述のとおり、滞納繰越額は累積的に増加しており、全体の徴収率の押し下げ要因となっているため、県税収入確保の観点から、滞納繰越分の徴収率向上が必要である。現年課税分の徴収率を維持するとともに、差押・公売等法的手続を徹底し、滞納繰越分の徴収率向上を図られたい。【意見】

3. 納税環境の整備

(山形県の取組み)

山形県の徴収率は全国的には高い水準にあるが、最近ではさらなる徴収率の向上を目指して、次のような取組みを実施している。なお、平成25年度より新たにインターネットによるクレジット収納を導入し、納税環境を整備している。

○ 納税環境の整備
・インターネットによるクレジット収納を導入（H25～）
・自動車税、自動車取得税の電子納税については、全ての都道府県が導入する「自動車保有関係手続きのOSS※」の新システムの稼働に併せて導入を検討。その際、法人県民税、法人事業税の電子納税についても併せて検討
・ゆうちょ銀行における口座振替、全税目のコンビニエンスストア収納について、周知徹底（H24～）
※ 自動車保有関係手続きのOSS：OSSはワンストップサービスの略。自動車を保有するために必要な手続きと税・手数料の納付を、インターネットを使ってオンライン申請で一括して行うことを可能とするもの。
（「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」より抜粋）

(納めやすい納税環境の整備に向けた県の取組み)

(1) 口座振替
・24年度から対象金融機関にゆうちょ銀行を追加
(2) コンビニ収納
・24年7月から対象税目を全税目に拡大
(3) インターネットによるクレジット収納【新規】
・25年度の自動車税定期賦課分から実施

最近における納税環境の整備状況	
年度	整備内容
22年度	コンビニ収納の導入（自動車税、個人事業税、不動産取得税、鉾区税）
24年度	コンビニ収納の対象税目を全税目に拡大
	口座振替の対象金融機関にゆうちょ銀行を追加（自動車税、個人事業税）
25年度	インターネットによるクレジット収納の導入（自動車税）

（「平成25年度山形県地方税徴収対策本部会議」資料より抜粋）

以降では、前述のような納税環境の整備が県税収入の確保にどのように影響しているかを確認していく。

まず、総合支庁別の納期内納付の状況を確認する。

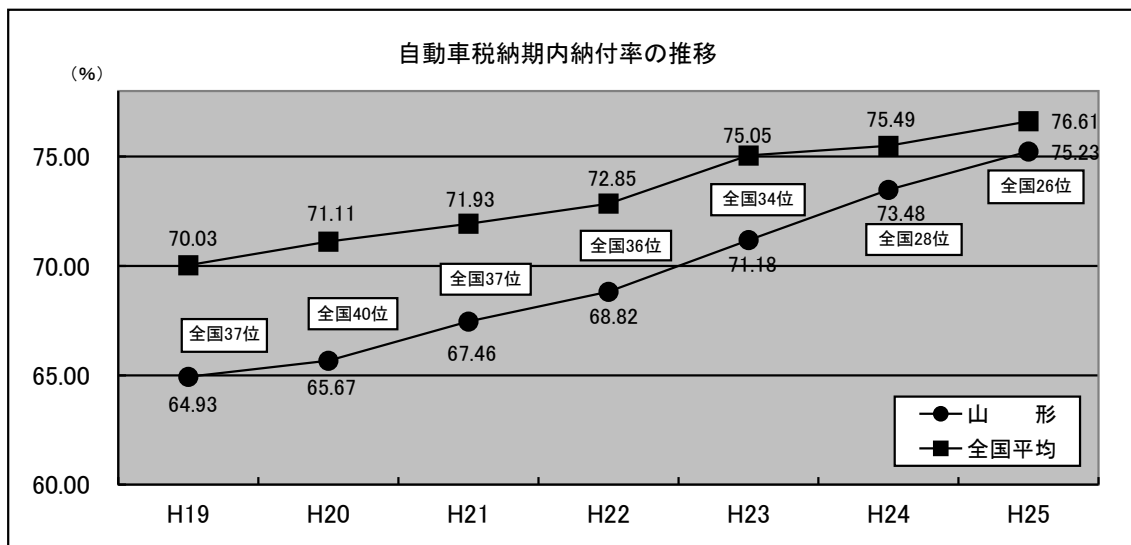
	村山総合支庁納税課			最上総合支庁	置賜総合支庁		庄内総合支庁	税政課	県計
	納税課	西村山税務課	北村山税務課	税務課	税務課	西置賜税務課	税務課		
法人県民税	96.51	96.04	70.77	93.55	98.68	94.94	94.84		93.38
法人事業税	97.37	97.73	75.27	97.74	99.15	96.74	96.73		95.40
個人事業税	85.77	83.27	82.90	87.98	92.07	86.65	84.79		86.20
不動産取得税	87.45	92.31	94.73	86.78	92.93	90.28	90.02		89.89
自動車税	76.94			70.46	76.55		73.77		75.75
自動車取得税	100.00						100.00		100.00
軽油引取税	43.18	77.43	44.56	73.14	98.10	42.28	51.46		48.31
その他の税目	100.00	89.00	69.10	100.00	100.00	100.00	100.00	99.98	99.54
計	78.18	93.52	69.61	78.96	86.95	84.90	76.94	99.98	80.15
計	76.67	93.52	69.61	87.16	98.10	84.90	77.05	99.98	80.98

上表によると、税法上2ヶ月間の徴収猶予がある軽油引取税を除き、自動車税の納期内納付率は平成24年度75.75%と、他の税目に比して低いことが確認できる。

自動車税が県税に占める割合は、18.1%（平成25年度の一般会計予算）と個人県民税に次いで大きく、従って県税収入への影響が大きい税目であり、注視する必要がある。

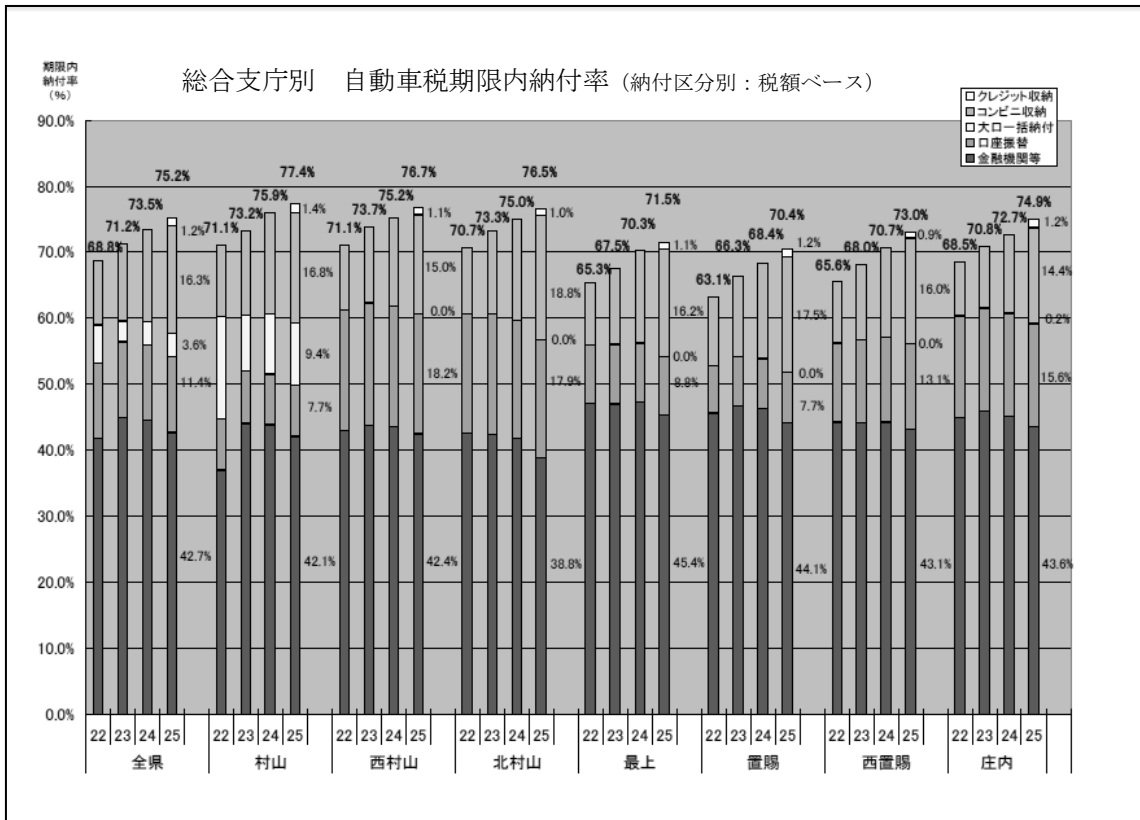
(自動車税の納期内納付率について)

全国平均との比較で見た、自動車税納期内納付率の推移は下記グラフのとおりである。山形県の納期内納付率は年々向上してきているが、全国平均を継続的に下回っており、さらなる納期内納付率の向上が課題となっている。



この点、コンビニ収納を開始した平成22年度以降、山形県の自動車税納期内納付率と全国平均との差は徐々に縮小してきており、納税方法の多様化は納期内納付率の押し上げに有効であると推測される。納期内納付率の向上は、収入未済の発生防止につながり、県税収入確保のための重要な施策であるといえる。

また、総合支庁別に見た推移は下表のとおりである。各総合支庁とも、コンビニ収納の拡大に比例する形で、納期内納付率が向上している。



自動車税収入率の推移は下表のとおりである。納期内納付率の向上や厳格な滞納整理の執行などにより、自動車税収入率（現滞計）はここ数年改善傾向にある。

自動車税収入率の推移

(単位：％)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
現年課税分	99.19	99.29	99.39	99.60	99.71
滞納繰越分	19.16	22.79	24.64	24.07	21.68
現滞計	97.34	97.48	97.80	98.12	98.41

(実施した手続き)

各総合支庁において実施している、コンビニ収納やクレジット収納の普及促進活動についてヒアリングした。また、コンビニ収納による効果分析資料を閲覧し、コンビニ収

納の利用拡大が納期内納付率向上に与える影響を確認した。さらに、各総合支庁において、納税通知書の発送手続き（宛先不明による返戻時の対応等含む。）について確認した。

（監査の結果）

(1) 納税環境全般

県全体の自動車税納期内納付率は平成 22 年の 68.8%に対して、平成 24 年は 73.5%と向上し、コンビニ収納の開始と納期内納付には正の相関関係が見られる。また、クレジット収納を開始した平成 25 年度においても対前年比で 1.7%納期内納付が上昇しており、コンビニ収納、クレジット収納等の納税方法の多様化は納期内納付率向上の有効な手段であると考えられる。今後も費用対効果を勘案し、納期内納付率のさらなる向上の手段として、コンビニ収納、クレジット収納の普及促進を図っていくことが有効であるといえる。

(2) 納付書再発送時の納税手段の多様化

山形県では、期限到来後に納付書を再発送する場合、納税者本人の希望により、納付書にバーコードを印字し、コンビニ支払を可能にできる仕組みがある。これに基づき、例えば県外居住者で指定金融機関への納付が困難な場合等、納税者からの要請があれば、県が滞納者の個々の状況を勘案してコンビニ支払可能な納付書の発送に応じている。このように納税義務者に多様な支払手段を用意することは、収入未済の発生防止につながり、県税収入を確保する観点からは非常に有用であるといえる。

(3) 返戻整理簿の更新

各総合支庁において自動車税にかかる納税通知書の返戻整理簿を確認したところ、村山総合支庁において、一定期間更新されていなかった。自動車税は県外居住者の存在等もあり、納税通知書の返戻・転送数が他の税目に比して多く、また、納期限変更も行われる。返戻整理簿が適時に更新されないことは、納税通知書の転送や納付書の再発送の遅れにつながり、税収確保の阻害要因となり得る。返戻整理簿を適時適切に更新し、転送や納期限変更の事務手続きの確実な実施を担保されたい。なお、山形県税務総合電算システムにおいて納税通知書の返戻・転送等の管理が可能であるならば、事務の重複を防止するため、返戻整理簿による管理の必要性も含めて検討されたい。【意見】

平成 24 年度、平成 25 年度の総合支庁別の自動車税納税通知書の返戻件数は下表のとおりである。

自動車税納税通知書返戻件数集計表

(単位：件数)

年度	内 訳	村山						最上	置賜				庄内	合計			
		課税		西村山		北村山			置賜		西置賜						
H 2 5	返戻	1,530		144		206		188		421		118		523		3,130	
	納期内転送 納期限変更	577	953	44	100	83	123	63	125	171	250	34	84	145	378	1,117	2,013
	(納通発送件数)	180,091		33,137		39,749		29,791		57,151		23,894		105,018		468,831	
	(発送件数に占める転送割合)	0.32%		0.13%		0.21%		0.21%		0.30%		0.14%		0.14%		0.24%	
	(発送件数に占める返戻割合)	0.85%		0.43%		0.52%		0.63%		0.74%		0.49%		0.50%		0.67%	
H 2 4	返戻	1,551		146		238		158		460		88		533		3,174	
	納期内転送 納期限変更	553	998	43	103	99	139	52	106	199	261	30	58	146	387	1,122	2,052
	(納通発送件数)	180,464		33,389		39,932		29,852		57,357		24,083		105,511		470,588	
	(発送件数に占める転送割合)	0.31%		0.13%		0.25%		0.17%		0.35%		0.12%		0.14%		0.24%	
	(発送件数に占める返戻割合)	0.86%		0.44%		0.60%		0.53%		0.80%		0.37%		0.51%		0.67%	

※(納通発送件数)は、返戻件数の集計対象となっている「実態課税」「民間課税」の課税区分のもの。

第4 多様な財源の確保

多様な財源の確保総括

山形県では、使用料及び手数料収入、県税以外にも、各種の施策を実施することによって、多様な財源の確保に努めている。監査人がこれらの財源について検討することによって、将来的により効果的かつ効率的な施策の実施につながると考えられる。

よって、山形県がどのようにして多様な財源を確保しているのか、またどのような施策を実施しているのかについて検討を実施した。

(山形県の取組み)

④ 多様な財源の確保

ふるさと納税制度の活用や社会貢献基金への寄附の促進を図るなど、収入を確保するための多様な方策を推進する。

- ・ふるさと納税、やまがた社会貢献基金の寄附の促進
- ・県の広報媒体等への企業広告の掲載の推進
- ・県有施設への自動販売機設置に係る入札の実施
- ・県有施設の設備更新時等における排出量取引制度の活用検討
- ・県有財産の命名権者（ネーミングライツスポンサー）募集を推進
- ・基金、特別会計資金の有効活用

(「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」より)

(監査対象の選定)

上記の項目のうち、収入規模や質的重要性、他県事例などを総合的に勘案し、県有施設への自動販売機設置に係る入札の実施、県有財産の命名権者（ネーミングライツスポンサー）募集の推進、県の広報媒体等への企業広告の掲載の推進、その他売電収入、アンテナショップ収入、基金（やまがた緑環境税、産業廃棄物税に係るもの）を取り上げることとした。

1. 自動販売機設置場所貸付収入

(制度概要)

県の施設への自動販売機設置については、従前は行政財産の使用許可として取り扱っていたが、財産の有効活用による自主財源及び業者選定の公平性・透明性の確保を図るため、平成 23 年度から、原則として条件付一般競争入札による行政財産の貸付契約で実施することとしている。なお、貸付期間は自動販売機の法定耐用年数に準じて 5 年としている。

自動販売機設置場所貸付収入は原則としては入札方式であるが、例外として使用許可及び随意契約が適用される場合もある。

事務取扱については、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）に定めるもののほか、「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」（教育財産においては「自動販売機の設置場所貸付に係る教育財産貸付事務取扱要領」）の定めるところにより、取り扱われている。

「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」より抜粋

第 2 自動販売機を設置する場合の基本的な考え方

1 基本的考え方

山形県公有財産規則（昭和 49 年 4 月県規則第 25 号。以下「財産規則」という。）が適用される県の施設への自動販売機の設置は、原則として、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 及び同第 167 条の 5 の 2 の規定に基づく条件付一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）による行政財産の貸付契約によることとする。

ただし、次に掲げる場合は、例外として地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約（以下「随意契約」という。）や地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定及び行政財産の目的外使用許可事務取扱要領（平成 6 年 9 月 30 日付け管財第 336 号総務部長通知）に基づく目的外使用許可（以下「使用許可」という。）等による設置を認めるものとする。

(1) 例外として認める事項

番号	項目	考え方	対応
①	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）等の規定により身障団体等への設置許可努力義務があるとき	身体障害者福祉法や母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）等において、地方公共団体に身障団体等への設置許可努力義務規定があるため。	使用許可

②	自由に参入することができない募金付き自動販売機を設置するとき	モンテディオ山形サポート自動販売機は、仙台コカ・コーラボトリング株式会社と東北ペプシコーラ販売(株)以外の企業においては展開できないため。	随意契約
③	施設の統廃合が予定される等、標準的な貸付期間(5年)を確保できないとき	長期の貸付期間を設定することができないときは、収益性が低いことから、応募者が出ない可能性が高いため。	使用許可によることができる
④	その他施設固有の事情等により、施設管理者が公募に適さないと特に認めるとき	個別の事情による。 この場合は、早期に個別の事情を解消し、競争入札による設置を行うよう努力するものとする。	

(収入額の推移)

各年度の貸付料の額は、平成23年度13,059千円、平成24年度45,168千円である。また平成25年8月1日現在の契約確定額は288,549千円(契約期間は原則5年)であり、概算で1年当たりの収入が57,710千円となる。公有財産管理システムによれば、平成22年度の使用許可分は969千円であり、収入額は平成22年度に比べ約60倍となっており、県の歳入の確保に大きく貢献している取組みであると評価できる。

(計算式：1年当たり契約確定額288,549千円÷5年=57,710千円)

(計算式：57,710千円÷969千円=約60倍)

自動販売機設置に係る入札(随契)実施状況は下表のとおりである。

(単位:施設、台)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合計	
	施設数	台数	施設数	台数	施設数	台数	施設数	台数
知事部局	15	41	3	4	1	2	19	47
教育庁	1	1	24	55	10	29	35	85
警察	0	0	12	17	0	0	12	17
合計	16	42	39	76	11	31	66	149

ただし、モンテディオ山形サポート自動販売機10台を除く。

表からも分かるとおり、入札を実施した施設数、台数ともに伸びている。導入2年目である平成24年度に大きく台数が増加している。これは学校関連及び警察関連でも自動販売機設置に係る入札を実施したことによるものである。

(入札事務について)

自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領によれば、一般的な入札は下記の流れによってなされる。

1	使用許可を受けている者へ連絡
2	入札公告の準備
3	指名審査会による審査
4	入札公告
5	公告による周知
6	契約条項の閲覧と入札説明書の交付
7	入札参加資格確認申請
8	入札参加者名簿の登載手続
9	質問と回答
10	入札
11	(建物の場合) 定期建物賃貸借契約の説明
12	契約保証金の納付
13	契約の締結
14	貸付場所の引き渡し
15	仕様の確認
16	貸付料の納付(毎年度当初)
17	管理事務
18	原状回復と引渡し

(実施した手続き)

自動販売機の貸付料について、予定価格が正しく算定されているかを再計算した。また、自動販売機の入札事務が上記のフローどおりに適正になされているかどうかを検証するために、担当者にヒアリングをするとともに、仕様書、契約書等の関連資料を閲覧した。なお、入札説明書についてはインターネット上で公開されているものがあるため、上記案件以外であっても、明らかに不自然な点がないかどうかについても検討した。また、使用許可をしているところについて、使用許可としている理由をヒアリングし、入札による行政財産の貸付契約とすべき案件がないかどうか検討した。

加えて、「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」の対象では

ないものの、各県立病院に自動販売機が設置されていることから、病院事業局に対しても自動販売機の設置状況・設置方法についてヒアリングを行い、改善できる点がないか検討した。

(抽出した契約事例)

自動販売機設置場所の管轄者が契約主体となるため、村山総合支庁、置賜総合支庁、本庁の契約を対象とした。加えて、インターネット上で公開されている案件として、山形県立山形北高等学校の入札説明書についても検討を行った。

抽出 No	名称	設置場所	貸付 面積 (㎡)	契約期間	備考
1	置賜 1	売店前廊下	1.84	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
2	置賜 2	正面玄関ホール	1.7	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
3	置賜 3	売店脇ホール	1.7	23.4.1～ 28.3.31	モンテディオ山形 サポート自動販売機
4	村山	保健福祉センター 庁舎 1 階	1.28	23.7.1～ 28.3.31	入札方式
5	本庁 1	知事棟 1 階	2.4	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
6	本庁 2	知事棟 2 階	2.4	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
7	本庁 3	知事棟 8 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
8	本庁 4	議会棟 1 階	1.17	23.4.1～ 28.3.31	不落随契
9	本庁 5	知事棟 1 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
10	本庁 6	知事棟 1 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
11	本庁 7	知事棟 4 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
12	本庁 8	知事棟 6 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	入札方式

13	本庁 9	知事棟 15 階	2. 04	23. 4. 1～ 28. 3. 31	入札方式
14	本庁 10	知事局棟 1 階	2. 04	23. 4. 1～ 28. 3. 31	モンテディオ山形 サポート自動販売機
15	本庁 11	知事局棟 10 階	2. 04	23. 4. 1～ 28. 3. 31	モンテディオ山形 サポート自動販売機
16	本庁 12	知事局棟 12 階	2. 04	23. 4. 1～ 28. 3. 31	モンテディオ山形 サポート自動販売機
17	山形県立山 形北高等学 校	入札説明書の検討			

なお、モンテディオ山形サポート自動販売機については、貸付期間は 5 年間であるものの、設置業者に制限があるため、入札の例外として 1 年ごとの更新としている。

病院事業局については、「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」の対象外であることから、特定の契約事例を抽出するのではなく、自動販売機の設置状況・設置方法についてヒアリングを行った。

(監査の結果)

(1) 貸付料の算定について

監査人は入札事務の適正性を検証する過程において、貸付料について、予定貸付料が適切に算定されているかどうかの再計算を実施した。その結果、要領に則り正しく算定されていることを確認した。

(2) 自動販売機設置場所貸付に係る入札説明書の記載について

「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産（教育財産）貸付事務取扱要領」によれば、「年間販売本数については、自動販売機を使用許可で設置している場合は、使用者に聞き取りを行い記載すること、また新規設置の場合は、「新規設置」、販売本数が不明の場合は、「調査していない。」と補正すること」とあるが、入札説明書の記載について年間販売本数を把握しているにも関わらず「不明」として募集をした先があった。

後日、質問事項に対する回答という形で昨年度の実績を公表したため、入札の適正性の観点からは問題がなかったものと判断できる。ただし、販売本数は、業者が入札の意思決定をする上での有用な情報であるから、公表可能な情報は募集をかけた段階で公表することが望ましい。今後は情報の記載漏れのないよう対応されたい。【意見】

(3) 賃料の納付状況について

監査人は、直近の賃料の納付状況について検証を行った。契約書に則った入金がなされており、特段問題事項はなかった。

(4) 入札制度への移行状況

入札方式に変更することにより県の大きな増収としての効果が現れている。ただし、依然として要領に定める個別の事情があるとして使用許可のままの自動販売機もある。そこで、「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」の対象であるが、使用許可で設置されている自動販売機の一覧により、設置理由が要領に照らして妥当かどうか検討した。

なお、個別の事情については、下記のとおりである。

番号	項目	考え方
①	使用許可期間（標準3年）が満了していないとき	既に許可している使用許可期間が満了していない場合があるため。
②	別途使用許可された売店等の区域内に設置しているとき	売店や食堂として使用許可している区域内に売店等が自動販売機を設置している場合は、売店等の経営状況から早急に自動販売機のみ撤退することが困難な場合があるため。
③	委託により設置しているとき	従前より売店や食堂と併せて業務委託により自動販売機を設置している場合などは、売店等の経営状況から早急に自動販売機のみ撤退することが困難な場合があるため。
④	福利厚生団体に許可しているとき	職員で組織する福利厚生団体の運営状況等により、早急な撤退が困難な場合があるため。
⑤	売上が見込めず所定の使用料を徴収したときは経営が成り立たないとき	販売量が少ないため、使用料無償を条件に自動販売機設置を要請した場合など、相手方と一定の協議期間が必要な場合があるため。
⑥	上記以外の個別の事情により調整期間を必要とするとき	設置の経過等から、現在の設置者との調整の期間を必要とする等、各施設の個別の事情により、入札の導入が困難な場合があるため。

（「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」より）

現状使用許可とされている自動販売機については、理由の閲覧、担当者へヒアリングを実施した結果、それぞれの施設にそれぞれの事情があることを確認した。

ただし、物件の中には、県の担当者が従来の業者と粘り強く交渉を重ねることにより、入札方式に変更になった自動販売機もある。実際、県としては、入札方式の例外として規定している「個別の事情による」場合にも、要領に従い、早期に個別の事情を解消し、競争入札による設置を行うよう努力しており、また毎年導入状況調査を実施し、その際にこれまでの実績と効果を記載し、速やかに入札に移行できるよう又は十分な説明責任を果たせるように周知をするといった取組も行っている。入札方式に変更することにより、概算で1年当たりの収入が金額にして56,740千円増加したことを踏まえれば、非常に有益な取組みかつ有用な事例であるため、今後も引き続き粘り強く交渉し、県の歳入が確保されるようさらに努めていただきたい。

一方、病院事業局については、ヒアリングの結果、福祉団体等が設置した自動販売機や募金付き自動販売機以外に、民間団体に対しての使用許可による自動販売機設置事例が確認されたが、現在のところ、これらについて入札方式へ変更する予定はないとのことであった。台数は少ないものの、病院事業局の経営上、これらの自動販売機の設置を入札方式に切り替えることは有益と考えられるため、病院事業局においても「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」を参考に、自動販売機設置にかかる入札方式の導入を検討されたい。【意見】

2. 命名権収入

(制度概要)

命名権とは、県の保有する施設等に名称を付与する権利をいう。

企業が命名権を買うことによって、企業と山形県の双方にとって以下の利点がある。

- ① 施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、施設命名権者（ネーミングライツスポンサー）からその対価を得て施設の管理運営に役立てることができること。
- ② ネーミングライツスポンサーにとっては、企業名や商品名の宣伝効果が期待できるほか、愛称を付けた施設の維持・運営に寄与することを通じ、地域社会の活性化に貢献することができること。

ネーミングライツの募集の方式としては、提案募集型と施設特定型がある。

山形県では、県有施設の命名権（ネーミングライツ）に関し、民間の自由な発想による導入を図るために、民間からネーミングライツ付与を希望する施設を提案していただく「提案募集型」による募集を行っている。

対象施設は、原則として、県有施設（施設全体のほか、対象施設内の一部施設のみ（建物、グラウンドなど）も対象となる。）である。

募集について、県では、県有施設すべてを対象としていることから、募集の対象となる県有施設の一覧の作成をしていない。ただし、参考としてイメージをつかむために県のホームページにて例示の別途リストを公表している。

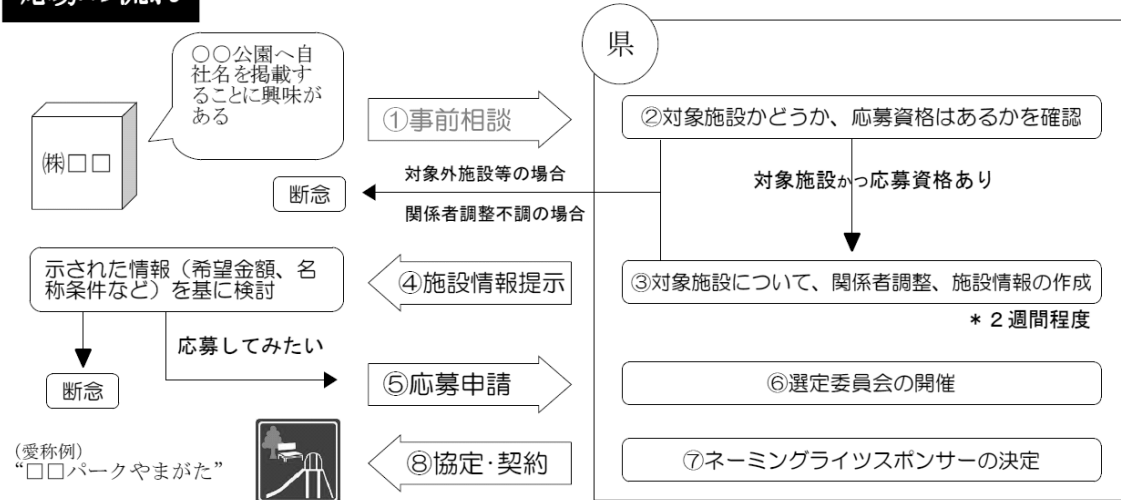
(対象施設の例一覧表)

施設名	所在地	施設名	所在地
1 山形県総合運動公園【陸上競技場以外】	天童市	13 最上川ふるさと総合公園	寒河江市
2 中山公園【野球場以外】	中山町	14 弓張平公園	西川町
3 山形県体育館	山形市	15 山形県ふるさと交流広場	天童市
4 山形県武道館	山形市	16 庄内空港緩衝緑地	鶴岡市・酒田市
5 山形県あかねヶ丘陸上競技場	山形市	17 米沢ヘリポート	米沢市
6 県民緑地	山形市	18 酒田北港緑地	酒田市
7 山形県立自然博物館	西川町	19 酒田北港緑地展望台	酒田市
8 山形県志津野営場	西川町	20 山形県酒田海洋センター	酒田市
9 由良漁港の漁船以外の白山島船揚場	鶴岡市	21 第1酒田プレジャーボートスポット	酒田市
10 堅苔沢漁港の漁船以外の船舶保管施設	鶴岡市	22 第2酒田プレジャーボートスポット	酒田市
11 西蔵王公園	山形市	23 鼠ヶ関マリーナ	鶴岡市
12 健康の森公園	山形市	24 山形県営駐車場	山形市

(山形県ホームページより)

また、応募の流れを図示すると以下のとおりである。

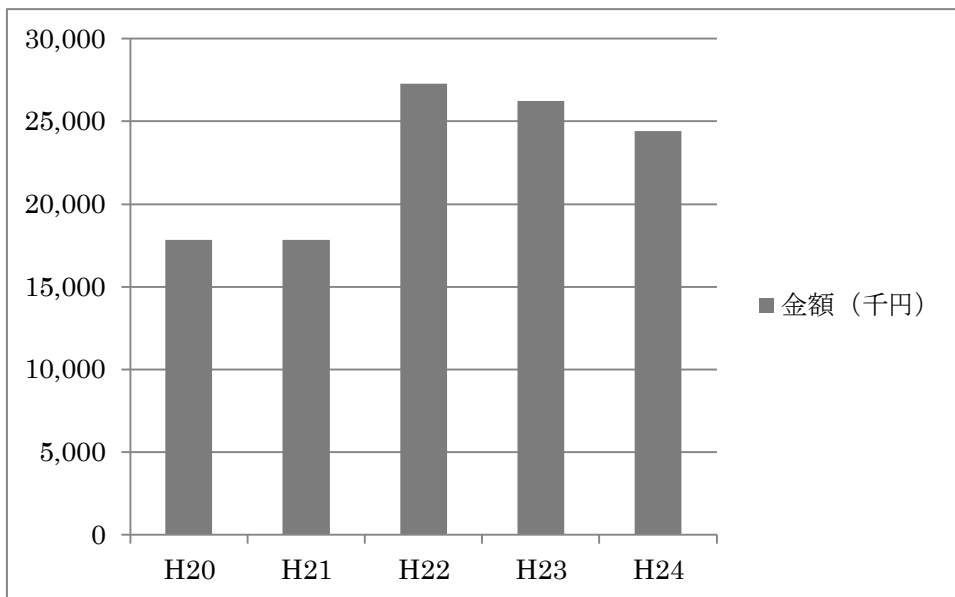
応募の流れ



(山形県ホームページより)

(命名権収入の収入規模、推移)

平成 20 年度 17,850 千円、平成 21 年度 17,850 千円、平成 22 年度 27,300 千円、平成 23 年度 26,250 千円、平成 24 年度 24,412 千円となっている。



推移としては、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて山形県総合運動公園陸上競技場の契約額が増加したことにより、収入額が前年比 152% と大幅に増加した。近年は横ばいで推移している。

現在の命名権の対象となっている施設は、3施設である。

施設名	呼称	命名権者
山形県総合運動公園陸上競技場	ND ソフトスタジアム山形	エヌ・デーソフトウェア(株)
中山公園野球場 (山形県野球場)	荘内銀行・日新製薬スタジアムやまがた	荘内銀行及び日新製薬
県民会館及びこども館	やまぎんホール及びやまぎんこども館	山形銀行

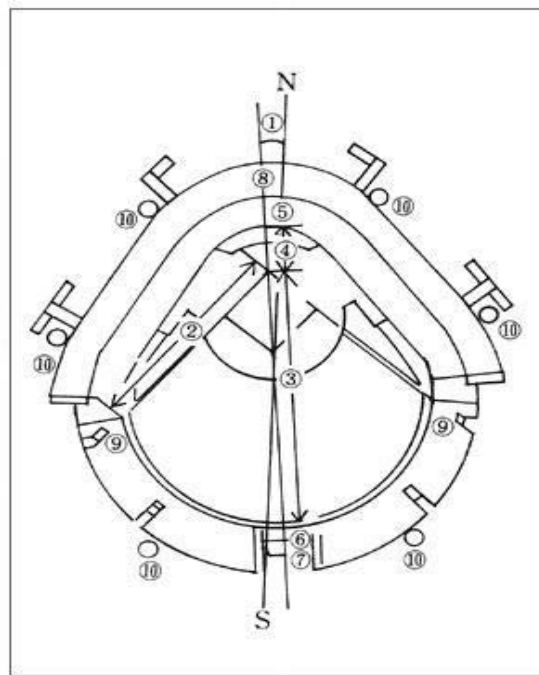
(施設写真)

ND ソフトスタジアム山形



(総合運動公園ホームページより)

荘内銀行・日新製薬スタジアムやまがた



(山形県野球場ホームページより)

やまぎんホール及びやまぎんこども館



(県民会館ホームページより)

(実施した手続き)

現在契約している上記3先について契約書を閲覧した。その際に、契約書としての形式が整っているかどうか、また企業または県のいずれかにとって不利益となる条項がないかどうかについて留意した。

過去に山形県が算定したネーミングライツの希望価格について計算結果の妥当性を検討した。具体的には、山形県ホームページでは、山形県総合運動公園第2運動広場のネーミングライツについて1年当たり100万円以上と希望価格を算定している。そこで、希望価格の算定根拠について資料を入手し、価格設定が妥当かどうか検討した。

(監査の結果)

(1) 契約書について

契約書の閲覧を実施した。特段問題となる点はなかった。

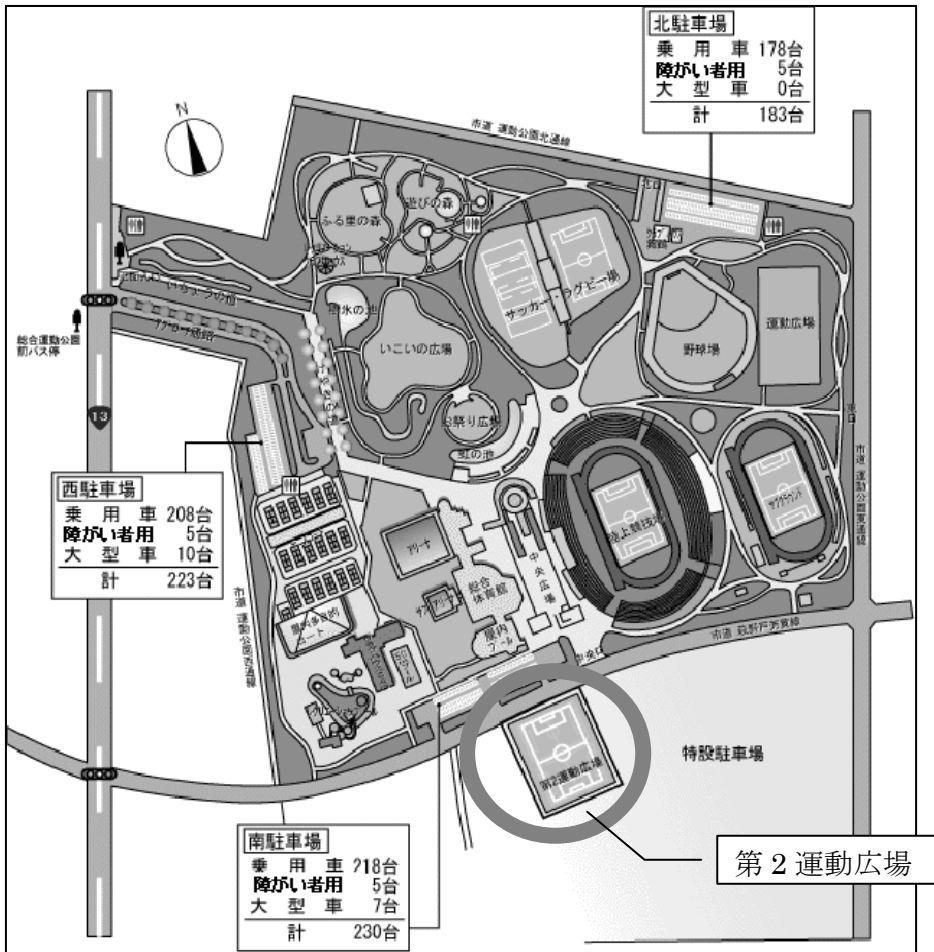
(2) 希望価格の金額の妥当性について

希望価格を算定するに当たっては、全国の導入状況、施設利用者数、ネーミングライツ制度の趣旨の3点を総合的に勘案して希望価格を決定していることを担当者からのヒアリングにて確認した。そこで、それぞれの観点から価格の妥当性について検証した。

観点	県の考え方	監査人の検証
1. 全国の導入状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の類似施設の導入状況をみると、概ね100万円以上である。 	<p>監査人は、山形県が入手した全国の類似施設の資料を閲覧した。その結果、全国の類似施設においては、概ね100万円以上で契約がなされていることを確認した。</p>
2. 施設の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・第2運動広場自体の利用者数は約3万人であるが、第2運動広場の位置から総合運動公園利用者・観客数(約85万人)を考慮する必要がある。 ・第2運動広場は、特設駐車場や駐車場(第2運動広場と第3運動広場の間)に接しており、Jリーグ開催時やモンテディオ山形の練習時には多くのサポーターが当該駐車場を利用することから、第2運動広場に名称看板を設置した場合には、当該施設利用者以外の多くの人の目に触れることになる。 	<p>下記地図上の○囲み部分が、第2運動広場であるため、総合運動公園の利用者数を考慮することは合理的であると考えられる。</p> <p>また、駐車場と隣接していることから、駐車場の利用者数を考慮することも合理的であると考えられる。</p>
3. ネーミングライツ制度趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツは導入が目的ではなく、財源確保が目的であり、「事務経費を上回り、赤字にならない額」という程度の水準では導入すべきではないと考える。 そのためにも、ある程度の収入(利用者サービスの向上等が図られる整備等が出来る程度)が見込まれる額 	<p>監査人は、当年度歳入の確保というテーマで監査を実施し、各種の県の歳入確保の取組みについて検証している。その中で1年当たり100万円の歳入というのは決して低額なものではないため、ネーミングライツの制度趣旨を満たしていると判断できる。</p>

	<p>の設定が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低額の価格設定については、他施設の価格への影響が懸念される。 	
--	---	--

(総合運動公園地図)



(「総合運動公園ホームページ」より)

以上より、県の100万円との希望価格の設定プロセスは問題ないものと判断した。

(1) 県が開示している情報について

現在、県が開示している情報によれば、命名権を購入したい企業が施設情報を得るまでに2週間程度かかり、企業が意思決定をするのはその後ということになる。企業は希望価格と施設の利用者数を比較考量し、投資価値があるかどうか決定するものと思われる。確かに、関係部署との調整や希望価格を算定するのに時間がかかるのは理解できる。ただし、一方で、対象施設の概要のうち、施設利用者数については、容易

に情報を入手できるものであるから、一覧表と併せて開示することを検討されたい。

また、企業の立場では、どの施設が県有資産かは不明であると思われる。他県では県で管理している歩道橋を命名権の対象とした募集も行われている。現状例示されている施設以外の例示の拡充や、公園や運動場などのように施設をグループ分けするなどして開示を検討されたい。【意見】

3. アンテナショップに係る収入

(収入の概要)

現在の山形県アンテナショップは、平成21年4月、東京都中央区銀座一丁目にオープンした。県アンテナショップ整備の趣旨は、「山形県及び県産品のイメージアップ、ブランド力の向上及び首都圏の消費者ニーズ等のフィードバックを受け、商品をブラッシュアップしていくことによる山形県の産業の活性化を図る」ことである。

上記趣旨にもとづき、1階では県産品の紹介・宣伝等のため特産品展示販売を行い、2階では、県産品を使用した“山形ならではの”飲食の提供を行うレストランと、観光情報コーナーを設けている。

「山形県アンテナショップ」



オープン以降のアンテナショップの来場者数及び売上は下表のとおりである。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
来場者数	633 千人	640 千人	635 千人	615 千人
売上	409 百万円	437 百万円	422 百万円	396 百万円

このうち、特産品展示販売とレストランについては、運営事業者を公募により選定し、選定された 2 事業者と貸室賃貸借契約を締結し、賃料その他の収入を得ている。

オープン以降 4 年間のアンテナショップに係る収入の推移は下表のとおりである。

(単位：千円)

	面積	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
賃料	256.8 m ² (77.7 坪)	10,926	12,760	11,911	11,483
共益費	—	2,865	3,427	3,427	3,427
水道料金	—	569	648	613	577
電気料金	—	3,485	4,158	3,910	3,976
合計		17,845	20,991	19,860	19,463

運営事業者からの賃料収入は、貸室賃貸借契約書により、下記のとおり設定されている。

収入	算定の考え方
賃料	売上の 3% (以下の合計額) ・店舗売上から消費税及び地方消費税相当額を除いたものに 3% を乗じた額 ・上記の消費税及び地方消費税相当額
共益費	占有面積に応じて定額を徴収
水道料金	使用量に応じて運営事業者負担
電気料金	使用量に応じて運営事業者負担

当該設定の根拠について、県担当者の回答によると、アンテナショップ開設当時の他県の状況を勘案して設定したものである。なお、現在首都圏にアンテナショップを開設している 33 道県のうち 16 県は負担金を徴収していないことを確認しているとのことである。

一方で、山形県はアンテナショップに係る建物賃借料及び管理費として、毎年、下表の金額を支払っている。

(単位：千円)

	面積	年間支払額	内容
賃料	355 m ² (107.3 坪)	74,358	(月額 6,196,575 円×12 ヶ月)
管理費	—	4,731	(月額 394,328 円×12 ヶ月)

これは、山形県が運営している 2 階の観光情報コーナー以外の部分を、月額 57,750 円/坪で賃借し、月額 12,315 円/坪で賃貸している計算となる。

下記「運営事業者募集要項」(抜粋)を見ると、整備の趣旨にもとづく様々な条件が付されており、県の施策を代行して実施してもらっているため、その対価として、通常の相場よりも賃料が低く設定されている。

「山形県新アンテナショップ運営事業者募集要項」より抜粋

3. アンテナショップ運営の事業内容

(1) 共通事項

①基本方針

- i 首都圏を始め全国の方々が「やまがた」の素晴らしさと豊かな暮らしぶりを実感できるとこととする。
- ii 「やまがた」の良さが凝縮された食、文化、商品などを全国に発信する。
- iii 訪れる方々の評価を地元でフィードバックし、消費者の求めに対してブラッシュアップを行いながら、県内の生産者・製造業者等が意欲を持って生産・提供できる循環構造を構築する。

②店づくりの方向性

多くの人に興味を持つ「食」を前面に出していくこととし、以下の店づくりを目指します。

- i こだわりのある本物に出会える店
- ii 山形の旬や本当の豊かさを実感できる店
- iii つくり手の顔や技、温もりに触れることができる店
- iv 県内事業者のチャレンジとブラッシュアップを支援する店

③この要項中「県産品」は、次のいずれかに該当するものとします。

- i 山形県内で生産された農林水産物
- ii 主たる事業所が山形県内に所在する製造業者等が、山形県内で製造した商品

④県産品の掘り起こし

県産品の掘り起こしは、運営事業者が県と協力して行います。

⑤首都圏の小売業者・飲食業者等への販路拡大支援

このアンテナショップでは、首都圏の小売業者及び飲食業者等に対する県産品の

販路拡大に向けた取組みを支援することとしており、運営事業者はこの取組みに協力してください。

⑥観光誘客に対する協力

運営事業者は、県等が行う山形県への観光誘客の取組みに協力してください。

(2) 物販部門

①県産品の紹介、宣伝、販売

i 以下の分類の県産品の中から、基本方針に合致した商品を選定したうえで、その仕入れルートを確認し、店舗内で展示・紹介・販売を行ってください。この場合、特定の地域や企業等に偏らない商品構成となるよう、配慮してください。このうち、「山形セレクション」認定品については、来店者が、店舗内販売若しくは取次ぎ等により、確実に購入できるような対応を取ってください。

また、県の商品開発事業等において開発した新商品について、テストマーケティングを目的とした展示・販売を依頼するケースがありますので、この取組みに協力してください。(以下、省略)

ii テイクアウトによる飲食物の販売を想定していますので、その内容も含めた事業計画を提案してください。

iii このアンテナショップでは、販売する商品に対する消費者の反応や購買ニーズ等について、積極的に情報収集を行い、生産者・製造業者にその情報をフィードバックすることとしております。その手法等については、運営事業者からの提案を踏まえ、アンテナショップ運営協議会において協議・決定します。

iv 商品の仕入れに関する県内製造業者等との取引条件は、適切なものとなるよう配慮してください。なお、県はその状況等について、報告を求め、必要と認めるときは、その是正を要請する場合があります。

②イベントコーナーの運営

県内生産者等が直接販売することにより、消費者と触れ合い消費者の反応や評価、ニーズ等を直接情報収集する機会を確保するための「イベントコーナー」を設置してください。(「イベントコーナー」の仕組みは資料4のとおりです。)

③外販等の実施

店舗内での販売以外にも、アンテナショップの機能として、県産品に関するカタログ販売やインターネットを活用した県産品の販売(外販等)を行うことを想定しています。なお、その詳細は、アンテナショップ運営協議会において協議、決定することとします。

(3) 飲食部門

①‘山形ならではの’の飲食の提供

主に県産品を使用した飲食を提供することとし、そのメニューづくりにあたっては次に掲げる事項に留意してください。なお、具体的なメニューは、運営事業者からの提案を踏まえ、アンテナショップ運営協議会において協議・決定することとします。

- i 山形の多様な食材を使用した「山形ならではの」のものにすること
- ii 旬の素材による季節感豊かなものとする
- iii 物販部門で販売している食材を使用した料理の提供等物販部門と連携したものとする

②地場産業型工業製品等の展示・紹介

飲食部門のエリア外に、地場産業型工業製品分野の山形セレクション認定品等を展示・紹介するスペースを整備することとしております。飲食部門事業運営者は、これらに関する来店者からの問い合わせ等に対して的確に対応してください。また、購入希望者に対しては、物販部門の運営事業者のほか購入方法等を紹介してください。

③物販部門との連携

物販部門の運営事業者と連携のうえ、県産食材等の PR と販路拡大に向けた取組みに協力してください。

④県産食材の生産者等へのフィードバック

県内生産者等に対して、料理に使用する県産食材に関する来店者の反応等をフィードバックしてください。

しかし、県の施策の代行者としての対価相当を超えて、過度に利益が運営事業者に残っているならば、公平性の観点から問題があると考えます。そのため、県は賃料について、運営事業者の業績を踏まえて、定期的な見直しを検討する必要があります。

県と運営事業者の「貸室賃貸借契約書」には、(賃料等の改定)の条項があり、下記のとおり記載されている。

(賃料等の改定)

第8条 甲又は乙は、店舗の運営状況や甲と建物所有者との契約の変更その他の事情を勘案して、契約更新の際に、賃料等の改定を申し出ることができる。ただし、賃貸借期間中においても、賃貸物件の価格が著しく変動したときその他正当な理由があると認められるときは、甲乙協議のうえ、賃料等の改定を行うことができる。

(実施した手続)

県アンテナショップの賃料について、定期的な改定が行われているかという観点で、質問を行い、関係書類を閲覧した。

過去に賃料の改定が行われた実績はなく、そもそも県では運営事業者から毎年の決算書等の入手等による収支状況の把握を行っていない。

これは、当初の「運営事業者募集要項」の中で、下記のとおり、毎月の売上報告は求めるが、年度ごとの決算書等の提出を求めなかったため、把握する手段がないとの回答であった。

「山形県新アンテナショップ運営事業者募集要項」より抜粋

4. アンテナショップの運営にあたっての指示事項

- (1) 営業日・営業時間 (省略)
- (2) 適正な人員配置 (省略)
- (3) 営業に係る遵守事項及び諸手続き等 (省略)
- (4) 施設の維持管理等 (省略)
- (5) ホームページによる情報発信 (省略)
- (6) 売上金等の報告

運営事業者は、毎月の売上内容等を県に対して報告するものとします。様式等は別途指定することとします。

- (7) アンテナショップ運営協議会 (省略)

賃料等の今後の見直しについて、県では、現在、アンテナショップに係る様々な課題に対処するための全体的な「あり方検討」を行っているところであり、その中で支払っている賃料の見直しやアンテナショップ移転の可否等も含めて、他県の状況などを再度確認しながら検討しているとのことである。

(監査の結果)

アンテナショップの運営事業者からの賃料は、新アンテナショップ開業時から「売上の3%」で変わっていない。しかし、過度に利益が運営事業者に残っている場合には、公平性の観点で問題があるため、賃料について、「貸室賃貸借契約書」第8条(賃料等の改定)にもとづき、定期的に見直す必要がある。そのためには、運営事業者から、毎年、決算書等を入手し、収支状況を把握する必要がある。しかし、アンテナショップ整備時の「運営事業者募集要項」の中で、毎月の売上報告は求めているが、決算書等の提出は求めなかったため、現在は決算書等を入手しておらず、収支状況を把握することができない状況にある。このような状況では、賃料改定のための収支シミュレーションを行うことができない。よって、新規に運営事業者を募集する際はもちろん、既存の運営事業者との契約更新の際にも、契約額の定期的な見直しのために、収支状況を把握できる決算書等の提出を求めていくことを検討されたい。【意見】

4. 余剰電力売電収入

(収入の概要)

山形県が平成24年度末時点で管理中のダムは、12ダムあり、このうち、蔵王ダム（山形市）、月光川ダム（遊佐町）、田沢川ダム（酒田市）、綱木川ダム（米沢市）の4ダムが管理用発電を行っている。



(山形県ホームページ「山形県のダムマップ」より抜粋)

発電設備あり（発電事業用）	高坂ダム、神室ダム*、温海川ダム、荒沢ダム、木地山ダム
〃（ダム管理用）	蔵王ダム、月光川ダム、田沢川ダム、綱木川ダム、白水川ダム*
発電設備なし	留山川ダム、前川ダム

表中の * は、発電所建設中のダムを示す

管理用発電とは、経済性を考慮し発電事業が参画していないダムにおいて、水の有効利用を図るため、管理用発電設備を設置して自家用発電を行い、発生した電力をダム管理用として利用することで、ダム管理費の軽減を図るものである。

管理用発電により発電した電力のうち、ダム管理等の目的で利用して余った電力については、「補助ダム事業に係るダムエネルギー適正利用化事業の実施について（昭和 56 年 6 月 9 日 建設省河開発第 43 号 各都道府県知事あて建設省河川局長通達）」の別添第 8 にもとづき、一般電気事業者に売却している。

「補助ダム事業に係るダムエネルギー適正利用化事業の実施について（昭和 56 年 6 月 9 日 建設省河開発第 43 号 各都道府県知事あて建設省河川局長通達）」より抜粋

別添

補助ダム事業に係るダムエネルギー適正利用化事業実施要領

（余剰電力の売電等による有効利用）

第 8 ダムの管理者は、ダム管理用水力発電による発生電力のうち、当該ダムの管理の用に供した後の余剰電力（以下「余剰電力」という。）について、電気事業者に売電する等の有効利用を図ることができる。

余剰電力の売電単価の推移は下表のとおりであり、一般電気事業者との随意契約により決定している。

	当初		現在	
	契約締結日	売電単価	契約締結日	売電単価
蔵王ダム	平成 元年 3 月 31 日	4 円 90 銭	同左	4 円 90 銭
月光川ダム	平成 9 年 5 月 28 日	9 円 67 銭	平成 25 年 2 月 28 日	29 円
田沢川ダム	平成 13 年 6 月 22 日	10 円	平成 25 年 2 月 28 日	29 円
綱木川ダム	平成 19 年 3 月 22 日	7 円 03 銭	平成 25 年 2 月 28 日	29 円

（※）売電単価は、1 キロワット時当たりの税抜単価である。

発電開始当初の契約期間は当初契約締結日から 1 年又は 2 年で、両者のいずれから申し出がない場合は、更に 1 年延長し、以後も同様とする契約となっていた。

県では、当初の売電契約締結以降、実勢価格の変動状況を踏まえた結果、見直しをすると既存の単価より低くなる可能性があるため、据え置きとしていた。

その後、平成 24 年 7 月に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まり、既存発電設備についても経済産業省からの認定を受けた場合、同制度が適用されることに

なった。

経済産業省資源エネルギー庁「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック」より一部抜粋・要約

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度とは、「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」、「バイオマス」等の再生可能エネルギーで発電された電気を、その地域の電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度である。
- この電力会社が買い取る費用については、電気利用者から賦課金という形で、毎月の電気料金と合わせて集め、発電設備の設置など高いコストがかかる再生可能エネルギーの導入を支えている。
- 制度の対象となるのは、国が定める要件を満たす設備を設置して、新たに発電を始める方である。
- 平成 25 年度の 1 キロワット時当たり調達価格と調達期間は、「水力発電-200kW 以上 1,000kW 未満」の調達区分では、税抜 29 円、20 年である。
- 一度適用された価格は、固定価格のまま、調達期間の間は適用される。
- 買取期間終了後は、国による価格の規制が終了するため、期間終了が近づいた時点で発電事業者と電気事業者との合意により、買取価格を決める必要がある。

資源エネルギー庁新エネルギー対策課「既存発電設備の固定価格買取制度における設備認定手続について（平成 24 年 7 月）」より一部抜粋・要約

- 平成 24 年 7 月 1 日において、既に再生可能エネルギー電気の発電を開始していた設備についても、期限内に経済産業省による設備認定の申請を行えば、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けることができる。
- 調達期間は、新設に適用される調達期間から、既運転期間を控除した期間とする。

県では管理用発電を行っているダムについて、固定価格買取制度にもとづき、経済産業省より下記認定を受け、電気事業者との契約変更を実施した。なお、蔵王ダムについては、既運転期間が 20 年を超過しているため、制度の対象外である。

認定対象設備名	発電出力	認定日	調達価格（税抜）	調達期間
月光川ダム発電所	570kW	平成 24 年 12 月 25 日	29 円	60 月
田沢川ダム発電所	490kW	平成 24 年 12 月 25 日	29 円	108 月
綱木川ダム発電所	450kW	平成 24 年 12 月 25 日	29 円	179 月

その結果、蔵王ダムを除く3ダムについては、平成25年3月分から売電単価29円となり、以降の余剰電力売電収入の増加に寄与した。

余剰電力売電収入の過去5年間の推移は下表のとおりである。

[上段は売電電力量(千kWh)、下段は収入金額(千円)]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (4月～12月)
蔵王ダム	322	407	380	385	405
	1,579	1,995	1,862	1,890	1,984
月光川ダム	2,288	2,387	2,141	1,794	2,400
	22,131	23,085	20,706	20,337	69,598
田沢川ダム	3,574	3,549	3,220	3,210	2,663
	35,714	35,493	32,202	37,952	77,223
綱木川ダム	2,806	3,252	2,877	2,146	2,343
	19,732	22,868	20,232	20,633	67,959
合計	8,992	9,596	8,619	7,536	7,811
	79,157	83,442	75,003	80,814	216,764

さらに、県では、①29円という売電単価は、制度により国が電力会社を買取を義務づけている固定価格であること、②需給関係によってはさらなる売電単価の上昇による収入増加が考えられること、③買取期間経過後は当初の契約よりも低い売電単価で随意契約を締結せざるを得ない可能性があることから、今後、できるだけ高く余剰電力を売却するために以下の取組を開始している。

すなわち、蔵王ダムを除く3ダム(月光川ダム、田沢川ダム、綱木川ダム)の余剰電力について、平成25年11月29日付で、電力の売却に係る一般競争入札を行う旨、県のホームページにて公告し、その後、手続を進めている。

【河川課】ダム管理用発電所に係る電力の売却

月光川ダム外2ダムの管理用発電所に係る電力の売却について、一般競争入札を行います。

1 入札の場所及び日時

場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

日時 平成25年12月24日(火) 午後2時

2 入札に付する事項

月光川ダム発電所に係る電力 4,400,000キロワット時

田沢川ダム発電所に係る電力 6,800,000キロワット時

綱木川ダム発電所に係る電力 5,800,000キロワット時

3 契約期間

契約締結の日から平成28年2月29日まで(電力の需給開始は、平成26年3月1日からとします。)

4 入札方法

予定売却電力量に対する1キロワット時当たりの単価について行います。

※詳細は、入札公告、入札説明書、仕様書、電力受給契約書(案)及び参考図書をご覧ください。

- [入札公告\(PDF形式:76KB/2ページ\)](#)
- [入札説明書\(PDF形式:248KB/12ページ\)](#) ※様式(ZIPファイル Word形式:12KB/6ページ)
- [仕様書\(PDF形式:2MB/6ページ\)](#)
- [電力受給契約書\(案\)\(PDF形式:144KB/11ページ\)](#)
- [参考図書\(PDF形式:1.7MB/73ページ\)](#)

(山形県のホームページより抜粋)

地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則であること(地方自治法第234条)、自動販売機収入等において入札制度の導入により収入増加の実績があることから、売電収入についても一般競争入札を導入することは合理的である。

さらに、県では、多数の事業者が入札に参加し、競争原理が働くことで収入増加につながるよう、下記の仕組みを取り入れている点は評価されるべきである。

- ① 入札する事業者が中期の事業計画を立てやすくするため、契約期間を契約締結から平成28年2月29日までと複数年(2年間)契約にしている。
- ② 入札保証金、契約保証金を免除している。

しかし、県では、3ダムと同様に管理用発電を行っている蔵王ダムについては、一般競争入札の対象としていない。

(実施した手続)

管理用発電を行っているダムの余剰電力の売却については、全て一般競争入札を行うべきではないかという観点から、蔵王ダムについて一般競争入札の対象としない理由について質問を行った。

県では、下記の理由により、蔵王ダムの管理用発電所に係る電力の売却について一般競争入札を行わないと回答している。

- ① 固定価格買取制度の対象ではないこと
- ② 今後4年の間にダム・発電設備の更新予定があり、設備更新と合わせて固定価格買取制度の認定を受けた上で、一般競争入札も検討予定であること
- ③ 同ダムの余剰電力は、まず県庁の平日の消費電力の4割を賅っており、それでも消費されない夜間・休日等の余剰分のみ売却であるため、売電電力量の規模が小さいこと

蔵王ダム



(山形県ホームページ「パンフレット」より抜粋)

(監査の結果)

(1) 新設のダムについて

県の収入増加のためという目的に鑑みれば、今後、県が管理中のダムで管理用発電設備の新設を予定している「白水川ダム（平成 27 年 3 月新設/4 月発電開始予定）」についても、固定価格買取制度の認定を受けて、一般競争入札の実施という仕組みを継続していただきたい。

(2) 一般競争入札実施対象の拡大

県では、評価されるべき取組みとして、平成 25 年 11 月、管理用発電を行っているダムのうち、固定価格買取制度の認定を受けた 3 ダムについて一般競争入札を行う旨、広告し、その後、手続きを進めている。しかし、制度対象外である蔵王ダムについて、一般競争入札を行わない予定である。県が実施予定の一般競争入札は、複数年契約や保証金免除など入札に参加しやすい仕組みを取り入れることで多数の事業者が参加し、競争原理が働くことで収入増加につなげる目的で実施するものである。蔵王ダムの余剰電力は、大部分を山形県庁舎で消費しており、平日夜間と土日祝日の発電分が主に売却対象となるため、買取事業者が限定される可能性はあるが、他のダムと同様、一般競争入札の実施を検討されたい。【意見】

5. 広告掲出事業に関する収入

(収入の概要)

多くの自治体が財政健全化に向けた取組として実施している新たな財源確保のための施策の一つに、広告掲出事業がある。広告掲出事業とは、県の保有する財産に民間事業者の広告を掲載することで収入を得る事業である。

県でも当該事業を実施しており、平成 25 年 3 月に策定した「山形県行政改革推進プラン」の中でも、「持続可能な財政基盤の確立」をかかげ、歳入確保のための多様な財源の一つとして「県の広報媒体等への企業広告の掲載」を推進していくことが記載されている。

過去 5 年間の広告掲出事業に関する収入は、下表のとおりである。

(単位：千円)

種類	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
県庁舎内広告	-	134	1,040	2,310	2,408
村山総合支庁舎内広告	-	-	-	-	54
最上総合支庁舎内広告	-	-	-	-	- (※)
置賜総合支庁舎内広告	-	-	-	-	25
庄内総合支庁舎内広告	-	-	-	-	- (※)
県民のあゆみ広告	5,080	5,280	5,800	5,820	5,580
山形県ホームページバナー広告	3,000	2,650	2,560	2,990	3,150
あぐりんホームページバナー広告	90	170	260	200	220
ものづくりヤマガタ情報サイトバナー広告	-	-	81	108	135
山形県職員録広告	95	105	90	170	165
納税通知書封筒広告	630	618	500	611	631
合計	8,895	8,957	10,331	12,209	12,368

(※) 平成 24 年度より事業を開始したが、入札不調のため「-」となっている。

このうち、「県庁舎内広告」、「県民のあゆみ広告」「山形県ホームページバナー広告」の概要は次のとおりである。

(1) 県庁舎内広告

① 価格・価格決定方法

一般競争入札による。予定価格は、実績のある業者等の聞き取りによる市場調査にもとづき算定している。

②広告媒体の概要

推定広告閲覧者数は、県庁で勤務する職員数約 2,000 人及び 1 日当たりの平均来庁者数約 1,100 人である。

平成 25 年度の広告を掲出する権利の売却に関する一般競争入札の概要は、下表のとおりである。

所属	広告設置場所	掲出面数	結果
県庁舎	1 階エレベーターホール東側壁面 (4 面) 中央エレベーター内 (3 面×3 基) 西側非常用エレベーター内 (1 基×2 面) 東側非常用エレベーター内 (2 基×2 面) 東側非常用エレベーター壁面 (2 面)	21 面 (A1 版)	落札
	1 階来庁者用トイレ (6 面) 2 階講堂用前トイレ (6 面)	12 面 (B4 版)	入札不調
	1 階エレベーターホール中央南側壁面	1 面 (A1 版)	落札
	1 階エレベーターホール中央北側壁面	1 面 (A1 版)	落札
	2 階エレベーターホール東正面玄関側壁面	1 面 (A1 版)	入札不調
	2 階エレベーターホール東講堂側壁面	1 面 (A1 版)	入札不調

入札の実施回数は、年度途中から載せても費用対効果の観点で不合理であるとの判断で、年度で 1 回のみの実施であり、入札不調となり掲出を行わないパネルには、県がその事業に関するポスター等を無償で掲出できるものとしている。

(2) 県民のあゆみ広告

①価格・価格決定方法

価格は、一枠当たり最終ページは 30 万円/月、その他のページは 20 万円/月である。

価格決定方法は、広報誌制作に係る広告枠 1 枠当たりの経費を算出して価格設定を行い、読者の目に触れやすい最終ページは広告価値が高いと判断して、50%増しで価格設定している。

②広告媒体の概要

「県民のあゆみ」は、奇数月 1 日に発行される、A4 版、フルカラー 16 ページの県の広報誌である。推定広告閲覧者については、約 40 万部発行、県内全世帯配布されることから山形県民全体が対象と考えられる。

広告枠は最大で、最終ページ1枠、その他のページ5枠の合計6枠であり、平成25年1月号から11月号までの広告掲出状況は下表のとおりである。

	1月号	3月号	5月号	7月号	9月号	11月号
最終ページ	1枠	1枠	1枠	1枠	1枠	1枠
その他のページ	3枠	3枠	4枠	5枠	5枠	5枠

(3) 山形県ホームページバナー広告

①価格・価格決定方法

価格は、一枠当たり5万円/月である。

価格決定方法は、他県の動向等を踏まえて随時見直しながら価格設定している。

②広告媒体の概要

推定広告閲覧者については、トップページアクセス数で平成24年4月から平成25年2月までの月平均約243,000件が対象と考えられる。

バナー広告枠は最大6枠であり、平成25年1月から12月までのバナー広告掲出状況は下表のとおりである。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5枠	5枠	5枠	4枠	4枠	3枠	4枠	4枠	4枠	3枠	3枠	3枠

(実施した手続)

上記事業に関して、収入の確保及び広告媒体をさらに拡大することが可能かという観点から検討を行った。

(監査の結果)

「県庁舎内広告」掲出については、不調となる入札案件があるという現状から、広告媒体を拡大できる可能性は高くないと考える。

ただし、県庁舎以外の県有施設への広告掲出スペース拡充は検討する余地があると考えられる。他県では、県営住宅壁面への広告を募集している例もある。県では、平成25年3月に策定した「山形県行財政改革推進プラン」において、下記のとおり「県有財産の総合的な管理・活用の推進」に取り組むこととしており、県有財産の有効活用の観点から、各県有施設の特徴を活かし企業広告の拡大についても検討されたい。【意見】

(4) 県有財産の総合的な管理・活用の推進

県有財産総合管理推進本部（仮称）を設置し、県有財産総合管理（ファシリテイーマネジメント※）基本方針（仮称）を策定し、県有財産を経営的な視点で総合的に管理、活用する。

※ファシリティマネジメント：県が保有する又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に管理、活用すること

(途中省略)

② 県有財産の有効活用

県有財産を有効に活用するため、遊休施設や庁舎の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用などを進める。

(「山形県行財政改革推進プラン」より抜粋)

「県民のあゆみ広告」については、紙面の構成上、スペースが限られていることもあり、各号毎、空き枠が生じた場合に県のホームページ等により追加募集を行っている現状から、今後拡大できる可能性は高くないと考える。

「山形県ホームページバナー広告」については、現在の画面構成上、バナー枠を増やすことは可能であるが、既存の枠に空きが生じている現状では、検討する余地は少ないと考える。しかしながら、上記のとおり、アクセス数自体は月平均約 243,000 件と広告媒体としては十分価値があるため、収入確保に向け募集方法等を検討されたい。【意見】

6. やまがた緑環境税

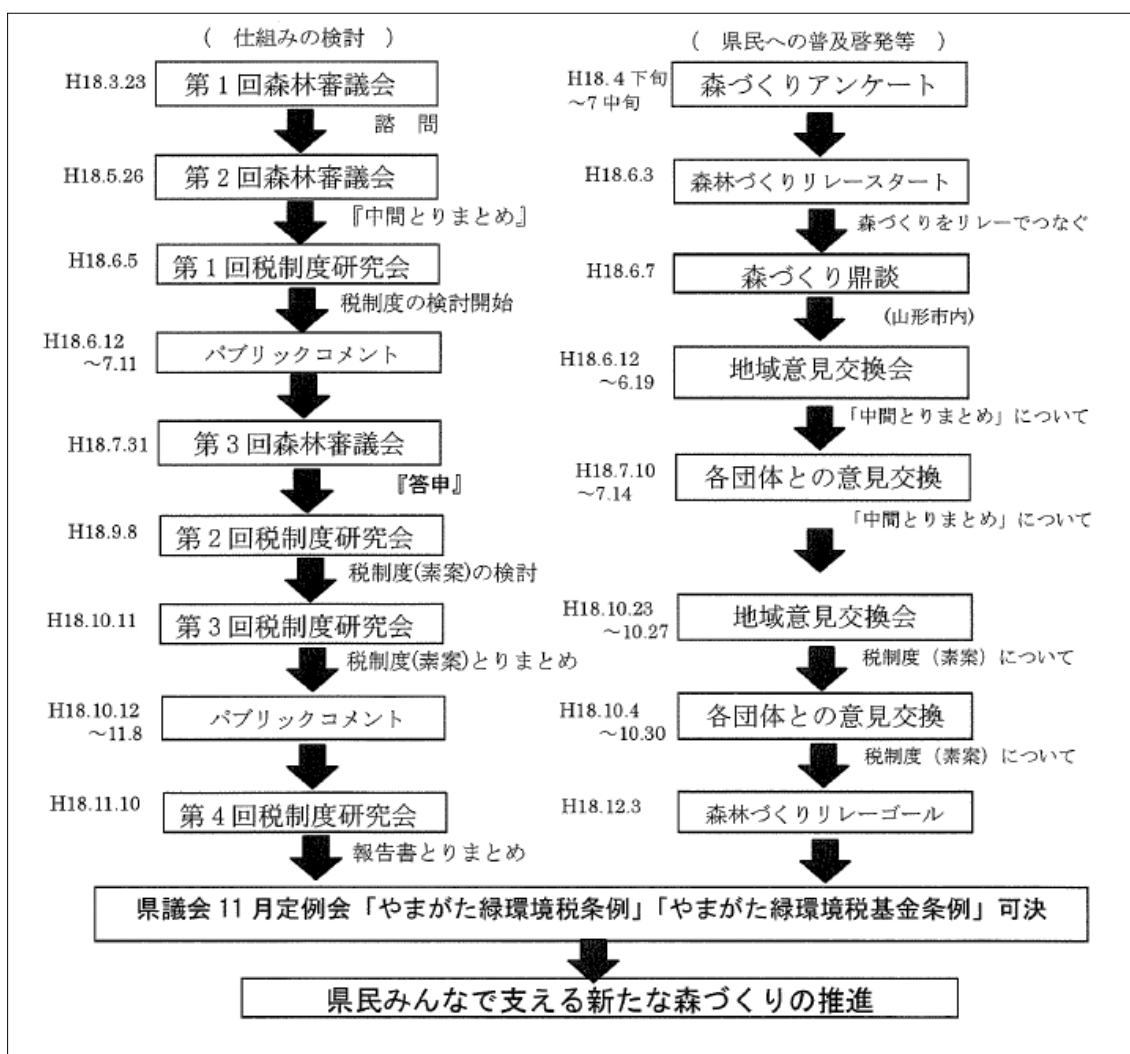
(制度概要)

やまがた緑環境税とは、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、平成19年度から導入している山形県独自の税金である。

税収は、用途を明確化するため会計を区分し、「やまがた緑環境税基金」に積み立て、上記施策を実施する経費に充当される。

山形県の森林は荒廃が進んでおり、森林の有する公益的機能が失われつつあったため、森林を回復させ、みどり豊かなやまがたづくりを推進するため、導入されたものである。

やまがた緑環境税を導入するに当たり、山形県は仕組みの検討及び普及啓発活動を下記のスケジュールにて実施した。



(山形県ホームページより)

税額の根拠としては、「森林からもたらされる様々な恩恵は県民すべての皆様が享受していることから、できるだけ多くの県民の方々に広く公平に負担していただく」という考え方にに基づき、県民税均等割額に一定の割合を上乗せする超過課税方式としている。

額は個人年 1,000 円、法人は県民税均等割額の 10%相当額（2,000 円～80,000 円）であり、住民税に加算して納税する仕組みである。

「やまがた緑環境条例」より抜粋

（目的）

第1条 この条例は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税として、県民税の均等割の税率に関し山形県県税条例（昭和 29 年 5 月県条例第 18 号。以下「県税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

～（略）～

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第3条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 36 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 1,000 円を加算した額とする。

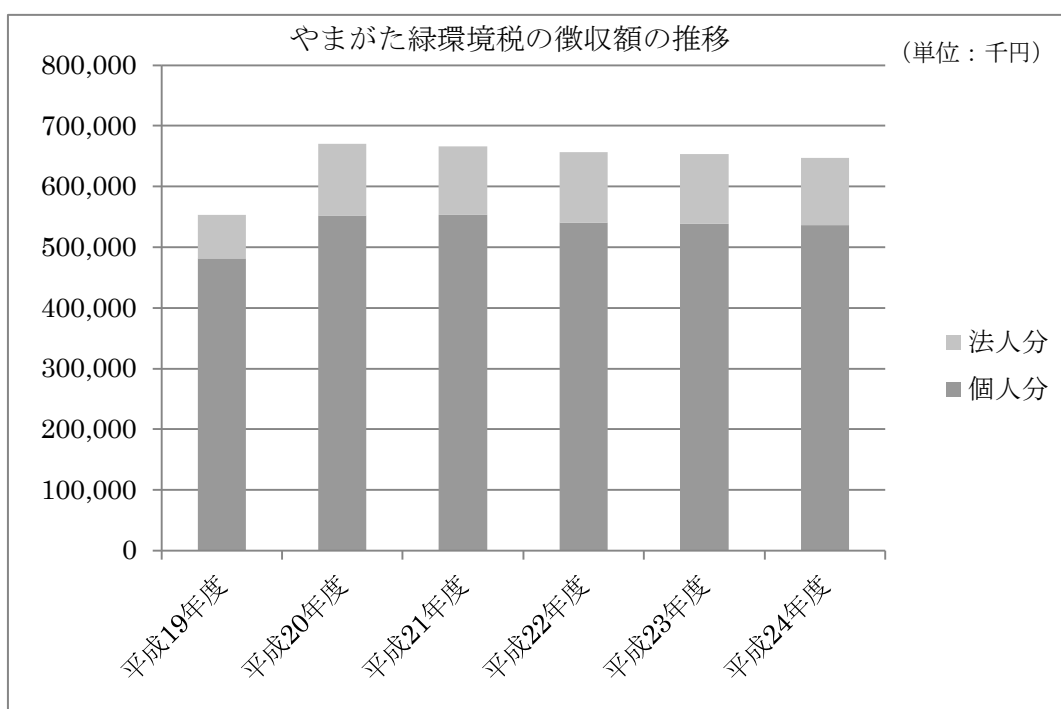
（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第4条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 43 条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を加算した額とする。

やまがた緑環境税の徴収額の推移並びに基金への積立額は下表のとおりである。

やまがた緑環境税の徴収額の推移

	当初 見込額 (千円)	実績額 (千円)			納税義務者数	
		個人分	法人分	合計	個人	法人
平成 19 年度	544,000	481,669	72,008	553,677	566,337 人	22,854 社
平成 20 年度	660,000	551,908	118,081	669,989	562,558 人	22,607 社
平成 21 年度	660,000	553,621	112,426	666,047	560,601 人	22,242 社
平成 22 年度	654,000	540,328	115,798	656,126	546,848 人	22,029 社
平成 23 年度	645,000	538,907	114,396	653,303	545,209 人	21,822 社
平成 24 年度	647,000	536,269	111,189	647,458	548,529 人	21,684 社



やまがた緑環境税基金への積立額 (単位：千円)

	前年度末 基金残高	積立額				取崩額	当年度末 基金残高
		税収分		当年度 運用益	計		
		当年度	前年度の 実税収額 と積立額 の差				
平成 19 年度	0	550,000	0	270	550,270	541,469	8,801
平成 20 年度	8,801	664,000	3,677	456	668,133	652,187	24,247
平成 21 年度	24,747	661,000	5,989	198	667,187	602,682	89,252
平成 22 年度	89,252	650,000	5,407	122	655,169	691,567	52,854
平成 23 年度	52,854	645,000	6,126	81	651,207	658,289	45,772
平成 24 年度	45,272	647,000	8,303	194	655,497	640,099	61,170

(実施した手続き)

監査人は税という徴収方法、設定された課税標準、使途、周知方法の妥当性について検討した。

(1) 税で徴収するという仕組みについての検討

「自治体の収入増加に関する調査研究(平成22年3月 財団法人地方自治研究機構)」で税という仕組みを採用する利点及びその際のポイントに言及されているため、監査の実施にあたり参考にした。

「自治体の収入増加に関する調査研究」より抜粋

(1) 公平な税負担が容易

住民税均等割には地域社会の費用を広く住民が負担するという「地域の会費」的性質がある。受益が広く住民におよぶため、その負担を多くの住民に広く薄く求めたい場合に適した手法と言える。

(2) 住民にとって負担額がわかりやすい

均等割はもともと一律の税額であるため、超過課税を行う場合には「一律〇〇円アップ」となり、住民にとってわかりやすい。一方、所得割に超過課税を行う場合には「税率〇〇%アップ」となり、個々に金額が違う上、計算しなければ負担額がわからない。(ただし、法人の場合は資本金の額に応じて均等割の額が違うのでこの限りではない。)

(3) 徴税コストが安い

税を賦課徴収するには、電算システムの整備、納税通知書の発送、収納環境の整備、督促、滞納整理等の膨大な事務に伴う徴税コストが必要である。超過課税の実施にあっては、賦課の際に若干の電算システム改修が必要になる場合はあるものの、おおよそ従前の賦課徴収事務のまま実施することができる。

～(中略)～

自治体が独自課税をするにあたり、重要となるポイントを一般論として述べると、①住民に新たな負担を求める必要があるのか、②税という手法は適切か、③住民に十分な説明を行い、理解を得たか、④新たな財源を元に適切に施策が実施されているか、の4点が特に挙げられる。

監査人は、前述の調査研究をもとに、下記4つの視点から、やまがた緑環境税について検討した。

	視点	監査人の検討
1	住民に新たな負担を求める必要があるか	やまがた緑環境税の導入の趣旨は、山形県の山林の荒廃が進んでいるため、森林の整備を行うことにより、森林の公益的機能を維持することにある。また、県民が森林への理解を深め、新たな森づくり活動を実施することにある。このため、県民に対して新たに負担を求めることはやむを得ないと考えられる。
2	税という手法は適切か	森林の恩恵は県民が広く受けているものであるから、県民全員で負担することが望ましいと考えられる。また「全員」で負担する際も広く薄く求めるのであれば、税という手法は適切であると考えられる。また、税額もわかりやすく算出されている。
3	住民に十分な説明を行い、理解を得たか	住民への十分な説明については、仕組みの検討、普及活動について何度も実施していることから、十分な検討、説明が実施されているものと考えられる。
4	新たな財源をもとに適切に施策が実施されているか	管理手法について基金により管理している。施策については、適切に実施されているものと判断した。詳細は、支出額の適切性を検証をした監査手続きを参照されたい。

以上より、税で徴収するという仕組みについては問題ないものと考えられる。

(2) 税額設定の妥当性についての検討

監査人は、やまがた緑環境税の税額、個人は年 1,000 円、法人は県民税均等割額の 10%相当額 (2,000 円～80,000 円) が妥当であるかどうかについて検討した。

個人 1,000 円、法人は県民税均等割額の 10%という額については、県の試算額、県民へのアンケート結果、森林審議会答申での付帯意見を参考として決定されている。

県の試算額	森林の公益的機能の低下による県民生活への影響を未然に防ぐため、新たな森づくりに要する年間事業費を6億円と試算している。 6億円の内訳は、荒廃森林11,600haの整備を10年間で進めるのに必要な単年度の所要額4億円＋県民理解の醸成を図るためのソフト事業に要する額2億円
県民へのアンケート結果	個人の税金について、年額1,000円を許容する回答が34.1%と最も高い
森林審議会での答申	「県民一人あたりの負担額として年額1,000円程度が適当である」との付帯意見

また、東北の他県状況は下表のとおりである。

	名称	法人	個人
青森県	—(制度なし)	—	—
岩手県	いわての森林づくり県民税	10%	1,000円
宮城県	みやぎ環境税	10%	1,200円
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	8%	800円
福島県	森林環境税	10%	1,000円

(各県ホームページより)

以上の税額設定の経緯や東北の他県の状況を考慮すれば、個人は1,000円、法人は県民税の均等割額の10%という水準は問題ないものと考えられる。

(3) 支出の適切性の検討

税額については、計画では支出額の試算をもとに設定していることから、支出が適正になされているかを検討することが肝要であると考えます。

そこで、平成24年度のやまがた緑環境税の活用実績を入手し、事業費が大きい項目について検討した。

★平成24年度やまがた緑環境税活用事業実績★

事業名	事業費 (千円)	事業概要	担当課
I 環境保全を重視した施策の展開			
森林環境緊急保全対策事業 (荒唐森林緊急整備事業)	443,076	長期の施業放置森林の整備や作業道の開設などにより、荒唐した森林の公益的機能を確保 (1,371.5ha)	森林課
森林環境緊急保全対策事業 (森林資源循環利用促進事業)	34,875	利用可能な間伐材の搬出支援 (30,401m)	森林課
森林環境緊急保全対策事業 (広葉樹林健全化促進事業)	9,561	広葉樹林の伐採と伐採木の利用を図り、更新による森林の健全化の推進 (12,671m)	森林課
森林環境緊急保全対策事業 (ナラ枯れ被害対策検証事業)	1,361	合成集合フェロモンによる面的防除対策や専門家による効果検証 (フェロモン設置10箇所)	森林課
I 計	488,873	(概分のみ)	
II 21世紀にふさわしい県民と森林の関わり構築			
①県民参加の森づくりの推進			
県民みんなで支える森・みどり環境公募事業	29,018	地域住民やNPO、企業等が地域のニーズに応じて取り組む自主的な森林をはじめとした自然環境保全活動を支援	みどり自然課
みどり環境交付金事業	87,151	市町村独自のきめ細かな森づくりや自然環境保全活動を展開できるよう交付金により支援	みどり自然課
やまがた絆の森プロジェクト推進事業	1,840	「やまがた絆の森プロジェクト」(県民、企業等の多様な主体が、気軽に森づくりに参加でき、森づくり活動の成果が実感できる仕組み)による森づくり参加者の拡大	みどり自然課
森林資源の活用による低炭素社会構築事業費	259	企業等の森林整備等による二酸化炭素の吸収・削減量の評価・認証制度の試行	森林課
① 計	118,268		
②自然環境保全対策の推進			
生物多様性の森づくり実証モデル事業 (新規)	642	里山を中心とした森林生態系(ニホンジカ等)の実態調査及び対応策の検討・試行	みどり自然課
自然環境総合モニタリング事業	5,447	森林を取り巻く自然環境を総合的にモニタリングし、影響予測や保全策を講じるために必要な異変等を早期に察知する体制を整備	みどり自然課
森林生態系を担う野生鳥獣の保護管理事業	2,085	人と自然が共生する森づくりを進めるため、傷病等で救護された野生鳥獣の野生復帰のためのリハビリ等を実施	みどり自然課
② 計	8,174		
③自然環境学習や森に親しむ環境づくりの推進			
自然環境学習推進事業	1,774	学校林の安全な学習環境の整備と森林環境学習に関する研修の実施、副教材等の作成・配布	みどり自然課
村山版「森のようちえん」拡大支援事業	723	園児を対象とした自然体験活動の開催・普及、活動発表大会の開催	村山総合支庁森林整備課
里山の森づくりサポーター育成事業 (新規)	40	県民が気軽に参加できる森づくりの推進のため、一般県民を森づくりサポーターとして養成	村山総合支庁森林整備課
最上の自然環境教育マスター養成事業 (新規)	375	「巨樹の国」最上の自然遺産、生活文化を次世代引き継ぐための自然環境教育指導者の育成	最上総合支庁森林整備課
障がい者の森林活動フィールド拡大事業 (新規)	309	障がい者が森林活動できる場所・施設等の現地調査、森林活動インストラクターの介助案内研修及び障がい者の森林体験活動による実証作業	置賜総合支庁福祉課
「動物共存の森」学習体験事業	133	野生動物と共存できる環境、森づくりの学習体験の実施	置賜総合支庁環境課
おきたま森林・自然環境学習推進事業	702	源流の森を活用した森づくり活動場所の整備、森づくり活動の道具購入	置賜総合支庁森林整備課
出羽庄内公益の森づくり事業	592	庄内海岸クロマツ林を保全するためのボランティア活動支援や指導者の育成、森づくりフォーラムの開催	庄内総合支庁森林整備課
③ 計	4,648		
II 計	131,090		
III 新たな森づくりの推進体制の整備			
やまがた緑県民会議	951	やまがた緑環境税を活用した事業の効果検証等を通してその適正な執行を確保し、県民みんなで支える新たな森づくりを推進	みどり自然課
新たな森づくりの普及啓発事業	7,364	新たな森づくりへの理解を深めてもらうため、森の感謝祭の開催や普及啓発活動の展開	みどり自然課
森づくりサポート体制推進事業	11,521	森づくり活動や野生生物保全活動を行う団体間のネットワーク化を推進、県民の森づくり活動への技術支援等を実施	みどり自然課
やまがた緑環境税広報事業(新規)	300	やまがた緑環境税の周知、広報	税政課
III 計	20,136		
合計	640,099	平成24年度やまがた緑環境税事業費(I+II+III)	

(「山形県ホームページ」より)

監査人は上記の平成24年度実績より、事業費の上位2件である荒廃森林緊急整備事業及びみどり環境交付金事業について監査手続きを実施した。

① 荒廃森林緊急整備事業

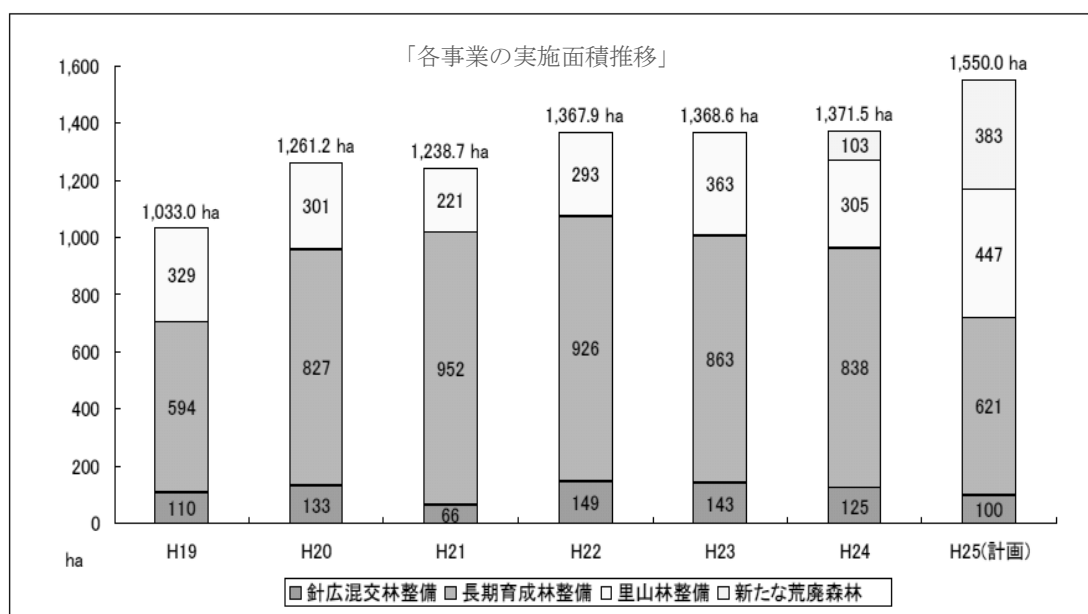
(事業概要)

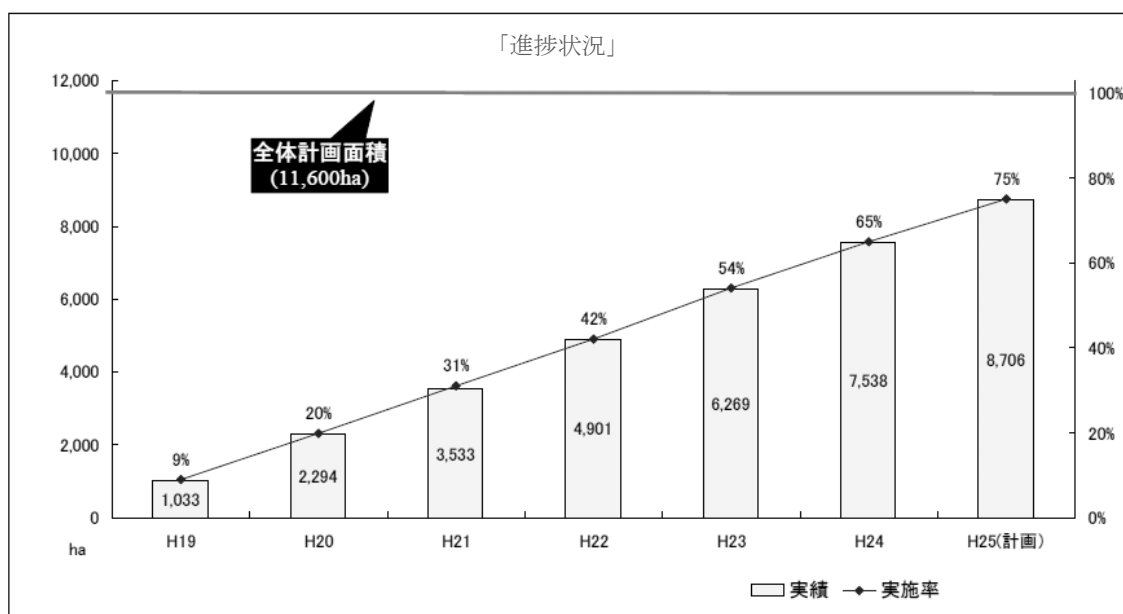
荒廃森林緊急整備事業とは、針広混交林整備事業、長期育成林整備事業（作業路整備を含む）、里山林再生事業の総称である。

本事業は県発注の委託事業であるため、山形県森林整備関係業務指名業者選定要領に基づき、指名業者を選定し、指名競争入札により、受注者及び契約金額を決定している。

事業名	目的	具体的内容
針広混交林整備事業	自然生態系が豊かで公益的機能が高度に発揮される森林を整備する。	スギ人工林に広葉樹を導入するための強度の間伐及びこれに必要な作業道を設置し、水源かん養など公益的機能の高い森林を育成する。
長期育成林整備事業	多様な樹齢からなる森林が面的に整備され、公益的機能が持続的に発揮される森林を整備する。	間伐及びこれに必要な森林作業道の設置など、森林組合等が森林所有者に代わって施業を一元管理し、森林の公益的機能を維持する仕組みを構築する。
里山林再生事業	多様な樹種や年齢で構成する、緑豊かな明るい里山林を再生する	病害虫被害木の伐採、広葉樹の植栽、簡易土留柵の設置をし、荒廃した里山林の再生を行う。

各事業の実施面積の推移は下表のとおりであり、計画と実績を比較した場合、10年間で荒廃森林を整備するという制度設計からすれば、制度開始6年で進捗率が65%であるから、進捗は順調である。





(「山形県ホームページ」より)

平成 24 年度の荒廃森林緊急整備事業の実施面積 1,371.5ha の総合支庁別の実績は下記のとおりである。

		村山	最上	置賜	庄内	合計
針広混交林整備事業	金額(千円)	37,768	1,103	1,445	0	40,316
	面積(ha)	119.4	3.4	2.2	0.0	125.0
長期育成林整備事業 (森林整備)	金額(千円)	53,793	58,619	63,123	51,100	226,635
	面積(ha)	206.1	189.3	192.2	259.5	847.1
長期育成林整備事業 (作業路整備)	金額(千円)	5,642	15,870	1,520	10,016	33,048
里山林再生事業	金額(千円)	45,878	14,660	60,017	22,523	143,078
	面積(ha)	114.8	52.2	164.2	68.2	399.4
合計	金額(千円)	143,081	90,252	126,105	83,639	443,077
	面積(ha)	440.3	244.9	358.6	327.7	1,371.5

(実施した手続き)

総合支庁別の実績においては、村山及び置賜が金額、面積ともに大きいため、村山総合支庁と置賜総合支庁を抽出の対象とし、それぞれの所管の契約のうちでもっとも金額が大きなものについて、仕様書、見積書、設計書、契約書、検査命令書、検査状況写真等の一連の資料を閲覧することにより、事務処理の適切性を検討した。

また契約金額の変更がある場合には、変更契約書及び変更理由について確認した。

(抽出した総合支庁及びその事業内容)

総合支庁名	事業名	場所	契約額(円)	契約期間
村山総合支庁	長期育成林整備事業	西村山郡	12,390,000	10月19日～1月31日
置賜総合支庁	里山林再生事業	米沢市	17,906,700	9月14日～1月31日

(監査の結果)

各種資料を閲覧した結果、事務処理は適正になされているものと認められる。

② みどり環境交付金事業

(事業概要)

趣旨	地域の実情に精通している市町村が、それぞれの地域課題に沿って、創意工夫を凝らした独自の事業展開が図られるしくみとして、交付金による支援を行うことを目的としている。
事業主体	各市町村
事業項目	1 森林・自然環境学習の推進、2 自然環境の保全活動の推進、 3 豊かな森づくりの推進、4 森林資源の利活用の推進
交付先の選定	基本配分枠：各市町村ごとに当該市町村の森林面積と児童生徒数を基礎として算出し、全市町村が実施するもの 特別配分枠：地域の特別な課題への取組みに対応するもの
審査方法	<p>(第1次審査)</p> <p>提出された事業計画書を総合支庁にて、やまがた緑環境税活用の趣旨への適合性の観点から審査する。 適合性の観点は、以下のア～ウである。</p> <p>ア 森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮につながるか</p> <p>イ 緊急又は重要であり、効果が広く県民に及んで公益性が高く、新規又はこれに準ずる拡充施策であるか</p> <p>ウ 他の特定財源が充当されていないか</p> <p>(第2次審査)</p> <p>関係課長等で構成する審査委員会にて、事業の波及性、具体性、効率性、独自性及び継続性を評価の観点とした審査基準に基づき各観点5点の計25点満点によって審査する。 2次審査における各評価の観定の定義は以下のとおりである。</p>

	<p>波及性 幅広い県民の意識の醸成や活動につながる可能性があり、他団体と幅広く連携した活動であるか</p> <p>具体性 課題解決の目的を持っており、具体的な事業内容であるか</p> <p>実現性 事業内容に見合った適正な経費で積算され、かつコスト削減に努めているか</p> <p>独自性 地域の実情や特性に応じ、創意工夫が見られるか</p> <p>継続性 単発的活動でなく、地域に根ざした活動として次年度以降も継続される可能性があるか</p> <p>(やまがた緑県民会議への報告)</p> <p>審査の経過等について、やまがた緑県民会議に報告することによって外部の有識者の承認を得る。</p>
--	--

平成 24 年度の地域別みどり環境交付金配分実績は下表のとおりである。

(単位：千円)

事業項目	基本配分枠		特別配分枠		合 計	
	事業数	交付額	事業数	交付額	事業数	交付額
村山地域	39	17,024	22	17,629	61	34,653
最上地域	28	9,022	15	8,592	43	17,614
置賜地域	22	11,778	11	7,923	33	19,701
庄内地域	16	12,176	8	5,056	24	17,232
計	105	50,000	56	39,200	161	89,200

(「山形県ホームページ」より)

(実施した手続き)

交付金交付の事務の適切性を検証するために、各地域から 1 市町村を抽出した。そして、合計 4 市町村に対する審査が適切になされ、やまがた緑環境税の趣旨に反する支出がないかどうかについて各種の審査資料、議事録の閲覧をすることにより検討した。

(抽出した市町村及びその事業内容)

	基本配分枠		特別配分枠	
	事業内容	金額	事業内容	金額
山形市 (村山)	森林学習・自然環境学習の場の整備(継)	640	森林に親しむ学習会	353
	みんなの森づくり活動(継)	1,620	みはらしの丘環境保全林里山整備(継)	213
	中学校への技術家庭、 図工教材の提供	1,035	野生生物との共生林整備(継)	317
			保育施設への教材提供(継)	164
			児童公園への木質チップ提供(継)	324
			公共施設の木質化(継)	1,114
			間伐材を利活用した森林環境学習(継)	1,531
			森林資源の利活用の推進(継)	914
計	3事業	3,295	8事業	4,930
大蔵村 (最上)	おおくら葉山塾(継)	482		
	菌茸栽培体験事業(継)	53		
	里山菌茸栽培体験事業(継)	216		
	県産間伐材普及事業(新)	325		
計	4事業	1,076	0事業	
小国町 (置賜)	白い森づくり体験事業(継)	949	白い森づくり体験事業(新)	124
	森から拓く次代につなぐ生業(わざ)づくり事業(継)	948		
	森林セラピー推進事業(継)	275		
	環境教育推進事業(新)	508		
計	4事業	2,680	1事業	124
鶴岡市 (庄内)	つるおかの森森林環境教育推進事業(継)	1,493	森林文化メッセージ運動事業(継)	200
	森への親しみ推進事業(継)	423	庄内自然博物館構想推進事業(継)	1,830
	つるおか広葉樹の森再生事業(継)	444	魚の森づくり事業(継)	25
	つるおかの森森林景観保全事業(継)	2,015	企業の森づくり事業(継)	398
	間伐材漁礁設置事業(継)	605		
	間伐材活用防風柵設置事業(継)	850		
計	6事業	5,830	4事業	2,453

(監査の結果)

監査人は1次審査資料、2次審査資料、やまがた緑県民会議議事録を閲覧した結果、各市町村の各事業について適切に審査されており、やまがた緑環境税の趣旨に沿った支出がされていることを確認した。

(4) 周知方法について

平成 24 年度の実績及び平成 25 年度の実績及び計画として以下のような取組を実施している。

項目		内容	
		平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績・計画)
広報・周知活動	1 広報媒体の活用	県のホームページ、県民のあゆみ（県広報誌）、広報番組、広報誌「森林やまがた」、フリーマガジン	県のホームページ、県民のあゆみ（県広報誌）、広報番組、広報誌「森林やまがた」
	2 リーフレット等による周知	税活用事業実績集の発行 税広報誌「もりしあ」 メルマガ配信	税活用事業実績集の発行 税広報誌「もりしあ」 メルマガ配信
	3 説明会、街頭キャンペーン、パネル展示等の実施	パネル展示 市町村でのイベント 多様な分野の団体への呼び掛けによる森林ボランティア研修 森林整備箇所への P R 看板設置	パネル展示 市町村でのイベント 多様な分野の団体への呼び掛けによる森林ボランティア研修 森林整備箇所への P R 看板設置 税 P R のラッピングバス運行
普及啓発	1 やまがた緑環境憲章及び森づくりシンボルマークによる周知	シンボルマーク入り普及啓発資材の配布 小学校 5 年生の副教材を作成し、県内の小学校 5 年生全員に配布	シンボルマーク入り普及啓発資材の配布 小学校 5 年生の副教材を作成し、県内の小学校 5 年生全員に配布
	2 やまがたの森の感謝祭、森づくり活動発表大会等の普及啓発行事の開催	県内 3 か所にて森の感謝祭を実施 森づくりリレー 森づくり報告会	県内 3 か所にて森の感謝祭を実施 森づくりリレー 森づくり報告会
	3 やまがた絆の森運動の促進	やまがた絆の森運動に延べ 2, 184 名参加	やまがた絆の森運動

	4 公募事業・市町村交付金事業の展開	みどり環境公募事業（ボランティア団体等）決算額 28,243 千円 みどり環境交付金事業（市町村） 決算額 86,406 千円	みどり環境公募事業（ボランティア団体等）予算額 30,000 千円 みどり環境交付金事業（市町村） 予算額 90,000 千円
緑 県 民 会 議 等	1 やまがた緑県民会議	3 回開催、現地視察 普及啓発の推進として、 広報誌への寄稿	3 回開催、現地視察 普及啓発の推進
	2 県民参加の森づくり活動 （参加者数）	82,987 人	88,000 人（目標）

（監査の結果）

みどり環境交付金事業は、山形県からの交付金という形で市町村が主体となって事業を行うものである。山形県みどり環境交付金事業実施要領第9第3項にて、「市町村長は、事業の実施にあたっては、市町村広報、森づくり活動報告会等により『やまがた緑環境税』を活用した事業であることを広く普及広報するよう努めるものとする」と定めており、交付決定の条件としている。

みどり環境交付金事業の取組をどの程度詳細に紹介するかどうかは、市町村の裁量の範囲であり、市町村によって普及広報活動は異なっているのが現状である。しかしながら、山形県みどり環境交付金事業実施要領にて「広く普及広報するよう努めるものとする」と定めている以上、県は各市町村の広報の取組を定期的に把握するなどし、普及広報がより徹底されるよう対応されたい。また、やまがた緑環境税がどのように使われているかについては県民の関心事であるため、県民の目に見える形での周知活動・普及活動の取組を一層増やしていくことを検討されたい。【意見】

7. 産業廃棄物税

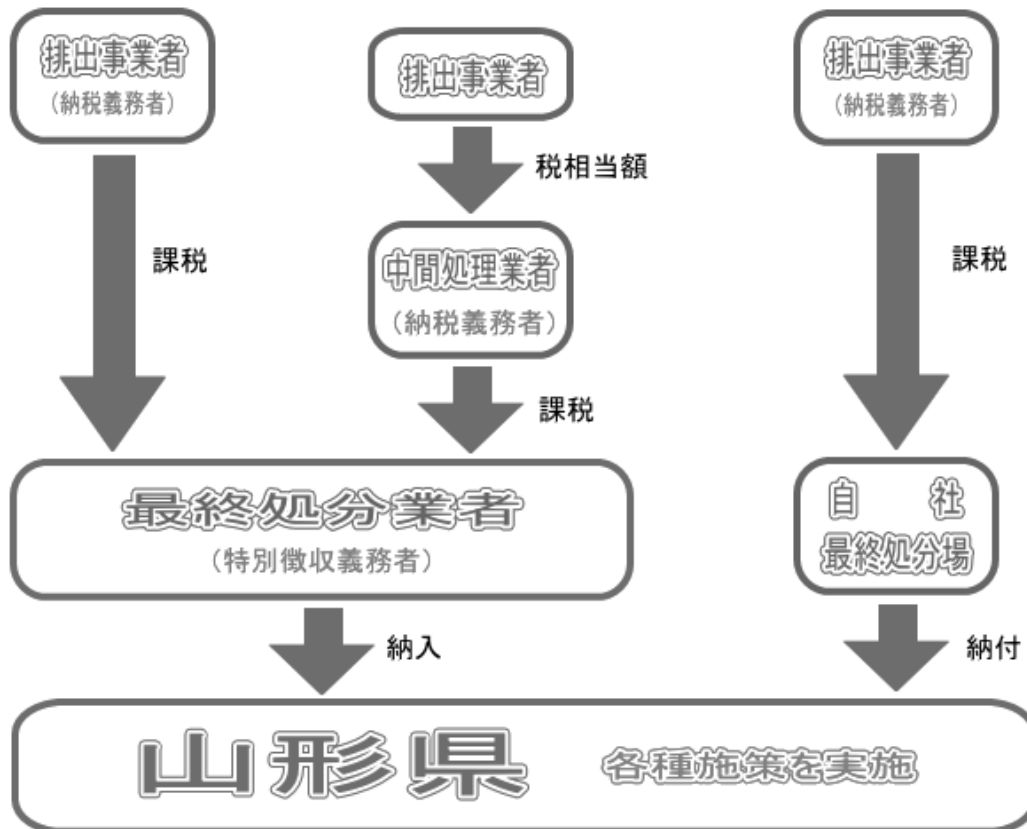
(制度概要)

産業廃棄物税とは、産業廃棄物の排出の抑制とリサイクル及びその適正処理を促進し、循環型社会の形成を目指すための諸施策を実施するために使われる税であり、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されるものである。

導入の目的	産業廃棄物の排出の抑制、リサイクル及びその適正処理を促進するために、新たに産業廃棄物税を導入し、循環型社会の形成を目指す。県では、「山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）」を策定し、産業廃棄物税の税収を活用しながら、循環型産業の振興等の施策を積極的に展開する。
納税義務者	産業廃棄物を排出する事業者で、県内に所在する最終処分場へ産業廃棄物の最終処分（埋立）を委託した事業者（中間処理業者を含む）又は自ら設置する最終処分場で最終処分（埋立）を行う事業者
課税の対象	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税される。
税 率	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円。
免除規定	天災その他の災害により排出された産業廃棄物及び公益上その他の事由により課税が不適当なものを最終処分場へ搬入する場合
申告期限	1月～3月⇒4月末、 4月～6月⇒7月末 7月～9月⇒10月末、10月～12月⇒1月末
徴収の方法	最終処分業者の方が、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者・中間処理業者の方から搬入量に応じて税を徴収し、申告納入する。また、自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、最終処分を行う事業者の方が申告納付する。
用途	資源循環型社会システムの形成、資源の循環を担う産業の振興、廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減を柱とした施策実施のための財源として活用される。
管理方法	基金として管理されている。

(課税の方式)

特別徴収（申告納入）と申告納付があり、納税義務者が最終処分場に処分を委託した場合、当該最終処分業者が特別徴収義務者として申告納入を行う。納税義務者自身が設置する最終処分場で処分した場合、自らが申告納付を行う。



「山形県産業廃棄物税条例」より抜粋

(目的)

第1条 県は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他の適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者及び廃棄物処理法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者のうち、産業廃棄物の最終処分（廃棄物処理法第12条第5項に規定する最終処分をいう。）を業として行う者をいう。

(3) 最終処分場 県内に設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 14 号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。
一部改正〔平成 23 年条例 14 号〕

(賦課徴収)

第 3 条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は山形県県税条例（昭和 29 年 5 月県条例第 18 号）の定めるところによる。この場合において、同条例第 2 条中「この条例」とあるのは、「この条例及び山形県産業廃棄物税条例（平成 18 年 3 月県条例第 16 号）」と、同条例第 3 条中「もの」とあるのは、「もの及び山形県産業廃棄物税条例第 1 条の規定により課する産業廃棄物税」と、同条例第 16 条第 1 項中「又はこの条例」とあるのは、「この条例又は山形県産業廃棄物税条例」とする。

(課税地)

第 4 条 産業廃棄物税に係る徴収金は、最終処分場の所在地において賦課徴収する。

2 知事は、前項の規定による課税地により難いと認める場合又は特に指定する必要があると認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

(納税義務者等)

第 5 条 産業廃棄物税は、産業廃棄物を排出した事業者（産業廃棄物が廃棄物処理法第 12 条第 5 項に規定する中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。以下「排出事業者」という。）が、その排出した産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

2 前項に規定するもののほか、産業廃棄物税は、排出事業者が、その排出した産業廃棄物を自ら設置している最終処分場において埋立処分する場合には、当該最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

一部改正〔平成 23 年条例 14 号〕

(課税標準)

第 6 条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第 7 条 産業廃棄物税の税率は、1 トンにつき 1,000 円とする。

(徴収の方法)

第 10 条 産業廃棄物税の徴収については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

(1) 第 5 条第 1 項の規定により産業廃棄物税を課する場合 特別徴収

(2) 第 5 条第 2 項の規定により産業廃棄物税を課する場合 申告納付

(特別徴収義務者)

第 11 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

(申告納入の手続等)

第 13 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税について、それぞれ同表の右欄に掲げる期限まで（最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、又は休止した場合にあっては、その終了し、又は休止した日から 1 月以内）に、課税標準たる重量、税額その他知事が必要と認める事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書により納入しなければならない。

1 月 1 日から 3 月 31 日まで 4 月 30 日

4 月 1 日から 6 月 30 日まで 7 月 31 日

7 月 1 日から 9 月 30 日まで 10 月 31 日

10 月 1 日から 12 月 31 日まで 1 月 31 日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(申告納付の手続等)

第 17 条 申告納付すべき納税者は、次の表の左欄に掲げる期間における産業廃棄物税について、それぞれ同表の右欄に掲げる期限まで（最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、又は休止した場合にあっては、その終了し、又は休止した日から 1 月以内）に、課税標準たる重量、税額その他知事が必要と認める事項を記載した規則で定める納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書により納付しなければならない。

1 月 1 日から 3 月 31 日まで 4 月 30 日

4 月 1 日から 6 月 30 日まで 7 月 31 日

7 月 1 日から 9 月 30 日まで 10 月 31 日

10 月 1 日から 12 月 31 日まで 1 月 31 日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

山形県では、平成 18 年 3 月に最終処分量がゼロとなる「ごみゼロやまがた」の実現を目指して、山形県循環型社会形成推進計画を策定した。その中で、循環型社会を築くために 3R（Reduce：廃棄物の発生抑制、Reuse：資源の再使用、Recycle：資源の再生利用）を推進することがうたわれている。

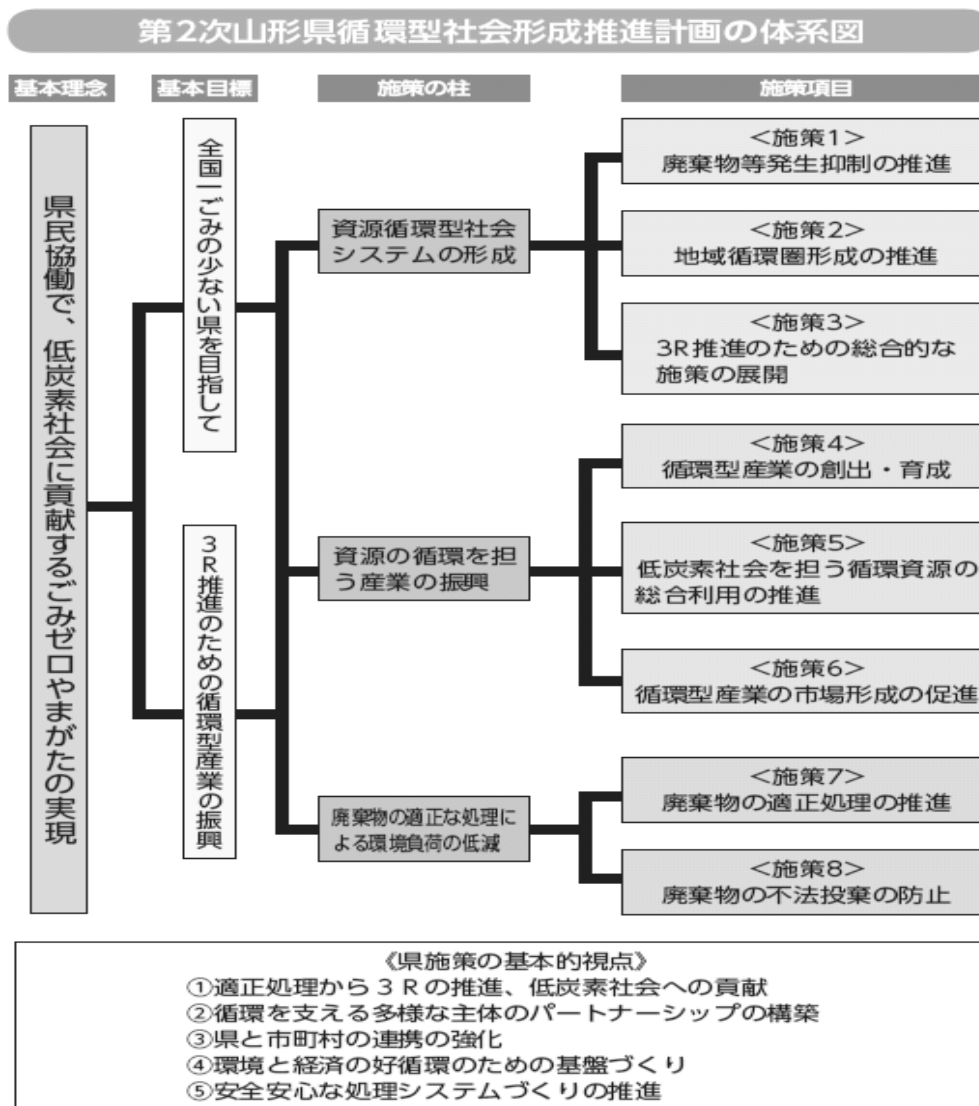
産業廃棄物税は、排出事業者、中間処理業者に税負担を課すことにより、産業廃棄物

の発生を抑え、循環型社会の構築を目指すものである。

その後、山形県は、平成24年3月に「第2次山形県循環型社会形成推進計画」を策定している。

(第2次山形県循環型社会形成推進計画の概要及び産業廃棄物税の用途)

産業廃棄物税は下表の施策1～8を実施するために使用される。



(「ごみゼロやまがた推進プラン(概要)」より)

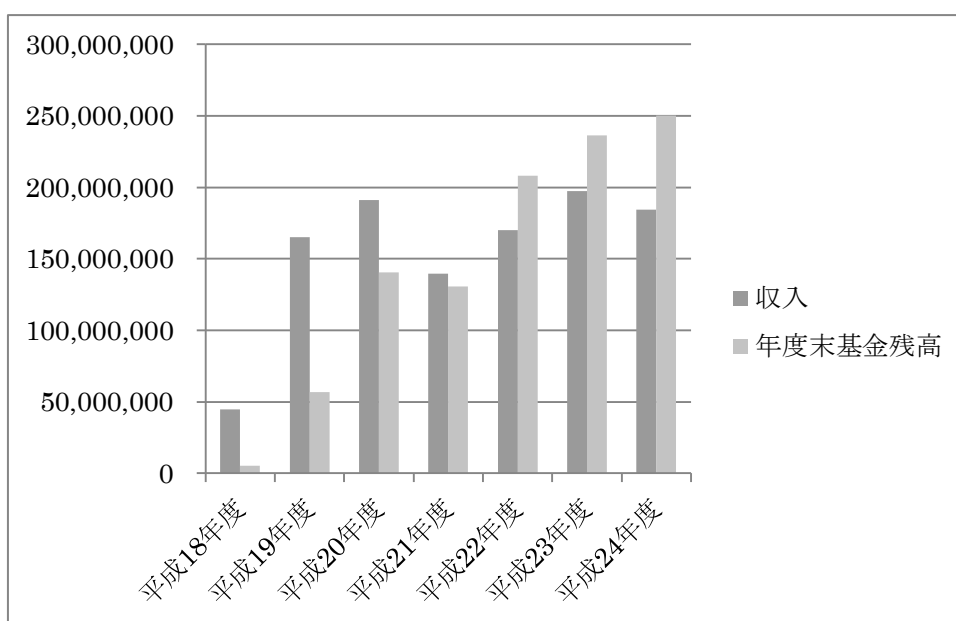
(収入規模)

産業廃棄物税の税込及び基金残高の推移は下表のとおりである。

(単位：円)

	① 収入	② 基金 運用利子	③ 使途	④ 年度末基金残高
平成 18 年度	44,876,444	4,833	39,428,094	5,453,183
平成 19 年度	165,008,224	203,776	113,590,664	57,074,519
平成 20 年度	191,248,253	309,913	108,236,811	140,395,874
平成 21 年度	139,788,778	157,948	149,750,064	130,592,536
平成 22 年度	170,233,000	77,011	92,643,390	208,259,157
平成 23 年度	197,283,000	82,704	169,179,211	236,445,650
平成 24 年度	184,563,000	231,400	171,150,858	250,089,192

(「山形県ホームページ」より)



また、支出額の推移は下表のとおりである。(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
資源循環型社会システムの形成	14,765	14,867	11,316
資源の循環を担う産業の振興	32,528	103,683	86,441

廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減	42,110	46,806	45,749
徴税経費	3,238	3,821	27,643
合計	92,643	169,179	171,150

(山形県ホームページ上のデータを監査人で加工)

平成 24 年度の徴税経費が増加したのは、還付金が発生したためである。その理由としては、最終処分場への搬入に対して産業廃棄物税は課税されるが、搬入した廃棄物をリサイクルのために最終処分場から搬出した場合、課税対象から除外されるため、一旦徴収した税の還付が発生したためである。

基金残高については、平成 21 年度を除き、収入額が使途額を上回っているため、残高が増加傾向にある。特に近年は東日本大震災の影響により、他県から搬入され山形県内で処理される産業廃棄物が増加しているため、増加が著しい。

(実施した手続き)

監査手続きとして、最終的な基金のあり方についてのヒアリング、課税標準額の妥当性の検討、支出の効果をどのように検証しているかについてのヒアリング、県民への制度周知の方法についてのヒアリング、産業廃棄物最終処分業者への処分業許可（更新）手続の妥当性の検討、適切な課税事務調査が行われているかどうかについて検討を実施した。

(1) 基金のあり方についての検討

現状、収入が支出を上回る状況であり、基金残高が増加しているため、最終的な基金のあり方について担当者にヒアリングを実施した。循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他の適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てていく方針とのことであった。

産業廃棄物税の税収は、景気等に左右されやすく、中・長期的な税収額を見込むのは難しいが、県は税金として収受した基金を有効に活用する責任があり、増加傾向にある産業廃棄物税基金について、基金残高を適正に管理していくための具体的な方策を明確にされたい。【意見】

(2) 課税標準額の妥当性についての検討

1 トンあたり 1,000 円という課税額が適切かどうかについて検討をした。

1 トンあたり 1,000 円の設定理由について担当者にヒアリングをしたところ、産業廃棄物税の発生抑制、減量化、再資源化のインセンティブとしての効果を考慮するととも

に、納税義務者（排出事業者）への過度な負担とならない金額としているとのことであった。

さらに、産業廃棄物税に係る他県との施策の均衡を図るため、既に導入済みまたは導入決定済みの東北隣県を含むすべての道府県と同じ 1,000 円に設定したとのことである。これは、仮にある県のみが低く設定した場合、その県に産業廃棄物の搬入が集中してしまうおそれがあるためである。

以上を検討した結果、課税標準額については、特段問題がないものと判断した。

(3) 支出の効果の測定についての検討

効果の測定としては「第 2 次山形県循環型社会形成推進計画」（平成 24 年 3 月策定）に定める以下の目標項目で効果を測定している、とのことである。

産業廃棄物排出量（平成 21 年度：3,557 千 t →平成 32 年度：3,622 千 t）

産業廃棄物リサイクル率（平成 21 年度：58.4% →平成 32 年度：60%）

産業廃棄物最終処分量（平成 21 年度：113 千 t →平成 32 年度：90 千 t）

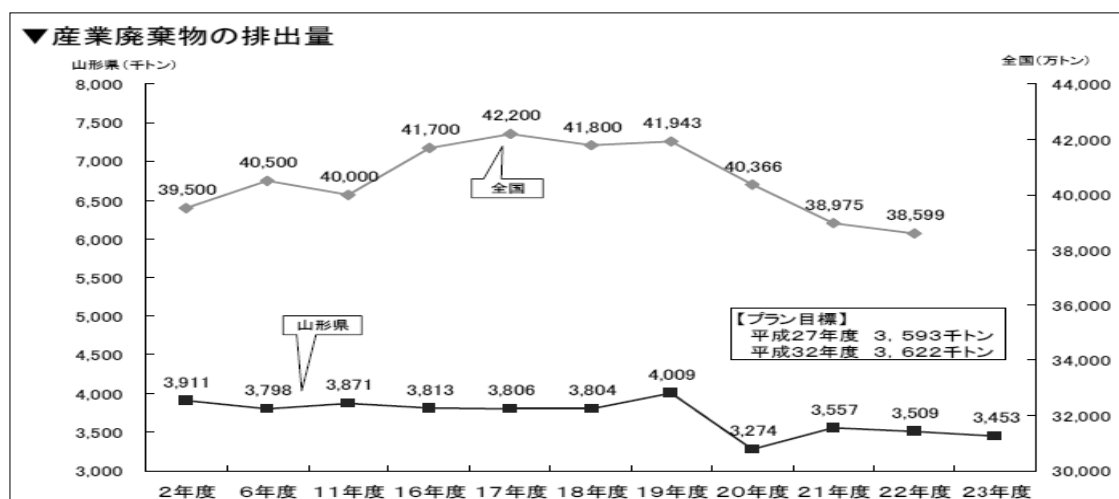
なお、同計画に定める以下の目標項目についても、効果の測定に際して参考としている。

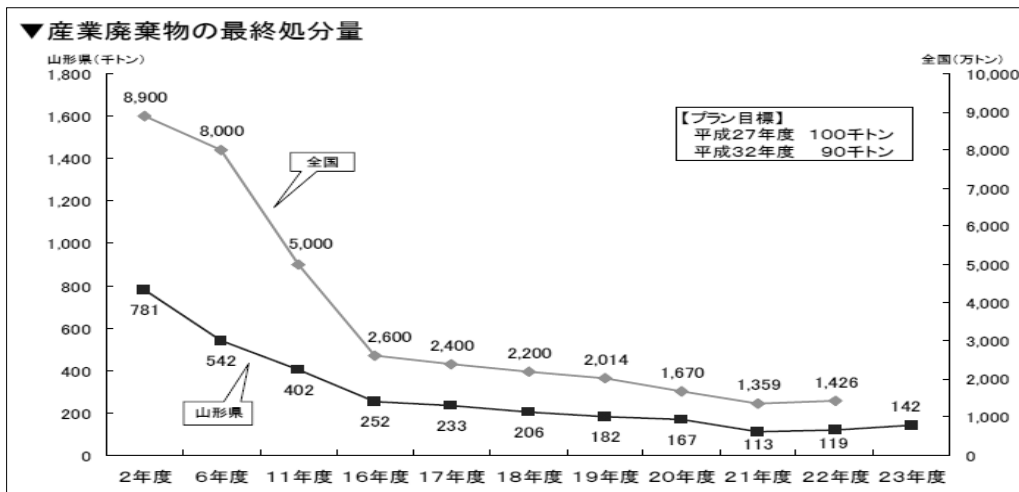
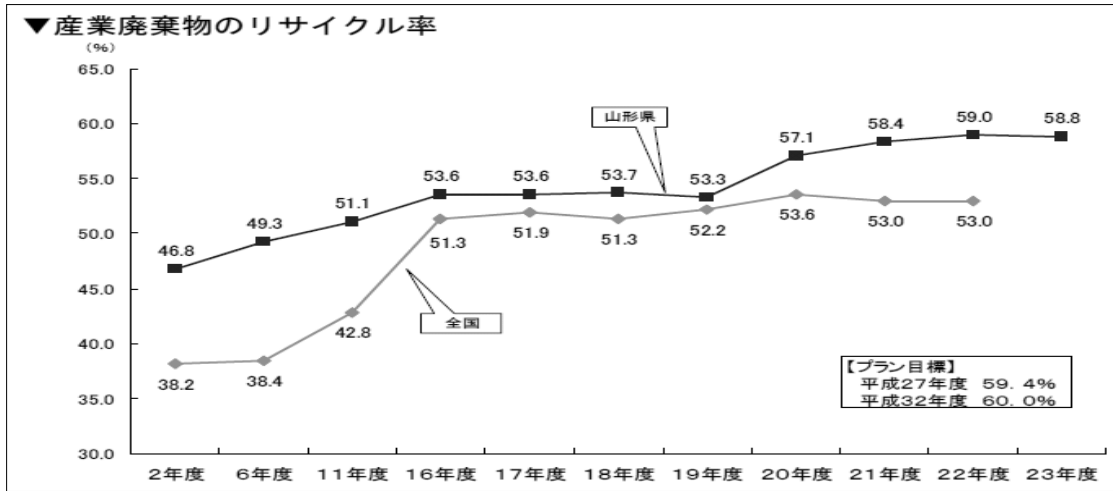
一般廃棄物排出量（平成 21 年度：416 千 t →平成 32 年度：355 千 t）

一般廃棄物リサイクル率（平成 21 年度：19.9% →平成 32 年度：25%）

一般廃棄物最終処分量（平成 21 年度：48 千 t →平成 32 年度：39 千 t）

産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分量、は以下のような推移となっている。





(平成 24 年度版山形県循環型社会白書より)

上記推移から、排出量及び最終処分量は減少傾向にあり、リサイクル率は上昇傾向にあることが読み取れ、県の掲げる「ごみゼロやまがた」に順調に向かっているものと判断できる。

(4) 県民への周知方法について

監査人は県民への周知方法についてどのような取組を行っているかについてヒアリングを実施した。

その結果、県の取組みとしては、県産業廃棄物税の制定時の平成 18 年度において、県ホームページへの掲載、新聞への掲載、県民のあゆみへの掲載、ポスター作製・掲示、パンフレットの作成・配布、ラジオによる放送を行い制度の周知を図っており、現在は県ホームページに掲載し、制度の内容等について周知・情報提供をしているとのことで

ある。今後とも引き続き、県ホームページによる周知・情報提供を行う予定であるとの、回答を得た。

(5) 最終処分業者への処分業許可の事務の適切性及び課税事務調査の適切性についての検討

監査人は、産業廃棄物税の徴収の前提として、特別徴収義務者である最終処分業者に許可を与えるプロセスが適切に設計・運用されているかどうかについて検討した。またその後の課税事務調査が適切になされているかどうかについて、検出事項一覧、申告書、調査報告書を閲覧することにより、検討した。

この検討に際して抽出した案件は、下表のとおりである。

なお、特別徴収義務者の各支庁別の数は、村山 4 社、最上 1 社、置賜 4 社、庄内 1 社である。そこで、最終処分業者数の多い、村山と置賜での案件を抽出している。

総合支庁	業者	実施時期	対象期間（申告期間）	許可事務	課税事務	備考
村山	A	24年11月	23年4月～24年10月	○	○	
	B	検査なし	—	—	—	
	C	検査なし	—	—	—	
	D	検査なし	—	—	—	
置賜	E	24年10月	24年7月～25年6月	○	○	
	F	24年10月	24年7月～25年6月	○	○	
	G	24年10月	24年7月～25年6月	○	○	
	H	24年10月	24年7月～25年6月	○	○	許可証の紛失あり

許可事務と課税事務のサンプルは共通であるが、上記B、C、Dの業者について、平成24年度中に課税事務調査が行われていないため、課税事務の検討の対象外とした。

(監査の結果)

山形県産業廃棄物税事務処理要領の「第13節 調査」に調査方法が記載されている。監査人は要領に従って、適正に課税事務調査がなされているかどうか検討した。また、産業廃棄物税の基礎となる、最終処分業者の財務状況の審査が適切になされているか、処分業許可事務が適切になされているかどうかについても検討した。

<p>「山形県産業廃棄物税事務処理要領」より抜粋</p> <p>第13節 調査</p> <p>申告額の妥当性を検証するため、定期的に（原則として1年度に1回）実地調査を行うものとする。その際の具体的な調査内容等については、おおむね次のようなものとなる。（調査の根拠は、法733の4）</p>

- | |
|---|
| <p>1 事前調査
調査対象月の搬入量、徴収猶予の有無、申告書の提出状況、納入(付)状況等についての事前把握</p> <p>2 現地調査
登録（届出）事項の変更の有無、搬入量の把握方法、帳簿の記載状況、マニフェスト・伝票・請求書・領収書等の保存状況、売掛帳の記載状況、最終処分場への産業廃棄物の搬入状況の調査</p> <p>3 申告納付すべき者に対する調査
申告納付すべき者の場合には、マニフェストがないため帳簿のみの調査となるが帳簿に記載するための伝票等の有無を確認するとともに、処分量の把握方法等について聴き取りを行う。</p> <p>4 その他
調査に当たっては、必要に応じて、各総合支庁の環境サイドと連携を図った上で、施すものとする。</p> |
|---|

- ① 検出事項について閲覧した。単純な計算ミスであり、監査上特段問題とはしない。
- ② 申告書についてサンプルで再計算を実施した。問題なし。
- ③ 山形県産業廃棄物税事務処理要領の第13節では、「申告額の妥当性を検証するため定期的に（原則として1年度に1回）実地調査を行うものとする。」と定めている。しかし、「原則として1年度に1回の取り扱いについて」の解釈が総合支庁間で異なっていた。すなわち、村山総合支庁では、1年度に1回1業者に対してのみ課税事務調査を実施しているのに対して、置賜総合支庁では、1年度にすべての業者に対して1回ずつ課税事務調査を実施していた。現在の文言では、どちらの解釈も可能である。1年度に1回1業者のみの検査では、業者数が増えるほどすべての業者を検査するのに年数を要し、課税事務調査の合理性が損なわれる恐れがある。よって、山形県産業廃棄物税事務処理要領の早期の文言の見直し又は運用の統一を図る必要がある。【指摘事項】
- ④ 各総合支庁で作成する課税事務調査の報告書については、様式が定められていないことから、各総合支庁において独自のチェックリストを作成したり、異なる様式で調査報告書が作成されている。また、調査時にコピーをとって入手している資料についても総合支庁間で異なっていた。
- 確かに、課税事務調査の質が保たれているのならば、どのような様式で検査を行うのかについては、総合支庁間での統一は不要である。しかしながら、本来不要である

資料までコピーをしているとすれば、効率的な課税事務調査がなされていない可能性がある。また、チェックリストを使用した方が検査時間を短縮できるのであれば、大いに採用すべきである。総合支庁間での情報の共有を図り、より効果的かつ効率的な課税事務調査に努めていただきたい。【意見】

- ⑤ 許可の更新の際に本来返還すべきである許可証を紛失していたため、「発見出来次第返却する旨」を誓約後、新規の許可証を発行していた事例があった（H社）。監査人は上記の事例が許可業務の取扱要領に照らして妥当かどうか、県に質問したところ、「問題はない」とのことであった。「山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」第12条によれば、許可証を紛失した場合には、産業廃棄物処理業者が、業務遂行上、許可証が必要な場合には再交付申請することになっているが、本事案では、更新時期と重なっており、許可証を返還させるための再交付は必要ないと総合支庁が判断し、また申請者の負担軽減のため、再交付申請は行わせなかった。

監査人としては、要領上はあくまでも更新の際には原本を返還しなければならないのであるから、上記のような簡便な運用は認められないと判断する。今回の事例は内規としての要領に反しているため、今後は要領に従った処理がなされるよう運用を徹底する必要がある。【指摘事項】

(参考条文)

「産業廃棄物処理業許可実務等取扱要領」より抜粋

(許可証の返還)

第7 許可証等の書き換えが伴う更新許可、変更許可、変更届並びに廃止届等の場合は、申請（届出）時に従前の許可証等を返還させる。

「山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」より抜粋

(許可証の再交付の申請)

第12条 産業廃棄物処理業者等は、許可証を紛失し、汚損し、又はき損したために許可証の再交付を受けようとするときは、別記用紙第10号による申請書を知事に提出するものとする。この場合において、当該申請が許可証の汚損又はき損によるものであるときは、当該許可証を添えなければならない。